大熊町地域防災計画

令和７年４月１日

大熊町防災会議

目　次

第１編　総則 1

第１章　基本的事項 3

第１節　計画の目的及び方針・位置づけ..... 3
第２節　災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標..... 5

第２章　町の概況と災害の想定..... 9

第１節　町の概況..... 9
第２節　被害想定..... 17
第３節　調査研究推進体制の充実..... 19

第３章　防災関係機関及び住民等の責務 20

第１節　防災関係機関の実施責任..... 20
第２節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱..... 21
第３節　住民等の責務..... 28

第２編　一般災害対策編 29

第１章　災害予防計画..... 31

第１節　防災組織の整備・充実..... 31
第２節　防災情報通信網の整備..... 33
第３節　災害別予防対策..... 36
第４節　火災予防対策..... 38
第５節　建造物及び文化財災害予防対策..... 41
第６節　緊急輸送体制の整備..... 42
第７節　避難対策..... 45
第８節　医療（助産）救護・防疫体制の整備..... 52
第９節　物資等の確保、廃棄物処理体制・罹災証明発行体制の整備..... 54

第 10 節　防災教育..... 57
第 11 節　防災訓練..... 60
第 12 節　自主防災体制の再生..... 63
第 13 節　要配慮者予防対策..... 66
第 14 節　受援体制の強化..... 71

第２章　災害応急対策計画.....72

第１節　応急活動体制..... 72
第２節　職員の動員配備..... 77
第３節　災害情報の収集・伝達..... 81
第４節　通信の確保..... 98
第５節　相互応援協力..... 101
第６節　災害広報..... 104
第７節　災害救助法の適用等..... 106
第８節　救助・救急..... 111
第９節　自衛隊災害派遣..... 113
第 10 節　避難..... 117
第 11 節　避難所の設置・運営..... 127
第 12 節　医療（助産）救護..... 132
第 13 節　緊急輸送対策..... 135
第 14 節　災害警備活動及び交通規制措置..... 138
第 15 節　防疫及び保健衛生..... 142
第 16 節　廃棄物処理対策..... 145
第 17 節　救援対策..... 147
第 18 節　被災地の応急対策..... 151
第 19 節　応急仮設住宅の供与等..... 154
第 20 節　行方不明者等の捜索、遺体の処理等..... 158
第 21 節　生活関連施設の応急対策..... 161
第 22 節　文教対策..... 164
第 23 節　要配慮者対策..... 167
第 24 節　ボランティアとの連携..... 170
第 25 節　消防活動..... 172

第 26 節　水防・土砂災害応急対策..... 175
第 27 節　雪害応急対策..... 185

第３章　災害復旧計画.....187

第１節　施設の復旧対策..... 187
第２節　被災地の生活安定..... 191

第３編　震災対策編 201

第１章　災害予防計画.....203

第１節　防災組織の整備・充実..... 203
第２節　防災情報通信網の整備..... 204
第３節　地震に強いまちづくり..... 206
第４節　上水道及び下水道災害予防対策..... 208
第５節　道路、橋りょう等災害予防対策..... 210
第６節　河川・海岸等災害予防対策..... 212
第７節　地盤災害等予防対策..... 213
第８節　火災予防対策..... 215
第９節　積雪・寒冷対策..... 216
第 10 節　緊急輸送体制の整備..... 217
第 11 節　避難対策..... 217
第 12 節　医療（助産）救護・防疫体制の整備..... 217
第 13 節　物資等の確保、廃棄物処理体制・罹災証明発行体制の整備.... 218
第 14 節　防災教育..... 219
第 15 節　防災訓練..... 219
第 16 節　自主防災体制の再生..... 219
第 17 節　要配慮者予防対策..... 220
第 18 節　受援体制の強化..... 220

第２章　災害応急対策計画.....221

第１節　応急活動体制..... 221

第２節　職員の動員配備..... 222
第３節　地震災害情報の収集・伝達..... 223
第４節　通信の確保..... 227
第５節　相互応援協力..... 227
第６節　災害広報..... 227
第７節　消防活動..... 228
第８節　災害救助法の適用等..... 230
第９節　救助・救急..... 230
第 10 節　自衛隊災害派遣..... 230
第 11 節　避難..... 231
第 12 節　避難所の設置・運営..... 231
第 13 節　医療（助産）救護..... 231
第 14 節　緊急輸送対策..... 232
第 15 節　災害警備活動及び交通規制措置..... 232
第 16 節　防疫及び保健衛生..... 232
第 17 節　廃棄物処理対策..... 233
第 18 節　救援対策..... 234
第 19 節　被災地の応急対策..... 234
第 20 節　応急仮設住宅の供与等..... 234
第 21 節　行方不明者等の捜索、遺体の処理等..... 235
第 22 節　生活関連施設の応急対策..... 235
第 23 節　道路、河川管理施設、公共建築物等の応急対策..... 236
第 24 節　文教対策..... 239
第 25 節　要配慮者対策..... 239
第 26 節　ボランティアとの連携..... 239

第３章　災害復旧計画.....240

第１節　施設の復旧対策..... 240
第２節　被災地の生活安定..... 240

第４章　津波災害対策.....241

第１節　津波災害対策の概要..... 241

第２節　津波災害予防計画..... 243
第３節　津波災害応急対策..... 248

第４編　事故対策編 257

第１章　航空災害対策計画.....259

第１節　航空災害予防対策..... 259
第２節　航空災害応急対策..... 261

第２章　海上災害対策計画.....263

第１節　海上災害予防対策..... 263
第２節　海上災害応急対策..... 265

第３章　道路災害対策計画.....270

第１節　道路災害予防対策..... 270
第２節　道路災害応急対策..... 272
第３節　道路災害復旧対策..... 274

第４章　危険物等災害対策計画.....275

第１節　危険物災害予防対策..... 275
第２節　危険物等災害応急対策..... 278
第３節　危険物等災害復旧対策..... 282

第５章　林野火災対策計画.....283

第１節　林野火災予防対策..... 283
第２節　林野火災応急対策..... 285
第３節　林野火災復旧対策..... 288

第５編　原子力災害対策編 291

第１章　総則 293

第２章　原子力災害事前対策 301

第３章　緊急事態応急対策.....311

第４章　原子力災害中長期対策.....329

第１編　総則

第１節　計画の目的及び方針・位置づけ

第１　計画の目的

大熊町では、平成31年４月に、大川原地区と中屋敷地区において、東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）の事故に伴う避難指示が解除され、令和元年５月には、町役場新庁舎での業務が開始された。

また、令和２年３月に、ＪＲ常磐線の再開にあわせ大野駅前の避難指示解除と下野上・野上の一部の立入規制緩和が実施され、令和３年３月には下野上・熊地区の一部が立入規制緩和区域に追加さ、震災前の町の中心的な施設を含む特定復興再生拠点定を指定し令和４年６月30日に解除された。

全町避難を余儀なくされた東日本大震災から14年を経て、町域の大部分はいまだ居住制限が解除されていないものの、住民の帰町や転入も徐々に進みつつある。また、福島第一原子力発電所の廃炉作業や放射性廃棄物中間貯蔵施設整備業務などで、毎日数千人規模の作業員が広域から通勤し、大熊町地内で活動している実態もある。

大熊町地域防災計画（以下「町防災計画」という。）は、こうした状況を受け、東日本大震災をはじめとする過去の災害の経験を教訓としながら、大熊町における総合的な防災対策を定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第２　計画の位置づけ

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、大熊町防災会議が作成する「町防災計画」として定めたものであり、国の防災基本計画、防災業務計画及び福島県地域防災計画（以下「県防災計画」という。）と連携した町の地域に関する計画である。

町、県、国における防災会議と防災計画の位置づけ

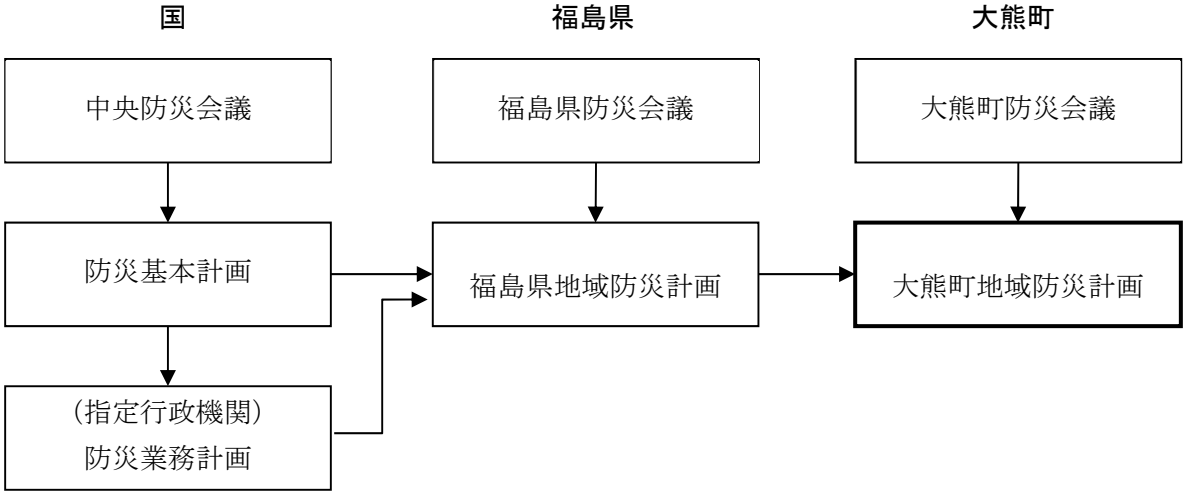

第３　計画の構成

「町防災計画」は、次の各編で構成する。

編	内　　容
総　　則	計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、災害種別ごとに示される事項を共通事項として整理したものである。
一般災害対策編	町防災計画の基本となる編として位置づけ、風水害等の対策における、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画について定める。
震災対策編	一般災害対策編を基本としつつ、特に震災対策について定める。
事故対策編	一般災害対策編を基本としつつ、特に航空災害、海上災害、道路災害、危険物等災害、林野火災の対策について定める。
原子力災害対策編	一般災害対策編を基本としつつ、特に原子力災害対策について定める。
資　料　編	各編に関連する各種資料を掲載する。

第４　計画の推進及び修正

この計画は、防災に関する基本的事項を示しているものであり、各機関はこれに基づくマニュアル等を作成し、その具体的推進に努める。

また、災害対策基本法第42条の規定に基づき、随時検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第５　計画の周知徹底

防災関係機関は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知徹底を図る。

１　防災教育及び訓練の実施

防災関係機関はもとより、一般企業・団体等においても災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、防災に関する教育及び訓練を実施する。

２　防災広報の徹底

防災関係機関は、地域住民の防災意識高揚のため、各種の広報媒体を利用するなど、あらゆる機会を捉え、広報の徹底を図る。

第２節　災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標

第１　災害対策の基本理念

災害対策は、災害対策基本法で定める以下の事項を基本理念として行われるものであり、この計画も基本理念に基づき策定する。

１　我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。

２　国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人ひとりが自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

３　災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。

４　災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限り的確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。

５　被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。

６　災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

第２　基本方針

この計画は、防災に関し、国、地方公共団体その他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的としており、計画の樹立及びその推進に当たっては、以下の事項を基本とする。

１　安心して帰町・復興するための地域防災力の再生

福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示が解除されることにより、長期避難を余儀なくされてきた住民が一人でも多く帰町を果たすことが期待されている。

また、町内では、福島第一原子力発電所の廃炉作業や、放射能汚染廃棄物中間貯蔵施設の建設作業などで、多くの作業員が勤務している。福島復興給食センター株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大熊分析・研究センターなど、震災前にはなかった新たな事業所も誕生している。

こうした住民、町内勤務者等が本町に安心して居住・勤務等を行うためには、大規模災害に対する備えが不可欠である。

このため、町による災害対策本部組織を中心に、住民、町内勤務者、事業所、国・県・広域行

政組織など関係機関、その他関係団体等が密に連携しながら、震災前に町内で形成されていた地域防災力を再生・再構築していく。

２　福島第一原子力発電所事故の教訓を反映した原子力防災対策の推進

福島第一原子力発電所事故では、発電所の電源喪失という想定外の事態が生じ、事故の対応や住民の避難などの対策に当たる「オフサイトセンター」も、停電や事故後の放射線量の上昇などにより機能せず、原子力防災対策に大きな教訓を遺した。

本町は、双葉町とともに、福島第一原子力発電所が所在する町であり、福島第二原子力発電所も至近にある。さらには、東海第二原子力発電所、女川原子力発電所など、影響を受けうる原子力施設は複数ある。

国では、福島第一原子力発電所事故を受けて、防災基本計画や原子力災害対策指針を改定して、原子力防災対策を強化しており、本町においても、これらを基本に、原子力災害に備えていく。

３　災害に強い防災コミュニティづくり

本町では、東日本大震災以前は、行政区単位に組織された消防団が広域消防とともに、日常から住民と親密な関係を築き、警察など関係機関と連携しながら、火災、救急などの業務を通じて、住民の生命・身体・財産を守ってきた。

震災後の全町避難により、住民は全国に長期避難となり、避難先で新たな人間関係やコミュニティが形成されてはいるが、大熊町を単位とする一部の住民活動は受け継がれている。

避難指示解除による帰町後の町の復興に向け、既存の消防団をはじめとする住民活動を再生・再構築するとともに、震災後に築かれた新たな住民活動を町土を舞台に一層活性化し、住民と行政が協働で、災害に強い防災コミュニティづくりを進める。

第３　発災直前及び発災後の活動目標

風水害及び雪害については、気象情報等の分析により災害発生の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の活動が重要となる。

また、震災を含め被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。

このため、発災直前及び発災後の基本的な事項について活動目標を整理する。

なお、活動区分ごとの活動目標については、基本的な事項についてまとめたものであることから、実際の運用に当たっては、災害の態様、状況に応じた配慮が必要となることに留意する。

一般災害時における発災直前及び発災後の活動目標

活動区分	活動目標
直前対応	■災害直前活動 ・気象情報、警報等の収集・伝達 ・適切な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・水防活動やダム、せき、水門等の適切な操作等の災害未然防止活動の実施
緊急対応	■初動体制の確立 ・対策活動要員の確保（非常参集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応 ■生命・安全の確保 ・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・迅速な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・広域的な応援活動の要請、広域的な協力による救助・救急活動等の遂行 ・給食、給水の実施 ・道路啓開、治安維持に関する対策 ・災害の拡大防止及び二次災害の防止関連対策
応急対応	■被災者の生活の安定 ・ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復 ・救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供 ・就業・就学環境、通勤・通学手段の早急な回復 ・代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復 ・生活再建に係る支援の実施
復旧対応	■地域・生活の回復 ・被災者のケア ・がれき等の撤去 ・環境の回復 ・生活の再建
復興対応	■地域・生活の再建・強化 ・教訓の整理 ・町復興計画の推進 ・町の各種機能の回復・強化

震災時における発災直前及び発災後の活動目標

発災後フェーズ		活 動 目 標
直後	即　時 対応期	■初動体制の確立 ・対策活動要員の確保（非常参集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・防災気象情報の収集・伝達 ・被災情報の収集・解析・対応
直後 ～数時間以内		■生命・安全の確保（瞬時の対応） ・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・火災延焼の阻止活動、津波・火災延焼に対応した住民避難誘導活動等 ・広域的な応援活動の要請
１日目 ～３日目	緊急時 対応期	■生命・安全の確保（72 時間以内の対応） ・専門部隊等も加えた本格的な行方不明者の捜索、救出活動、災害医療等の生命の安全にかかわる対策 ・広域的な協力による火災消火対策活動、地盤崩壊対策活動等の遂行 ・道路啓開、治安維持に関する対策 ・有毒物・危険物の漏洩対策等の二次災害の防止関連対策 ・給食、給水、避難所の開設と運営、救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供
４日目 ～１週間	応　　急 対応期Ⅰ	■被災者の生活の安定（最低限の生活環境） ・ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復
１週間 ～１か月	応　　急 対応期Ⅱ	■被災者の生活の安定（日常活動環境） ・就業・就学環境、通勤・通学手段の早急な回復 ・代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復 ・生活再建に係る支援の実施
１か月 ～数か月	復　旧 対応期	■地域・生活の回復 ・被災者のケア ・がれき等の撤去 ・環境の回復 ・生活の再建
数か月以降	復　興 対応期	■地域・生活の再建・強化 ・教訓の整理 ・町復興計画の推進 ・町の各種機能の回復・強化

第１節　町の概況

第１　自然的条件

１　位置・地勢

本町はいわき市より北に49㎞、宮城県仙台市より南に103㎞の地点にあり、双葉郡の中央部に位置して北緯37度22分19秒～37度25分50秒、東経140度51分29秒～141度2分30秒の間にある。東は太平洋に面し、西は阿武隈山系の分水嶺をもって田村市と境し、南は富岡町、川内村 、北は浪江町、双葉町に隣接している。西高東低の地形であり、海岸線から標高676ｍの最高地点まで起伏に富み、東西15.4㎞、南北に6.7㎞、総面積78.71k㎡でその61％は山林であり、そのうち約48％は国有林である。

阿武隈の山嶺から町内の南部、中部、北部に３条の支脈が丘陵をなし太平洋に尽き、その間を熊川、小入野川、夫沢川の３河川が東流して流域に耕地を造っている。太平洋岸は熊川浜、夫沢浜以外の海岸は絶壁をなし、港と称すべきものはなかったが、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所専用港が冷却水取水を主目的として夫沢地内に造られ、重量物荷揚のため3,000 t級の船舶が出入りできる。

２　地質

本町の西半山間地帯は、新生代第３紀古層に属し、東半平坦地帯は第４紀沖積層に属する。

土壌的には不良火山灰土、重粘土、あるいはポドゾル性黒粘土地帯に含まれ、東南熊川流域は砂質土が多く、中部及び東北部平坦地帯は火山灰的軽鬆土が大部分である。

３　河川

本町を東西に流れる河川のうち最も大なるものは熊川で、その源は川内村堺に発し、阿武隈山系を横断し、西方部より西南部を経て太平洋に注ぎ、延長25㎞、最大川幅は80ｍで、県費支弁河川の指定を受けている。

なお、北部には鈴内ため池を起点とする延長６㎞の夫沢川及び北沢ため池より流れる延長４㎞の小入野川とがある。また、日隠山南部に源を発し、坂下ダムを経由して熊川と合流する大川原川がある。

４　ダム・ため池

本町には水田灌漑用のため池大小129が主として西北部に点在しており、その主なものは阿武隈山中に在る小塚ため池であって、水面面積4.8ha、貯水量57万tである。西部郡堺にある万右ェ門ため池は水面面積４ha、貯水量25万tである。

また西南部にある坂下ダムは満水面積21ha、貯水量284万tである。

５　気候

気候は、東日本型海洋性で比較的温暖で、年平均気温12.6℃、年間降水量も1,550㎜前後でほとんど積雪をみない。季節的には西風、西北風が激しいが、おおむね自然条件に恵まれている。

第２　社会的条件

１　沿革

大熊町は、昭和29年11月１日に大野村と熊町村が町村合併促進法により合併して、発足した。合併前の大野村は、明治22年４月１日の町村制施行の時に、野上村、大川原村、下野上村の３村が合併したものであり、熊町村は、熊川村、熊村（明治13年７月15日に熊村と佐山村の２村合併）、夫沢村、小良浜村及び小入野村の５か村が合併してできたものである。

藩政時代は、現代の双葉郡・双葉町一帯とともに相馬藩領内七郷のうち、南標葉郷陣屋の支配下に属し、南は磐城に接し、戦国時代は国境陣地群を形成し、徳川期となって元和年間以降は熊駅に関門が置かれた。

平成23年３月11日の東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所事故により、町域全域が「警戒区域」となって全住民が避難を余儀なくされ、町役場についても会津若松市に本庁舎を、いわき市に出張所を、二本松市に中通り連絡事務所（平成28年４月から郡山市）に設置して行政運営を行ってきた。

「警戒区域」は平成24年12月に「帰還困難区域」・「居住制限区域」・「避難指示解除準備区域」に再編され、町域の大部分が帰還困難区域に指定され、帰町に向けた明確な時間軸の設定ができない状況が長く続いたが、平成28年４月には町内に大川原連絡事務所を設置し、同年８月には、帰町への第一歩として大川原地区と中屋敷地区で特例宿泊が開始された。

その後、平成31年４月に、大川原地区と中屋敷地区において、福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示が解除され、令和元年５月には町役場新庁舎を大川原地区に開設した。平成29年５月には福島復興再生特別措置法の改正を踏まえ、「特定復興再生拠点区域復興再生計画」を策定し、区域内の除染・インフラ復旧・整備を一体的に進めてきたことで、令和４年６月には特定復興再生拠点区域の避難指示が解除された。これを受けて、下野上地区復興拠点に産業交流施設、商業施設、住宅、中央産業拠点等を整備し、かつての賑わいを取り戻す取り組みを進めています。

特定復興再生拠点区域外については、令和３年８月に、「国は2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるように、避難指示解除の取り組みを進めていく」との方針が示された。この方針を実現するため、国は、令和５年６月に福島復興再生特別措置法を改正し、「特定帰還居住区域」を設定できる制度を創設しました。町は、「特定帰還居住区域復興再生計画」を作成し、特定期間居住区域を定め、区域内の除染・インフラ復旧を進めることにより、当該区域の避難指示解除をめざしていきます。

２　人口

令和７年１月31日現在の人口は9,915人で、この大半は県内・県外避難者で、町に住民登録がある居住者数は878人となっている。町に住民登録がない居住者（主に東電寮居住者）を含めた町内居住推計人口1,347人である。

本町の人口（令和７年１月 31 日現在）

町に住民登録がある居住者数	県外避難者数	県内避難者数	**人口**（海外、不明除く）
878	2,117	7,798	**9,915**
町に住民登録がある居住世帯数	県外避難世帯数	県内避難世帯数	**世帯数**
674	1,105	3,835	**4,940**

町内居住推計人口
1,129

〔居住地の都道府県別の内訳〕

都道府県名	**人数（人）**	**都道府県名**	**人数（人）**
北海道	31	京都府	6
青森県	13	大阪府	12
岩手県	2	兵庫県	8
宮城県	166	奈良県	2
秋田県	12	和歌山県	3
山形県	34	鳥取県	0
福島県	**7,798**	島根県	2
茨城県	419	岡山県	2
栃木県	177	広島県	0
群馬県	61	山口県	2
埼玉県	334	徳島県	0
千葉県	219	香川県	0
東京都	213	愛媛県	1
神奈川県	140	高知県	0
新潟県	138	福岡県	21
富山県	4	佐賀県	4
石川県	10	長崎県	0
福井県	5	熊本県	2
山梨県	3	大分県	6
長野県	7	宮崎県	26
岐阜県	4	鹿児島県	1
静岡県	8	沖縄県	7
愛知県	4	**小　計**	**9,915**
三重県	8	海外	1
滋賀県	0	生存のみ確認	1
		合　計	**9,917**

〔福島県内の居住地の市町村別の内訳〕

市町村	人数（人）	市町村	人数（人）
福島市	173	三島町	0
会津若松市	445	金山町	0
郡山市	937	昭和村	0
いわき市	4,307	会津美里町	16
白河市	55	西郷村	16
須賀川市	89	泉崎村	19
喜多方市	31	中島村	0
相馬市	95	矢吹町	14
二本松市	31	棚倉町	1
田村市	50	矢祭町	0
南相馬市	249	塙町	1
伊達市	8	鮫川村	6
本宮市	42	石川町	3
桑折町	0	玉川村	2
国見町	2	平田村	4
川俣町	0	浅川町	0
大玉村	42	古殿町	5
鏡石町	10	三春町	56
天栄村	0	小野町	8
下郷町	0	広野町	51
桧枝岐村	0	楢葉町	50
只見町	0	富岡町	29
南会津町	0	川内村	11
北塩原村	0	**大熊町**	**878**
西会津町	0	双葉町	0
磐梯町	4	浪江町	7
猪苗代町	0	葛尾村	3
会津坂下町	13	新地町	32
湯川村	3	飯舘村	0
柳津町	0	**合　計**	**7,798**

３　土地利用

本町の東日本大震災前の土地利用は、町域東部の平野部を中心に、宅地、田畑、福島第一原子力発電所施設用地をはじめとする工業・業務用地に利用され、ＪＲ常磐線大野駅周辺に住宅が集積し、役場をはじめとする公共施設も立地していた。また、町域の西部は山林となっている。

町域の復興をめざし、大川原地区の約29haが復興拠点に、大野駅周辺地区、下野上地区、一部の熊地区の約860haが特定復興再生拠点区域に指定され、大川原地区では、大熊町役場新庁舎、大川原再生賃貸住宅、災害公営住宅、福祉関連施設（認知症高齢者グループホーム「おおくまもみの木苑」、住民福祉センター、福祉事業者事務所）、交流ゾーン（交流施設linkる大熊、宿泊温浴施設ほっと大熊、商業施設おおくまーと）等が整備され、令和５年度には、義務教育学校「学び舎 ゆめの森」が開設した。また、大野駅周辺地区、下野上地区では、令和４年度に旧大野小学校校舎を一部活用した「大熊インキュベーションセンター」が開設したのに続き、令和６年度末までの工期で、産業交流施設、住宅・産業団地などの整備を進めている。

また、国道６号より東側の約1,100haは放射性廃棄物中間貯蔵施設用地として、関連施設の整備が進められている。

４　交通

本町には、幹線交通として、常磐自動車道、国道６号、ＪＲ常磐線、国道288号、県道いわき浪江線などがあり、福島第一原子力発電所事故による不通から徐々に再開されている。平成31年３月には常磐自動車道大熊インターチェンジの供用が開始され、令和２年３月にはＪＲ常磐線も全線復旧し、大野駅も再開され、大川原地区から大野駅や富岡駅に至る生活循環バスも運行している。

しかし、町内の道路網は、依然、各所に入域ゲートが設けられ、福島第一原子力発電所や放射性廃棄物中間貯蔵施設の関連車両や、一時帰宅する住民の車両を除き、町域に立ち入ることが制限されている。令和３年３月の下野上・熊地区の一部が立入規制緩和により、西49号線ゲートと旭台ゲートが開放され、新たに東67号線ゲートが設けられた。

第３　災害の履歴

本町に関係する戦後の主な災害の履歴は、次のとおりである。

１　急行北上号脱線事故

昭和32年5月17日、国鉄常磐線の大野～双葉間で急行列車北上号の脱線転覆事故が発生した。消防団長以下132名の団員が出動し、徹夜で遭難者の救出並びに復旧作業等に当たった。

２　狩野川台風（昭和 33 年）

全国で死者・行方不明者1,269名を出した昭和33年9月の狩野川台風（台風第22号）は、福島県においても前古未曾有の大災害となり、町内においても、民家流失2戸、床上浸水87戸、床下浸水302戸、鉄道及び道路の破損、橋梁の流失といった事態に処し、消防団員が昼夜の別なくこれの警戒に当たった。

３　昭和 52 年台風 11 号

いわき市で堤防越水、富岡町でため池決壊などが発生。県内で、死者〃人、重傷2人、住家全壊18棟、半壊21棟、床上浸水2,412棟、床下浸水6,743棟を出した。

４　昭和 54 年台風 20 号

海上において観測史上世界で最も低い中心気圧を記録した台風。県内で、重傷4人、住家全壊１棟、半壊8棟、床上浸水768棟、床下浸水1,974棟を出した。

５　8.5 水害（昭和 61 年）

昭和61年8月4日から5日にかけて、台風第10号及び台風第10号から変わった温帯低気圧の接近通過により中通り・浜通り地方は記録的な大雨となり、いわき市の夏井川等が決壊。県内で、死者3人、負傷者8人、住家全壊14棟、半壊33棟、床上浸水5,501棟、床下浸水8,520棟を出した。

６　平成元年台風 13 号

いわき市の夏井川や浪江町の牛渡川の決壊、旧原町市の新田川・下川原橋の流失など、浜通り地方で広範に被害。県内で死者12人、行方不明２人、負傷者23人、住家全壊13棟、半壊58棟、床上浸水1,612棟、床下浸水2,931棟。

７　平成 5 年 11 月の水害

いわき市の湯本川が越水。県内では負傷者8人、住家全壊6棟、半壊8棟、一部破損29棟、床上浸水859棟、床下浸水1,545棟。

８　平成 16 年国道 288 号交通事故

平成16年6月、町内で、マイクロバスの転落により25名重軽傷という大規模な交通事故が発生した。

９　東日本大震災（平成 23 年東北地方太平洋沖地震）

(1)　地震、津波の被害

平成23年３月11日14時46分、三陸沖を震源としたモーメントマグニチュード9.0という国内観測史上最大の東北地方太平洋沖地震により、浜通り沿岸全域が津波被害に襲われ、揺れによる建物等への被害も生じた。また、長期間にわたって余震が続き、県内の死者・行方不明者が合わせて4,000名以上という、歴史上類を見ない大災害となった。

余震のうち、平成23年４月11日に発生したマグニチュード7.0の福島県浜通り地震は、震源の深さが６kmと浅く、大熊町で死者４人、負傷者10人の被害が生じた。

(2)　原子力災害の誘発

津波により東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の冷却系統に支障が発生し、炉心溶融により放射性物質が漏洩する国内最悪の原子力災害が発生した。周辺地域は警戒区域に指定され、16万人以上の住民が他地域への避難を余儀なくされた。

東日本大震災の規模、被害の概要

発生日時	平成 23 年３月 11 日　14 時 46 分
震　　源	三陸沖（震源の深さ 24km）
規　　模	マグニチュード 9.0
観測震度	震度６強：白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、**大熊町**、浪江町、鏡石町、楢葉町、双葉町、新地町 震度６弱：福島市、二本松市、本宮市、郡山市、桑折町、川俣町、西郷村、矢吹町、中島村、玉川村、小野町、棚倉町、伊達市、広野町、浅川町、田村市、いわき市、川内村、飯舘村、相馬市、南相馬市、猪苗代町 震度５強：大玉村、泉崎村、矢祭町、平田村、石川町、三春町、葛尾村、古殿町、会津若松市、会津坂下町、喜多方市、湯川村、会津美里町、磐梯町
津 波 規 模	計測値：相馬港 9.3m以上※、小名浜港 333cm ※観測施設が津波により被害を受けたため、データを入手できない期間があり、後続の波で更に高くなった可能性がある。
県内の人的被害	死者：4,179 名　重傷者：20 名　軽傷者：163 名
県内の建物被害	住 家 全 壊：15,483 棟　　住家床上浸水：1,061 棟 住 家 半 壊：83,645 棟　　住家床下浸水：　351 棟 住家一部破損：141,065 棟

資料：福島県「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報（第 1798 報）」（令和６年 12 月９日現在）

10　令和元年東日本台風（台風第 19 号）

令和元年10月12～13日の台風19号により、福島県を含む１都12県に大雨特別警報が発表され、阿武隈川、夏井川などが決壊し、県内で死者32人を出した。町内では道路路面陥没が数か所など被害は限定的であったが、床上浸水57棟などいわき市等の避難者の住居が浸水した。10月25日にも大雨により、町内で水道水の濁りが発生した。

11　令和３年２月 13 日の福島県沖の地震

令和３年２月13日の福島県沖を震源とするマグニチュード7.3の地震では、本町でも震度６弱を記録した。この地震では、相馬市内の常磐自動車道で土砂災害が発生するなど、県内で死者２名、重傷者５名、住家全・半壊2,922棟などの被害が生じたが、町内では人的被害、住家被害は確認されなかった。

12　令和４年３月 16 日福島県沖地震

令和４年３月16日の福島県沖を震源とするマグニチュード7.4の地震では、本町でも震度６弱を記録し、住家一部損壊２件などの被害が生じた。県内全域に災害救助法が適用され、福島県、宮城県であわせて３人が死亡し、東北新幹線が脱線事故を起こすなど、甚大な被害が発生した。

13　令和５年台風 13 号

台風第13号及び台風第13号から変わった熱帯低気圧の影響により令和５年９月８日～９日にかけて雨雲が発達し、浜通りに線状降水帯が発生した。このため、いわき市、南相馬市などで浸水や土砂災害の被害が発生した。令和３年に運用開始された「線状降水帯」の発表が福島県で初めて出された。町内では、大字野上の国道288号が土砂流出により13時間通行止めとなった。

第２節　被害想定

第１　風水害

台風については、浜通り地方は、歴史的に、東海から関東地方で上陸し、日本海方面に北上する台風の被害を受けてきたほか、台風により活発となった温暖前線の活動により、集中豪雨がしばしば発生しており、それらによる暴風雨や高波、高潮を想定する。

特に、集中豪雨については、線状に次々と発生する積乱雲が、ほぼ同じ場所を通過または停滞する「線状降水帯」による被害が全国的に発生しており、本町においても想定する。

また、冬期は、台風並みに発達した低気圧による暴風雨・雪や高波、高潮を想定する。

そのほか、強風、とりわけ竜巻による被害を想定する。

第２　地震・津波

プレート型地震については、県が地域防災計画で想定している「福島県沖を震源とする地震」（M＝7.7、震源深さ浅部20km、東西幅60km、南北長さ100km）を想定する。

直下型地震については、県が地域防災計画で想定している「双葉断層北部（塩手山断層）を震源とする地震」（M＝7.0、震源深さ10km、長さ20km、幅５km）を想定する。また、東北地方太平洋沖地震直後の平成23年４月11日福島県浜通り地震に係る国土交通省の災害現地調査により、湯ノ岳断層及び井戸沢断層（いわき市）沿いに正断層型の地震断層が新たに確認され、これは福島第一・第二原子力発電所の安全審査において、従来、耐震設計上考慮する活断層と評価していなかったことから、本町内においても未知の活断層による直下型地震が起こりうるものと想定する。

福島県地域防災計画で被害想定を設定する地震の震源域

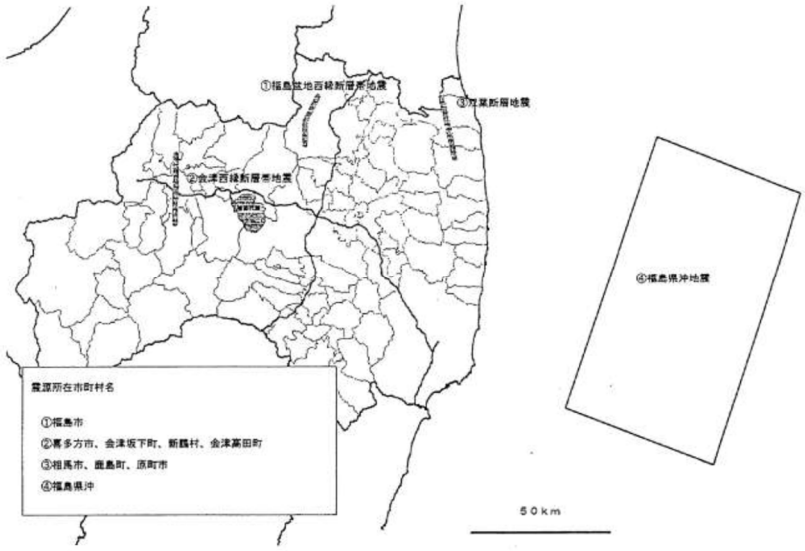

第３　原子力災害

福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所については、事故により全号機の運転が停止されている。

福島第一原子力発電所１～４号機では事故の完全収束及び廃炉に向けての取組が続けられており、事故後の原子炉建屋については、東京電力ホールディングス株式会社と国において耐震性が確認されているものの、原子炉等の冷却は仮設設備であることから、再び地震等により機能を失った場合に備えて予備設備等も準備されている。また、東日本大震災と同程度の津波高さに対応する仮設防波堤を設置しており、これを越える津波により仮に設備に被害が生じた場合に備えて予備設備等も準備されている。

福島第一原子力発電所５・６号機及び福島第二原子力発電所１～４号機では冷温停止が維持されている。

しかし、仮に地震・津波等によって予備設備等を含めて全ての冷却機能が失われ核燃料が高温となった場合には、放射性物質の放出等が想定される。

第３節　調査研究推進体制の充実

第１　防災アセスメントの実施及びハザードマップ等の整備

１　一般災害への対応

帰町後の町域内において、災害の危険性を把握するための防災アセスメントの実施に努め、適切な避難や防災活動に役立てるため、各種災害におけるハザードマップ、防災マップ、防災カルテ等の作成を推進する。

２　震災への対応

(1)　被害想定調査結果の活用

町は、国・県の地震・津波被害想定調査を踏まえ、より地域の特性に注目した災害誘因・素因の分析及び評価等の防災アセスメントの実施に努めるとともに、震災対策の検討、町防災計画の見直し等に活用する。

(2)　東日本大震災の経験を踏まえた対策

東日本大震災は、これまで県で想定されてきた地震規模を遙かに上回る災害規模であり、学術的に想定できなかった連動型地震による災害であったが、今後も、同様の規模の災害が起こり得ることを想定し、町は、人的被害を最小限に食い止めるための対策を推進する。

第２　災害素因情報の蓄積と活用環境の整備

町は、整備した詳細な情報を地理情報データベースとして空間的な整備に努めるとともに、県が整備するデータベースにフィードバックし、県全体としての災害データベースの質の向上に努める。

第３　自主防災組織等地域における取組

大規模災害では、公共による応急活動の時間的及び量的限界が明らかとなり、近隣住民による自主防災力の重要性が確認されている。

自主防災力の向上のためには、身近な地域の危険環境を熟知すること、日頃から近所付き合いを大切にし、一人暮らしの高齢者や身体の不自由な方をはじめとする近所の居住者特性を把握しておくこと、いざというときにとるべき行動について普段から意識し、訓練しておくことなどが重要と言われている。

このため、全町避難を実施した本町では、大熊町地内での自主防災組織を改めて再編成し、帰町後の防災のまちづくりや調査研究の推進に活かしていくよう努める。

第１節　防災関係機関の実施責任

防災関係機関は、災害対策の基本理念に則り、災害対策を実施する責務を有する。

第１　町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、消防機関、水防団その他組織の整備並びに公共的団体その他防災に関する団体及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、町の有する全ての機能を十分に発揮するよう努める。

第２　県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

第３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第４　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第５　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第２節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第１　町、広域行政機関及び消防機関

１　大熊町

(1)　大熊町防災会議及び大熊町災害対策本部の事務調整
(2)　防災組織の整備及び育成指導
(3)　防災知識の普及及び教育
(4)　防災訓練の実施
(5)　防災施設の整備
(6)　防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
(7)　消防活動その他の応急措置
(8)　避難対策
(9)　災害に関する情報の収集、伝達及び広報
(10)　被災者に対する救助及び救護の実施
(11)　保健衛生
(12)　文教対策
(13)　被災施設の復旧
(14)　その他の災害応急対策
(15)　その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
(16)　関係団体が実施する災害応急対策の調整

２　双葉地方広域市町村圏組合

災害時における廃棄物及びし尿処理の協力

３　双葉地方広域市町村圏組合消防本部

(1)　消防に関する施設及び組織の整備
(2)　防災思想の普及、防災に関する教育及び訓練の実施
(3)　災害の発生予防、被害の拡大防止のための措置
(4)　消防・水防の通信、気象情報及び災害に関する情報の収集、伝達及び広報
(5)　消防・水防活動その他の応急措置
(6)　被災者に対する救助及び救護の実施
(7)　避難の誘導
(8)　被害調査及び罹災証明書の発行

４　大熊町消防団

(1)　火災予防の指導及び広報活動
(2)　水・火災防御及び災害の鎮圧・警戒
(3)　被災者に対する救助活動及び避難誘導
(4)　災害時における応急復旧作業の実施
(5)　消防水利の確保と保全
(6)　各種訓練の実施及び参加

第２　県及び警察機関

１　福島県（災害対策課）

(1)　防災組織の整備
(2)　市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
(3)　防災知識の普及及び教育
(4)　防災訓練の実施
(5)　防災施設の整備
(6)　防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
(7)　災害に関する情報の収集、伝達及び広報
(8)　緊急輸送の確保
(9)　交通規制、その他社会秩序の維持
(10)　保健衛生
(11)　文教対策
(12)　自衛隊の災害派遣要請等町が実施する被災者の救助及び救護の応援
(13)　災害救助法に基づく被災者の救助
(14)　被災施設の復旧
(15)　その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

２　相双地方振興局

(1)　相双地方における防災事務及び応急対策の実施に係る総合調整
(2)　災害対策相双地方本部の運営
(3)　通信途絶時の情報連絡員の派遣による通信の確保
(4)　町が処理する事務及び事業の指導
(5)　その他県防災計画による所定の業務

３　相双保健福祉事務所

(1)　医療救護及び助産活動に関する応急対策
(2)　災害時の防疫、保健衛生等に関する応急対策
(3)　その他県防災計画による所定の業務

４　相双建設事務所

(1)　水防警報の通報
(2)　河川、道路及び橋りょう等の災害状況の調査及び復旧対策
(3)　土木関係被害の調査及び応急対策
(4)　その他県防災計画による所定の業務

５　相双農林事務所

(1)　農林関係被害の調査及び応急対策
(2)　災害時における農業技術対策指導
(3)　その他県防災計画による所定の業務

６　相双教育事務所

(1)　児童生徒等の安否等の確認
(2)　学校教育・社会教育施設などの被害の調査及び応急対策
(3)　その他所定の業務

７　福島県警察本部（双葉警察署）

(1)　災害の情報収集、伝達及び広報
(2)　避難の指示及び誘導
(3)　被災者の救出救助
(4)　緊急輸送の確保、交通規制、その他社会秩序の維持
(5)　死者（行方不明者）の捜索、検視・見分及び身元確認
(6)　その他災害防御活動及び災害救助活動の協力

第３　指定行政機関・指定公共機関（大熊町に特に関係する業務）

１　内閣府防災担当

(1)　災害対策基本法に基づく非常災害対策本部、緊急災害対策本部の設置
(2)　法令に基づく指定地方行政機関・指定地方公共機関等への指示・命令

２　自衛隊

町、県、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

３　内閣府国家公安委員会警察庁

(1)　非常災害警備本部、緊急災害警備本部等の設置
(2)　管区警察局、都道府県警察からの情報収集
(3)　警察災害派遣隊の派遣等広域的な支援のための措置
(4)　警察法第71条に基づく都道府県警察の指揮・命令

４　総務省消防庁

災害情報の収集と自治体消防への助言・指導・調整

５　内閣府原子力災害担当

(1)　原子力防災訓練の実施
(2)　原子力災害対策本部事務局（現地災害対策本部を含む。）の運営
(3)　原子力事業所に係る緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）の設置

６　環境省原子力規制委員会原子力規制庁

(1)　原子力防災訓練の実施
(2)　原子力災害対策本部事務局（現地災害対策本部を含む。）の運営
(3)　原子力事業所に係る緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）の設置
(4)　中間貯蔵施設の安全管理

７　復興庁

(1)　帰還困難区域の入域管理
(2)　復旧作業員、消防官・警察官等の被ばく管理

８　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

(1)　大熊分析・研究センターの安全管理
(2)　避難の際の住民等に対する避難退域時検査支援

(3)　汚染時の被ばく評価

９　東京電力ホールディングス株式会社

(1)　原子力施設の防災管理
(2)　放射能災害対策の実施

第４　指定地方行政機関

１　東北総合通信局

(1)　災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の統制整理
(2)　電気通信設備の被災状況等の把握及び災害時における電気通信の確保に必要な措置
(3)　各種非常通信訓練
(4)　非常通信協議会の指導育成

２　東北財務局（福島財務事務所）

(1)　民間金融機関等に対する金融上の措置要請
(2)　地方公共団体に対する災害融資
(3)　災害発生時における国有財産の無償貸付等

３　東北農政局

(1)　農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業並びに災害防止事業の指導並びに助成
(2)　農業関係被害情報の収集報告
(3)　農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病害虫の防除指導
(4)　被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん・指導
(5)　排水・かんがい用土地改良機械の緊急貸付け
(6)　野菜、乳製品等の食料品、飼料、種もみ等の供給対策
(7)　農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導
(8)　応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡

４　関東森林管理局（磐城森林管理署）

(1)　国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成
(2)　災害復旧用材（国有林材）の供給
(3)　林野、林産物の汚染対策

５　東北地方整備局（磐城国道事務所）

(1)　災害情報等の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援
(2)　直轄公共土木施設の整備と防災管理
(3)　洪水予警報等の発表及び伝達
(4)　水防活動の支援
(5)　災害時における通行規制及び輸送の確保
(6)　被災直轄公共土木施設の復旧
(7)　緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

６　東北地方整備局（小名浜港湾事務所）

(1)　港湾施設、海岸保全施設等の整備
(2)　港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集及び災害対策の指導、協力
(3)　港湾施設、海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策
(4)　緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

７　東北運輸局（福島運輸支局）

(1)　交通施設等の被害、公共交通機関の運行状況等に関する情報収集及び伝達
(2)　緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援

８　仙台管区気象台（福島地方気象台）

(1)　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその結果の収集、発表
(2)　気象、地象（地震にあっては、発生した断層活動による地震動に限る。）、水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
(3)　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
(4)　町や県が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
(5)　防災気象情報等の理解促進、防災知識の普及・啓発

９　第二管区海上保安本部（福島海上保安部）

(1)　災害に関する情報の収集、伝達及び広報
(2)　災害時における管内防災関係機関との連携
(3)　海難救助、治安の維持及び海上交通安全の確保
(4)　海洋環境の汚染防止、海上交通安全等の災害復旧・復興対策
(5)　防災に関する啓発活動、訓練

第５　指定公共機関

１　日本郵便(株)

(1)　災害時における郵便事業運営の確保
(2)　災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

２　日本赤十字社（福島県支部）

(1)　医療、助産等救護の実施
(2)　義援金の募集
(3)　災害救助の協力奉仕者の連絡調整

３　日本放送協会（福島放送局）

(1)　気象・災害情報等の放送
(2)　住民に対する防災知識の普及

４　東日本旅客鉄道(株)（仙台支社福島支店）

(1)　鉄道施設等の整備及び防災管理
(2)　災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力
(3)　災害時における応急輸送対策

(4)　被災鉄道施設の復旧

５　通信事業者（東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ(株)、ソフトバンク(株)）

(1)　電気通信施設の整備及び防災管理
(2)　災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達
(3)　被災電気通信施設の復旧

６　運輸業者（日本通運(株)、福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)）

災害時における救援物資、避難者の緊急輸送の協力

７　東北電力ネットワーク(株)

(1)　電力供給施設の整備及び防災管理
(2)　災害時における電力供給の確保
(3)　被災電力施設の復旧

第６　指定地方公共機関

１　バス機関（(公社) 福島県バス協会、福島交通(株)、新常磐交通(株)、会津乗合自動車(株)）

(1)　被災地の人員輸送の確保
(2)　災害時における避難者等の緊急輸送の協力

２　放送機関（福島テレビ(株)、(株)福島中央テレビ、(株)福島放送、(株)テレビユー福島、(株)ラジオ福島、(株)エフエム福島）

(1)　気象（津波）予報、警報等の放送
(2)　災害状況及び災害対策に関する放送
(3)　放送施設の保安
(4)　住民に対する防災知識の普及

３　新聞社（(株)福島民報社、福島民友新聞社(株)）

災害状況及び災害対策に関する報道

４　運輸業者（(公社) 福島県トラック協会）

災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力

５　(一社)福島県医師会、(公社)福島県歯科医師会、(一社)福島県薬剤師会、(公社)福島県看護協会、(公社)福島県診療放射線技師会

(1)　医療助産等救護活動の実施
(2)　救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
(3)　防疫その他保健衛生活動の協力

６　(一社)福島県ＬＰガス協会

災害時におけるＬＰガスの安全対策の実施

７　社会福祉法人福島県社会福祉協議会

(1)　災害時のボランティアの受入れ

(2)　生活福祉資金の貸付

８　(一社)福島県警備業協会

災害時における警戒警備業務及び交通誘導への協力

９　(一社)福島県建設業協会

災害時における公共施設の応急対応業務への協力

第７　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

１　福島さくら農業協同組合

(1)　町、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力
(2)　農作物災害応急対策の指導
(3)　農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋
(4)　被災組合員に対する融資の斡旋
(5)　農畜産物の出荷制限措置等

２　大熊町商工会

(1)　町、県が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
(2)　災害時における物価安定についての協力
(3)　救助用物資、復旧資材の確保についての協力

３　熊川漁業協同組合

(1)　町、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力
(2)　被災組合員に対する融資のあっせん
(3)　漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
(4)　漁具及び漁家生活資材の確保、あっせん

４　大熊町土地改良区

(1)　災害時の農業用水利施設の被害調査並びに応急対策
(2)　被災施設の速やかな復旧

５　金融機関

災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施

６　社会福祉法人大熊町社会福祉協議会

(1)　要配慮者の支援対策の実施
(2)　ボランティアの募集、受付、活動支援等

７　ＬＰガス関係（(一社)福島県ＬＰガス協会、ＬＰガス販売業者）

(1)　安全管理の徹底
(2)　ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立

８　中間貯蔵・環境安全事業(株)（ＪＥＳＣＯ）

中間貯蔵施設の安全管理

第３節　住民等の責務

第１　住民の責務

住民は、災害対策の基本理念に則り、食品、飲料水、生活必需品等の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努める。

また、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、状況に応じて避難行動や命を守る行動をとる。

第２　災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、町及び県が実施する防災に関する施策に協力する。

第２編　一般災害対策編

第１節　防災組織の整備・充実

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災体制を整備するとともに、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化する。また、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進して、防災組織体制に万全を期す。

第１　町の防災組織

１　大熊町防災会議

町は、町防災計画を作成し、その実施を推進するとともに、町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、大熊町防災会議を設置する。

(1)　設置の根拠

災害対策基本法第16条

(2)　所掌事務

ア　大熊町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

イ　町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

ウ　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(3)　組織

大熊町防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

また、専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。

２　大熊町災害対策本部

(1)　設置の根拠

災害対策基本法第23条の２

(2)　所掌事務

大熊町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）は、町防災計画の定めるところにより次に掲げる事務を行う。この場合において、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努める。

ア　町の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

イ　町の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

(3)　組織

災害対策本部の組織は、「第２編 一般災害対策編 第２章 災害応急対策計画 第１節 応急活動体制」のとおりとする。

３　水防管理団体

(1)　設置の根拠
水防法第３条

(2)　所掌事務
洪水等による水害の警戒と防御及びこれによる被害を軽減し、公共の安全を保持する。

(3)　組織
水防計画（「本編 第２章 第26節 第１ 水害応急対策（水防計画)」）のとおりとする。

(4)　災害対策本部が設置された場合
災害対策本部の組織に入り、水防事務を処理する。

第２　自主防災組織

１　設置の目的

災害対策基本法第５条の規定に基づき、地域住民が自ら防災活動の推進を図るため、行政区等を単位として設置するものであり、町は、その組織の充実を図ることが、義務付けられている。

２　組織編成

自主防災組織の編成は、それぞれの規約で定める。

第３　業務継続性の確保

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

第２節　防災情報通信網の整備

災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つため、防災情報通信網を整備するとともに、設備の安全対策を講ずる。

第１　防災行政無線の整備

町は、大規模災害時の住民等に対する災害情報の提供、被害情報の提供、被害情報の収集・伝達手段として、防災行政無線の整備充実に努める。

平成26年度に、既存の防災行政無線のデジタル化を含め、町域全体で屋外機の整備を進めたが、居住制限の段階的な解除にあわせ、帰還住民や廃炉関係作業員等に適切な情報が伝わるよう、固定系無線機器や戸別受信機の充実に努める。また、車載用・携帯用無線機器の充実に努める。

なお、防災行政無線スピーカーの被災による伝達漏れを防ぐために耐震化に努めるとともに、停電時の電源確保のための非常用電源設備の整備を促進する。

第２　防災情報通信網の活用

町は、県が整備を行っている次の防災情報通信を積極的に活用し、災害対策に役立てる。

１　県総合情報通信ネットワーク

県総合情報通信ネットワークは、一刻一秒を争う緊急事態が発生した場合に備え、県全域を一つに結ぶ衛星系及び地上系通信による通信網であり、平常時においては、県、市町村等の行政に必要な連絡通信回線として活用することができるが、災害時にあっては、これらの一般通話の回線を統制して、迅速かつ的確な情報の収集、一斉指令等の機能を発揮する。

この通信網では、衛星系と地上系による通信の多ルート化、通信設備・電源装置の二重化、機動的な情報収集活動を行うための衛星可搬局・衛星携帯電話の導入や有線（光）通信網の利用による双方向の映像伝送など、防災通信機能が拡充・強化されている。

また、町は、県総合情報通信ネットワークを通じて福島地方気象台から提供される、次の気象、地象及び水象情報を受け、配備動員の判断等への活用を図る。

(1)　気象、高潮及び波浪に関する特別警報
(2)　気象、高潮及び波浪及び洪水に関する警報及び注意報
(3)　土砂災害警戒情報
(4)　指定河川洪水予報
(5)　気象情報
(6)　大津波警報
(7)　津波警報
(8)　津波注意報
(9)　地震及び津波に関する情報
(10)　噴火警報等

第３　町内の気象等観測施設の整備・活用

町内の以下の気象等観測施設の整備・活用を図る。

１　雨量観測施設

管理機関	観測所名	所在地	雨量計の別	観測員名
大熊町	坂下ダム施設管理事務所	大熊町大字大川原字手の倉 125	テレメーター	坂下ダム施設管理事務所

２　水位観測所

河川名	量水標の名称	量水標の位置	通報水位	警戒水位	通報元	管理者名	自記普通の別	観測員又は会社名
熊 川	落合水位	大熊町熊字錦台	2.50	2.80	富岡土木事務所	大熊町	テレメーター	坂下ダム施設管理事務所
大川原川（坂下ダム）	手の倉水位	大熊町大川原字手の倉			富岡土木事務所	大熊町	テレメーター	坂下ダム施設管理事務所

３　危機管理型水位計

河川名	設置場所	橋梁名	管理者名	自記普通の別
小入野川	東平	海渡橋	福島県	テレメーター

３　波高及び潮位観測所

管理機関	海岸名	種別	所在地	自記定時の別	観測員名	備考
東京電力	夫 沢	波高	大熊町大字夫沢字北原	自 記	原子力電設所	超音波式勤務時間のみ対応
東京電力	夫 沢	潮位	大熊町大字夫沢字北原	自 記	原子力電設所	フース型勤務時間のみ対応

第４　その他通信網の整備・活用

１　非常通信体制の充実強化

町は、災害時等に加入電話又は自己の所有する無線通信施設が使用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、東北地方非常通信協議会の活動を通して非常通信体制の整備充実に努める。

また、県が(一社)アマチュア無線連盟福島県支部と締結した「災害時におけるアマチュア無線の利用等に関する協定」に基づき、アマチュア無線による情報提供ボランティアの協力について検討を進める。

(1)　非常通信訓練の実施

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時から非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

(2)　非常通信の普及・啓発

防災関係機関等に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及・啓発を行う。

また、東北地方非常通信協議会に未加入の無線通信施設等を有する機関若しくは団体又は非常通信の運用に関わりのある機関若しくは団体の加入促進に努める。

２　その他通信連絡網の整備・活用

(1)　整備と活用

ア　町は、災害時の情報伝達手段として、インターネット、ＣＡＴＶ等の有線系メディアの整備・活用のほか、コミュニティＦＭ局等の協力についても検討するとともに、携帯電話の通話エリアの拡大や緊急速報メール、衛星通信を利用した携帯電話の導入、国、通信事業者等の支援による携帯無線機等の臨時的通信機器の確保など、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

イ　町は、消防庁が運用するＪ－ＡＬＥＲＴ（全国瞬時警報システム）の情報から自動的に防災行政無線や各種端末に防災（災害）情報を、防災行政無線戸別受信機などを通して住民に提供するシステムの構築を促進するとともに、デジタル放送や携帯端末等を活用した防災情報の提供を検討する。

ウ　町は、災害時に通信連絡網が十分に機能するよう、訓練を行うだけでなく、日常業務においても防災行政無線等の通信端末（防災電話等）を活用するなど、使用方法の習熟を図る。

エ　町は、管理するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等の安全確保への自発的取組を促進する。

オ　町は、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・要約・検索するため、クラウドシステムなど最新の情報通信関連技術の導入に努める。

(2)　災害時の機能確保

情報通信管理者は、災害に強い通信網を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。

また、停電時の電源確保のため、非常用電源設備の整備を促進する。

第５　通信手段の周知

町は、住民が自ら情報を入手できるよう、テレビのデータ放送を始め、携帯電話やパソコン等の個人情報端末の活用方法の周知を図るとともに、住民等へ避難情報等を伝達するために使用する手段を事前に周知しておく。

第３節　災害別予防対策

水害、土砂災害、雪害等の発生を未然に防止するとともに、災害の拡大を防止するため、各種対策を実施する。

第１　水害予防対策

１　河川・海岸対策

(1)　河川・海岸の整備

東日本大震災で被災した河川と海岸の復旧に向け、平成30年度から、県により、大熊小良ヶ浜地区や熊川地区の海岸、熊川河口部、夫沢川河口部の河川の整備事業が進められている。

そのほかの河川整備は、本町が全町避難指示区域となったため、震災以後、実施されていないが、大川原地区や大野駅周辺地区、下野上地区を流れる中小河川、水路の氾濫防止を含め、国・県とともに河川整備を進めていく。

(2)　ダムの防災対策の推進

坂下ダムは、農業用水のほか、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の冷却水を供給する水源にもなっている。このため、関係機関と連携し、施設の維持、補修及び管理体制の充実、強化に努める。

また、令和元年台風19号の教訓から、国土交通省、福島県により、河川の流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」の考え方のもと、治水協定を締結し、台風等により大雨が予想される場合にダムの水位を下げる「事前放流」と大雨が降る時期に水位を下げておく「時期ごとの貯水位運用」を行い、下流の氾濫や浸水被害の軽減を図る施策が進められている。令和３年３月現在で、阿武隈川水系で全13ダム、阿賀野川水系で全27ダム、県内の二級水系で７水系12ダムで治水協定が締結されており、坂下ダムを擁する熊川水系においても、必要性を関係機関と協議していく。

３　下水道対策

本町では、復興拠点である大川原地区の避難指示解除にあわせ、地域下水道第４処理施設（大川原地区の農業集落排水施設）の復旧工事を進め（平成28年５月完成）、特定復興再生拠点区域の立入規制緩和に応じて、地域下水道第３処理施設（野上地区の農業集落排水施設）の復旧工事（令和３年９月完成）に続き、地域下水道第６処理施設（大野駅周辺地区の特定環境保全公共下水道）の復旧工事などを進めている。

これらの地域への定住や企業誘致を進めるため、引き続き整備、再整備を進めるとともに、帰還困難区域など、震災後、被害調査に着手できていない地域においても、順次、調査を進めていく。

４　その他の施設の維持、管理、補修

本町には、万右エ門、頭森２、羽山１、鈴内４、小塚の５箇所の「防災重点農業用ため池」があるほか、多くのため池や農業用用排水施設がある。また、富岡町大字上手岡にある「防災重点農業用ため池」である舘山ため池も決壊時には本町に影響を及ぼすと考えられる。

これらの施設について、営農再開と調整を図りながら、復旧工事や堤体補修等のハード対策

を実施するとともに、緊急連絡体制等の整備やハザードマップの作成・周知などのソフト対策も実施し、住民への周知による被害の軽減を図る。

ため池においては、令和元年台風19号の教訓から、「事前放流」や大雨が降る時期に水位を下げておく「時期ごとの貯水位運用」の体制整備に努める。

第２　土砂災害予防対策

本町は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が15箇所、指定されている。

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域では、警戒区域ごとに、市町村が警戒避難体制に関する事項を定めることとなっており、町では、各警戒区域において、定期的なパトロールを実施するとともに、地域住民への周知や情報伝達体制の確立に努める。

また、国・県に対し、各種治山事業、砂防事業や山林等の除染の実施を要望していく。

山地災害危険地区の確認方法

下記のURL（森林計画課森林情報発信システム

「ふくしま森まっぷ」山地災害危険地区マップ）より確認

https://f-mori-map.maps.arcgis.com/home/index.html

第３　雪害対策

町は、防災関係機関と連携のもと、降積雪期においても住民の安心・安全な日常生活や円滑な産業経済活動が確保されるよう、除雪機器やその燃料、凍結防止剤等の準備を整え、雪害の発生による被害の未然防止に努める。

また、雪害が発生した場合の被害軽減を図るため、交通、通信及び電力等のライフライン関連施設の確保、要配慮者の支援等に関する対策を実施する。

第４節　火災予防対策

強風下等における火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化などに関する対策を実施する。

なお、林野火災対策については、「事故対策編 第５章 林野火災対策計画」に定める。

第１　消防力の強化

１　消防力の強化

町は「消防力の整備指針」による目標を達成するため、消防機械等の整備に当たっては、年次計画を立て、国庫補助制度、防災対策事業等を活用して充実強化を図り、また、消防団員の技術の向上と組織の活性化を図る。

２　消防水利の整備

避難指示解除準備区域に指定された地区から、順次、消防水利の点検を行い、必要な整備を進める。

３　救助体制の整備

消防本部は、高性能の救助工作車や、高度救助用資機材を整備するとともに、各種災害に対応できるよう訓練の充実を図る。

町においても、消防団等が活用できる救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

第２　広域応援的な体制の整備

１　広域応援的な体制の整備

町は、消防本部と連携のもと、隣接市町村及び隣接消防本部等との消防相互応援協定の締結を促進するとともに、既存の相互応援協定についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図る。

さらに、県内全消防本部との「福島県広域消防相互応援協定」の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努める。

２　緊急消防応援隊等の派遣要請及び受入体制

消防組織法第44条第１項の規定に基づき、知事が消防庁長官に緊急消防援助隊等の消防広域応援を要請する際の手続き等については、県によりマニュアル化が行われている。

町は、消防本部と連携し、町が支援を受ける場合を想定した受援体制の整備に努める。

第３　火災予防対策

１　火災予防思想の普及・啓発

町は、住民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、消防本部と連携し、春・秋の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、火災予防思想の普及徹底活動を積極的に推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖等、避難時における対応についての普及・啓発を図る。

２　住宅防火対策の推進

町は、帰町後の一般住宅からの火災発生を防止するため、消防本部と連携し、住宅防火診断の実施や住宅用防災機器等の普及に努める。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い要配慮者がいる家庭について、優先的に住宅防火診断等を実施する。

３　防火管理者制度の効果的運用

火災による人的、物的損害を最小限度にとどめるためには、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実に行える体制を確立する必要がある。

そのため、町は、消防本部による防火管理者講習等の開催や設置義務のある防火対象物へ防火管理者の設置が進むよう協力する。

第４　初期消火体制の整備

１　消火器等の普及

町は、災害発生時における初期消火の実行性を高めるため、消防本部と連携し、帰町後の各家庭における消火器、消火バケツの普及に努めるとともに、住宅火災の早期避難に有効な住宅用火災警報器の設置についても指導する。

また、消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等の消火器具の積極的な配置を行うよう指導する。

２　自主防災組織の初期消火体制

町は、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、消防本部と連携し、自主防災組織を中心とした消火訓練や防火防災講習会等を通じて、初期消火に関する知識及び技術の普及を図る。

３　家庭での初期消火

町は、家庭における火災発生時の初期消火の重要性及びその方法について啓発・指導するため、消防本部と連携し、一般家庭を対象として消火器具の使用方法、初期消火の具体的方法等について広報及び講習会を実施する。

第５　火災拡大要因の除去計画

１　道路等の整備

町は、県の協力のもと、計画的な道路網、緑地帯及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急輸送路・避難路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

２　建築物の防火対策

町は、公共建築物は原則として耐火構造とする。ただし、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律及び「ふくしま県産材利用推進方針」の目的等を十分に鑑みた上で耐火構造の要否を判断する。

また、公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃化及び耐火建築物の建設の推

進を啓発・指導する。

３　薬品類取扱施設対策

薬品類は、延焼又は落下等により発火、爆発する危険性を有しているため、町は、消防本部がこれらの施設に対して実施する薬品類の管理及び転落防止の指導等に協力する。

第５節　建造物及び文化財災害予防対策

災害による建築物の被害を予防するため、不燃性及び耐震性建築物の建設を促進するとともに、災害発生後の火災等から貴重な国民的財産である文化財を保護するため、消防本部、文化財所有者・管理者等と連携して文化財の保護に努める。

第１　不燃性及び耐震性建築物建設促進対策

１　民間の建築物

民間の建築物については、耐震性・耐火性の高い建築物の整備・改修等に向けた融資制度や国の助成制度の活用を促進する。

２　公共建築物の対策

町は、公共建築物の災害に対する安全性の確保と、被害を未然に防止するため、建築基準法第12条の規定に基づき、定期的に資格を有する者に建築物及び建築設備（以下本項において「建築物」という。）の状況を点検させ、耐震性・耐火性の向上のための補修・補強又は改善を行うなど、建築物の適切な維持管理を図る。

第２　文化財災害予防対策

本町の指定文化財は、熊町はなどり地蔵、熊町一里塚、五郎四郎一里塚のみであるが、未指定ながらも、蔵、長屋門を含む古民家など、文化的・歴史的価値を有する文化財が多くある。

平成24年に、町所蔵の文化財約650点を白河市の県文化財センター白河館に運び、保管しているほか、平成29年からは、個人宅に残された資料を救出する「個人文化財レスキュー」活動も開始し、江戸末期から現在に至る生活用具や農機具、古文書、写真など約250点を運び出した。

住民とともに、文化財の帰町を推進するとともに、安全に管理できるよう、文化財収蔵施設の整備を進めていく。また、指定・登録有形文化財の耐震改修を進める。

第６節　緊急輸送体制の整備

災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、指定された緊急輸送路等の整備を図る。

第１　緊急輸送路等の指定

１　緊急輸送路

避難制限区域の解除、大熊町特定復興再生拠点区域復興再生計画等による道路整備、放射性廃棄物中間貯蔵施設用地の整備などが進むことにより、県指定の緊急輸送路が随時変更になることが想定されるが、その周知を図るとともに、その変更にあわせ、補完する町の緊急輸送路を指定し、円滑な災害応急対策活動につなげる。

緊急輸送路（令和５年１月現在）

区分	種別	路線名	区間
第１次確保路線	国道	国道６号	茨城県境～宮城県境
	高速自動車道	常磐自動車道	茨城県境～宮城県境
第２次確保路線	国道	国道288号	全線
	主要地方道	いわき浪江線	国道６号～四倉ＩＣ
	一般県道	小良ケ浜野上線	国道６号～大野病院を結ぶ
町緊急輸送路	居住制限区域解除後、順次指定		

２　ヘリコプター臨時離着陸場

令和３年度現在、福島県ドクターヘリの離発着場として、町内では福島第一原子力発電所ヘリポートが運用されているほか、近隣市町村では、福島県ふたば医療センター附属病院などが運用されている。

大熊町役場駐車場のほか、旧大熊町役場駐車場、大熊町総合グランド、大熊中学校グランド、双葉翔陽高校グランドなどが候補地となると考えられるため、今後の避難制限解除の状況をみながら、ヘリコプター臨時離着陸場の候補地の見直しを随時進める。

３　物資受入拠点

県では、大規模災害時に、福島市、郡山市、会津若松市、いわき市に所在する民間事業者の倉庫を活用し、広域陸上輸送拠点を設置して救援物資等を集積する。

ここから町の物資等を受入れ、一時保管したり、他市町村の物資受入拠点への積み替え・配送を行うための受入拠点を町で指定する。

大熊町役場の防災庁舎を想定するが、避難制限解除準備区域の指定を受けた地区から、他の候補施設を随時検討し、整備を進める。

第２　緊急輸送体制の整備

１　物資等輸送力の確保

(1)　緊急通行車両等の確保

福島第一原子力発電所が所在し、同発電所事故で全町避難を経験した本町は、災害時の緊急輸送に必要な車両を確保しておくことが不可欠である。

平成23年の全町避難に際しては、国が県外のバス会社からバスを調達したが、町として、輸送協定締結等により、平素から備えておくことが望ましい。

しかし、居住制限により、町内には、民間運送事業者等がない状況であり、近隣市町村と連携した日本郵便(株)などの指定公共機関やＪＡなどの公共的団体との協定締結や、福島県と（公社）福島県トラック協会、(公社）福島県バス協会、赤帽福島県軽自動車運協同組合との緊急輸送に関する協定の活用などにより、確保体制の整備に努める。

(2)　緊急通行車両等の事前届出

大規模災害発生時には、迅速な災害応急対策に必要な交通路を確保するため、一般車両の通行を禁止、制限する緊急交通路が指定されることがある。

このため、町は、保有する災害応急対策に従事する者が使用することを計画している車両（道路交通法第39条第１項の緊急自動車に該当する車両を除く。）について、あらかじめ公安委員会（双葉警察署又は県警察本部）に緊急通行車両等の事前届出を行い、届出済証の交付を受ける。

また、災害時における輸送協定を締結した指定公共機関、指定地方公共機関や民間運送事業者に対し、災害応急対策として実施する緊急輸送を行うことを計画している車両（緊急輸送車両）の緊急通行車両等の事前届出手続きを要請し、届出済証の交付を受けた車両の台数や積載量等の報告を受けることにより、輸送力を把握する。

緊急通行車両等の範囲

①道路交通法第 39 条第１項の緊急自動車（緊急通行車両の届出不要）
②災害応急対策に従事する者が、知事又は公安委員会が交付した緊急通行車両確認標章を掲示している緊急通行車両（町等の公用車等）
③災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中で、知事又は公安委員会が交付した緊急通行車両確認標章を掲示している緊急輸送車両（町が協定等を締結した民間運送事業者のトラック・バス等）

(3)　規制除外車両の事前届出

緊急通行車両等（緊急自動車、緊急通行車両及び緊急輸送車両）以外に、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である次の車両については、規制除外車両としての事前届出制度が適用されるため、町は、当該車両を使用している関係防災機関等(町と災害時における輸送協定を締結している機関等を除く。）に対し、当該制度の周知と事前届出手続きを要請する。

ア　医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

イ　医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両

ウ　患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

エ　建設用重機、道路啓開作業車両又は重機輸送用車両

２　燃料の確保

町は、災害発生時に需要が急増するガソリン等を確保するため、協定の締結を推進する。

第７節　避難対策

風水害やそれに伴う土砂災害では、迅速に安全な場所へ避難することが人命を守る上で重要となるため、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図るとともに、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」の多様なニーズにも配慮した避難体制の確立を図る。

第１　避難計画の策定

町は、災害発生時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。

なお、避難計画の策定に当たっては、避難の長期化、県外も含めた町域を越えた広域避難の際のコミュニティを維持しながらの避難先の指定についても考慮する。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化するため、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達する体制を整備する。

さらに、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を上げた体制の構築に努める。

避難計画の内容

１　避難指示等の発令基準
２　避難指示並びに避難先等の伝達方法
３　避難場所及び避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者
４　避難場所及び避難所への経路及び誘導方法
５　避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
　(1)　給水措置
　(2)　給食措置
　(3)　毛布、寝具等の支給
　(4)　生活必需品の支給
　(5)　負傷者に対する応急救護
　(6)　ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援
６　避難所の管理に関する事項
　(1)　避難所の管理者（原則として町職員を指定）及び運営方法

(2)　避難受入中の秩序保持
(3)　避難者に対する災害情報の伝達
(4)　避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
(5)　避難者に対する各種相談業務
7　避難所の整備に関する事項
(1)　受入施設
(2)　給食施設
(3)　給水施設
(4)　情報伝達施設
(5)　トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資器材、清掃用資器材等）
(6)　ペット等の保管施設
8　要配慮者に対する救援措置に関する事項
(1)　情報の伝達方法
(2)　避難及び避難誘導
(3)　避難所における配慮等
(4)　福祉避難所等の活用等
9　避難の心得、その他防災知識の普及・啓発に関する事項
(1)　広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
(2)　標識、誘導標識等の設置
(3)　住民に対する巡回指導
(4)　防災訓練の実施等

第２　避難指示等の判断・伝達マニュアルの整備

令和３年の避難勧告・避難指示の避難指示への一本化（災害対策基本法改正）や「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災担当））（令和３年５月改定、令和４年９月更新）をふまえ、洪水等を含め、避難すべき区域や定量的かつわかりやすい指標を用いた判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル（避難指示等の判断・伝達マニュアル）の作成及び必要に応じた見直しの実施に努める。

1　避難指示等の判断基準を策定する場合、福島地方気象台、河川管理者や砂防施設等の管理者である国土交通省（磐城国道事務所）、県（危機管理総室、河川港湾総室、相双建設事務所）に助言及び策定に関する支援を求めることができる。

2　土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難指示の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町内をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）や土砂アラート（福島県土砂災害情報システム（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

3　避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のための時間的

余裕がない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

５段階の警戒レベルと防災気象情報

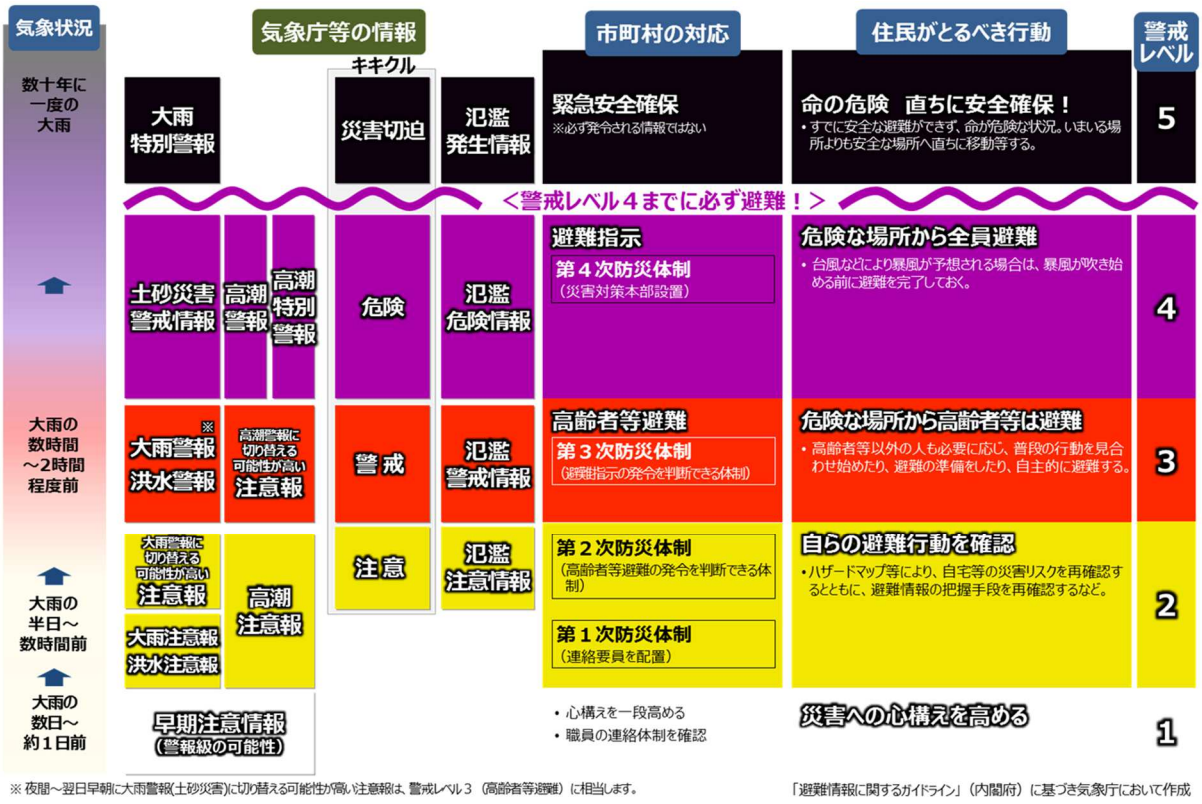

資料：気象庁ホームページ

第３　指定緊急避難場所・指定避難所の指定等

１　指定緊急避難場所の指定

町長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、災害対策基本法第49条の４の規定に基づき、下記に定める基準に適合する施設又は場所を、洪水その他の異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。

なお、指定緊急避難場所の一覧は、資料編に掲載する。

(1)　災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、住民等に解放され、救助者等の受入れに供するべき屋上その他の部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。

(2)　洪水、がけ崩れ、土石流及び地すべり、大規模な火事、大量の降雨により雨水を排水できないことによる浸水等が発生した場合において、人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内にあるものであること。ただし、次に掲げる基準に適合する施

設についてはこの限りではない。

ア　当該異常な現象により生ずる水圧、波力、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。

イ　洪水、浸水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに住民等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ避難上有効な階段その他の経路があること。

(3)　上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。

ア　延焼火災の発生するおそれが大きい地域にあっては、避難場所と避難路の選定を併せて確実に避難が可能となるように体系だった選定を行う。

イ　学校のグラウンド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する。

２　指定避難所の指定

町長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立ち退きを行った住民、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他被災者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所としてあらかじめ指定する。また、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指定するよう努める。新型コロナウイルス感染症など感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応等をあらかじめ検討するよう努める。

なお、指定避難所の一覧は、資料編に掲載する。

(1)　被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。

(2)　速やかに被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配付することが可能な構造又は設備を有するものであること。

(3)　想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。

(4)　車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

(5)　主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること及び災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

(6)　上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。

ア　指定避難所における避難者１人当たりの必要面積は、おおむね２㎡以上とする。

イ　指定避難所は、要避難地区の全ての住民を受け入れることができるよう配置する。

ウ　指定避難所は、がけ崩れや浸水などの自然災害により被災する危険がないところとする。

エ　原則として耐震構造（昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物とし、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障がいが除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている施設とする。

オ　新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難場所の３つの密（密閉・密集・密接）を避ける配慮がなされている施設とする。

３　指定緊急避難場所・指定避難所を指定する場合の留意点

町は、指定緊急避難場所・指定避難所を指定する場合、次の点に留意する。

(1)　指定緊急避難場所と指定避難所の関係

指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

(2)　管理者の同意

町長は、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しようするときは、当該管理者の同意を得た上で指定する。

(3)　知事への通知等

町長は、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定したときは、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

(4)　管理者の届出義務

指定緊急避難場所及び指定避難所の管理者は、当該施設を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届ける。

(5)　指定の取消

町長は、指定緊急避難場所及び指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

(6)　地域との事前協議

町は、災害発生時に指定緊急避難場所及び指定避難所の施設開放を地域や自主防災組織で実施できるようにするなど、被災者を速やかに受け入れるための体制の整備を地域と協議の上で進める。

(7)　学校を指定する場合の措置

町は、学校を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意しながら、指定緊急避難場所や指定避難所として機能させるため、防災担当部局、教育委員会及び学校との間で使用施設の優先順位、避難所運営方法（教職員の役割を含む。）等について事前の協議を行っておく。

(8)　県有施設の利用

町は、地域の実情等を考慮し、県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所として指定するときは、運営方法について運営管理者及び財産管理者とあらかじめ協議する。

なお、町から指定避難所等として指定された施設の運営管理者は、財産管理者と協力し、指定避難所としての施設等の整備に努める。

(9)　その他の施設の利用

町は、指定避難所で不足する場合や避難が長期化する場合又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、県を経由して内閣府と協議の上、宿泊施設等の借上げ等により避難所を開設できるよう、あらかじめ協定を締結するなど日頃から連携を図る。

４　指定した施設の整備

町は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、

次のとおり施設の整備に努める。

(1)　指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、パーティション、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、スマートフォンの充電器等の機器の整備を図る。

(2)　指定避難所又はその近傍において、地域完結型の備蓄施設の確保に努めるとともに、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

第４　避難場所等の居住者等に対する周知

１　災害種別に応じた避難場所の周知

町は、災害種別に応じた避難場所や避難路等について、日頃から住民等への周知徹底に努める。特定の災害において、避難することが不適当である場所もあることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

２　ハザードマップや防災マップの作成

市町村は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、以下の情報が記載されたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、印刷物を各世帯に提供するとともに、インターネット等により居住者等がその提供を受けることができる状態にするよう努める。なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所にいく必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

ハザードマップや防災マップに記載すべき内容

１　異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面
２　災害に関する情報の伝達方法
３　指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項
４　河川近傍や浸水深の大きい区域について「早期の立退き避難が必要な区域」として明示したもの。

３　避難所運営への参画の啓発

町は、避難所運営マニュアルの作成や、住民が参加する避難所運営訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所運営に参画できるよう、必要な知識等の普及に努める。

第５　平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の啓発

住民が迅速に避難するためには、住民が平時から自分の避難行動について考えておくことが重要であり、平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」について以下のとおり周知啓発を

図る。

１　自宅や職場の自然災害の危険性について、ハザードマップ等で確認する。

２　指定緊急避難場所・指定避難所や避難先として安全な親戚・知人宅など、実際に避難する場所について検討しておく。

３　避難の際に持ち出す物や避難経路を確認する。

４　１～３について「マイ避難計画」として整理するとともに、家族で共有しておく。

第８節　医療（助産）救護・防疫体制の整備

災害時には、広域的あるいは局地的に、救助や医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分予測されるため、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療（助産）救護・防疫体制の整備充実を図る。

第１　医療（助産）救護体制の整備

１　医療（助産）救護活動体制の確立

町は、災害時における迅速な医療（助産）救護を実施するため、関係団体の協力を得ながら、次の事項を含めた医療（助産）救護体制の確立を図る。

(1)　救護所の指定、整備と住民への周知

大熊町診療所に設置することを想定し、体制を整備する。

(2)　医療救護班編成体制の整備

(3)　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、日本医師会災害医療チーム（ＪＭＡＴ）、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）との連携体制の整備

２　災害時医薬品等備蓄供給体制の確立

町は、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について、「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき調達計画を策定する。

３　後方医療との連携体制の整備

(1)　後方医療機関

県は、救護所や救急告示医療機関等では対応できない重症者等を搬送し、治療及び入院等の救護を行う後方医療機関として、二次医療圏単位に地域災害拠点病院を指定している。

また、この機能に加え要員の訓練・研修機能を有する基幹災害拠点病院が一箇所指定されいる。なお、多目的医療用ヘリを配備しているふたば医療センター附属病院は災害時には双葉郡における広域搬送の拠点として位置づけられている。

町は、平時から後方医療機関との連携に努める。

(2)　後方医療機関の受入状況等の連絡体制の整備

町は、県が運用する広域災害救急医療情報システムを活用し、救護所、医療機関、消防本部等との間における十分な情報連絡体制の確立に努める。

４　傷病者等搬送体制の整備

(1)　搬送手段の確保

町、消防本部は、現場及び救護所から後方医療機関までの重症患者の搬送や医療救護班等の搬送について、自動車、ヘリコプター等複数の手段を確保する。

(2)　搬送経路及び搬送拠点の確保

町、消防本部は、災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への複数の搬送経路を検討するとともに、ヘリコプター離発着箇所の指定等広域搬送拠点の確保に努める。

５　医療関係者に対する訓練等の実施

町は、県と連携のもと、災害発生時に迅速かつ円滑な医療（助産）救護活動が行われるよう、医療関係者を中心とした定期的な防災訓練等の実施に努める。

第２　防疫対策

１　防疫体制の確立

町は、災害時に防疫業務が行える体制の確立を図る。

２　防疫用薬剤等の備蓄

町は、防疫用薬剤及び資器材の備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

第９節　物資等の確保、廃棄物処理体制・罹災証明発行体制の整備

住民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備を図る。

また、住民は、「最低３日間・推奨１週間分」の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日頃から備えておく。

さらに、廃棄物処理体制の整備及び罹災証明発行体制の整備に努める。

第１　食料、生活必需品等の調達及び確保

１　食料

(1)　町は、住民に最も身近な行政主体として地域住民の非常用食料の備蓄を行うとともに、あらかじめ食料関係機関、生産者、農業協同組合、販売業者等と食料調達に関する協定を締結するなど、食料調達体制の整備に努める。

(2)　非常用食料としての備蓄品は、乾パン、缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、即席麺及びアルファ化米等、保存期間が長く、かつ調理不要のものとし、要配慮者等の利用にも配慮する。

(3)　町が備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、備蓄拠点を設けたり、指定避難所等に最低限の備蓄を行うなど、体制の整備に努める。また、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録を進める。

なお、備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の１日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。

(4)　町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対して「最低３日間・推奨１週間分」の食料の備蓄に努めるよう啓発を図る。

(5)　町は、災害応急対策に従事又は応援派遣する職員用食料の確保に努める。

２　生活必需品

(1)　町は、住民に最も身近な行政主体として、必要な生活必需品の備蓄を行うとともに、販売業者等と物資調達に関する協定を締結するなど、生活必需品の調達体制の整備に努める。なお、備蓄と調達による確保の割合は、調達先の存在や距離等各地域の特性に合わせて決定する。

(2)　備蓄及び調達の品目としては、寝具（毛布等）、衣料品（下着、作業着、タオル）、炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ）、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料、簡易トイレ、要配慮者向け用品等とし、避難所での生活が長期化する場合に必要となる備品の調達についても検討する。

(3)　町が備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮し

た分散備蓄とするとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。なお、備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の１日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。

(4)　町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、生活必需品や非常持出品を日頃から備えておくよう啓発を図るとともに、防災訓練での供与訓練等の実施に努める。

第２　飲料水の確保

１　応急飲料水の確保

(1)　町は、発災後３日間は被災者１人１日３リットルに相当する量を目標として、応急飲料水の確保及び応急給水資機材（給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等）の整備（備蓄）に努める。

(2)　沢水・湧水・井戸の水質の調査を行い、その結果に応じて放射性物質を極力取り込まない対策を講じ、災害発生時に住民への供給が可能かどうか、検討する。また、震災前に沢水・湧水を飲料水に利用していた住宅への帰町にあたり、水道の接続や井戸の掘削を促進する。

(3)　町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対して「最低３日間・推奨１週間分」の飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図る。

(4)　町は、食料品とともに、飲料水（ペットボトル等）についても、広域的な調達能力を有する販売業者等に対し、災害発生時における円滑な供給体制の整備に努めるよう要請する。

２　資機材等の整備

町は、応急給水用として給水タンク、ろ過装置、ポリタンク及びポリ袋等資機材の整備に努める。

また、県の指導のもと、応急飲料水確保対策のために行う非常用飲料水貯留施設等の設置に努める。

第３　防災資機材の整備

１　備蓄スペースの確保

町は、公共施設、避難所等における食料、資機材等の備蓄スペースの確保を図る。

２　防災資機材の整備

町は、災害時に必要とされる応急活動用資機材（エンジンカッター、発電機、投光機、スコップ、ツルハシ、かけや、水防シート、ブルーシート、土のう袋、ロープ等）の整備充実を図る。

また、長期間の避難者の受入れが可能な避難所について、太陽光パネルや発電装置等の資材整備に努める。

第４　災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立

１ 双葉地方広域市町村圏組合の施設・機能の充実

双葉地方広域市町村圏組合のごみ処理施設は、東日本大震災により被災したが、平成24年８月から南部衛生センターが、平成28年４月から北部衛生センターが再開し、し尿処理についても、被災した双葉環境センターの後継施設である汚泥再生処理センターが平成27年４月から供用開始している。火葬場についても、令和３年10月に再開している。老朽化に伴い南部衛生センターについては、焼却施設の更新を令和３年度から令和６年度まで実施している。

２ 災害廃棄物処理計画の策定

町は、災害廃棄物対策指針（平成30年３月 環境省 環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）に基づき、適正処理を確保しつつ円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置き場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ゴミや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画を策定する。

また、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

３ 災害廃棄物のストックヤードの確保

町は、あらかじめ、災害廃棄物のストックヤードの候補地を以下の要件に基づき、選定・確保するよう努める。

(1)　交通に支障がなく、二次災害が発生するおそれのない公共用地を選定する。

(2)　公共用地に適当な場所がないときは、民有地を使用することとするが、この場合においては、所有者との間に補償（使用）契約を締結する。

４ 広域処理体制の確立や民間連携の促進

県や県内他地域と連携しながら、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努める。

第５　罹災証明書発行体制等の整備

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害認定調査の担当者の育成、建築物・宅地応急危険度判定業務との連携方策の検討、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用についても検討する。

また、被災者生活再建支援金の支給について、平時から申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備に努める。

第 10 節　防災教育

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、住民一人ひとりが日頃から災害に対する正しい認識を身につけ、「自らの身の安全は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を理解し、冷静かつ的確な対応ができるよう、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める。

第１　住民に対する防災教育

町は、災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期を中心に水防、土砂災害、二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明などを行う。

さらに、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進に努める。

１　実施の時期

普及・啓発事項	予防運動	期間
風水害予防に関する事項	水防月間	５月～９月 ５月１日～５月 31 日
土砂災害予防に関する事項	土砂災害防止月間 がけ崩れ防止週間 山地災害防止キャンペーン	６月１日～６月 30 日 ６月１日～６月７日 ５月～６月
火災予防に関する事項	春季全国火災予防運動 秋季全国火災予防運動	３月１日～３月７日 11 月９日～11 月 15 日
雪害予防に関する事項	雪崩防災週間	12 月～３月 12 月１日～12 月７日
地震災害に関する事項	防災とボランティア週間 防災とボランティアの日 防災週間 防災の日 津波防災の日	１月 15 日～１月 21 日 １月 17 日 ８月 30 日～９月５日 ９月１日 11 月５日

２　普及の内容

町は、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及・啓発を図る。

(1)　最低３日間、推奨１週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活

再建に向けた事前の備えなど、家庭での予防・安全対策

(2)　町防災計画に定める避難場所、応急救護方法、住宅内外の危険箇所の把握

(3)　警報等発表時や避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

(4)　様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

(5)　災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと。

(6)　平時から自分の避難を考える「マイ避難」の取組

３　普及の方法

町は、各種防災訓練、講演会、研修会等の行事を開催するとともに、防災の手引き、パンフレット等を作成し、住民一人ひとりに十分内容が理解できるほか、ＳＮＳ等のインターネットの活用など様々な広告媒体の積極的な利用を図る。

４　地域防災力の向上

町は、地域に根ざした防災教育の実施に努めるとともに、各種災害におけるハザードマップや災害情報看板等を街頭や公共施設に設置するだけでなく、防災訓練時に積極的に活用するなどして、地域全体の防災力の向上を図る。

また、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の実施に努める。

さらに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、防災士など防災リーダーの育成を図るため、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

第２　防災上重要な施設における防災教育

福島第一原子力発電所や廃炉関連事業所等の不特定多数の者を受け入れる施設においては、災害発生時において特に大きな人的被害が発生しやすいため、町、消防本部は、管理者等に対し、各種講習会等を通じて防災教育の徹底を図る。

第３　防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練

町は、災害時における適切な判断、速やかな災害対応業務の実施及び各種防災活動の円滑な実施を確保するため、防災担当職員だけでなく、全ての職員に対し、実践的な訓練や講習会、研修会等を定期的に開催するなど、必要な防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織の形成を図る。

また、研修等を通じて、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

第４　学校教育における防災教育

１　趣旨

学校における防災教育は、安全教育の一環として、自然災害の発生メカニズムをはじめ、災害時における危険を認識し、日常的な備えを行い、状況に応じて的確な判断のもとに自らの安全を確保するための行動ができるようにすること、災害発生時には進んで他の人々や集団・地

域の安全に役立つことができるようにすることなど、防災対応能力の基礎を培うものである。

これらの指導は、学校行事や学級活動を中心に各教科、道徳等、教育活動の全体を通して行うものであり、取り上げる内容や指導の方法については学校種別や児童生徒の発達段階に応じて工夫し、特に災害発生時の安全な行動の方法については実態に即した具体的な指導を行うよう努める。

２　学校行事における防災教育

学校は、防災をテーマとした学校行事においては、防災マニュアルに則った実効的な訓練の策定・試行・改善を図るため、各種啓発用ツールの活用や、防災専門家を招いた避難訓練の実施など内容の工夫に努める。

３　教科等における防災教育

学校は、防災教育の趣旨を踏まえ、児童生徒の発達段階を考慮して、関連する教科、総合的な学習の時間、特別活動等において、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険、負傷に対する応急処置等についての教育を行うとともに、防災に関する教材（副読本）の充実を図る。この際、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災活動を身近な問題として認識させ、災害時に周囲の危険に気付き、的確な判断のもとに安全で迅速な行動ができるようにする。

４　教職員に対する防災研修

町は、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的に実施する。

また、学校内においては職員会議や防災委員会を通して、教職員の防災に対する意識の高揚を図るとともに、災害発生時の児童生徒に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。また、避難所となる場合の運営方法についても確認しておく。

第５　災害教訓の伝承

１　災害教訓の収集、公開

町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

２　災害教訓の伝承の取組

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第 11 節　防災訓練

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した日頃からの訓練が重要である。

このため、災害対策基本法第 48 条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、町防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

なお、各種の防災訓練の実施に当たっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第１　防災訓練の実施

１　総合防災訓練

町は、大規模な地震、風水害等の発生を想定し、町単独あるいは他の市町村との合同による総合的な防災訓練を毎年実施するよう努め、防災対策の習熟と防災関係機関相互の連絡協調体制の確立を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

総合防災訓練は、次のような項目を実施することとし、地域特性に応じた災害や複合災害を想定した住民参加型の実践的な訓練を行う。

また、必要に応じて他市町村との広域応援協定に基づく相互の広域応援訓練も併せて実施する。

(1)　非常招集及び自主参集、災害対策本部設置、災害情報収集、被害状況調査、広域応援要請
(2)　火災、救急・救助等の通報、避難、避難誘導（要配慮者誘導を含む。）、救助、救急
(3)　地域住民による初期消火、消火、化学消火、林野火災防御、集団救急事故対応
(4)　避難所設置、給水、給食（炊き出し）、ボランティア受入れ、ボランティアセンターの設置
(5)　交通規制、道路等の障害物除去、道路応急架橋、無線通信
(6)　上水道施設応急復旧、水質検査、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧、ＬＰガス施設応急復旧
(7)　救援物資緊急輸送及び受入れ・仕分け、備蓄品の供与等、災害派遣医療チーム等受入れ

２　地方総合防災訓練

町は、相双地方振興局と共同で地方総合防災訓練を実施し、災害時における防災活動の円滑化を図るとともに、地域住民の防災に対する理解と防災意識の高揚を図る。

３　個別防災訓練

町は、上記１、２に掲げる総合的な防災訓練のほか、必要に応じて防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に以下の個別訓練を実施する。

個別訓練の種類

訓　練	内　　容
水　防　訓　練	水防活動に必要な知識と水防作業の指導、情報伝達の迅速化及び資料管理等の確認を徹底させるとともに、住民に対する水防意識の高揚を図る。
通　信　訓　練	大雨、洪水等の情報の受伝達、地震情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練を実施する。 なお、実施の際は、県総合情報通信ネットワーク、防災行政無線、衛星携帯電話、電子メール等の多重化した通信施設及び非常電源設備を使用し、有効に活用できるよう備える。 また、有線及び県総合情報通信ネットワークが使用不能になったときに備え、東北地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。
動　員　訓　練	災害時における職員の動員を迅速に行うため動員訓練を適宜実施する。 また、勤務時間外における非常参集訓練についても適宜実施する。
大熊町災害対策本部運営訓練	災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部員会議の招集、町に派遣された情報連絡員（リエゾン）との連絡等、本部の運営を適切に行うための訓練を実施する。
土砂災害防災訓練	土砂災害時における情報の受伝達及び被害状況の把握を迅速かつ適切に行えるよう訓練を実施するとともに、住民避難訓練等を通じ住民の土砂災害に対する防災意識の高揚を図る。
避難所設置運用訓練	避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するため、避難所となる施設の管理者及び行政区、自主防災組織等の協力を得て、訓練を実施する。
避難行動要支援者避　難　訓　練	避難行動要支援者の安否確認と避難所までの誘導支援を行い、避難行動要支援者の円滑な避難の確保を図る。
そ の 他 の 訓 練	防災活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出救助、避難誘導、給食給水、図上演習等の訓練を実施する。

第２　事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、住民相互の協力のもと、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であるため、事業所、自主防災組織及び住民等は、日頃から訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携の強化に努める。

１　事業所（防火管理者）における訓練

学校、工場、事業所及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、訓練を毎年定期的に実施する。

また、地域の一員として、事業所の特性に応じた防災対策行動により、町、消防本部及び地域の防災組織の行う防災訓練への積極的な参加に努める。

２　自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、町、消防本部等の指導のもと、地域の事業所とも協調して組織的な訓練の実施に努める。

訓練項目は、情報収集・伝達訓練、消火訓練、救出・応急手当訓練、給食給水訓練、避難訓練及び避難行動要支援者の安全確保訓練、避難所設置運営訓練などを行う。

また、町は、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた場合、関連する諸機関との連携をとり、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

３　一般住民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、町をはじめとした防災関係機関は、防災訓練に際して広く住民の参加を求め、住民の防災意識の普及・啓発、高揚及び防災行動力の強化に努める。

また、住民は、防災対策の重要性を理解し、各種防災訓練への積極的・自主的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議等、防災行動の継続的な実施に努める。

第３　訓練の評価と町防災計画等への反映

町は、訓練の実施後においては町防災計画、各種の行動マニュアル等が現実的に機能するかどうか、その点検・評価を行い、問題点を明らかにする。

また、必要に応じて防災体制等の改善を図るとともに、次回の訓練に反映させる。

第 12 節　自主防災体制の再生

福島第一原子力発電所事故による平成 23 年３月 12 日の全町避難では、消防団をはじめとした自主防災活動が有効に機能したため、１万人以上の住民にもれなく伝え、住民が迅速にバスに乗車し、無事、町外への避難を完了した。

こうした地域のつながりを基礎とした自主防災力は、町の誇りでもあったが、住民が全国の避難先への長期避難を余儀なくされる中で、弱体化してしまっている。

一部の避難先では、自主防災活動が継続・再開しているが、それらの継続的な振興に加え、帰町を契機とした自主防災体制の再生を図る。

第１　消防団の充実

大熊町消防団は、令和４年４月に団員の生活の拠点の状況にあわせ、組織改編を行い、本団、と、町域と生活拠点との距離に応じた分団を編成している。

今後、帰町が徐々に進む中、分団ごとに研修・訓練を進め、消防力の強化に努める。

分団の区分

分団名	対象区分
本団	団長、副団長、団長が指名する分団長及び機能別団員
第１分団	町内に生活の拠点を置く基本団員及び町内に勤務する基本団員
第２分団	大熊町役場からおおむね１時間圏内の県内自治体に生活の拠点を置く基本団員
第３分団	大熊町役場からおおむね１時間圏外の県内自治体に生活の拠点を置く基本団員

第２　自主防災組織の育成

１　自主防災組織の育成

自主防災組織については、震災後、仮設住宅団地単位に育成を図ってきたが、避難住民は居住地の移動が頻繁であり、組織的な活動を継続して行うことが困難であった。

このため、避難指示解除を契機に、大川原地区での育成を図り、研修会、防災訓練等を開催して住民の連帯意識を醸成し、コミュニティ活動の中核としての自主防災について十分な理解を得られるよう努める。

２　自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害に対し効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を策定するものとし、自主防災計画には次の事項について記載する。

(1)　各自の任務分担
(2)　地域内での危険箇所
(3)　訓練計画
(4)　各世帯への連絡系統及び連絡方法
(5)　出火防止、初期消火、応急手当の実施方法
(6)　避難場所、避難経路、避難の伝達方法

(7)　消火用水、その他の防災資機材等の配置場所の周知及び点検方法

３　日常の自主防災活動

(1)　防災知識の普及等

自主防災組織は、万一の災害発生に迅速かつ的確に対応するため、集会、各種行事等を活用し、日常からの備えとしての非常持出品の準備や災害に対する正しい知識の普及に努めるとともに、危険箇所の把握や避難場所、避難所、避難路などを確認し、地域の防災マップを作成するなど地域の防災環境の共有化に努める。

また、民生委員・児童委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者、外国人等のいわゆる要配慮者の確認にも努める。

(2)　防災訓練等の実施

災害発生時において迅速かつ適切に対処するためには、日頃から実践的な各種訓練等を行い、隊員各自が防災活動に必要な知識及び技術を習熟するとともに、活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。

そのため、自主防災組織が主体となり、町、消防本部等の協力のもと、次のような訓練を実施する。

ア　災害情報の収集・伝達訓練

災害時における防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また、地域の被害状況をこれらの防災関係機関に正確に通報する訓練を実施する。

イ　消火訓練

初期消火、火災の拡大・延焼を防ぐため、実際に消火器等の消防用資機材を使用した消火訓練を行い、消火に必要な機器操作技術及び知識を習得する。

ウ　救出、応急手当の実施訓練

災害に伴う負傷に対しては、消防機関等が来るまでの間、地域において住民が一致協力して負傷者の救出・手当てを行うことが重要であることから、救出用資機材の使用方法や自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の操作方法等の習熟に努めるとともに、消防機関、保健所等の指導のもと、適切な応急処置方法の習得に努める。

エ　給食給水訓練

学校、各家庭の限られた資機材を利用して食料を確保したり、配給方法などについて習熟を図る。

オ　避難訓練及び避難行動要支援者安全確保訓練

各家庭の非常持出品を準備するとともに、避難誘導班を中心として秩序ある避難ができる体制を整備する。

また、避難に際しては、避難行動要支援者の安全確保並びに避難の誘導、支援方法についての確認訓練も併せて行う。

カ　避難所設置運営訓練

避難所における自主運営組織の立ち上げと管理、町との連絡体制、物資の配給方法などの訓練を行う。

(3)　防災用資機材等の整備・点検等

自主防災組織は、災害時に迅速かつ適切な活動を行うため、活動に必要な防災資機材の整備に努めるとともに、防災資機材の定期的な点検を実施し、非常時においても確実に対応できるよう備える。

第３　事業所の防災対策の促進

町内の事業所が、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を円滑に策定・運用するよう、県など関係機関とともに支援に努める。

第 13 節　要配慮者予防対策

災害の発生時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」が犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から避難誘導等の防災体制の整備に努める。

町では、平成 22 年３月に「大熊町災害時要援護者の避難支援プラン」の「全体計画」を策定するとともに、要援護者一人ひとりについての「個別計画」を作成して名簿登録し、震災後も、避難者支援のためなどに活用してきた。

また、平成 25 年の災害対策基本法改正により、「災害時要援護者」は、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する「要配慮者」と、そのうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する「避難行動要支援者」に細分化され、「避難行動要支援者」については、名簿の作成が義務化されており、「大熊町災害時要援護者の避難支援プラン」をこの基準に沿って引き続き運用していく。

さらに、令和３年の災害対策基本法改正により、「全体計画」の運用が任意となるとともに、避難行動要支援者一人一人に対する個別避難計画を策定し、的確な運用を図ることが努力義務化された。また、内閣府（防災担当）「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和３年５月改定）では、「避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等」を整理することが適当であると示されている。

これらの制度改正に対応しながら、要配慮者の予防対策を強化していく。

第１　本町における避難行動要支援者名簿の作成・活用方針

町は、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者の避難支援、安否確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成し、避難行動要支援者の避難支援等を実施する関係機関（以下「避難支援等関係者」という。）に情報を提供することにより、発災時に迅速な対応がとれるよう備える。

１　避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難支援には、マンパワー等の支援する力が不可欠であるため、町は、次の機関（避難支援等関係者）に協力を求め、災害時における情報伝達、救助、避難誘導等について、地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを行う。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れるなど、救助体制の中に女性を位置づける。

(1)　消防機関（双葉地方広域市町村圏組合消防本部・大熊町消防団）
(2)　県警察（双葉警察署）

(3)　民生委員・児童委員
(4)　大熊町社会福祉協議会
(5)　行政区長
(6)　自主防災組織
(7)　社会福祉事業者
(8)　その他地域住民等の日常から避難行動要支援者とかかわる者

２　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

(1)　避難行動要支援者の範囲

本町における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の基準に該当する者とする。

また、要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、町に対し、自ら名簿への掲載を求めることができる。

ア　要介護認定３～５を受けている者
イ　身体障害者手帳１・２級の者
ウ　療育手帳Ａを所持する知的障がい者
エ　一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯
オ　その他災害時に支援を必要とする者

なお、「大熊町災害時要援護者の避難支援プラン」において、優先的に個別計画を作成することと位置づけた要援護者は、この基準に一致する。

(2)　避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

ア　氏名
イ　生年月日
ウ　性別
エ　住所又は居所
オ　電話番号その他の連絡先
カ　避難支援等を必要とする事由
キ　前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

３　名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

(1)　町における情報の集約

町長は、災害対策基本法第49条の10第３項に基づき、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができる。

町は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、町の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。

(2)　県等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められるときは、知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な

情報の取得に努める。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

(3)　個人番号（マイナンバー）を活用した情報の集約・取得

災害対策基本法による避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務は、番号利用法第９条第１項及び別表第一の規定により、個人番号（マイナンバー）を利用することができる。

また、避難行動要支援者名簿の作成及び更新に当たって、番号利用法第19条第７号及び別表第二の規定により、情報提供ネットワークシステム等を使用して都道府県や他市町村から特定個人情報の提供を受けることができる。

４　避難行動要支援者名簿の更新に関する事項

(1)　避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、町は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。また、保管場所が被災した場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(2)　避難行動要支援者情報の提供及び共有

町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供することについて本人の同意が得ることにより、避難支援等関係者に対して事前に名簿情報を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

また、避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたときは、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有するとともに、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して周知する。

５　名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

町は、避難支援等関係者に名簿情報を提供するに当たって、本人からの同意を得ることを前提として大熊町個人情報保護条例の規定に留意しつつ、避難支援等関係者が適正な情報管理を行うよう、次の措置を講じる。

なお、避難支援等関係者は、正当な理由がなく当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(1)　避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。

(2)　町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導すること。

(3)　災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。

(4)　施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること。

(5)　受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。

(6)　避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導すること。
(7)　名簿情報の取扱状況を報告させること。
(8)　避難行動要支援者名簿の提供先に対し、必要に応じて個人情報の取扱いに関する研修を開催すること。

６　要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

障がい者など、情報が伝達されにくい要配慮者に避難指示等が伝達され、円滑に避難が行われるよう、避難行動要支援者名簿に基づく情報伝達のための日常からの訪問、安否確認活動を進める。

７　避難支援等関係者の安全確保

町は、避難支援等関係者の避難支援時における安全を確保するため、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で、次の事項に留意してルールや計画を作成し、周知する。

(1)　一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと併せて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうこと。
(2)　地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておくこと。
(3)　避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておくこと。

第２　個別避難計画の策定

１　個別避難計画の作成

災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、消防団、民生委員・児童委員、大熊町社会福祉協議会、行政区長、社会福祉事業者等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合でも、計画の活用に支障がないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

２　個別避難計画の提供と活用

避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、条例の定めがある場合に、あらかじめ個別避難計画を提供する。

また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関

係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮を行う。

第４　社会全体で避難行動要支援者を支援する体制の構築

避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の作成、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

第５　災害時要配慮者利用施設における防災対策の支援

令和２年４月に町内に認知症高齢者グループホームが開設しており、被災した場合においても利用者の生命・身体・財産を守り、事業を継続・早期再開できるよう、事業所と連携しながら、防災対策を進める。

第６　避難所における要配慮者支援

１　避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化）

町が避難所として指定する施設は、障がい者や高齢者などの生活面での物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公的施設とすることを原則とするが、やむを得ずユニバーサルデザイン化されていない公的施設を避難所として指定する場合には、多目的トイレ等の設備を速やかに設置できるようあらかじめ体制の整備に努めるとともに、スロープ等の段差解消設備については、事前準備に努める。

また、介助、援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境を整備するよう努める。

２　福祉避難所の指定

町は、防災拠点型交流スペースを有する施設等を福祉避難所としてあらかじめ指定する。福祉避難所の一覧は、資料編に掲載する。

なお、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

また、避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、関係団体等との連携を図り、災害時に人的支援を得られるような受入体制を構築する。

第 14 節　受援体制の強化

自衛隊など国・県の応援隊や、自治体間応援、各業界団体による応援、災害ボランティアなどの受援体制づくりを進める。

第１　受援計画の策定・運用

災害時受援における連絡調整体制や必要な設備・備品などについて定めた受援計画の策定・運用を進める。

第２　自治体間応援体制の強化

１　県内市町村間の相互応援協定

町は、県内市町村間の相互応援協定について、近隣の市町村だけでなく、同時に被害を受ける可能性が少ない地域の市町村との間での相互応援協定の締結を検討する。

２　県外市町村との相互応援協定

災害発生時は、県外市町村との相互応援協定による職員派遣や支援物資等のプッシュ型支援、避難者の受入れなどが有効となるため、町は、県外市町村との相互応援協定の締結を検討する。

第３　民間事業者・団体との災害時応援協定

町は、災害発生時、支援物資やサービスが緊急に必要となる場合に備え、物資や役務の供給力を持つ民間事業者・団体との応援協定の締結を推進する。

第４　連絡体制の整備

町は、災害発生時に協定締結先との連絡調整を確実に行えるよう、毎年協定締結先の電話番号や担当者についての確認を行う。

また、協定締結先においては、災害発生時に町等からの支援要請があった場合、速やかに対応できるよう、平常時から支援体制を整備するとともに、内部における訓練の実施に努める。

第５　災害時ボランティアの受入体制づくりの推進

町は、大熊町社会福祉協議会と連携し、災害時ボランティアセンターの開設・運営について、模擬訓練等により手順等の習熟に努める。

第１節　応急活動体制

町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を迅速、強力かつ効率的に推進するため、法令及び町防災計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期する。

第１　災害対策本部の設置

１　設置基準

災害対策本部長（以下「本部長」という。なお、災害対策本部設置前においては、町長又は町長不在時の決定者とし、以下同様に読み替える。）は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、次の基準により災害対策基本法第23条の２の規定に基づく災害対策本部を設置する。

また、災害対策本部の設置を決定したときは、直ちに各課長へ連絡するとともに、配備体制をとる。

(1)　大規模な災害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
(2)　災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。
(3)　災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。

２　解散基準

本部長は、災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したとき、又は災害発生の危険がなくなったときは、災害対策本部を解散する。

３　災害対策本部の設置・廃止時の通報先

本部長は、災害対策本部を設置、又は廃止したときは、次に掲げる者のうち必要と認める者に報告、通知、公表する。

(1)　復興大臣
(2)　知事
(3)　住民・隣接市町村・防災関係協力団体
(4)　双葉警察署・双葉地方広域市町村圏組合消防本部
(5)　指定地方行政機関・指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
(6)　大熊町防災会議委員・災害対策本部員・災害相互応援協定を締結している自治体等
(7)　東京電力ホールディングス株式会社

４　災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、原則として町役場本庁舎に設置する。ただし、庁舎の被災等により、本部として機能できないと町長が判断したときは、状況に応じて適当な公共施設を代替施設とする。災害対策本部設置場所には、本部を示す「本部標識」を掲示する。

５　町長不在時の決定者

大規模災害時に町長の不在等で、町長による災害対策本部の設置決定が困難な場合は、副町長が決定し、それも困難な場合には総務課長を第２順位、環境対策課長を第３順位とする。

６　災害対策本部組織及び編成

災害対策本部の組織編成及び事務分掌は、次のとおりである。

災害対策本部組織（令和６年４月～）

災害対策本部（本部員会議）	本部長	町長
	副本部長	副町長
		教育長
	本部員	総務課長 企画調整課長 ゼロカーボン推進課長 住民税務課長 福祉課長 健康保険課長 環境対策課長 生活支援課長 農業振興課長 復興事業課長 出納室長 教育総務課長 生涯学習課長 議会事務局長 （出張所長）
本部事務局	事務局長	環境対策課長
	事務局	環境対策課

本庁	
総務課 企画調整課 ゼロカーボン推進課 住民税務課 福祉課 健康保険課 環境対策課 生活支援課 農業振興課 復興事業課 出納室 議会事務局 教育総務課 生涯学習課 学び舎 ゆめの森	
会津若松出張所	
会津若松出張所	
いわき出張所	
いわき出張所	
中通り連絡事務所	
中通り連絡事務所	
消防団	
消防団	

現地災害対策本部
（必要に応じて設置）

災害対策本部の事務分掌（令和６年４月～）

課名	係名	事務分掌　★は原子力災害の固有事項
総務課	秘書広聴係 行政係 財政係 管財係	1　職員の動員・労務管理・派遣
		2　報道対応
		3　通信機器の導通確認、応急復旧
		4　ホームページなど通信機器を利用した情報発信
		5　公共施設の被害状況の調査、応急復旧
		6　応急車両の調達・配車管理
		7　災害対策の計画作成（総務課・企画調整課・環境対策課合同）
		8　他課応援、受援の全体調整（総務課・企画調整課合同）
		9　災害写真の撮影、収集、記録等
		10　財政運営、予算措置
		11　災害救助法の適用申請
企画調整課	企画振興係 地域振興係	1　災害対策の計画作成（総務課・企画調整課・環境対策課合同）
		2　他課応援、受援の全体調整（総務課・企画調整課合同）
		3　企業団が行う応急給水への協力
		4　国・県等への要望等の実施
		5　公用令書の発効と損失補償
ゼロカーボン推進課	ゼロカーボン推進係 産業振興係	1　避難所の開設・入所受付・運営（ゼロカーボン推進課・住民税務課・生活支援課合同）
		2　物資の確保・管理、輸送調整
		3　企業など商工被害の調査
		4　事業者の復旧復興の支援（ゼロカーボン推進課・農業振興課合同）
住民税務課	住民係 賦課係 管理徴収係	1　住基・避難者名簿に基づく安否確認
		2　避難所の開設・入所受付・運営（ゼロカーボン推進課・住民税務課・生活支援課合同）
		3　被災者台帳の作成
		4　住家被害認定調査
		5　罹災証明の発行
		6　死亡届の受理と埋火葬の許可
福祉課	福祉係 介護保険係 包括支援係 子育て支援係	1　社会福祉協議会との情報共有・連絡調整
		2　要配慮者の状況確認・支援
		3　福祉避難所の開設・入所受付・運営
		4　災害弔慰金、災害障害見舞金の支給
健康保険課	国保年金係 保健衛生係 （町診療所）	1　医師会、保健所等との連絡調整
		2　医療救護
		3　医薬品、衛生資材の確保・配分
		4　防疫・食品衛生
		5　保健活動（被災者の体調管理・心のケア）
		★6　放射性物質の健康被害の防止（安定ヨウ素剤の配布、県による原子力災害医療活動への協力、飲食物の摂取制限）
環境対策課	消防交通係 生活環境係 廃炉･放射線対策係	1　防災会議の運営
		2　災害対策本部の運営、本部長の指示等の職員・住民への伝達
		3　気象情報等の収集
		4　警察・消防本部・消防団など関係機関との情報共有・連絡調整
		5　防災行政無線、緊急速報メールによる広報
		6　災害対策の計画作成（総務課・企画調整課・環境対策課合同）
		7　自衛隊の派遣要請

課名	係名	事務分掌　★は原子力災害の固有事項
環境対策課（続き）		8　被害状況の総括と国・県への報告
		★9　原子力災害に関する情報共有・職員の派遣
		★10　線量計・防護装備等の配布
		★11　放射線量の緊急時モニタリング
		12　住民一時立入者・公益一時立入者の安全確保
		13　広域組合が行う環境関連施設被害調査の協力
		14　災害廃棄物処理
		15　ごみ・し尿処理の継続に関する広域組合との調整
		16　遺体の安置・検案、身元不明遺体の火葬・仮埋葬・埋葬
生活支援課	生活支援係 移住定住支援係	1　町営住宅の安否確認、被害状況確認
		2　避難所の開設・入所受付・運営（ゼロカーボン推進課・住民税務課・生活支援課合同）
		3　炊き出し、物資の配布
		4　被災者生活再建支援金の支給、災害援護資金の貸付
		5　見舞金・義援金の受入
農業振興課	農政係 農林土木係 坂下ダム管理事務所 施設係	1　農業施設、山林、ダム・ため池等の被害調査
		2　農林事務所、土木事業者等との連絡調整
		3　事業者の復旧復興の支援（ゼロカーボン推進課・農業振興課合同）
復興事業課	都市計画係 建設係 下水道係 用地調整係	1　道路、建築物、河川等の被害調査
		2　企業団が行う水道施設被害調査の協力
		3　下水道施設の被害調査
		4　建設事務所、土木事業者等との連絡調整
		5　国・県との連携による交通規制・緊急輸送路線の確保、道路の啓開
		6　被災箇所の応急復旧に関する要員・資機材の確保
		7　被災箇所の応急復旧の実施
		8　仮設トイレの調達・設置
		9　応急危険度判定
		10　仮設住宅の確保、住宅等の応急修理
出納室	出納係	1　出納業務
		2　会計システムの復旧
議会事務局	庶務係･議事係	1　町議会議員との連絡調整
教育総務課･学び舎 ゆめの森	総務係 こども教育係 学び舎 ゆめの森	1　児童・生徒の安全確保、帰宅支援
		2　教職員、県教育委員会等との情報共有・連絡調整
		3　学び舎 ゆめの森の被害調査と応急復旧
		4　被災児童・生徒への支援
生涯学習課	社会教育係 スポーツ振興係	1　教育総務課の応急対策業務の協力
		2　教育施設・文化財の被害調査と応急復旧
会津若松出張所	庶務係 保健福祉係	1 会津若松庁舎の建物、通信機器の被害確認と応急復旧
		2 会津若松庁舎の避難誘導
		3 会津若松市とその近郊の被害状況確認と避難者支援
いわき出張所	住民生活係 健康介護係	1 いわき庁舎の建物、通信機器の被害確認と応急復旧
		2 いわき庁舎の避難誘導
		3 いわき市とその近郊の被害状況確認と避難者支援
中通り連絡事務所	生活支援係	1 事務所の建物、通信機器の被害確認と応急復旧
		2 事務所内の避難誘導

(1)　本部員会議

本部長は、災害対策本部設置期間中に、被害状況及び災害応急対策について情報共有並びに災害対応の指示を行うため、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部員会議を定期的に開催し、次の基本方針を決定する。

なお、災害発生後の初回本部員会議は、災害発生後１時間以内に開催するものとし、２回目以降は本部長の指示により開催する。

また、本部員会議には、本部長の要請により防災関係機関（自衛隊、警察署、消防本部）の代表や国のリエゾン並びに県情報連絡員（県リエゾン）をオブザーバーとして参加させることができる。

ア　災害応急対策の実施及び調整に関すること。

イ　その他重要事項に関すること。

(2)　現地災害対策本部

ア　設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、災害対策本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速かつ機動的に実施する。

イ　組織編成

現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

ウ　所掌事務等

現地災害対策本部の所掌事務等は、その都度、本部長が定める。

(3)　記録と文書管理

災害対策本部においては、本部員会議をはじめ災害対応に係る意思決定の過程について、議事録を作成するとともに、各種文書についても、平常時に準じた文書管理を行う。

第２　国・県の現地対策本部との連絡調整

町は、国あるいは県の災害対策本部による現地対策本部が設置された場合、当該現地対策本部と連絡調整を図りつつ、国・県が実施する対策に対して協力等を行う。

また、県災害対策相双地方本部が設置された場合、相互の情報共有を図りながら、連携して災害応急対策を行う。

第３　災害救助法が適用された場合

町に災害救助法が適用された場合は、知事の指揮を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施し、又は県が行う救助事務の補助をする。

第２節　職員の動員配備

災害発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。

このため、職員の配備基準を明確にするとともに、職員の動員伝達方法、自主参集の基準等を明確にし、迅速かつ的確な配備体制のもとに防災活動を行う。

第１　配備基準

配備区分		指揮	配備体制	配備時期
災害対策本部設置前	事前配備	環境対策課長	情報連絡のため、環境対策課、復興事業課等の少数の人員をもって当たるもので、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	①大雨、台風期等において、気象注意報（大雨、洪水、強風注意報等）が発表され、警報の発表が予想されるときで、環境対策課長が配備を決定したとき。 ②その他必要により町長又は環境対策課長が当該配備を指令したとき。
	警戒配備		各課長及び関係各課の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動を円滑に行い、災害の発生とともに、直ちに災害応急対策活動が開始できる体制とする。	①大雨、洪水等の警報が発表されたとき。 ②土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ③その他特に町長又は環境対策課長が当該配備を指令したとき。
災害対策本部設置後	第一非常配備	本部長	発生災害に関係する各課の長は、所要人員を配置して災害応急対策活動ができる体制をとり、又は災害応急活動を実施する。 また、事態の推移に伴い、第二非常配備体制に円滑に移行できる体制とし、災害対策に関係ある協力関係機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。〔災害対策本部体制〕	①町内で局所的に災害が発生し、拡大のおそれがあるとき。 ②複数の地域で災害の発生が予想されるとき。 ③特別警報が発表されたとき。 ④その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。
	第二非常配備		災害対策本部の全員及び協力機関をもって災害応急対策活動を実施する体制とする。〔災害対策本部体制〕	①町内の複数又は全域にわたって災害が発生したとき。 ②被害が甚大と予想されるとき。 ③その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。

第２　各配備下における活動要領

１　事前配備

上記第１の配備基準により、配備区分が「事前配備」に区分される配備時期となった場合、環境対策課及び復興事業課のあらかじめ定められた職員は、次の措置を講じ、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制を整える。

(1)　環境対策課長は、県、その他関係機関と連絡をとり、必要に応じて気象情報、対策通報等を防災行政無線、広報車、その他の方法により住民に伝達するとともに、現地の情報を収集する。

(2)　復興事業課長は、水位、流量等に関する情報を収集するとともに、危険区域の情報を収集し、環境対策課長に報告する。

(3)　環境対策課長は、必要に応じ町長に報告するとともに、関係課長に連絡する。

２　警戒配備

上記第１の配備基準により、配備区分が「警戒配備」に区分される配備時期となった場合、下記第３の「配備編成計画」に基づき、あらかじめ定められた職員は、次の措置を講ずる。

(1)　各課長は、必要に応じて環境対策課長席に参集し、相互に情報を交換して、当該情勢に対応する措置を検討する。

(2)　警戒配備につく職員は、所属する課等の所定の場所に待機する。

(3)　環境対策課長は、検討結果を町長へ報告の上、指示を仰ぐ。

(4)　町長は、必要に応じて避難指示等を発令するとともに、必要な指示を環境対策課長に伝達する。

(5)　各課長は、環境対策課長からの情報又は連絡に即応して、随時、待機職員に対して必要な指示を行う。

(6)　環境対策課長は、災害の状況を取りまとめ、速やかに町長に報告する。また、必要に応じ、県（相双地方振興局）、その他防災関係機関に同様の報告又は通報を行う。

３　第一非常配備（災害対策本部体制）

(1)　第一非常配備は、災害対策本部を設置するとともに、災害応急対策活動を開始するものであり、災害対策本部の機能を円滑ならしめるため、災害対策本部を環境対策課内、又は災害の形態により本部長の指定する場所に開設する。

(2)　各課長は、情報の収集及び伝達の体制を強化する。

(3)　本部事務局長は、本部員と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、応急措置について本部長に報告する。

(4)　本部長は、情報共有と効率的な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、県情報連絡員等防災関係機関連絡員の派遣を要請するとともに、受入体制を整備する。

(5)　各課長は、次の措置をとるとともに、その状況について本部事務局長を通じて随時本部長に報告する。

ア　状況を所属職員に徹底させ、所要の人員を配置する。

イ　関係各課及び関係機関との連絡を密にし、協力体制を整備する。

ウ　装備、物資、設備、機械器具等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。

エ　必要に応じ、災害応急対策活動を実施する。

(6)　本部長は、必要に応じ本部員会議を招集する。
(7)　本部長は、必要があると認めるときは報道機関の協力を求め、災害に関する情報の周知を図る。

４　第二非常配備（災害対策本部体制）

第二非常配備が指令された後及び被害が発生した後は、各課長は、災害活動に全力を集中するとともに、その活動状況について、随時本部事務局長を通じ、本部長に報告する。

第３　配備人員

配備人員は、毎年度当初に定める配備編成計画に基づくものとする。

なお、災害の状況、特殊性を考慮して、本部長等の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとし、その際、職員配備ローテーション等に配慮する。

配備要員については、勤務時間外に災害が発生した場合の交通の混乱・途絶等の事態を考慮して、町役場までの距離、担当業務等を勘案して、あらかじめ所属長が指定しておく。

第４　動員伝達方法

動員の伝達は、環境対策課長から電話等により、あらかじめ定められたルートにより行う。

第５　非常参集等

職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、動員伝達の有無にかかわらず、直ちに所属又はあらかじめ指定された場所に参集し、配備につく。

なお、参集途上においては、必要に応じて目視などによる被害状況の収集を行うものとし、直ちにその状況について、所属長に報告する。ただし、職員は、災害の状況により所属、又はあらかじめ指定された場所に参集できないときは、次に掲げる町の機関に参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指示に従い、その業務を応援する。

(1)　自己の業務に関連する最寄りの町の機関
(2)　町役場

第６　職員配備状況の報告と安否確認の実施

１　災害対策本部員は、所属職員の配備状況及び所属職員以外の参集状況について、総務課長に報告する。その際、職員や家族の安否確認を併せて行う。

２　総務課長は、職員の配備状況及び安否状況を取りまとめ、本部事務局を通じて本部長に報告する。

３　本部長は、全体の配備状況を考慮し、応援を必要とする課があると認める場合は、災害対策本部員に応援の指示を行う。

第７　消防団員の動員

１　動員命令

消防団員の動員命令は、本部長又は本部事務局長が、動員する分団を明確にして行い、消防団長に対して行い、消防団長は、各分団に対して次のとおり命令する。

(1)　動員を要する分団名
(2)　動員の規模
(3)　作業内容及び作業場所
(4)　装備等
(5)　集合時間及び集合場所
(6)　その他必要と認める事項

２　動員の規模、能力

動員の規模、能力については、「本章 第25節 消防活動」による。

第３節　災害情報の収集・伝達

町域で風水害等の災害が予想される場合における気象特別警報・警報・注意報等の関係情報を、災害の切迫度に応じて５段階の警戒レベルにより、迅速かつ確実に収集・伝達する。

また、町域に災害が発生した場合、円滑な応急対策活動を実施するため、防災関係機関との緊密な連携のもとに、災害に関する情報の収集・伝達を迅速かつ的確に実施する。

第１　防災気象情報の収集・伝達

１　気象等特別警報・警報・注意報等の定義と種類

(1)　定義

予　　報：観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。

特別警報：大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報

警　　報：大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報

注 意 報：大雨、洪水、大雪、強風、波浪、高潮、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

情　　報：気象の予報等について、特別警報･警報・注意報に先立って注意・警報を喚起する場合や、特別警報･警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。

(2)　種類

ア　特別警報

・気象特別警報
  - 大雨特別警報【警戒レベル５相当情報】
  - 大雪特別警報
  - 暴風特別警報
  - 暴風雪特別警報
・高潮特別警報【警戒レベル４相当情報】
・波浪特別警報

イ　警報

・気象警報
  - 暴風警報
  - 暴風雪警報
  - 大雨警報【警戒レベル３相当情報】
  - 大雪警報
・高潮警報【警戒レベル４相当情報】
・波浪警報
・洪水警報【警戒レベル３相当情報】

ウ　注意報

・気象注意報
  - 風雪注意報
  - 強風注意報
  - 大雨注意報【警戒レベル２相当情報】
  - 大雪注意報
  - その他の気象注意報（現象名を冠した注意報）
    - 濃霧注意報
    - 雷注意報
    - 乾燥注意報
    - なだれ注意報
    - 着氷（雪）注意報
    - 霜注意報
    - 低温注意報
    - 融雪注意報
- 高潮注意報
- 波浪注意報
- 洪水注意報

（注１）高潮注意報について、高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は警戒レベル２、高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は警戒レベル３相当。
（注２）土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害)」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報(浸水害)」として発表される。

エ　情報

(ｱ)　福島県気象情報

気象の予報等について、特別警報･警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報･警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出しのみの福島県気象情報が発表される場合がある。

なお、大雨特別警報が発表された場合は、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。

(ｲ)　土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（湯川村を除く）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、福島県（河川港湾総室）と福島地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）や土砂アラート（福島県土砂災害情報システム)等で確認することができる。危険な場所

から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。

(ｳ)　顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている場合、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル４相当以上の状況で発表される。崖や川の近くなど、危険な場所（土砂災害警戒区域や浸水想定区域など、災害が想定される区域）にいる住民は、市町村から発令されている避難情報に従い、直ちに適切な避難行動をとる必要がある。

(ｴ)　記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の市町村において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

(ｵ)　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、会津・中通り・浜通り単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については「竜巻発生確度ナウキャスト」で確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が会津・中通り・浜通り単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

(ｶ)　早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位で、２日先から５日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨と高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

(ｷ)　キキクル（危険度分布）

土砂災害・浸水害・洪水災害発生の危険度の高まりを、地図上で１ｋｍ四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。常時 10 分毎に更新され、警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを把握できる。土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）がある。

(ｸ)　流域雨量指数の予測値

各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、

その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と６時間先までの雨量分布の予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時 10 分ごとに更新している。

オ　その他

(ｱ)　火災気象通報

「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、気象概況通報の一部として福島地方気象台により通報される。

２　気象等特別警報・警報・注意報等の発表基準等

(1)　警報、注意報等発表の細分区域

府　県　予　報　区	福島県
一　次　細　分　区　域	浜通り
市町村等をまとめた地域	浜通り中部

(2)　発表基準

ア　特別警報

種類	基　準
大　雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴　風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
高　潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
波　浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大　雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

イ　警報

種　類		発　表　基　準		
大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	16	
	（土砂災害）	土壌雨量指数基準	152	
洪　水		流域雨量指数基準	熊川流域＝21.8、境川流域＝10.9	
高　潮		潮位	1.4m	
波　浪		有義波高	6.0m	
暴　風		平均風速	陸上 18m/s、海上 20m/s	
暴風雪		平均風速	陸上 18m/s、海上 18m/s　雪を伴う	
大　雪		降雪の深さ	平　地	12 時間降雪の深さ 25cm 以上
			山沿い	12 時間降雪の深さ 30cm 以上

ウ　注意報

種　類	発　表　基　準		
大　雨	表面雨量指数基準	10	
	土壌雨量指数基準	97	
洪　水	流域雨量指数基準	熊川流域＝17.4、境川流域＝8.7	
	複合基準	熊川流域＝（5、17.4）	
高　潮	潮位	0.9m	
波　浪	有義波高	3.0m	
強　風	平均風速	陸上 12m/s、海上 12m/s	
風　雪	平均風速	陸上 12m/s、海上 12m/s　雪を伴う	
大　雪	降雪の深さ	平　地	12 時間降雪の深さ 10cm 以上
		山沿い	12 時間降雪の深さ 20cm 以上
雷	落雷等により被害が予想される場合		
融　雪	融雪により被害が予想される場合		
濃　霧	視程	陸上で 100m以下、海上で 500m以下	
乾　燥	①　最小湿度 40％以下、実効湿度 60％以下で風速８m/s 以上 ②　最小湿度 30％以下、実効湿度 60％以下		
な　だ　れ	①　24 時間降雪の深さが 40cm 以上 ②　積雪 50cm 以上で日平均気温３℃以上の日が継続		
低　温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より４～５℃以上低い日が数日以上続く場合 冬期：（浜通りの平地）最低気温が－８℃以下、又は－５℃以下の日が数日続く場合		
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温２℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する。）		
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が－２℃より高い場合		

エ　土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づく予測雨量が、１㎞メッシュごとに設定した監視基準の土砂災害発生危険基準線を超過し、土砂災害発生の危険性が高まった場合に福島県と福島地方気象台が共同で発表する。

オ　顕著な大雨に関する気象情報

現在、10分先、20分先、30分先のいずれかにおいて、以下(ｱ)～(ｴ)すべての条件を満たした場合。

(ｱ)　解析雨量（５㎞メッシュ）において前３時間積算降水量が100㎜以上の分布域の面積が500㎢以上

(ｲ)　(ｱ)の形状が線状（長軸・短軸比2.5以上）

(ｳ)　(ｱ)の領域内の前３時間積算降水量最大値が150㎜以上

(ｴ)　(ｱ)の領域内の土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において土砂災害警戒情報の基準を超過（かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合８割以上）又は洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）において警報基準を大きく超過した基準を超過

※　情報を発表してから３時間以上経過後に発表基準を満たしている場合は再発表するほか、３時間未満であっても対象区域に変化があった場合は再発表する。

カ　記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。福島県の雨量による発表基準は、１時間 100 ミリ以上の降水が観測又は解析された場合である。

【参考】警報の危険度分布等の概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「警戒」（赤）、「危険」（紫）：避難情報の発令の検討も必要。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

(3)　地震後等の警報等暫定基準の設定

ア　暫定基準を設定する事象

(ｱ)　土砂災害警戒情報、大雨警報（土砂災害）、大雨注意報

・地震以外のその他の事象（台風等により広範囲で土砂災害が発生した場合、土砂災害が発生した場合、土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）により、土砂災害に対する社会環境の脆弱化が想定できる場合

(ｲ)　洪水警報・注意報

・河川構造物が損傷を受け、通常よりも洪水による被害が起きやすくなっている場合
・土砂災害などによる大規模な河川閉塞があった場合
・その他の原因により、洪水災害に対する社会環境の脆弱化が想定できる場合

ただし、事象による影響範囲が極めて限られている場合には、監視体制や地域住民への警戒避難に係る情報の伝達体制を確立した上で、暫定基準以外の方法により警戒避難体制を検討する。

なお、(ｱ)、(ｲ)以外の、大雨（浸水害対象）、風、融雪、波、高潮等に関する警報・注意報についても、排水施設の損壊、家屋倒壊や防風林の倒木、防波堤・防潮堤の損壊、広範囲の地盤沈下等の状況によっては暫定基準を設定する場合がある。

イ　設定区域

市町村単位で設定することを基本とする。

(ｱ)　地震の場合は、震度５強以上が観測された市町村※

ただし、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準については、土砂災害警戒情報の発表単位が市町村を分割している場合には、その発表単位ごとに設定する。

(ｲ)　その他事象の場合は、影響を受けるおそれがある市町村

※　震度は市町村内の震度観測点で観測された最大の震度を用いる。

震度が得られない市町村については、推計震度分布図を参考に、隣接するいずれかの市町村で観測された震度を用いる。

防災気象情報の伝達系統図

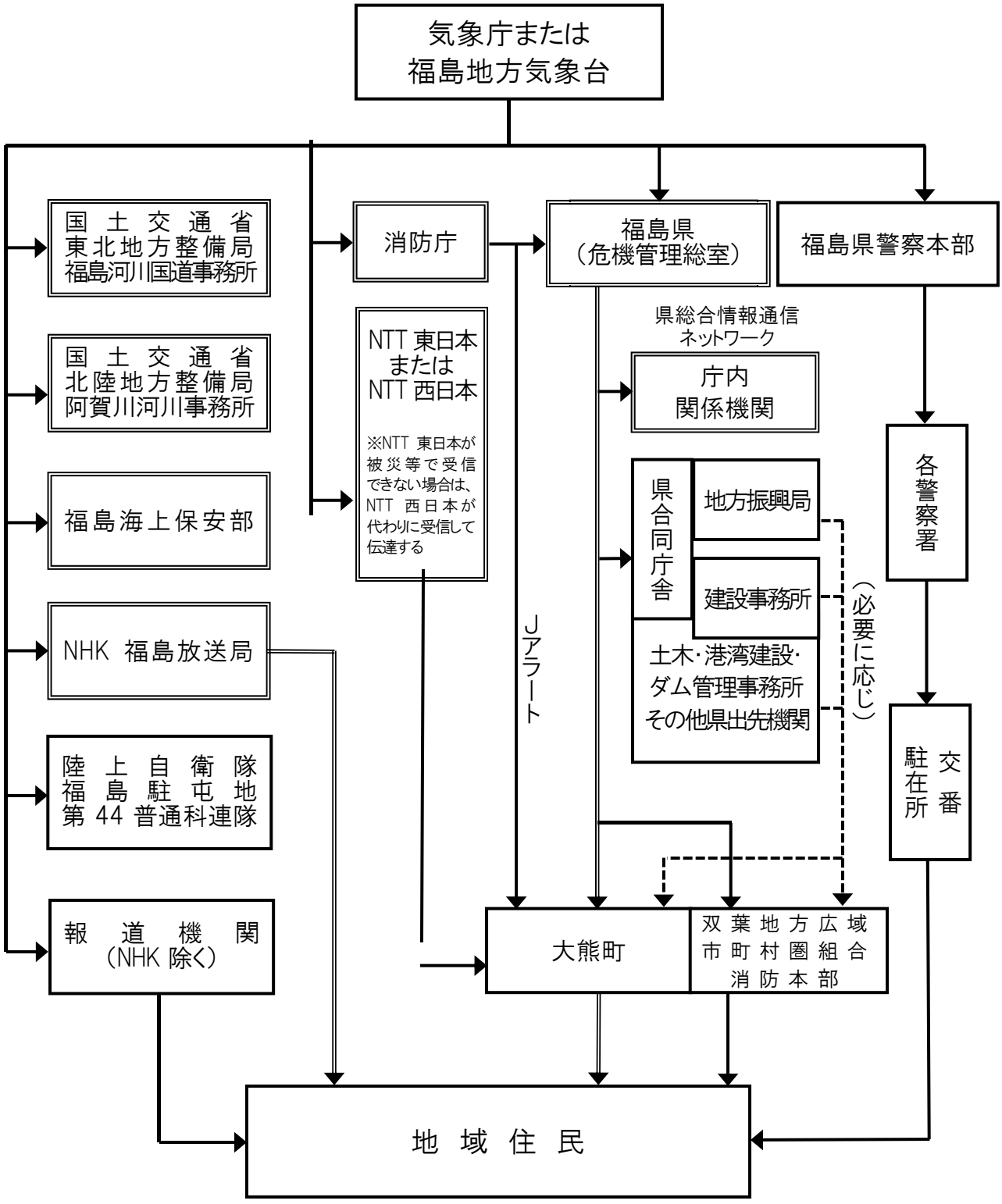

※二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。
※二重線の経路は、気象業務法第 15 条の二によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

３　異常現象を発見した者の措置等

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

(1)　発見者の通報

異常現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を町長又は警察官に通報する。

(2)　警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官は直ちに双葉警察署長及び町長に通報する。

(3)　関係機関への通報

町長は、上記によって、次のような事項に該当する異常現象を覚知した場合、災害対策基本法第54条第４項に基づき、速やかに福島地方気象台に通報し、また、災害の予想される他の市町村長、関係のある県の機関等に対して通報する。

ア　気象に関する事項（著しく異常な気象、例えば竜巻、強い降雪）

イ　地象に関する事項（地震関係）

４　関係機関、住民等に対する周知

町長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を覚知したとき、自ら災害に関する警報をしたとき、又は知事から災害に関する通知を受けたときは、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関に伝達するとともに、その内容に応じて、防災行政無線及び広報車等により住民その他関係のある公私の団体へその状況の周知徹底を図る。

なお、特別警報の情報を受けた場合、気象業務法第15条の２に基づき、直ちに住民等や官公署に周知の措置をとらなければならない。

第２　被害状況等の収集・報告

１　初期被害調査

町は、災害が発生した場合、直ちに町内の被害状況について調査を行う。

被害状況の収集に当たっては、下記の点に留意して行うものとし、災害による被害が発生した場合における各部門別の被害状況は、災害対策本部の事務分掌により、それぞれの所管事項に関し、関係各課において掌握する。

(1)　被害状況の収集は、消防本部、県警察本部（双葉警察署）等の防災関係機関との連携のもとに行う。

(2)　被害状況の調査は、町の職員が巡回して行うことを原則とし、必要に応じ消防団員、区長等から情報を得る。

(3)　被害報告の収集は、災害発生の初期においては、人的被害及び住民の生活維持に直接関係する住家、施設の被害の状況を優先して収集する。

(4)　職員は、参集途上等において必要に応じて目視等による被害情報の収集を行い、所属長へ直ちにその状況を報告する。

(5)　必要に応じ、スマートフォンやドローンなど、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用して効率的な情報収集を行う。

２　住家被害認定調査・応急危険度判定調査

大規模災害時には、建築物や宅地の二次災害の危険性を把握し住民の安全を確保する「応急危険度判定調査」と、住家の被害の程度を調査し、罹災証明の交付につなげる「住家被害認定調査」を組織的に行う必要がある。

応急危険度判定調査は復興事業課、住家被害認定調査は税務課が中心に、被害調査チームを編成し、実施計画を立てて、調査を進める。

なお、応急危険度判定については、「第18節　被災地の応急対策」にも記載している。

３　被害状況の集約

災害による被害の状況は、各部門の状況を各課ごとに取りまとめ、本部事務局に報告する。本部事務局長は各部門の被害状況を取りまとめ、本部長へ報告する。

４　被害状況等の報告

(1)　報告すべき災害

ア　報告の基準

町が県に報告すべき災害はおおむね次のとおりであり、報告に当たっては、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号）」に従って実施する。

(ｱ)　災害救助法の適用基準に合致するもの

(ｲ)　災害対策本部を設置したもの

(ｳ)　災害が当初は軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で町の被害が軽微であっても地域全体から判断して報告を要すると認められるもの

(ｴ)　災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの

(ｵ)　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

イ　報告に当たっての留意事項

(ｱ)　人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うこととなっており、町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

(ｲ)　特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町域内で行方不明となった者について、警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡する。

(ｳ)　道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、町は、所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況を確認する。

また、地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

(2)　被害状況等の報告系統

町は、災害発生後に調査収集した被害状況等について、次の経路により、速やかに報告を行う。

なお、被害状況等の報告系統は、県が作成・配付する「情報連絡ルート集」による。

被害状況等の報告系統

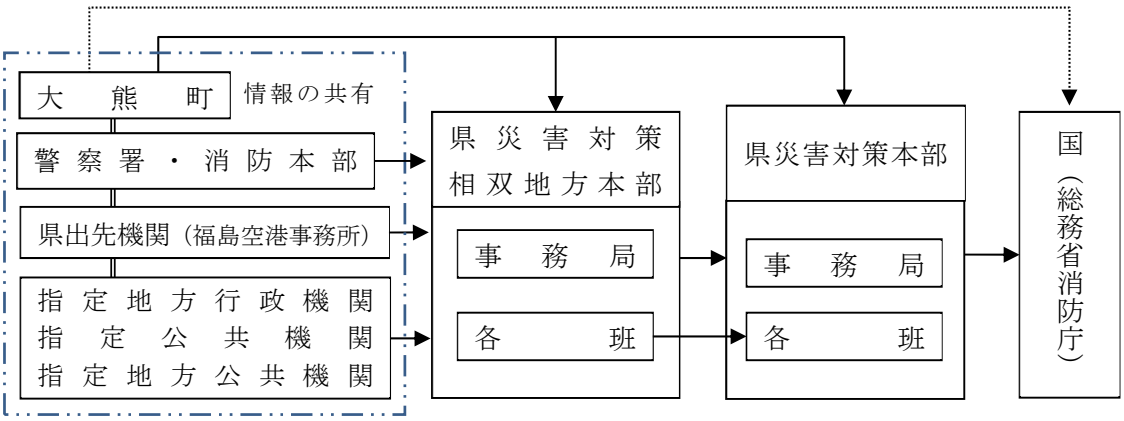

【被害状況の報告先】

県	ＮＴＴ回線	電話	024-521-7194	(FAX) 024-521-7920
	総合情報通信ネットワーク	衛星系	TN-8-10-201-2632、2636	(FAX) TN-8-10-201-5524
		地上系	TN-8-11-201-2632、2636	(FAX) TN-8-11-201-5524

国（消防庁）	区分／回線別		平日（9:30～18:30）※応急対策室	左記以外 ※宿直室
	ＮＴＴ回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
		FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
	消防防災無線	電話	90-43421	90-49101
		FAX	90-49033	90-49036
	地域衛星通信ネットワーク	電話	TN-048-500-90-43421	TN-048-500-90-49101
		FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

（注）ＴＮは、内線から無線への乗入れ番号

(3)　報告方法

ア　被害状況等の報告は、被害規模に関する概括的情報を含め把握できた順から、町⇒県⇒国（総務省消防庁）へと、有線又は無線通信等、最も迅速確実な手段により行う。

イ　町から県への報告は、「福島県総合防災情報システム」により行うことを基本とし、被災等により「福島県総合防災情報システム」が使用できない場合は、電話、ＦＡＸ、電子メール等により県災害対策相双地方本部へ被害情報を報告する。

ウ　上記の通信が途絶した場合は、警察無線又はその他の無線局を利用する

エ　いずれの場合においても、町が県へ報告することができない場合は、直接、国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行う。

また、大規模な災害等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合、町はその状況を直ちに総務省消防庁及び県災害対策本部に報告する。

なお、県では、被災市町村との通信が途絶した場合や市町村が災害対策本部を設置した場合などに、情報連絡員を派遣し衛星携帯電話等により派遣先市町村との情報伝達を行うこととしているため、町に情報連絡員が派遣された場合、情報連絡員を通じ被害情報を報告する。

オ　通信が不通の場合は、通信が可能な地域まで伝令を派遣するなどの手段を尽くし、報告する。

(4)　報告の内容と種類

町は、県に対し、被害状況のほか、応急対策の実施状況、災害対策本部設置等の配備体制、被害拡大の見込み、応援の必要性等について報告するとともに、県が把握する被害情報や応急対策の実施状況等を確認し、情報を共有する。

なお、町から県に対する報告の種類及び様式は次により行う。

ア　報告の種類

(ｱ)　概況報告（被害即報）

被害の発生を把握した場合、直ちに行う報告

(ｲ)　中間報告

県から指示があった時点で把握している被害状況等を報告

(ｳ)　確定報告

被害が確定した後に被害状況等を報告

イ　報告の様式等

(ｱ)　概況報告（被害即報）

「火災・災害等即報要領」の第４号様式（災害概況即報）に準じた内容をＦＡＸ、メール等で報告する。

なお、緊急の場合には、電話により速やかに報告する。

(ｲ)　中間報告

原則として、「福島県総合防災情報システム」により行う。ただし、死者・行方不明者が生じた大規模災害や孤立集落の発生など、被害拡大防止のための災害応急対策が必要な災害の発生を把握した場合には、電話等により速やかに報告する。

(ｳ)　確定報告

別に定める被害報告様式をＦＡＸ、メール等で報告する。

ウ　災害程度の判定

災害の程度を判定する基準は、「資料編 被害認定基準」による。

４　被害区分別報告系統

被害の区分別の報告系統は次のとおりとする。

なお、それぞれの具体的な報告系統・手順等については、必要に応じてマニュアル等を整備する。

(1)　人的被害、住家被害等

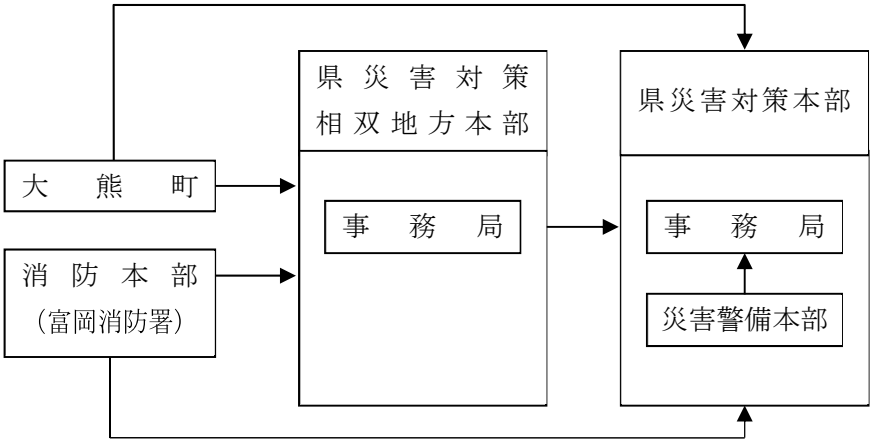

(2)　文教施設被害

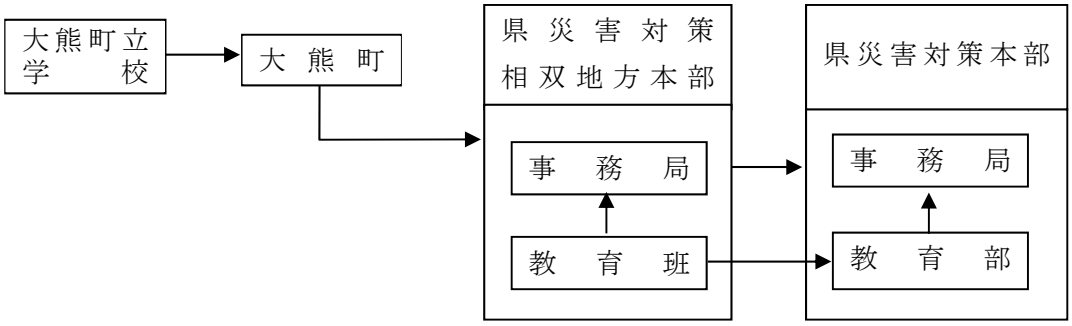

(3)　医療機関被害

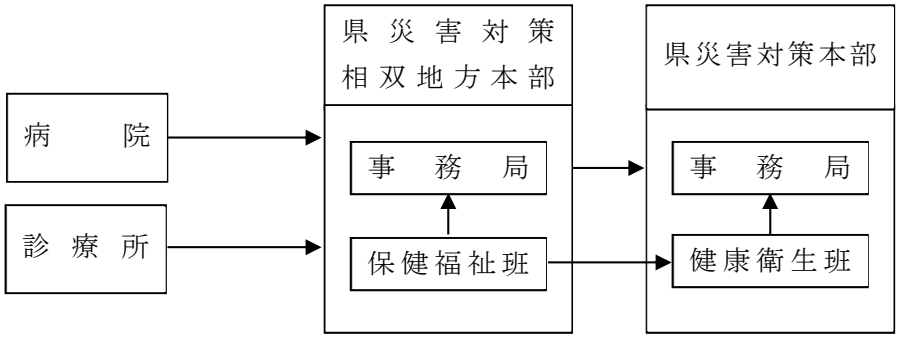

(4)　道路・橋りょう被害

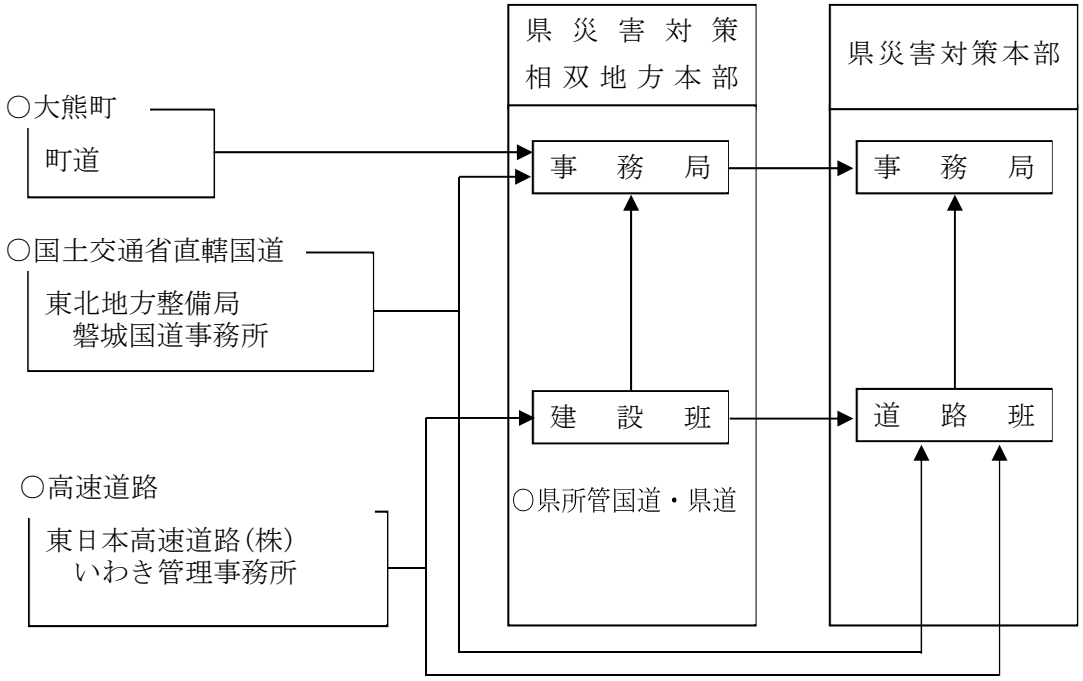

※県所管国道・県道の通行止（規制）箇所は、県道路管理課ＨＰで地図及び画像情報が提供される。

(5)　河川災害、その他水害被害

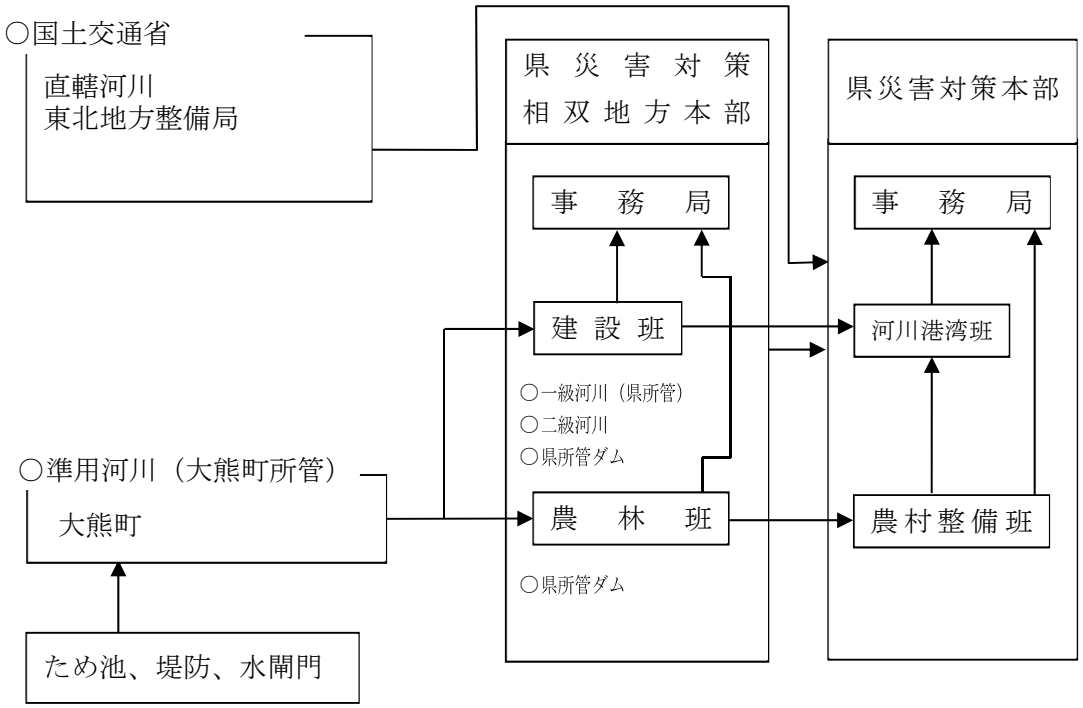

(6)　農産被害、畜産被害

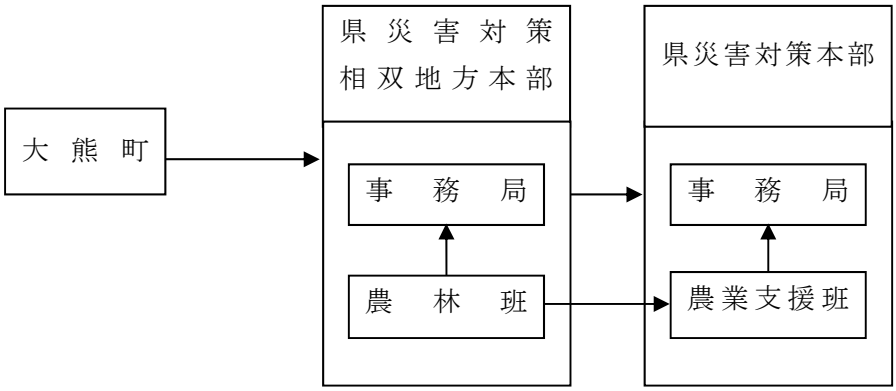

(7)　森林被害

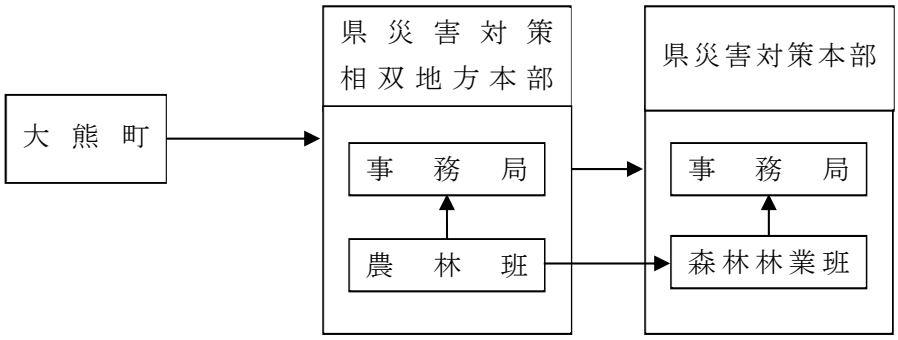

(8)　砂防関係施設の被害及び土砂災害、雪崩災害の被害

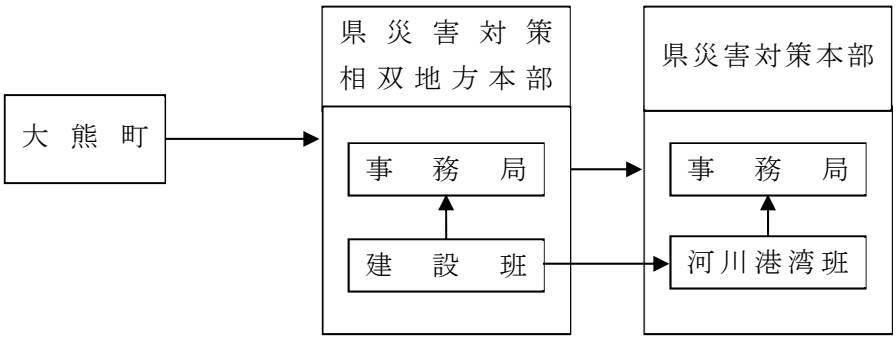

(9) 廃棄物処理施設、廃棄物処理事業被害

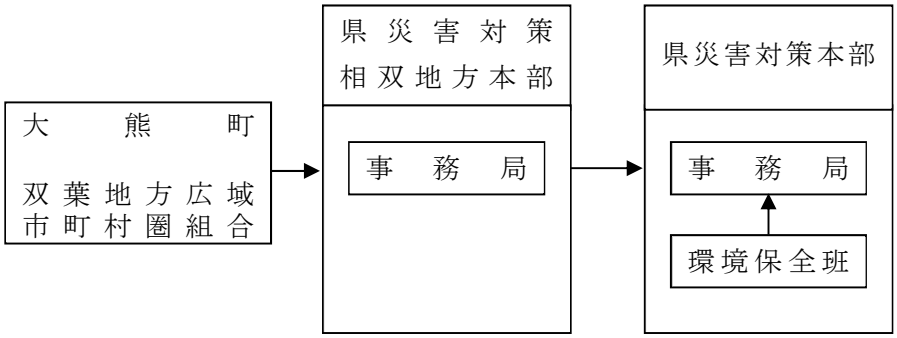

(10) 水道施設被害

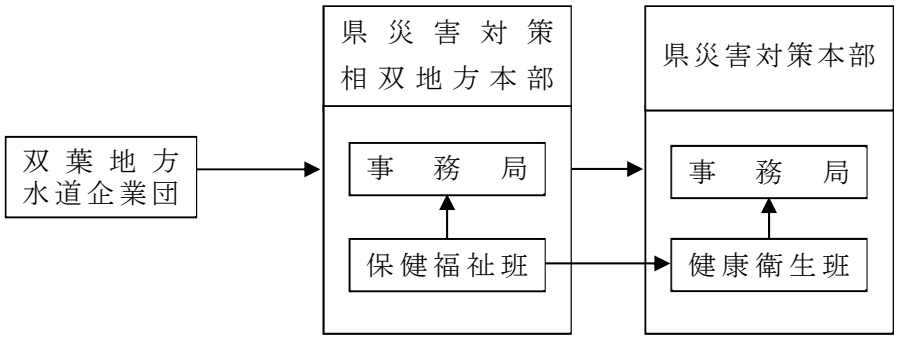

(11) 下水処理施設被害

〔公共下水道〕

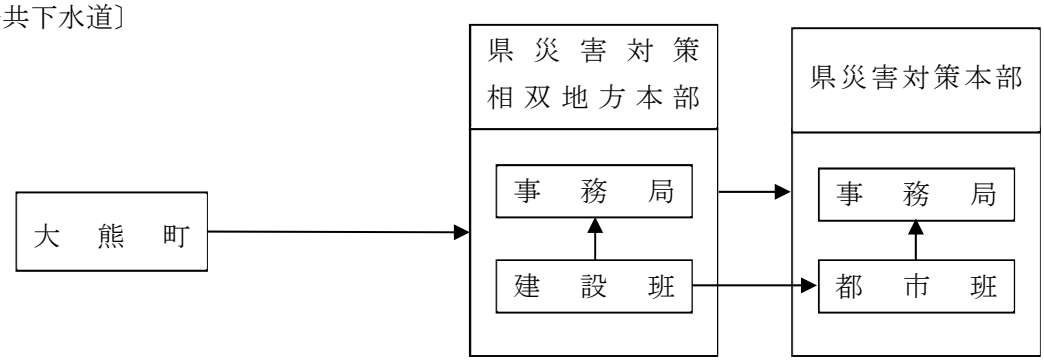

〔農業集落排水〕

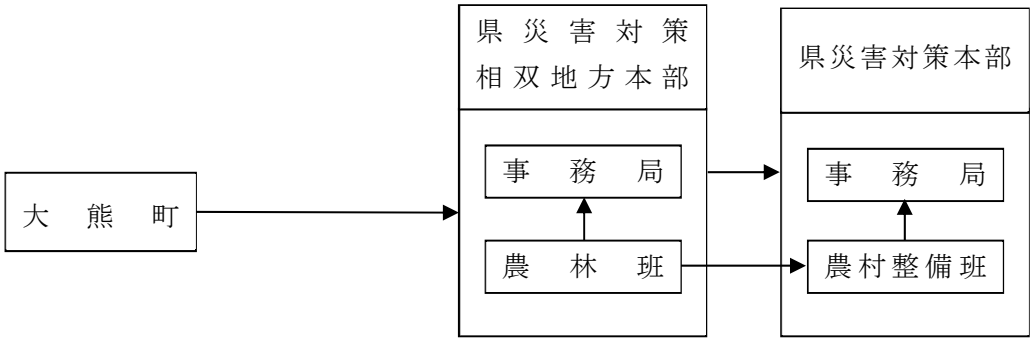

第４節　通信の確保

災害時においては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保する。

第１　通信手段の確保

１　通信手段の機能確認

町は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が起きたときの復旧要員の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

２　災害時の通信連絡

(1)　県及び防災関係機関に対する、災害の予報や警報、気象情報の伝達、被害状況の収集及び報告、その他応急対策に必要な指示、命令等の伝達は、原則として有線通信（加入電話)、無線通信、防災行政無線及び総合情報通信ネットワーク（県・消防本部との連絡に限る。）により行う。

また、設備の状況を監視しつつトラフィックコントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。

(2)　加入電話を使用する場合には、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。

(3)　電子メールを災害発生時の連絡手段として活用し、速やかな情報連絡を行う。その際、電子メールの情報が対応されずに埋没することのないよう、情報の受け手は速やかに内容を確認の上対応、若しくは担当部署への割り振りを行う。

３　各種通信施設の利用

(1)　非常無線通信の利用

町は、加入電話、防災行政無線等が使用不能になったときは、東北地方通信ルートに基づく東北地方整備局、県警察本部、(一社)日本アマチュア無線連盟福島県支部、アマチュア無線赤十字奉仕団等の協力を得て、その無線通信施設の利用を図る。

(2)　通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行う。

(3)　放送機関への放送要請

町は、加入電話、県総合情報通信ネットワーク、防災行政無線等が使用不能になったときは、災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害時における放送要請に関する協定」により、県を通じて放送機関に対し、次の事項を明らかにして連絡のための放送を要請する。

ア　放送を要請する理由
イ　放送する事項、内容
ウ　希望放送日時
エ　その他、必要な事項

(4)　インターネット情報提供事業者への情報提供要請

町は、県と連携のもと、インターネット情報提供事業者に対し、インターネットを利用した情報の提供を行うことを要請する。

４　現地災害対策本部が設置された場合の措置

町は、現地災害対策本部が設置された場合、衛星携帯電話及び防災行政無線の可搬型移動局により通信を行うほか、必要に応じて東日本電信電話(株)福島支店に臨時電話（携帯電話を含む。）の設置を依頼する。

第２　通信の運用等

１　防災行政無線の運用

(1)　災害時の通信連絡

災害時における住民への警報等の伝達、避難指示等については、防災行政無線を活用して行う。

(2)　管理

災害発生時においては、通信の輻輳が予想されるため、防災行政無線施設に、次の管理者をおき、管理者は必要に応じて通信の統制を図る。

また、通話の制限及び通信内容による優先通信を行い、通信の円滑化を図る。

役職	担当者	役割
総括管理者	本部長 (町長)	管理の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
管理責任者	本部事務局長 (環境対策課長)	管理を行うとともに、無線局管理者を指揮監督する。
無線局管理者	本部事務局員 (消防交通係)	無線施設の親局に勤務し、施設等の管理監督の業務を所掌する。

(3)　非常通信の協力

防災関係機関から災害に関し緊急に処置する内容の依頼を受けたときは、可能な限りこれに応じ非常無線の機能を発揮する。

２　県総合情報通信ネットワークの活用

福島県総合情報通信ネットワークは、国（福島地方気象台、陸上自衛隊駐屯地等)、県、市町村、消防本部、防災関係機関等（日本赤十字社福島県支部、放送機関、電力会社）を結ぶ通信ネットワークで、衛星回線と地上系無線回線及び有線回線の複数ルートで構成され、また、主要機器を２重化するとともに非常電源による停電対策を備えるなど、信頼性と耐災害性が高いという特徴がある。

３　通信途絶時等における連絡方法

町は、各通信系をもって通信を行うことができないとき、又は通信を行うことが著しく困難であるときは、車両及び徒歩等により連絡員を派遣し、口頭により連絡するなど、臨機の措置を講ずる。

第３　情報連絡員による情報伝達等

１　国（東北地方整備局）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、各種情報の共有を図るため、情報連絡員（国リエゾン）を派遣する。

２　県は、町との通信が途絶、又は困難になった場合や県災害対策本部を設置した場合等において、携行する衛星携帯電話等を活用し、県と町の情報伝達支援を行い情報共有を図るため、あらかじめ指定している情報連絡員（県リエゾン）を派遣する。

３　町は、情報連絡員が国又は県と速やかに、かつ、円滑に情報伝達できるよう執務場所の確保や町の保有する通信手段を使用させるほか、必要に応じ、本部員会議にオブザーバーとして出席させるなど、情報連絡員の情報収集活動を支援する。

第５節　相互応援協力

災害発生時においては、防災関係機関相互の連携体制が重要となるため、防災関係機関との相互の応援協力により適切な応急救助等を実施する。

第１　県と市町村の相互協力

１　県及び他市町村への応援要請

(1)　町長は、災害応急対策（広域避難対策、役場機能の低下、喪失、移転対策を含む。以下同じ。）を実施するために必要があると認めるときは、知事に応援（職員の派遣を含む。以下同じ。）若しくは応援のあっせんを求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。

(2)　町長は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。

(3)　町長が知事に職員の派遣、職員の派遣のあっせん若しくは応援を求め、若しくは災害応急対策の実施を要請し、又は他の市町村長に応援を求める場合は、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理する。

ア　災害の状況及び応援を求める理由
イ　応援を要請する機関名
ウ　応援を要請する職種別人員、物資等
エ　応援を必要とする場所、期間
オ　その他必要な事項

２　災害対策基本法に基づく知事の指示等

(1)　町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、知事は、特に必要があると認める場合、災害対策基本法第72条第１項に基づき、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示する。

また、他の市町村の実施する災害応急対策（応急措置を除く。）が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第72条第２項に基づき、町長に対し、当該災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求める。

(2)　知事の指示に係る応援に従事する者は、応急措置の実施については、応援を受ける市町村長の指揮のもとに行動する。

３　他市町村への応援（職員の派遣）

他の市町村において大規模な災害が発生し、災害対策基本法、地方自治法又は協定等により、知事又は被災した市町村から応援若しくは職員の派遣について要請があった場合、町は、可能な限り応援又は職員の派遣を行う。

第２　国に対する応援要請

１　町長の応援職員派遣要請

(1)　町長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる（災害対策基本法第29条）。

(2)　町長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる（災害対策基本法第30条）。

２　応援職員派遣要請手続き

町長は、指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

また、町長が、知事に対して指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求めるときも同様とする。

(1)　派遣を要請する理由

(2)　派遣を要請する職員の職種別人員数

(3)　派遣を必要とする期間

(4)　派遣される職員の給与その他の勤務条件

(5)　その他職員の派遣について必要とされる事項

なお、派遣された職員の身分の取扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりである。

第３　消防の相互応援

町は、単独での消防活動が困難であると判断したときは、消防本部と連携し、双葉郡内８町村との間で締結している「消防相互応援協定」に基づき、双葉郡内町村消防団の応援を要請する。

また、それでも対応できない場合は、福島県広域消防相互応援協定による派遣要請を行う。

なお、上記以外の市町村からの災害対策基本法第67条の規定による相互応援についても迅速な対応ができるよう、手続き等細部事項について、あらかじめ検討する。

第４　民間事業者との災害時応援協定に基づく応援

町は、民間事業者に対し、それぞれ締結した災害時応援協定に基づき、応援を求める。

第５　公共的団体等との協力

町は、区域内における公共的団体及び自主防災組織等から、次のような協力を得ながら、効率的な応急対策活動を行う。

また、これら団体等の協力業務及び協力方法について、あらかじめ協議しておくとともに、災害時における活動が能率的に処理できるよう、その内容の周知徹底を図る。

なお、ここでいう公共的団体とは、日赤奉仕団、郡医師会、農業協同組合、森林組合、商工会等をいう。

１　協力体制の確立

災害時における初期消火、食料、飲料水、その他生活必需品の支給、被災者の安否確認、死者（行方不明者）の捜索、炊き出し、避難誘導、防疫作業等応急活動については、町のみならず公共的団体及び自主防災組織等の協力がなければ万全を期し得ないため、協力体制を確立する。

２　協力内容

(1)　異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、町その他関係機関に連絡すること。
(2)　災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
(3)　災害時における広報広聴活動に協力すること。
(4)　災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
(5)　避難誘導、避難所内被災者の救援業務に協力すること。
(6)　被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等に協力すること。
(7)　被害状況の調査に協力すること。
(8)　被災区域内の秩序維持に協力すること。
(9)　罹災証明書交付事務に協力すること。
(10)　その他の災害応急対策業務に関すること。

第６　受援体制の確保

１　情報伝達・指揮命令系統の一元化

応援団体による応援の効果が最大限に発揮されるよう、互いの情報伝達・指揮命令系統の一元化に努める。

大規模災害時は、災害対策本部に、受援に関する庁内外の調整や調整会議の開催等を行う「災害対策本部受援調整チーム」（「人的受援調整担当」・「物的受援調整担当」）を、各課に受援窓口担当を配置し、情報伝達・指揮命令系統の一元化を図る。

２　後方支援の準備

役場庁舎の多目的スペースや会議室、役場防災広場・駐車場、大熊町交流施設「linkる大熊」、義務教育学校「学び舎 ゆめの森」、「旧大野小学校体育館」などを活用し、応援職員の執務スペースや救援物資の地域内輸送拠点、応援職員の宿泊場所等を確保する。

応援職員が使用する資機材等の準備を進めるとともに、受援スケジュール、経費の負担割合の協議等の調整を進める。

第６節　災害広報

災害時において、住民等及び防災関係機関に正確かつわかりやすい情報を提供し、混乱を防止するとともに、適切な行動を支援するため、災害発生後速やかに広報部門を設置し、関係機関と連携して広報活動を展開する。

第１　町の広報活動

町は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、住民等に対し、防災行政無線、広報車、ホームページ、携帯電話への緊急速報メール、テレビ・ラジオ等を活用し、次の事項について広報活動を行う。

なお、被災者が必要とする情報は、①避難誘導段階、②避難所設置段階、③避難所生活段階、④仮設住宅設置段階、⑤仮設住宅での生活開始段階等、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供することを心掛けることが必要であり、これらの情報を災害対応に当たる職員にも周知するよう努める。

１　広報内容

(1)　地域の被害状況に関する情報

(2)　町における避難に関する情報

ア　避難指示等に関すること。

イ　受入施設に関すること。

ウ　指定された避難所以外に避難した被災者への支援情報

(3)　地域の応急対策活動に関する情報

ア　救護所の開設に関すること。

イ　交通機関及び道路の復旧に関すること。

ウ　電気、水道の復旧に関すること。

(4)　安否情報、義援物資、義援金の取扱いに関する情報

(5)　その他住民等に必要な情報（二次災害防止に関する情報を含む。）

ア　給水及び給食に関すること。

イ　電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。

ウ　防疫に関すること。

エ　臨時災害相談所の開設に関すること。

オ　被災者への支援策に関すること。

２　広報方法

(1)　一般広報

ア　防災行政無線による広報

イ　広報車による広報

ウ　広報紙、チラシ等の紙媒体による広報

エ　県提供のテレビ・ラジオの広報番組による広報

オ　インターネットを利用した広報等（ホームページ開設）

カ　携帯電話への緊急速報メール等による広報

キ　テレホンサービスによる被災地情報提供

(2)　インターネットを利用した広報の留意点

町は、インターネットを利用して広報等を行う場合、次の点に留意する。

ア　災害発生時において、ホームページは重要な情報源であることから、簡易版ホームページを開設する。

また、ミラーサーバ等を立ち上げるなど、アクセス集中による閲覧障害を回避するよう努める。

イ　受け手が必要な情報を選別して入手できるよう、重要な情報や優先順位の高い情報をわかりやすく提供するよう努める。

ウ　災害情報を発信する際は、多様な媒体から情報を閲覧でき、受け手が加工しやすい形式で提供するよう努める。

エ　住民等自らが情報を入手できるよう、携帯電話やパソコン等、個人用情報端末の活用について周知する。

(3)　報道機関への発表

ア　災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、本部長が必要と認める情報について実施する。

イ　発表は、原則として災害対策本部副本部長の立会いのもとに、あらかじめ定めた場所で発表する。

(4)　災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用

町は、災害情報共有システム（Ｌアラート）に被害情報や避難指示等の発令、避難所開設などの災害情報等を発信し、多様な媒体を通して速やかに住民等へ伝達する。

３　要配慮者に配慮した広報の実施

町は、次のとおり要配慮者に配慮した広報の実施を心掛ける。

(1)　外国人に対する「やさしい日本語」を含む多言語による広報

(2)　聴覚障がい者に対する文字放送、手話通訳等の実施

第２　市町村間の協力による広報

町は、サーバ等の被災によりホームページでの情報発信が不可能になった場合、災害時相互応援協定等により、支援する市町村が被災した市町村に代わってホームページの開設や情報の掲載を代行し、迅速に情報を発信する仕組みの構築を図る。

第７節　災害救助法の適用等

災害救助法による救助は、大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に国の責任において行われ、知事が、法定受託事務としてその救助の実施に当たるものである。

災害救助法の適用基準に該当する場合又は該当する見込みがある場合は、同法、同法施行令、福島県災害救助法施行規則等の定めるところにより、速やかに所定の手続きを行う。

第１　災害救助法の適用

１　災害救助法の概要

(1)　本法による救助は、一時的な応急救助であり、災害が一応終わった後のいわゆる災害復旧対策、あるいは生活困窮者に対する生活保護法による保護とも性格を異にする。

(2)　本法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が救助の二大目的であり、本法の適用は、災害の規模が個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに実施される。

(3)　本法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、都道府県知事が法定受託事務として行うこととされている。

(4)　都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができるとされている（災害救助法第13条第１項）。

(5)　災害救助の実施機関である都道府県知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、次のような広範囲な権限が与えられている（災害救助法第７条～第10条）。

ア　一定の業種の者を救助に関する業務に従事させる権限（従事命令）

イ　被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させる権限（協力命令）

ウ　特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限（保管命令等）

なお、上記アの従事命令又はイの協力命令により、救助業務に従事し、又は協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、災害救助法第 12 条の規定に基づき、扶助金が支給される。

また、上記ウの保管命令等により通常生ずべき損失は、同法第９条第２項の規定に基づき、補償しなければならない。

２　災害救助法適用における留意点

(1)　災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、都道府県知事が市町村長の要請に基づき、市町村の区域単位で適用するものであるため、被害状況の把握については、迅速かつ的確に行わなければならない。

(2)　被害の認定については、災害救助法適用の判断の基礎資料となるだけでなく、救助の実施に当たって、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるため、適正

に行わなければならない。

(3)　被害の認定は、専門技術的視野に立って行わなければならない面もあり、第一線機関である市町村においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておくことも必要である。

第２　災害救助法の適用基準

１　適用基準

災害救助法による救助は、災害が発生した市町村の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が一定の基準に達するとともに、被災者が現に救助を必要としている状況にあるときに適用される。

人口5,000人以上15,000人未満の本町における災害救助法施行令第１条に定める適用基準は、次のとおりである。

(1)　町内の住家滅失世帯が40世帯以上に達した場合（災害救助法施行令第１条第１項第１号）

ただし、全町避難により住民の避難先が全国にまたがる本町においては、施行令の運用により、人口5,000人未満の区分の適用も想定される。その場合は、「30世帯以上」となる。

(2)　県内の住家滅失世帯が1,500世帯以上に達し、町内の住家滅失世帯が20世帯以上に達した場合（災害救助法施行令第１条第１項第２号）

ただし、人口5,000人未満の区分が適用された場合は、「15世帯以上」となる。

(3)　県内の住家滅失世帯が7,000世帯以上に達し、町域における被害世帯数が多数である場合（災害救助法施行令第１条第１項第３号前段）

なお、この場合の「多数」については、被害の態様や周囲の状況に応じて、個々に判断すべきものであるが、基準としては町において救護活動が任せられない程度の被害であるか否かによって判断される。

(4)　災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合（災害救助法施行令第１条第１項第３号後段）

（例）

ア　被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合

イ　有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合

(5)　多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合（災害救助法施行令第１条第１項第４号）

（例）

ア　災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合であり、具体的には次のような場合であること。

(ｱ)　火山噴火、有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合

(ｲ)　船舶の沈没、交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合

イ　被災者に対する食品若しくは生活必需品等の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊な技術を必要とする場合とは、具体的には次のような場合であること。

(ｱ)　交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合

(ｲ)　火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

(ｳ)　豪雪により多数の者が危険状態となる場合

a　平年に比して短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又はその危険性の増大

b　平年、孤立したことのない集落の交通途絶による孤立化

c　雪崩発生による人命及び住家被害の発生

２　住家滅失世帯の算定等

(1)　災害救助法適用基準における住家滅失世帯数の算定に当たっては、住家の滅失（全焼・全壊・全流失）した世帯を標準としており、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については２世帯をもって１世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不可能となった世帯については３世帯をもって１世帯とみなす。

(2)　被害の認定基準については、「資料編 被害認定基準」のとおりである。

３　大規模な災害における速やかな適用

大規模な洪水、土砂災害、豪雪、地震災害等が発生した場合など、住民の避難が続き継続的に救助を必要なことが明らかな場合は、県は、市町村から被害の情報が入手できなくても数値基準によらず速やかに１(5)の第４号基準を適用し、救助を行う。

４　災害が発生するおそれ段階の適用（法第２条第２項）

災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条の３第１項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第１項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の２第１項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第23条の３第２項（同法第24条第２項又は第28条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定により当該本部の所管区域として福島県が告示されたとき、市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがある場合には、災害救助法による救助を行うことができる。

第３　災害救助法の適用手続き

１　災害救助法の適用申請

災害救助法による救助は市町村の区域単位で実施されるものであり、本町における被害が上記第２の１又は４に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みである場合、町長は、直ちにその旨を知事に報告する。

２　特別基準の申請

町長は、災害救助法による救助について、「一般基準」では救助に万全を期することが困難な場合、知事を通じ、内閣総理大臣に対して「特別基準」の適用を要請する。

なお、内閣総理大臣から「特別基準」の同意を得た場合は、知事を通じて電話、ＦＡＸ、電子メール等により連絡を受けることとなっている。

第４　災害救助法による救助等

１　救助の種類

救助の種類は次に掲げるとおりであり、災害救助法による救助の基準（救助の対象、費用の限度額、期間等）については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号)」による。

(1)　避難所の設置
(2)　応急仮設住宅の供与
(3)　炊き出しその他による食品の給与
(4)　飲料水の供給
(5)　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
(6)　医療
(7)　助産
(8)　被災者の救出
(9)　被災した住宅の応急修理
(10) 生業に必要な資金の給与又は貸与
(11) 学用品の給与
(12) 埋葬
(13) 死体の捜索
(14) 死体の処理
(15) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
(16) 応急救助のための輸送
(17) 応急救助のための賃金職員等

なお、災害発生のおそれ段階での救助として国費負担の対象となるのは、上記の内、(1)避難所の設置、(16)応急救助のための輸送、(17)応急救助のための賃金職員等となる。

２　救助費の繰替支弁

災害救助法第30条の規定により、町長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付については、「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき行う。

３　迅速な救助の実施

町及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

４　救助実施状況の記録及び報告

町は、災害救助法に基づく救助の実施状況を日ごとに整理記録するとともに、その状況を取りまとめて県に逐次報告する。この場合、取りまとめた状況はとりあえず電話等により提供し、後日文書による情報提供を行うことで差し支えない。

第５　災害対策基本法に基づく従事命令等

１　従事命令等の発動

町長は、災害救助法の適用がない場合においても、災害が発生し、応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第71条の２の規定により従事命令、協力命令、保管命令等を発することができる。

２　公用令書の交付

町長は、災害対策基本法第71条の２の規定による従事命令等を発する場合、同法第81条に定める公用令書を交付しなければならない。

３　損害補償等

(1)　町長は、災害対策基本法第71条の２の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、同法第84条に基づき損害を補償しなければならない。

(2)　災害対策基本法第71条の２の規定による保管命令等により通常生ずべき損失について、同法第82条第１項に基づき、補償しなければならない。

第８節　救助・救急

災害発生後において、生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、発災当初の 72 時間は救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人員、資機材等を優先的に投入して、救助活動を実施する。

町は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら、救助・救急活動を行うが、早期救出が生死を分けることになることから、住民及び自主防災組織は、救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力するとともに、自発的に救助・救急活動を行う。

第１　町（消防本部を含む。）による救助活動

１　救助活動

町は、消防団や住民と協力して救出隊を組織し、消防本部、双葉警察署及び地元の情報に精通した地域住民等と密接に連携して実施する。

(1)　救出隊を組織し、災害による救出を必要とする事態が生じたときは、直ちに警察機関に連絡するとともに、その状況を速やかに県に報告する。

(2)　救出現場には、必要に応じて救出現地本部を設置し、各関係との連絡、被災者の受入状況その他の情報収集を行う。

(3)　救出隊の数及び人員は、災害の態様に応じて本部長等が指示する。

(4)　救出作業に特殊機械又は特殊技能者を必要とする場合は、被災地の状況、被害の規模に応じて、知事に対し、消防防災ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の出動を要請するほか、土木建設業者等に応援を要請して救出活動に万全を期する。

(5)　救出現場には、負傷者に応急手当を行うため、必要に応じて医療救護班の出動を求める。

(6)　被災者救出後は、速やかに医療機関へ搬送する。

(7)　消防本部は、医療救護班の協力を得て医療機関の確保に努め、救急活動の円滑な実施を図る。

２　応援要請

町は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して県に対し救助活動の実施を要請する。

また、必要に応じて民間団体にも協力を求める。

(1)　応援を必要とする理由

(2)　応援を必要とする人員、資機材等

(3)　応援を必要とする場所

(4)　応援を希望する期間

(5)　その他周囲の状況等応援に関する必要事項

第２　自主防災組織、事業所等による救助活動

１　自主的な救助活動

自主防災組織、事業所の防災組織及び住民は、次により自主的な救助活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

(1)　組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
(2)　救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
(3)　自主救助活動が困難な場合は、消防本部又は双葉警察署等に連絡し、早期救助を図る。
(4)　救助活動を行うときは、可能な限り町、消防本部、双葉警察署と連絡をとり、その指導を受ける。

第３　広域的な応援

１　広域航空消防応援

災害が発生し、町長又は消防長が必要と判断した場合は、知事に広域航空消防応援を要請する。

知事は、町長又は消防長からヘリコプターを使用する消防活動の応援要請があり、県内の消防防災ヘリコプターのみで対応できず、応援が必要と判断した場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対して他都道府県又は他都道府県市町村の所有ヘリコプターによる応援を要請することとしている。

２　緊急消防援助隊への応援要請

町長は、災害発生時において、他都道府県への応援要請の必要が見込まれる場合は、以下の手続きにより、知事へ応援要請を行う。

(1)　応援要請の手続き（要請は責任者の口頭でも可、後日文書を提出すること。）
町長は、原則として次の事項を明らかにして知事に要請する。
ア　火災の状況及び応援要請の理由
イ　緊急消防援助隊の派遣要請期間
ウ　応援要請を行う消防隊の種別と人員
エ　町への進入経路及び集結場所（役場駐車場を想定）

(2)　緊急消防援助隊の受入態勢
緊急消防援助隊の円滑な受入れを図るため、連絡班を設け、連絡体制を整えておく。
ア　緊急消防援助隊の誘導方法
イ　緊急消防援助隊の人員、機材数、応援都道府県隊長等の確認
ウ　緊急消防援助隊に対する給食、仮眠施設等の手配

第９節　自衛隊災害派遣

災害発生時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明らかにし、迅速かつ円滑な災害派遣活動を実施する。

第１　災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、おおむね次による。

なお、特に人命にかかわるもの（救急患者、薬等の緊急輸送等）については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。

①被害状況の把握
②避難の援助
③遭難者等の捜索救助
④水防活動
⑤消防活動（空中消火を含む。）
⑥道路又は水路の啓開
⑦応急医療、救護及び防疫
⑧人員及び物資の緊急輸送
⑨炊飯及び給水
⑩物資の無償貸付及び譲与（防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第 13、14 条）
⑪危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物の保安措置及び除去）
（不発弾の処理は、県警察本部が窓口となる。）
⑫予防派遣（災害に際し被害が客観的に推定され、かつ急迫している場合でやむを得ないと認められる場合）
⑬その他知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

第２　災害派遣要請の要求

１　災害派遣要請の要求

町長は、町域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊災害派遣の要請を求めることができる。

なお、町長不在時等における緊急を要する判断については、「本章 第１節 第１ 災害対策本部の設置」で定めた「町長不在時の決定者」と同様とする。

２　災害派遣要請の要求要領

(1)　知事への要請

町長が知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として相双地方振興局長を経由して、知事へ要求する。

要求に当たっては、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要し文書をもってするいとまがない場合は、電話等により直接知事に要求し、事後文書を送達する。この場合、速やかに相双地方振興局長へ連絡する。

ア　提出（連絡）先　県危機管理部　危機管理総室
（県災害対策本部　総括班）

イ　経由（連絡）先　相双地方振興局　県民環境部　県民生活課
（県災害対策相双地方本部　総括班）

ウ　提　出　部　数　　２部

エ　記　載　事　項

(ｱ)　災害の状況及び派遣を要する事由

(ｲ)　派遣を希望する期間

(ｳ)　派遣を希望する区域及び活動内容

(ｴ)　その他参考となるべき事項

(2)　自衛隊へ緊急要請

町長は、上記(1)の要求ができない場合は、町を災害派遣隊区とする部隊長（陸上自衛隊福島駐屯地指令）に対して災害の状況を通知することができる。この場合、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

また、通知を受けた部隊長は特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、人命・財産の保護のため、部隊等を派遣するとともに、速やかにその旨を知事に通知する。

自衛隊の災害派遣担当窓口

○陸上自衛隊福島駐屯地
担当区域　福島県全域
担当窓口　陸上自衛隊第 44 普通科連隊第３科
℡ 024-593-1212 内線 237（県総合情報通信ネットワーク 811-280-01）
時間外 福島駐屯地当直司令 内線 302（県総合情報通信ネットワーク 811-280-02）

第３　災害派遣部隊の受入体制

１　防災関係機関との協力

町は、県、双葉警察署、消防本部等と相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置を行うための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して緊密に連絡協力する。

２　他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

３　作業計画及び資材等の準備

町長は、自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するに当たっては、次の事項について、できるだけ先行性のある計画を樹立するとともに、諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

また、自衛隊の活動が円滑にできるように常に関係情報を収集し、作業実施に必要とする十分な資料（災害地の地図等）を準備するとともに、作業区ごとに責任ある連絡員をあらかじめ定めておく。

(1)　作業箇所及び作業内容
(2)　作業の優先順位
(3)　作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
(4)　部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

４　町における自衛隊との連絡体制の確立

町長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡調整の窓口を明確にし、町役場又は災害現場に町と自衛隊共同の連絡所を設置する。

５　派遣部隊の受入れ

町長は、自衛隊派遣を決定したときは、部隊到着後の作業能力が十分発揮できるよう、知事及び関係出先機関の長と協議の上、次の事項について自衛隊の受入体制を整備する。

なお、当面は役場庁舎及びその周辺の町有地を想定する。

(1)　本部事務室（現地における派遣部隊の本部は、原則として町役場又は町と自衛隊共同の連絡所と同一の場所に設置し、相互に緊密な連絡を図る。）
(2)　宿舎
(3)　材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）
(4)　駐車場（車一台の基準は３ｍ×８ｍ）
(5)　臨時ヘリポート（１機当たりに必要な広さは、観測用ヘリで30m×30m、多用途ヘリで50m×50m、輸送ヘリで100m×100m）

第４　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知し

なければならない。

1　警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令

2　他人の土地等の一時使用等

3　現場の被災工作物等の除去等

4　住民等を応急措置の業務に従事させること。

また、自衛隊法の規定により、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

第５　派遣部隊の撤収

派遣部隊の撤収は、災害派遣の目的を達し、知事から撤収要請があった場合、又は部隊が派遣の必要がなくなったと認めた場合に行う。

町は、自衛隊の災害派遣の目的を達したとき、又は派遣の必要がなくなったときは、速やかに知事に対して撤収の要請を依頼する。

なお、撤収に当たっては、関係機関と十分な事前調整を実施する。

第６　経費の負担区分

災害派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めにくいものについては、町、県及び部隊が相互調整の上、その都度決定する。

１　町及び県の負担

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、施設の借上料及び損料、消耗品、電気、水道、くみ取り、通信費及びその他の経費

２　部隊の負担

部隊の露営、給食及び装備、器材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地への往復等の経費

第 10 節　避難

災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関は、相互の連絡調整を密にし、適切な避難誘導を実施する。

また、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「要配慮者」が災害において犠牲になるケースが多くなっているため、こうした状況から、要配慮者への情報伝達、要配慮者の避難誘導、避難場所における生活等については特に配慮する。

なお、「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「自らの命を自ら守るための行動」とする。

第１　避難指示等の発令

町長等は、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して、「高齢者等避難」（警戒レベル３）、「避難指示」（警戒レベル４）を発令する。

また、災害発生を把握した場合は、「緊急安全確保」（警戒レベル５）を発令し、住民に対して命を守る最善の行動をとるよう呼びかける。

１　避難の実施機関

(1)　実施の責任者及び基準

高齢者等避難の発令、避難指示の実施責任者は次のとおりであるが、高齢者等避難の発令、避難指示を行ったとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行う。

また、災害の発生が予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険の切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅への移動を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を指示する必要がある。

このため、特に避難行動や情報面で支援を要する人が早期に避難や安全確保のための行動を開始できるよう情報提供に努め、一般住民に対しても、早期に避難等を指示するとともに、避難の指示等をあらゆる手段を用いて各住民に周知徹底する。

この際、危険の切迫性に応じて雨量や河川等の水位なども踏まえながら、避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する５段階の警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

災害の状況に応じ、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、日中の明るい時間帯での発令等を検討する。

また、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じて高齢者等避難の発令と併せて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。

避難指示等の法令上の種類

区分＼事項	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難（警戒レベル３）	町　　長	高齢者等は危険な場所から避難、高齢者等以外も必要に応じ避難の準備・自主的に避難する。	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難指示・屋内安全確保の指示（警戒レベル４）	町　　長 （災害対策基本法第 60 条）	立ち退き及び立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認められるとき。
	知　　事 （災害対策基本法第 60 条）	立ち退き及び立ち退き先の指示	災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知事及びその命を受けた職員 （地すべり等防止法第 25 条）	立ち退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 （水防法第 29 条）	立ち退きの指示	洪水、雨水出水、津波又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警 察 官 （災害対策基本法第 61 条）	立ち退き及び立ち退き先の指示 「屋内安全確保」の指示	町長が避難のための立ち退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき。
	警 察 官 （警察官職務執行法第４条）	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	海上保安官 （災害対策基本法第 61 条）	立ち退き及び立ち退き先の指示 「屋内安全確保」の指示	町長が避難のための立ち退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき。
緊急安全確保の指示（警戒レベル５）	自 衛 官 （自衛隊法第 94 条）	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
	町　　長 （災害対策基本法第 60 条）	高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等緊急安全確保措置	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、立ち退きを行うことがかえって危険であり、緊急を要すると認められるとき。

(2)　避難指示等の判断基準

避難指示等の発表の判断基準は、内閣府防災担当「避難情報に関するガイドライン」（令和４年６月更新）に準拠し、以下のとおりとする。

避難指示等の対象は、原則として、洪水では浸水想定エリア内の住民、土砂災害では土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域周辺の住民とするが、それ以外の箇所でも災害が発生する恐れがあるため、必要に応じて町全域や特定の行政区の住民とする。

ア　浸水・洪水

洪水に関する避難指示等の判断基準

区　分	判　断　基　準
高齢者等避難 【警戒 レベル３】	1　流域雨量指数の予測値が洪水警報基準（熊川流域＝21.8、境川流域＝10.9）となったとき 2　熊川落合橋の水位が通報水位2.5ｍに達したとき 3　小入野川海渡橋の水位が観測開始水位（堤防天端までの高さの1/2）に達したとき 4　熊川、境川、夫沢川、小入野川やダム、ため池、水路等で漏水・堤防侵食、低地での内水滞留等が発見された場合 5　洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「警戒（赤）」が出現した場合 6　警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（日没２時間前時点で発令）
避難指示 【警戒 レベル４】	1　熊川落合橋の水位が警戒水位2.8ｍに達したとき 2　洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「危険（紫）」が出現した場合 3　熊川、境川、夫沢川、小入野川やダム、ため池、水路等で漏水・堤防侵食、低地での内水滞留等が発見された場合 4　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（日没２時間前時点で発令） 5　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
緊急安全確保 【警戒 レベル５】	1　大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 2　洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「災害切迫（黒）」が出現した場合 3　決壊や越水・溢水が発生した場合 4　堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合。

イ　土砂災害

土砂災害に関する避難指示等の判断基準

区　分	判　断　基　準
高齢者等避難 【警戒 レベル３】	1　大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、土砂アラート（福島県土砂災害情報システムで「警報（赤）」が出現した場合 2　警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（日没２時間前時点で発令）
避難指示 【警戒 レベル４】	1　土砂災害警戒情報が発表された場合 2　土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、土砂アラート（福島県土砂災害情報システム）で「危険（紫）」が出現した場合 3　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（日没２時間前時点で発令） 4　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5　土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合
緊急安全確保 【警戒 レベル５】	1　大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 2　土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合 3　土砂災害が発生した場合

ウ　高潮

台風情報、高潮注意報、高潮警報、高潮特別警報などをもとに、避難指示等の要否を検討する。

(3)　指定行政機関等による助言

町は、避難指示等を発令しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求めることができる。

なお、各災害に関する避難指示等を発令する場合に、主に助言を求める機関は以下のとおりである。

ア　水　　害：福島地方気象台、河川管理者（県河川港湾総室、相双建設事務所等）
イ　土砂災害：福島地方気象台、砂防施設等の管理者（県河川港湾総室、相双建設事務所等）
ウ　高潮災害：福島地方気象台、河川・海岸・港湾管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）

エ　津波災害：福島地方気象台、河川・海岸・港湾管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）

２　避難指示等の内容

避難指示等を実施する者は、次の内容を明示して行う。

(1)　避難対象地域
(2)　避難先
(3)　避難経路
(4)　避難指示の理由
(5)　その他必要な事項

３　避難措置の周知等

避難指示等を実施した者は、おおむね次により必要な事項を通知する。

(1)　知事への報告

町長は、避難指示等を行ったときは、次の事項について速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

また、住民が自主的に避難した場合も同様とし、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

ア　避難指示等の有無
イ　避難指示等の発令時刻
ウ　避難対象地域
エ　避難場所及び避難経路
オ　避難責任者
カ　避難世帯数、人員
キ　経緯、状況、避難解除帰宅時刻等

(2)　住民への周知

町は、自ら避難指示等を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、町防災計画に基づき迅速に住民へ周知する。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

(3)　関係機関への連絡

町は、自ら避難指示等を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、関係機関に連絡する。

ア　県警察本部（双葉警察署）、消防本部、県の出先機関
イ　避難所として利用する施設の管理者

４　関係機関の報告措置

(1)　警察官の報告系統

ア　災害対策基本法に基づく措置

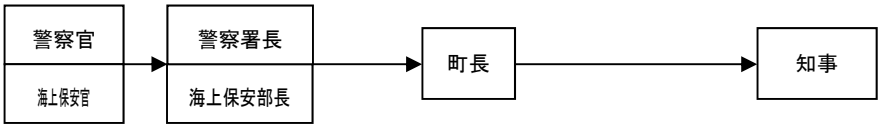

イ　職権に基づく措置

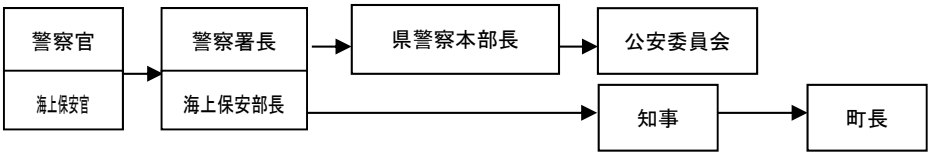

(2)　自衛官の措置

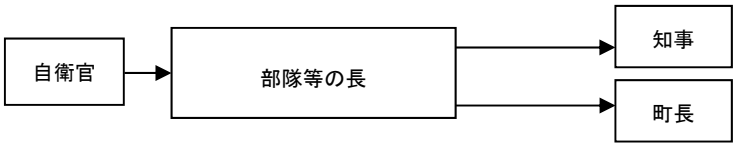

５　避難指示等の解除

町は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

第２　警戒区域の設定

１　警戒区域の設定権者

(1)　町長（災害対策基本法第63条）

(2)　警察官（災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第４条、消防法第28条及び第36条）

(3)　海上保安官（災害対策基本法第63条）

(4)　消防吏員又は消防団員（消防法第28条）

(5)　災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災害対策基本法第63条、上記(1)～(3)の者が現場にいない場合に限る。）

(6)　知事（災害対策基本法第73条、町が、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合）

２　指定行政機関等による助言

町は、警戒区域を設定しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対して助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方行政機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

３　警戒区域設定の時期及び内容

警戒区域の設定権者は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めた場合、警戒区域を設定する。

警戒区域の設定に当たっては、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域

への立入制限・禁止等の措置をとる。

４　警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置する。

第３　避難の誘導

１　実施機関

避難は、災害のため生命、身体の危険が予想され又は危険が迫った場合に行うものであり、住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第一次的責任者である町長又は避難指示を発した者がその措置に当たる。

２　避難指示等の伝達

町は、防災行政無線と併用して、広報車による伝達や、Ｌアラート、携帯電話への緊急速報メール、自主防災組織等による声かけ等、あらゆる手段を用いて避難情報が迅速かつ確実に住民に伝達できるよう体制を整備するとともに、住民に対して使用する伝達手段を周知する。

３　避難誘導の方法

避難誘導は、次の事項に留意して行う。

(1)　避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。

(2)　危険な地点には標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期すること。

(3)　高齢者や障がい者等の要配慮者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。

(4)　誘導中は事故防止に努めること。

(5)　避難誘導は受入先での救援物資の支給等を考慮し、できれば行政区等の単位で行うこと。

(6)　避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

４　避難順位及び携行品の制限

(1)　避難順位

避難順位は、おおむね次の順序による。

ア　傷病者
イ　高齢者
ウ　歩行困難な者
エ　幼児
オ　学童
カ　女性
キ　上記以外の一般住民
ク　災害応急対策従事者

ケ　ペット

(2)　携行品の制限

避難に当たっては、３日分程度の飲料水及び食料、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券）、下着類１組、雨具又は防寒具、マスク・消毒液等、最小限の日用品（その他病人及び乳児の場合は、医薬品、衛生材料、乳製品等、小中学生の場合は教科書、最小限の文房具及び通学用品）等、危険の切迫の状況にもよるが、できるだけ最小限のものとする。

５　避難道路の通行確保

警察官等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難道路の通行確保に努める。

第４　要配慮者等対策

１　情報伝達体制

(1)　要配慮者利用施設対策

要配慮者利用施設の管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達に当たっては、入所者に対して過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(2)　在宅者対策

町は、直接、有線電話あるいは防災行政無線等を活用するとともに、避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達に当たり、聴覚障がい者については音声以外の方法を活用するよう配慮する。

(3)　外国人に対する対策

町は、県と連携のもと、ラジオ、テレビ等のマスメディア等を通じ「やさしい日本語」を含む多言語での避難等の情報伝達に努める。

２　避難及び避難誘導体制

(1)　要配慮者利用施設対策

要配慮者利用施設の管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、職員が利用者を避難所に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て利用者の避難誘導を行う。

避難誘導に当たっては、利用者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

(2)　在宅者対策

町は、避難支援等関係者の協力を得て、避難所に誘導する。避難誘導に当たっては、避難行動要支援者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

(3)　外国人に対する対策

町は、消防本部、消防団及び自主防災組織等の協力を得て、外国人の避難誘導を実施する。

３　避難行動要支援者の避難支援

町は、避難行動要支援者避難支援プランによる避難行動要支援者名簿、又は在宅保健福祉サービス利用者、一人暮らし高齢者、障がい者、難病患者等の名簿を利用することなどにより、居

宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努める。

(1)　避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

ア　不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供

現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため、公益上特に必要があると認めるときは、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。ただし、発災時等であれば無条件に認められるものではなく、予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない避難行動要支援者名簿の情報を提供することが適切かを判断することに留意する。

イ　不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供先

自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊など、他地域から避難支援等が受けられる場合、それらの者にも名簿情報を提供することができる。

また、平常時から民間企業等とも協定を結ぶなど、あらかじめ関係者と連携して避難支援に取り組む。

ウ　不同意者を含む避難行動要支援者名簿の情報漏洩の防止

発災時に、本人の同意の有無にかかわらず、緊急に名簿情報を提供する場合、あらかじめ定められた避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても名簿情報を提供することが考えられるため、これらの者が適正な情報管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏洩の防止のために必要な措置を講ずる。

(2)　避難行動要支援者の安否確認の実施

避難行動要支援者の安否確認に当たっては、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、実施する。

(3)　避難行動要支援者の引継ぎ

町は、避難行動要支援者の避難について、避難状況を速やかに確認し、優先的に避難場所を確保する。

また、避難所等において、避難行動要支援者及び名簿情報が避難支援等関係者から避難所等の責任者に適正に引き継がれるよう、その方法等について、あらかじめ規定し、避難行動要支援者の引継ぎを行うとともに、その際、名簿情報を避難所生活後の生活支援に活用できるよう配慮する。

第５　広域的な避難対策

大規模災害により市町村域を超えた広域的な避難を行う必要があった場合、町は、県の調整及び支援のもと、広域避難を実施する。

広域避難に当たっては、同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知するとともに、避難するための手段を持たない被災者のために、県と協力し、指定公共機関等への要請により輸送手段を調達する。

また、開設した避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

第６　安否情報の提供等

１　照会による安否情報の提供

町は、災害が発生した場合において、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。その際は、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することがないよう配慮する。

(1)　安否情報照会に必要な要件

ア　照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項

イ　被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

ウ　照会をする理由

エ　上記アに係る運転免許証等法律又はこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の提示又は提出

(2)　提供する安否情報

ア　被災者の同居の親族である場合
　被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先

イ　被災者の親族（上記ア以外）又は職場の関係者その他の関係者である場合
　被災者の負傷又は疾病の状況

ウ　被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合
　被災者について保有している安否情報の有無

２　被災者の同意又は公益上必要と認める場合

町は、被災者が照会に際してその提供について同意をしている安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。

また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、被災者に係る安否用法を提供することができる。

第 11 節　避難所の設置・運営

災害のために現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に受入れ、保護するため、災害の状況に応じ、あらかじめ指定した避難所を開設し、適切に運営する。

第１　避難所の設置

１　実施機関

(1)　大熊町地内での災害における避難所の設置は、原則として町が実施する。本町限りで措置不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を求めて実施する。

(2)　広域避難の避難先での避難所の設置は、原則として避難先市区町村が設置する避難所の利用を避難先市区町村に申し入れ、避難先市区町村との協議により、所要の費用を大熊町で支弁する。

(3)　大規模災害などで市町村間を超える広域避難が必要となり、町で開設する避難所だけでは避難者を受入れできない場合は、相互応援協定等により受入先となる市町村に避難所の開設を要請する。なお、県域が広範囲にわたって被災し、受入先の市町村で開設する避難所だけでは避難者の受入能力が不足する場合は、県が自ら避難所を設置することができる。

２　避難所の開設等

町は、あらかじめ指定避難所を定め、避難所用消耗品調達先、器物借上先等を消耗器材調達先帳簿により把握しておくとともに、災害が発生し、避難所を設置した場合は、速やかに被災者にその場所等を周知させ、避難者を誘導し、保護に当たる。

なお、避難所の設置に当たっては、あらかじめ避難所の開設や運営方法等を明確にしたマニュアルの作成に努める。

(1)　避難所の開設

原則として、「資料編 避難施設の一覧」の中から災害の態様に配慮し、あらかじめ施設の安全性を確認し、安全適切な場所を選定して避難所を開設する。

また、避難所を設置した場合は、各避難所に維持、管理のための責任者として町の職員を配置し、避難所の運営を行う。

さらに、避難者に係る情報の把握に努めるとともに、次の事項を含む開設報告及びその受入状況を毎日県に報告し、必要帳簿類を整理する。

ア　避難所開設の日時及び場所
イ　箇所数及び受入人員
ウ　開設期間の見込み

(2)　避難所の周知

避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県をはじめ警察、自衛隊、海上保安庁等関係機関に連絡する。

(3)　避難所における措置

避難所における救援措置は、おおむね次のとおりとする。

ア　被災者の受入れ

必要に応じ、ペット連れ避難者がペットを飼育管理することができる場所の確保等に努めるとともに、県等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

イ　被災者に対する給水、給食措置、清掃等

避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

ウ　負傷者に対する医療救護措置

エ　被災者に対する生活必需品の供給措置

オ　被災者への情報提供

必要に応じて、避難所にラジオ、テレビ等の災害情報を入手する機器及び電話、ＦＡＸ、インターネット等の通信機器や携帯電話充電器等の通信機器の設置を図る。

カ　感染症対策

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所のレイアウトや導線等に十分に配慮するとともに、感染症患者が発生した場合の対策を含め、必要な措置を講じるよう努める。

キ　その他被災状況に応じた応援救援措置

避難の長期化に際しては、避難所における生活環境整備、また、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

(4)　県有施設の利用

町長は、被災者を一時的に受け入れるため、必要に応じて県有施設の一部の利用を要請するものとし、施設管理者は、町長が行う受入活動に協力する。

なお、施設管理者は、受入れの用に供する施設の部分を明示して提供するものとし、受け入れた被災者の管理は、町長が実施する。

(5)　その他の施設の利用

町長は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に対して、被災地以外の地域にあるものも含め、宿泊施設等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

第２　避難所の運営

１　避難所運営の主体

(1)　避難所には、災害対策本部等との連絡調整や避難者への情報提供を行うために必要な連絡手段を備え、避難所等の運営管理を行う町の職員を派遣する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

(2)　避難所の運営は、行政区、婦人会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行う。なお、学校が避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じて、明確な任務

分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し、避難所の運営を行う。

(3)　町や施設管理者は避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与できる運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。自主運営組織を立ち上げる際には、女性の参画を求めるとともに、若年、高齢者等の意見を反映できるものとする。

(4)　避難所は、地域の防災拠点としての性格も合わせ持つことから、避難していないが、ライフラインの支障などにより物資の確保が困難な被災者への物資の配付拠点となることも考慮して避難所の運営を行う。

２　住民の避難先の情報把握

町は、大規模災害発生後に広域的に避難した住民の所在と安否を確認するとともに、支援制度の案内などを確実に伝達するため、避難先を把握する体制を早期に整備する。

３　避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策

(1)　設備の整備

避難所の設置者は、必要に応じて次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保、避難所の情報支援拠点化等、長期化に伴う生活環境の改善対策を講ずる。

ア　畳、マット、カーペット、段ボールベッド
イ　間仕切り用パーティション
ウ　暖房機器
エ　洗濯機・乾燥機
オ　仮設風呂・シャワー
カ　仮設トイレ
キ　テレビ・ラジオ
ク　インターネット端末
ケ　簡易台所、調理用品
コ　その他必要な設備・備品

(2)　環境の整備

町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難所の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の３つ密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努める。

４　男女共同参画の視点に基づく避難所運営

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等被災者一人一人の多様な視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所の安全性の確保など、

女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

第３　要配慮者対策

１　避難所のユニバーサルデザイン化等

町は、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障がいが除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合、だれもが利用しやすいよう、速やかに多目的用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、一般の避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者等の要配慮者が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める。

２　医療・救護、介護・援護措置

町は、医療・救護を必要とする者については、医療・救護活動のできる避難所に避難させる。

また、介護や援護を必要とする者に対して、避難所にヘルパーを派遣するとともに、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼する。

３　健康支援活動の実施

町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する児童や高齢者等の要配慮者に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によりメンタルヘルスケア（相談）を行う。

４　栄養・食生活支援の実施

町の管理栄養士等は、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、口腔に問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。

また、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ県や関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食品の提供及び給食、炊き出し等を実施する。

５　施設・設備の整備

町は、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努める。

６　福祉避難所の設置及び移送

(1)　福祉避難所の設置

町は、関係機関と連絡をとり、福祉避難所の開設を要請する。町内で開設する場合、開設場所は、大熊町住民福祉センターと宿泊温浴施設「ほっと大熊」の機能を活用する。開設後は、関係機関及び各避難所に開設済みの福祉避難所を周知する。

(2)　福祉避難所への移送

町は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障がいなどにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討するものとし、福祉避難所に指定された施設や関連団体、又は県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。

第４　指定避難所以外の被災者への支援

町は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者及びやむを得ず車中生活を送る被災者等に対しても、避難者の情報の早期把握に努め、避難所において食料や生活必需品、情報の提供を行う。

第 12 節　医療（助産）救護

大規模な災害発生時には、広域あるいは局地的に、医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されるため、災害時における救急の初動態勢を確立し、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携のもとに一刻も早い医療（助産）救護活動を実施する。

第１　医療機関、介護福祉施設の被害状況等の収集・把握

町は、医療（助産）救護体制の確立を図るとともに、医療機関の活動状況を住民にいち早く提供するため、相双保健福祉事務所及び双葉郡医師会と連携し、福島県ふたば医療センター附属病院など、医療機関の被害状況及び活動状況を収集・把握する。

医療機関の被害状況及び活動状況は、相双保健福祉事務所が一元的に管理し、県へ報告することとされている。この場合において、医療機関は広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）やＦＡＸ等により報告を行うこととし、公衆回線が不通となり相双保健福祉事務所に連絡がとれない場合は、防災行政無線等により報告を行う。

なお、県は、収集した医療機関の被災状況及び活動状況を、町及び関係機関に伝達するとともに、報道機関等を通じて住民に情報提供を行うこととしている。

第２　医療（助産）救護活動

１　実施体制

(1)　町は、自ら救護班を編成するとともに、必要に応じ双葉郡医師会等の協力を得て、医療救護班を編成し、災害の程度に即応した次の救護活動を行う。

ア　診療
イ　応急処置、その他の治療及び施術
ウ　分娩の介助及び分娩前後の処置
エ　薬剤又は治療材料の支給
オ　医療施設への搬送要否（主に重症患者）の決定
カ　看護
キ　その他医療（助産）救護に必要な措置

(2)　町は、災害救助法が適用された後に医療（助産）救護の必要があると認められるとき、又は災害の程度により町の能力をもってしては十分でないと認められるときは、県に対し協力を要請する。

２　救護所の設置

町は、災害の規模、災害者等の状況により、医療（助産）救護の必要を認めたときは、次の場所に救護所を設置し、救護活動を行う。

(1)　避難所
(2)　災害現地
(3)　医療機関

３　医療（助産）救護活動の実施

医療救護班は、福島県災害救急医療マニュアルに基づき、被災状況に応じて、速やかに被災地内で医療（助産）救護活動を行うとともに、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、日本医師会災害医療チーム（ＪＭＡＴ）、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）等の派遣を要請する。

(1)　医療救護班の編成

医療救護班の数及び分担区域については、災害の程度に応じて町長が決定するが、原則として、医師１名（班長）・看護師又は保健師１名・連絡員１名の３人体制とする。

(2)　医療救護班の活動

ア　診療（検案・身元確認を含む。）
イ　応急処置、その他の治療及び施術
ウ　分娩の介助及び分娩前後の処置
エ　薬剤又は治療材料の支給
オ　医療施設への搬送要否（主に重症患者）の決定
カ　看護
キ　その他医療救護に必要な措置

(3)　医療機関による医療及び助産

避難所等で医療救護ができない場合は診療所等医療機関において救護を行う。

(4)　医療救護活動の調整

町は、被災住民の医療ニーズを的確に把握し、医療救護活動の調整を行う。

(5)　整備帳簿類

町は、医療（助産）救護活動を実施した場合は、必要な帳簿類を整備し、その状況を記録する。

(6)　医療（助産）救護実施状況の報告

医療救護班の編成出動及び医療（助産）救護実施状況等については、報告事項発生の都度県に報告する。

第３　傷病者等の搬送

１　傷病者搬送の手順

(1)　傷病者搬送の判定

医療救護班の班長は、医療（助産）救護の処置を行った者のうち、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。

(2)　傷病者搬送の要請

医療救護班の班長は、町、県及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。

なお、重症者等の場合は必要に応じて、県消防防災ヘリコプター、県ドクターヘリ、多目的医療用ヘリの手配をするほか、必要に応じて自衛隊等の保有するヘリコプターの手配を要請する。

(3)　傷病者の後方医療機関への搬送

ア　重症者等の後方医療機関への搬送は、原則として消防本部が実施するものとし、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の情報等をもとに、相双地域・いわき市の地域災害拠点病院、福島県基幹災害拠点センターへ行う。

ただし、消防本部の救急車両が確保できない場合は、町、県、医療機関等で確保した車両により搬送する。

イ　道路の損壊等の場合又は遠隔地への搬送の場合においては県消防防災ヘリコプター、県ドクターヘリ、多目的医療用ヘリにより実施する。また、必要に応じて自衛隊等の保有するヘリコプターによる搬送を要請する。

ウ　町は、傷病者搬送の要請を受けた場合、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえ、受入先医療機関を確認の上、搬送する。

２　医療スタッフ等の搬送

町は、医療（助産）救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班等の搬送に当たっては、搬送手段の優先的な確保など特別な配慮を行う。

第４　医薬品等の確保

町は、救護活動に必要な医薬品等について、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき、県に対し供給要請を行う。

第５　人工透析の供給確保

人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があることから、町は、被災地内における人工透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。

第 13 節　緊急輸送対策

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。

このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両船舶等が円滑に調達できるようにしておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行う。

第１　緊急輸送の範囲

１　災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲

災害救助法による輸送の範囲は、次に示すとおりであるが、災害の応急対策の段階に応じて、緊急輸送活動の対象を広げていく。

(1)　被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む。）
(2)　医療及び助産における輸送
(3)　被災者の救出のための輸送
(4)　飲料水の供給のための輸送
(5)　救済用物資の運搬のための輸送
(6)　死体の捜索のための輸送
(7)　死体の処理（埋葬を除く。）のための輸送
(8)　その他、特に応急対策上必要と認められる輸送

２　緊急輸送活動の対象

(1)　第１段階

ア　救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
イ　消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
ウ　災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等
エ　後方医療機関へ搬送する負傷者等
オ　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
カ　緊急車両及び航空機等の活動に必要な燃料

(2)　第２段階

第１段階に加え、次のとおりとする。

ア　食料、水等生命の維持に必要な物資
イ　傷病者及び被災者の被災地外への輸送
ウ　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3)　第３段階

第２段階に加え、次のとおりとする。

ア　災害復旧に必要な人員及び物資
イ　生活必需品

３　輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

(1)　人命の安全
(2)　被害の拡大防止
(3)　災害応急対策の円滑な実施

第２　緊急輸送路等の確保

１　緊急輸送路の情報の共有

町は、緊急援助物資等の円滑な輸送のため、町内の交通事情の実態を把握するとともに、通行可能な道路の情報を県に集約し、輸送に当たる運送事業者に交通情報を提供する。

また、必要に応じて、道路のネットワークを考慮した緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を受ける。

２　資機材の確保

町は、障害物除去、応急復旧のため、町所有の資機材の確保を図る。

また、関係団体との連絡を密にして使用可能な建設機械等の把握を行うとともに、民間所有の応急復旧用の資機材の確保について、県等と調整を図る。

３　緊急輸送路の確保

(1)　町は、応急対策を円滑に実施するため、緊急輸送路線の開通作業を実施し、交通の確保を図る。

被害の状況により指定路線の確保が困難な場合は、指定路線以外の道路を緊急輸送路として確保する。

(2)　各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

なお、運転者がいない場合等においては、道路管理者が自ら車両の移動等を行う。

４　陸上輸送拠点の確保

町は、民間事業所の協力を得ながら、物資集積、荷さばき、保管のための拠点の確保を図る。

５　ヘリコプター臨時離着陸場の確保

町は、災害時の航空輸送を円滑に行うため、ヘリコプター臨時離着陸場を確保する。

第３　輸送手段の確保

町の輸送手段の確保体制は、次のとおりである。

１　町有保有車両の利用

災害発生時において、輸送に必要な車両は、各担当課において保有する車両を利用する。

また各担当課において、車両が不足する場合においては、総務課において集中して管理している車両を利用する。

２　民間業者への協力要請

町は、あらかじめ定めた民間協力業者へ支援を要請し、車両を調達する。

３　県への要請

必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっせんを依頼する。

４　緊急通行車両等の確認

町は、県又は公安委員会（県警察本部又は双葉警察署）に対し、災害対策基本法施行令第32条の２第２号に掲げる緊急通行車両であることの申出を行い、緊急通行車両と確認されたときは、標章及び証明書の交付を受ける。交付を受けた標章については、当該車両の前面の見やすい箇所に表示するものとし、証明書については、当該車両に備え付ける。

なお、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して災害対策基本法施行令第33条第１項に定める確認がされる。

標章及び証明書の様式

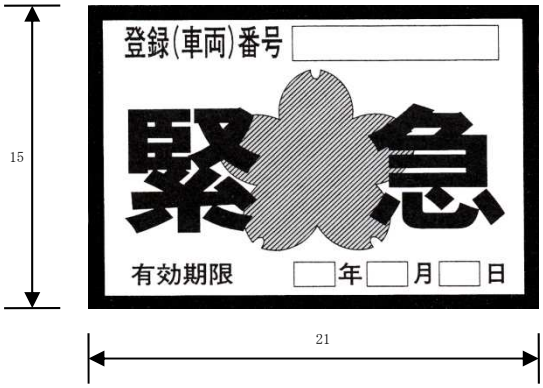

備考　１　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両) 番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両) 番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を講ずる。

３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第　号 年　月　日 緊急通行車両確認証明書 知事　印 公安委員会　印			
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所	( )局　番	
	氏名		
通　行　日　時			
通　行　経　路		出発地	目的地
備　　考			

(備考)用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

第 14 節　災害警備活動及び交通規制措置

大規模災害の発生時においては、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通混乱が予測されるため、関係機関との連携のもとに、住民の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり及び交通秩序の維持等の活動を行う。

第１　災害警備活動

町は、双葉警察署と緊密な連絡をとるとともに、消防本部の協力を得て、災害発生時における避難措置、保安、犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会公共の秩序の維持に関する事項等が円滑に行われるよう努める。

また、災害発生時の被災地周辺における住民の動向等を把握し、流言飛語の防止に努め、極力治安の維持に努める。

なお、県警察本部（双葉警察署）は、災害発生後速やかに、あらかじめ定められたところにより、職員を招集・参集させ、災害警備本部等を設置するなど災害警備体制の確立を図るとともに、次のとおり災害警備活動を実施する。

１　災害情報の収集

町等と協力し、多様な手段により災害による被災状況、交通状況等の情報収集活動に当たる。

２　救出救助活動

把握した被害状況に基づき、災害警備隊を迅速に被災地へ出動させるとともに、消防本部等の防災関係機関と連携して救出救助活動を行う。

３　避難誘導活動

避難誘導の実施に当たっては、町等と緊密な連携のもと、被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上で安全な避難経路を選定し、避難誘導を実施する。

４　身元確認等

町等と協力し、検視・死体調査の要員・場所等を確保するとともに、身元確認に資する資料の収集・確保、医師等との連携に配意し、迅速かつ的確な検視・死体調査、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等に努める。

５　二次災害防止措置

二次災害の危険箇所等を把握するため、住宅地域を中心に調査を実施するとともに、把握した二次災害危険場所等について、町災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促すなど二次災害の防止を図る。

６　社会秩序の維持

被災地及びその周辺におけるパトロール等を強化するとともに、地域の自主防犯組織等と連携するなどして、被災地の社会秩序の維持に努める。

７　被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

町等と連携して、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等の適切な伝達に努める。

８　相談活動の実施

町等と連携して、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動に努める。

９　ボランティア活動の支援

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行う。

第２　交通規制措置

１　被害状況の把握

町は、管内交通事情の実態の把握に努めるとともに、関係機関と連絡を密にし、その状況を随時双葉警察署に報告する。

２　被災地域への流入抑制と交通規制の実施

(1)　被災区域等への流入抑制

災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合、公安委員会は次により、緊急交通路の確保を図る。

ア　混乱防止と緊急交通路確保のため、被災地区等への流入抑制のための交通整理、交通規制を実施する。

イ　流入抑制のための交通整理、交通規制については、関係都道府県と連絡をとりながら広域的に行う。

(2)　交通規制の方法等

ア　標示の設置による規制

公安委員会は、災害が発生し又は発生しようとしている場所及びこれらの周辺の区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近に災害対策基本法施行規則第５条に規定する「標示」を設置し、車両の運転手等に対し緊急交通路における交通規制の内容を周知する。

イ　現場の警察官の指示による規制

緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、警察官の現場における指示により規制を行う。

ウ　迂回路対策

県警察本部（双葉警察署）は、幹線道路等の通行禁止を実施する場合は、必要な場合において、迂回路を設定し、迂回誘導のための交通要点に警察官等を配置する。

エ　広報活動

県警察本部（双葉警察署）は、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、ドライバーをはじめ住民等に広く周知する。

「標示」の様式

（備考）

１　色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。

２　縁線及び区分線の太さは、１cm とする。

３　図示の長さの単位は、cm とする。

４　道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の２倍まで拡大し、又は図示の寸法の２分の１まで縮小することができる。

３　交通規制時の車両の運転者の義務

災害対策基本法の規定による、災害時における車両の運転者の義務は、次のとおりである。

(1)　通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに、当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

(2)　上記(1)にかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

４　公安委員会、警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

緊急通行車両の通行の確保のための警察官等による措置は、次のとおりである。

(1)　警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占

有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(2)　上記(1)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(3)　上記(1)及び(2)を警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊の自衛官及び消防吏員の職務の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(4)　公安委員会は、緊急交通路の指定を行うため必要があると認めときは、道路管理者に対し、車両その他の物件の移動等の措置等を要請することができる。

第 15 節　防疫及び保健衛生

災害による被災者の病原体への抵抗力及び被災地の衛生環境の低下を防止するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導、災害によるストレス等に対する精神保健指導を行い、被災者の健康の維持を図る。

第１　防疫活動

１　防疫組織

町は、県に準じ災害防疫対策本部を設置し、又はこれに準じた防疫組織を設け、管内の防疫対策の企画、推進に当たる。

２　予防教育及び広報活動

町は、県の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは衛生組織その他関係団体を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際特に社会不安の防止に留意する。

３　防疫措置

町は、知事の指示又は命令に基づき、次の措置を講ずる。

(1)　消毒の実施

ア　知事の指示に基づき実施するものとし、実施に当たっては、厚生労働省令の規定に従い、感染症の病原体に汚染された場所の消毒を実施する。

イ　消毒の実施に当たっては、薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し、適切な場所に配置する。

(2)　ねずみ族・昆虫等の駆除

ア　知事の指示に基づき、厚生労働省令の規定に従い、ねずみ族・昆虫等の駆除を行う。

イ　ねずみ族・昆虫等の駆除に当たっては、薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し、適切な場所に配置する。

(3)　生活の用に供される水の供給

ア　知事の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給を開始し、給水停止期間中継続する。

イ　生活の用に供される水の供給方法は、容器による搬送、ろ過器によるろ過給水等現地の実情に応じ適切な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意する。

ウ　生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

(4)　臨時の予防接種

ア　予防接種法第６条の規定による知事の指示に基づき、県及び関係機関と連携して予防接種を実施する。

イ　臨時の予防接種の実施に当たっては、ワクチンの確保など迅速に行い、時期を失しないよう措置する。

４　避難所の防疫指導等

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を受け入れるため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いため、町は、県防疫担当職員の指導のもとに防疫活動を実施する。この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導を徹底する。

５　報告

(1)　被害状況の報告

町は、双葉警察署、消防本部等の諸機関、地区の衛生組織その他の関係団体の緊密な協力を得て被害状況を把握し、被害状況の概要、患者発生の有無、ねずみ族昆虫類駆除の地域指定の要否、災害救助法適用の有無、その他参考となる事項について、速やかに相双保健福祉事務所長を経由して知事に報告する。

(2)　防疫活動状況の報告

町は、災害防疫活動を実施した場合、防疫活動状況報告（昭和40年5月10日衛発第302号公衆衛生局長通知様式５）に記載する事項を毎日知事へ報告する。

第２　食品衛生監視

町は、必要に応じ、県に対して次の活動支援を要請する。

１　炊き出し等の食品の監視指揮及び試験検査

２　飲料水の簡易検査

３　その他の食品に起因する危害発生の防止

第３　栄養指導

１　栄養指導班の編成及び派遣

町は、災害の状況により、県と連携して栄養指導班を編成し、被災地に管理栄養士・栄養士を派遣する。

２　栄養指導活動内容

栄養指導班は、避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、次のとおり、被災者の栄養・食生活支援を行う。

(1)　食事提供（炊き出し等）の栄養管理

町が設置した炊き出し実施現場を巡回して炊き出し内容等の確認を行い、必要に応じて実施主体や給食業者等への提案、助言、調整等の栄養管理を行う。

(2)　巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の健康状態、食料の共有状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

(3)　要配慮者への栄養・食生活支援

妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、摂食・嚥下に問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。

第４　保健指導

町及び県の保健師・管理栄養士・栄養士・歯科衛生士等は、災害の状況によって相互に連携して避難所、被災家庭及び仮設住宅等を巡回し、上記第３の栄養指導とともに、被災者の健康管理面からの保健指導を行う。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生委員・児童委員、地域住民との連携を図りながらコーディネートを行い、効果的な巡回健康相談を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努める。

第５　精神保健活動

１　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣要請

町は、災害の状況に応じ、県に対し、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣を要請する。

２　被災者のメンタルヘルスケア

町は、被災者となることで顕在化する精神保健上の問題に対応するため、避難所を保健師等が巡回する際に、被災者のメンタルヘルスの把握を図る。

また、必要に応じ、県に対し、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）による避難所等の巡回を要請し、メンタルヘルスケアを実施する。

第６　防疫及び保健衛生器材の備蓄及び調達

町は、災害時の医薬品等取扱施設における、防疫及び衛生器材等の品質の安全確保について、管理・責任体制を明確にするよう自主対策の推進を図る。

また、災害発生後は速やかに防疫及び衛生器材の取扱施設の被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、関係機関と連携をとり、防疫器材の調達に努める。

第７　動物（ペット）救護対策

町は、環境省「人とペットの災害対策ガイドライン」（平成30年３月）に基づき、災害時のペットの被害状況を調査し、避難所等でのペットの同行避難者の受入れ体制の確保など適正飼育に関する必要な対策を実施するとともに、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行い、連絡調整に努める。

第 16 節　廃棄物処理対策

災害により発生したごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれきの処分等を迅速かつ的確に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、更に被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

第１　ごみ処理

１　大熊町災害廃棄物処理計画

令和5年3月に本計画を定め、災害廃棄物の処理にあたっては、安全性や生活環境の保全を確保するとともに、いち早く復旧・復興を行うことができるよう、福島県、国、近隣市町村、民間事業者、その他関係団体等が協力して対応することを基本とする。また、迅速な処理が被災地域の復旧・復興につながることを町民に発信し、既存施設での処理や仮置場の設置に対する理解、災害廃棄物の分別排出に対する協力を呼び掛ける。

２　収集体制の確保

発災後は、災害廃棄物の収集運搬と避難所及び家庭から排出される廃棄物を収集するための車 両を確保する。収集運搬車両及び収集ルート等の被災状況を把握し、避難所、仮置場の設置場所、 交通渋滞等を考慮した効率的な収集運搬ルート計画を作成する。通常使用している収集車両が使用できないなど不足する場合は、協定に基づき、双葉地方広域市町村圏組合等の関係団体に支援を要請する。

３　処理対策

(1)　生ごみ等腐敗性廃棄物

ハエ等の害虫の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。

(2)　不燃物等

3か年で全量を平時の一般廃棄物最終処分場で埋立処分することとする。最終処分場の余力が不足し、処分ができない量については、要検討処分量とする。

また、町は、必要に応じて生活環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講ずる。

(3)　がれき等

原則として排出者自らが、町のあらかじめ指定する場所に搬入するが、排出者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し、緊急に処理を要する場合には、町が収集処理を行う。なお、がれきの処理については、原則として町又はがれきが現にある場所の施設管理者が処理することとなるため、国、県、近隣市町村及び関係者と協力して処理状況の把握、搬送ルートや仮置場、中間処理施設及び最終処分場の確保を図る。

(4)　仮置き場

仮置場は、公園、グラウンド等の公有地を基本として候補地の整理を行い、地理的条件や搬入路等を考慮して選定する。暫定として東京電力ホールディングス㈱より借用した旧社宅跡地（大熊町大字下野上字大野338番地1）とし、今後西大和久地区防災広場（予定）を想定する。

第２　し尿処理

１　し尿排出量の推定

災害による上下水道等のライフラインの機能停止により、し尿処理が困難になることが考えられる。

町は、上水道以外の河川等の水を確保することにより、できる限り排水機能を活用するとともに、水洗化の状況、住民数、予測被災者数等から必要な仮設トイレ数を推定する。

２　収集体制の確保

町の被災地に対する平常作業からの全面応援及び近隣市町村等からの応援作業は、収集可能になった状態から７日間を限度として、また、処理場への搬入についても計画的処理をくずさないよう努力し、場合によっては、近隣市町村の処理場に処理を依頼するなどの方策を講ずる。

３　処理対策

(1)　避難所でのし尿処理

水洗トイレの使用の可否等の状況によるが、避難所におけるし尿処理について、町は、原則として水を確保することにより排水処理機能を活用して処理する。

また、必要に応じて仮設トイレを設置し、避難所の生活環境及び公衆衛生の確保を図る。この場合において、仮設トイレの機種は、高齢者・障がい者等に配慮したものの選定に努める。

さらに、くみ取り式便槽が設置された避難所から排出されたし尿及び避難所に設置され仮設トイレに貯留されたし尿の収集を優先的に行う。

(2)　水洗トイレ対策

水洗トイレを使用している団地等においては、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要により臨時の貯留場所を設けたり、あるいは民間のリース業者等の協力を得て、共同の仮設便所を設ける等の対策を講ずる。なお、水洗トイレを使用している世帯に対して、洗浄水の断水に対処するため、普段から水のくみ置き等の啓発を図る。

第３　廃棄物処理施設の確保及び復旧

町及び双葉地方広域市町村圏組合は、災害が生じた場合には、迅速にその状況を把握し、応急復旧を図る。

また、被害状況が収集作業に影響を与える場合には、期間等を定めて他市町村の処理施設に処理を依頼するなどの方策をとる。

なお、廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、早急に県に報告するなどの措置を講ずる。

第４　応援体制の確保

町は、被災状況を勘案し、その区域内のごみ処理及びし尿処理が不可能と思われる場合には、県に支援を要請する。

また、避難所等に設置する仮設トイレの十分な調達が不可能と思われる場合には、県に支援を要請する。

第 17 節　救援対策

災害により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、住民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品及び飲料水等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難あるいは在宅の被災者への供給にも配慮する。

第１　給水救援対策

１　飲料水供給の概要

町は、県及び国の協力を得ながら災害による被災者に対して、当初はおおむね最低１人１日３リットルの飲料水を供給し、発災後４日から７日までは10リットル、２週目は50～100リットル、３～４週目は150～200リットルを目標とし、復旧の段階に応じ漸増させ供給する。

また、発災後、４週を目途に通水を開始するよう、双葉地方水道企業団と連携し、復旧に努める。

なお、市販の容器入り飲料水の確保についても、検討を行う。

２　飲料水の応急給水活動

(1)　町の対応

ア　町は、給水班を組織し、応急給水を実施する。

イ　町は、自ら確保した飲料水のほか、非常用飲料水貯水槽、鋼板プールの水、井戸水等を活用して応急給水を実施する。

ウ　応急給水は、災害規模や水道施設の被災状況に応じて、下記の方法により実施する。

(ｱ)　給水車・給水タンク車を用いた「運搬給水」

(ｲ)　指定避難所等における「拠点給水」

(ｳ)　通水した配水管上の消火栓等に設置された「仮設給水栓による給水」

(2)　双葉地方水道企業団の対応

双葉地方水道企業団は、被災状況により断水、減水区域及び戸数を速やかに把握して給水計画を作成し、町と連携して応急給水活動を行う。

(3)　県への支援要請

町及び双葉地方水道企業団は、必要に応じ、他の市町村の水道事業者及び国の救援、応急給水用飲料水の衛生指導等について県へ支援を要請する。

３　生活用水の確保

町は、復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活用水の確保に努める。

第２　食料救援対策

１　対応の概要

町は、備蓄食料等を活用するとともに、県と連携し、安全で衛生的な主要食料、副食・調味料等を調達し、被災者等に対して供給する。

また、避難の長期化に対応して、時間の経過とともにメニューの多様化、適温食の提供、栄養のバランスの確保、乳幼児や高齢者、病弱者等の要配慮者への配慮等、質の確保や、食材供給による自炊など、生活再建についても配慮する。

２　食料需要の把握

町は、避難者数、電気、水道供給停止等による調理不能者数、応急対策活動要員数等から食料の需要を予測、把握するとともに、ミルクを必要とする乳児、給食に配慮を要する要配慮者の数についても把握する。

なお、食料供給実施対象者は次のとおりとする。

(1)　避難所に受け入れた者
(2)　住家に被害を受けて炊事のできない者
(3)　住家に被害を受けて一時縁故先等に避難する必要のある者
(4)　一時滞在者等で現に食を得ることができない状態にある者
(5)　災害応急対策活動に従事する者

３　食料の確保

町は、備蓄食料の活用や、協定締結業者、その他の地元小売業者等から調達することにより、食料を確保する。

なお、調達した食料については、台帳等に記入して整理するものとし、調達に当たっては、高齢者、乳幼児、傷病者等の要配慮者に十分配慮し、必要に応じて、温かいもの、柔らかいもの等、健康状態に応じた品目について考慮する。

(1)　供給品目の目安

ア　米穀
イ　保存食（乾パン、アルファ米、缶詰）
ウ　パン等麦製品
エ　インスタント食品、カップめん
オ　おにぎり、弁当等
カ　乳児用粉ミルク・液体ミルク

(2)　米穀の調達

ア　町内の米穀販売業者及び米穀提供者に対して米穀の供給を要請する。
イ　不足する場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、県を通じて、政府所有米の供給を要請する。

なお、災害の程度が甚だしく、交通、通信の断絶等により応急用食料の供給に関する知事の指示を受けられない事由が生じ、町長が必要と認めた場合には、農林水産省生産局長に対して文書により応急用食料の緊急引渡しの要請を行うものとし、事後、知事に対して報告する。

(3)　弁当、副食、調味料、パン等の調達

弁当、副食、調味料、パン等を調達する場合は、あらかじめ協議の上、必要数量を決定し、協定締結業者、その他の地元小売業者等から調達する。ただし、町内関係業者が被害を受けた場合は、知事又は他の市町村長に対して調達を依頼する。

４　食料の供給

町は、自主防災組織等の協力を得て、避難者等への食料の供給を行うものとし、供給したものについては、台帳等に記入し、整理する。

なお、食料の供給に当たって、避難の長期化に対応して、時間の経過とともにメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者等の要配慮者への配慮等、質の確保についても配慮する。

５　炊き出しの実施

町は、給食設備を有する施設（避難所等）及び備蓄炊飯用具により、炊き出しが可能かどうか把握し、可能な場合は避難所等の適当な場所で実施する。

炊き出しの実施に当たっては、区長会や婦人会、日赤奉仕団、自衛隊等の協力を得て実施する。

第３　生活必需品等救援対策

１　供給方針

町は、備蓄物資を活用するとともに、県と連携して必要な生活必需品等を調達し、供給する。

２　生活必需品等の範囲

生活必需品等の範囲は、次のとおりとするが、女性や乳幼児、高齢者等要配慮者については、紙おむつや生理用品等特有のニーズがあることから、それぞれのニーズを踏まえた生活必需品等の供給を行う。

(1)　被服や寝具及び身の回り品
　　洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

(2)　日用品
　　石けん、歯磨き、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、マスク、消毒液等

(3)　炊事用具及び食器
　　炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

(4)　光熱材料
　　マッチ、プロパンガス等

３　生活必需品需要の把握

町は、住家被害程度別に被災者数を把握し、それをもとに、生活必需品の需要を把握する。生活必需品の供給対象者は、住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失、破損したため、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

４　生活必需品等の調達

町は、備蓄物資の活用や、協定締結業者、その他の地元小売業者等から調達することにより、生活必需品等を確保することを原則とするが、不足する場合は、知事に応援を要請する。

また、調達した物資については、台帳等に記入し、整理する。

５　被災者への給与

町は、自主防災組織等の協力を得て、避難者等へ生活必需品を配付するものとし、配付を行っ

た物資については、台帳等に記入し整理する。

配付に当たっては、高齢者、乳幼児を優先するなど、要配慮者に対し十分考慮する。

また、品目・物品の要望については、自主防災組織、避難所の管理者等を通じて把握する。

なお、避難所においては、被災者個々人への給与を十分に行うことができないことから、必要な生活必需品の給与を応急仮設住宅入居時に行うことができる。

第４　支援物資等の支援体制

食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、町、県など関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第５　義援物資及び義援金の受入れ

１　義援物資の受入れ

(1)　受入物資リストの作成及び公表

町は、関係機関等の協力を得ながら、受入れを希望する物資等を把握し、その内容のリスト及び送付先について、町のホームページで公表するほか、県並びに報道機関を通じて公表する。また、被災地の需給状況を把握し、同リストを逐次改定するよう努める。

(2)　個人等からの義援物資の辞退

町は、東日本大震災等の教訓に鑑みて、原則として、古着などの個人からの義援物資については、受入れを辞退する。また、個人以外の支援物資についても、その中身や数量、規格の統一性がないものについては、物資集約拠点における混乱をさけるため、個人からの義援物資と同様に辞退する。

なお、上記の受入れを辞退することについては、町のホームページや報道機関を通じて、速やかに公表する。

２　義援金の受入れ

町は、生活支援課を中心に、義援金の受入体制を整える。

第 18 節　被災地の応急対策

被災地内の住民の生活やインフラを復旧させるため、宅地内や河川等の障害物を除去するとともに、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業や、社会経済の安定のため、金融機関による応急金融措置を実施する。

第１　被災建築物に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談

県は、被災地において被災建築物の損壊等による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定を行うことができる専門知識を有する「建築物応急危険度判定士」及び宅地、土砂災害警戒区域等の危険度を応急的に判定する技術者の養成を行い、建築物が被災した場合には被災地に判定士等を派遣する。

町は、災害時において倒壊等のおそれのある建築物による事故防止のため、住民への広報活動を行うとともに、県と協力して危険度判定を実施し、建築物の応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等の実施に努める。

第２　障害物の除去

１　住宅関係障害物の除去

(1)　実施機関及び方法

ア　がけ崩れ、浸水等によって宅地内に運ばれた障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合、町は、その障害物の除去を行う。

(ｱ)　住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合

(ｲ)　緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合

(ｳ)　その他、公共的立場から除去を必要とする場合

イ　第一次的には、町が保有する機械、器具を使用して実施するが、労力又は機械力が不足する場合は、隣接市町村又は県（相双建設事務所）に派遣（応援）要請を行う。

ウ　労力又は機械力が相当不足する場合は、(一社)福島県建設業協会（以下この節において「県建設業協会」という。）からの資機材及び労力の提供等協力を求める。

(2)　災害救助法が適用された場合の除去

災害救助法が適用された場合の除去の対象となるのは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、便所等）に土石、竹木等の障害物が運びこまれたもので、自らの資力では障害物の除去ができないものである。なお、障害物を除去して住宅を利用するという観点から、「応急仮設住宅の供与」との併給は認められない。

(3)　障害物の除去報告

障害物の除去の実施状況を実施の都度、障害物除去の実施状況記録簿に準じて県に報告する。

(4)　整備帳簿類

町は、住宅関係障害物の除去の実施に当たっては、必要な帳簿及び書類を整備し、記入する。

２　道路における障害物の除去

(1)　実施機関

道路上の障害物の除去についての計画の実施は、道路法に規定する各道路管理者が行う。

(2)　方法

道路交通に著しい被害を及ぼしているものの除去は、それぞれの実施機関において、その所有する機械、器具、車両等により速やかにこれを除去し、交通の確保を図る。

３　河川における障害物の除去

(1)　実施機関

河川区域内の障害物の除去についての計画の実施は、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者（町長）・水防団長（消防団長）、消防組織法に規定する消防機関の長が行う。

(2)　方法

ア　河川管理者は、河川法第22条第１項の規定による緊急措置を行う。

イ　水防管理者（町長）、水防団長（消防団長）及び消防機関の長は、水防法第28条の規定による緊急措置を行う。

４　除去した障害物の集積

除去した障害物で、廃棄物に該当するものについては、最終的には町（双葉地方広域市町村圏組合を含む。）の設置する廃棄物処理施設へ搬入して処分するが、その他のもの及び廃棄物の一時的な集積場所は、それぞれの実施機関において次の点を考慮して確保する。

なお、町においては、廃棄物を中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うためのストックヤード等の場所を確保する。

５　関係機関との連携

町は、県、国の出先機関、県建設業協会等の協力を得て、障害物の除去のための建設用資機材及び技能者等要員の調達、提供の確保に努める。

なお、県建設業協会（支部）の協力により調達された資機材等の集積場所又は人員の集合場所は、相双建設事務所長が応急復旧に要する各種情報を総合的に判断して指示をすることとしている。

第３　災害相談対策

１　臨時災害相談所の開設

町は、災害により被害を受けた住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため、必要に応じ、県と相互に連携して臨時災害相談所を設け、相談活動を実施する。

臨時災害相談所は、被災地及び避難所等に設けるものとし、被災住民の相談に応ずるとともに、苦情、要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して早期解決に努める。

２　臨時災害相談所の規模等

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を検討して決める。

この臨時災害相談所においては、被災者救護を実施する町、県の各部局又は国の出先機関を含む関係機関の職員が相談員として常駐し、各種相談に応ずる。

３　相談業務の内容

(1)　生業資金のあっせん、融資に関すること。
(2)　被災住宅の修理及び応急住宅のあっせんに関すること。
(3)　行方不明者の捜索に関すること（被災者の安否の確認に関すること）。
(4)　その他住民の生活に関すること。

第４　応急金融対策

町は、日本銀行福島支店が社会経済の安定のために実施する応急金融措置、要請等について、町内の金融機関及び報道機関と協力して速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に資する。

第 19 節　応急仮設住宅の供与等

災害救助法が適用される程度の災害が発生し、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対して応急仮設住宅を供与することなどにより、一時的な居住の安定を図る。

第１　応急仮設住宅の建設

１　実施機関等

(1)　災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は知事が行うが、戸数、場所等の建設に関する計画の立案については、町と共同して行う。

(2)　災害救助法適用の市町村が本町のみである場合は、知事は建設を町長に委任することができる。

(3)　町は、応急仮設住宅を建設する場合は、建設業者への協力依頼、技術的援助等を行う。

(4)　町は、応急仮設住宅の建設に当たり、資材の調達及び要員の確保について、県を通じて(一社)プレハブ建築協会に対し、県があらかじめ締結した協定に基づき、協力を要請する。

２　災害救助法による応急仮設住宅の建設

(1)　入居対象者

原則として、災害により被災し、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

なお、下記ウについては、災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用する。

ア　住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。

イ　居住する住宅がない者又は避難指示等により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。

ウ　自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

なお、ウについては、災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に勘案して運用される。

また、「障害物の除去」や「住宅の応急修理」との併給は原則認められないが、「住宅の応急修理」をする被災者のうち、応急修理の期間が１か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については、災害発生の日から原則６か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。

(2)　入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が町長の協力を求めて行う。ただし、県は状況に応じて町長に事務委託することができる。

(3)　規模・構造及び費用

ア　応急仮設住宅の標準規模は、１戸当たり平均29.7㎡（９坪）とする。

イ　高齢者や障がい者等の利用に配慮した住宅の仕様は、全ての入居者にとって利用しやすいものであることから、応急仮設住宅の設計に当たっては、通常の応急仮設住宅を含め、

物理的障壁の除去されたユニバーサルデザイン仕様を目指すとともに、地域の気象環境等も考慮した配置や設計に努める。

ウ　工事費は、災害救助法及び関係法令に定めるところによる。

(4)　建設場所

応急仮設住宅の建設予定地の選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ保健衛生上も好適で、被災者の生業の見通しがつけられることに配慮する。

(5)　集会所の設置

仮設住宅における地域コミュニティと住民自治機能の維持のため、同一敷地内又は近接する地域内に10戸以上の仮設住宅を設置する場合、内閣総理大臣と協議の上、集会所や談話室といった施設を設置することができる。

(6)　福祉仮設住宅の設置

高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができる。

(7)　着工及び完成の時期

ア　着工の時期

災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに建設する。

イ　着工時期の延長

大災害等で 20 日以内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

ウ　供与期間

完成の日から建築基準法第 85 条第４項の規定による期限内（最高２年以内）とする。

３　応急仮設住宅の運営管理

町は、県と連携のもと、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

第２　賃貸型応急住宅等の提供

１　賃貸型応急住宅の提供

必要な戸数の応急仮設住宅の建設を早急に行うことが困難である場合及び長期間の避難が予想されるなどの事情がある場合、町は、県の支援のもと、公営住宅や(公社)福島県宅地建物取引業協会を通じた民間賃貸住宅の提供を検討する。この際、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。

なお、入居対象者並びに入居者の選定は、応急仮設住宅の建設に準ずるが、入居先の決定に

当たっては、行政サービスの提供やコミュニティの維持のため、地域単位での入居等にも配慮する。

２　公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、迅速にあっせんできるよう努める。

第３　住宅の応急修理

１　実施機関等

(1)　災害救助法を適用した場合の被害住家の応急修理は、知事が行うものであるが、対象とする住家の選定については、町と共同して行う。

(2)　知事は、応急修理を町長に委任することができる。

２　災害救助法による住宅の応急修理

(1)　住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

災害救助法が適用された場合の住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下、「緊急修理」という。）に関する基本的事項は、次のとおりとする。

ア　緊急修理対象者

次の要件を満たす者とする。

(ｱ)　準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある状態にあること。（全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、緊急修理の対象とはならないが、修理を実施することにより居住が可能であって、引き続き居住する意思がある場合はこの限りではない。）

(ｲ)　住宅のみを対象とし、物置、倉庫や駐車場等は対象とならない。

(ｳ)　発災後の次の降雨までに速やかに実施する必要があることから、対象となる住家の損傷状況は、現場における目視による確認や被災者が申請のため持参した住宅の被害状況写真等に基づき、準半壊以上（相当）か否か判断を行うものとする。

イ　修理の範囲と費用

(ｱ)　緊急修理は、日常生活に必要最小限の部分の修理を行うまでの間、ブルーシートやベニヤ板、落下防止ネットなどで緊急的に措置し、住宅の損傷が拡充しないようにするものとし、現物をもって行うものとする。

(ｲ)　費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

ウ　緊急修理の期間

(ｱ)　災害発生の日から 10 日以内に完了する。

(ｲ) 被害認定調査の結果を待つことなく、現場における目視確認や被災者が申請時に持参する写真等に基づき判断を行い、短期間でブルーシートの展張を完了するよう努める。

(ｳ) やむを得ず 10 日以内での救助の適切な実施が困難となる場合には、内閣総理大臣と協議の上、実施期間の延長を行うことができる。

(2)　日常生活に必要な最小限度の部分の修理

災害救助法が適用された場合の日常生活に必要な最小限度の部分の修理に関する基本的事項は、次のとおりとする。

ア　応急修理対象者

(ｱ)　次の要件をすべて満たす者とする。

a　準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、対象として差し支えない。

また、全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないが、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない。

b　応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

c　応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。

ただし、応急修理の期間が１か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則６か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。

(ｲ)　準半壊、半壊又は中規模半壊の被害を受けた者については、自らの資力では応急修理をすることができない者であること。資力要件については、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断するなど、制度の趣旨を十分理解して運用する。

イ　修理の範囲と費用

(ｱ)　応急修理の対象範囲は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。

(ｲ)　費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

ウ　応急修理の期間

災害発生の日から３か月以内（災害対策基本法第23条の３第１項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第１項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の２第１項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、６か月以内）に完了するものとする。

ただし、災害の規模や被災地の実態等により、３か月（又は６か月以上実施に要する場合には、あらかじめ実態等に即した必要な期間を内閣総理大臣と協議の上、実施期間の延長を行うことができる。

第 20 節　行方不明者等の捜索、遺体の処理等

行方不明者や災害により死亡していると推定される者については、捜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

第１　全般的な事項

１　衛生及び社会心理面への配慮

遺体の処理は、衛生上の問題及び社会心理上の問題等を考慮し、的確に行う必要がある。

そのため、町は、収容所の設置場所の確保及び開設、警察及びラジオ、テレビ等のマスコミ機関との連携による身元確認及び縁故者への連絡、身元が判明しない遺体についての火葬など、段階ごとに的確かつ速やかに対応する。

２　関係機関との協力体制の整備

町は、多数の死者が発生した場合の検視及び身元確認について、あらかじめ双葉警察署、双葉郡医師会等との協力体制の整備を図る。

３　広域的な遺体処理体制の整備

町は、死者が多数にのぼる場合、また、火葬場が被災して利用できない場合を想定し、遺体の保存のため、民間事業者の協力を得て、十分な量のドライアイス、柩、骨壺等の確保に配慮するとともに、近隣地方公共団体の協力による火葬支援体制の整備に努める。

この場合において、必要に応じ、県へ支援を要請する。

第２　行方不明者等の捜索

１　捜索活動

町は、県、双葉警察署、消防本部、消防団、自主防災組織等の協力を得て、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推測される者等の捜索を実施する。その際、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、この窓口において、安否確認についての情報の一元化に努める。

２　他市町村への応援要請等

町が被災し、本町限りで捜索の実施が困難な場合又は遺体が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村等に対し、捜索を要請する。

第３　遺体の収容及び処理

１　遺体の搬送

警察官による検視及び医師（県の医療救護班を含む。）による検案を終えた遺体は、町が県に報告の上、遺体収容所に搬送し、収容する。

この際、葬祭業者との連携により、霊柩車を確保することについても考慮する。

２　遺体収容所の設営及び遺体の収容

(1)　遺体収容所（安置所）の開設

町は、被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園等収容に適当な場所）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

収容所(安置所)に遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕及び幕張り等を設備し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

(2)　遺体の収容

町は、収容した遺体及び遺留品等の整備について必要な事項を定めておく。

(3)　身元不明遺体に関する広報

町は、身元が判明しない遺体を収容していることについて、警察及びラジオ、テレビ等のマスコミ機関の協力を得ながら、広報に努める。

３　遺体の処理

町は、災害の際死亡した遺体に関する取扱いについて、災害救助法適用時の基準に準じて以下の事項について行うものとし、遺体を処理した場合は、遺体処理台帳に記録する。

(1)　遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理（原則として医療救護班が行う。）
(2)　遺体の一時保存
(3)　検案・身元確認（原則として医療救護班が行う。）

第４　遺体の火葬・埋葬

町は、次のとおり、身元が判明しない遺体の火葬・埋葬を実施する。

なお、身元が判明し、災害救助法による救助でない遺体の火葬・埋葬に当たっては、火葬・埋葬許可手続きが速やかに行える体制をとる。

１　遺体の火葬

(1)　遺体を火葬に付する場合、遺体収容所から火葬場に移送する。
(2)　焼骨は、遺留品とともに、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第縁故者に引き渡す。

２　火葬場の調整

(1)　火葬場が被災した場合、又はその処理量が多大になる場合を考慮し、近隣の市町村との連携により、少数の施設に過度に処理が集中しないよう処理量を調整し、適正な配分に努める。
(2)　火葬許可に当たっては、所轄する火葬場又は近隣市町村の火葬場の能力、遺体の搬送距離等を勘案し、適正に処理できるよう火葬場を指示する。

３　災害救助法を適用した場合の火葬・埋葬の基準

災害救助法を適用した場合、町は、遺体の火葬・埋葬を次の基準で実施する。

(1)　火葬・埋葬は原則として町で実施する。
(2)　遺体が他の市町村（法適用地外）に漂着した場合で、身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるが、法適用地が混乱のため引き取ることができない場合は、知事の行う救助を補助する立場において火葬・埋葬

を実施（費用は県負担）する。

(3)　遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流したと推定できる場合には、遺体を撮影するなど記録した上で、上記(2)に準じて実施する。

(4)　費用・期間等

ア　次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物を持って実際に火葬・埋葬を実施する者に支給する。

(ｱ)　棺（付属品を含む。）

(ｲ)　埋葬又は火葬

(ｳ)　骨つぼ又は骨箱

イ　支出できる費用

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号）」による。

第 21 節　生活関連施設の応急対策

上水道、下水道、電気、ＬＰガス、交通、通信、放送等の生活に密着した施設が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を実施する。

第１　上水道施設等応急対策

町及び双葉地方水道企業団は、災害発生時における応急給水用飲料水の確保を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施する。

１　被害状況調査及び復旧計画の策定

町及び双葉地方水道企業団は、発災後直ちに、施設の被害状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材（調達方法）、施設復旧の手順、方法、完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施する。

復旧に当たっては、緊急度の高い医療施設、災害応急・復旧対策の中枢となる町役場等あらかじめ定めた重要度の高い施設を優先して行う。

２　応急復旧のための支援要請

町及び双葉地方水道企業団は、隣接水道事業者、県等他の機関への支援要請に当たっては、必要とする支援内容を明らかにして要請する。

また、災害による水道施設の被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合、水道事業者等の相互応援の状況を踏まえつつ、県を通じて、県内の水道事業者、関係団体並びに国に対して広域的な支援を要請する。

３　的確な情報伝達・広報活動

町及び双葉地方水道企業団は、県及び関係機関に対し、施設の被災状況、施設復旧の完了目標等について、随時情報を伝達するとともに、住民に対しては、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期等についての情報の提供・広報を行う。

第２　下水道施設等応急対策

町は、災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能に支障がある施設及び二次災害のおそれがあるものについて応急復旧を行う。

１　要員の確保

発災後直ちに、あらかじめ定めた計画に基づく緊急時の配備体制により要員の確保を図る。

２　応急対策用資機材の確保

施設の実情に即して、応急対策用資機材の確保を図る。

３　復旧計画の策定

管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を配慮した復旧計画の策定に努める。

(1)　応急復旧の緊急度及び工法

(2)　復旧資材及び作業員の確保
(3)　設計及び監督技術者の確保
(4)　復旧財源の措置

４　広報

施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、利用者の生活排水に関する不安の解消に努める。

第３　その他生活関連施設の応急対策

１　その他生活関連施設の応急対策への協力等

(1)　事業者の確保

町は、町内の事業者に対して支援を要請し、支援活動の調整を図るとともに、事業者が実施する応急復旧措置に協力する。

(2)　広報

社会不安除去及び二次災害防止のために必要な広報活動を行う。

ア　電力施設

(ｱ)　電力施設被害状況、停電地域及び復旧見通し

(ｲ)　住民の感電事故防止事項

a　無断昇柱、無断工事をしないこと。

b　電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに会社事業所に通報すること。

c　断線、垂下している電線には絶対に触れないこと。

d　浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。

e　屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。

f　その他事故防止のため留意すべき事項

イ　ガス施設〔ＬＰガス〕

(ｱ)　ガス栓、器具栓、メーターコックを閉めておくこと。

(ｲ)　ＬＰガス事業者が安全を確認するまではガスを使わないこと。

(ｳ)　火災現場付近の者は、現場位置等をガス事業者に通報するとともに、ガスの取扱いに注意すること。

２　その他生活関連施設事業者による応急対策

その他生活関連施設の事業者は、それぞれの定める防災業務計画に基づき、被害状況の早期把握と迅速な応急復旧措置を講ずる。

(1)　電力施設（東北電力ネットワーク(株)）
(2)　ガス施設〔ＬＰガス〕（(一社)福島県ＬＰガス協会等）
(3)　鉄道施設（東日本旅客鉄道(株)）
(4)　電気通信施設等（東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、ＫＤＤＩ(株)等）
(5)　放送施設等（福島テレビ(株)、(株)福島中央テレビ、(株)福島放送、(株)テレビユー福島、

(株)ラジオ福島、(株)エフエム福島等)

第 22 節　文教対策

災害時において、園児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、その所管する業務について、応急対策計画を定め、災害時における応急対策を実施する。

第１　児童生徒等保護対策

１　学校の対応

(1)　校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努めるとともに、的確な指揮に当たる。
(2)　帰宅できない児童生徒等の氏名・人員等の掌握、異常の有無等を把握し、保護者等への引渡しまで、確実に保護する。
(3)　初期消火、救護、搬出活動の防災活動を行う。

２　教職員の対応、指導基準

(1)　災害発生の場合、児童生徒等を教室等に集める。
(2)　児童生徒等の退避・誘導に当たっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
(3)　学級担任等は、学級名簿等を携行し、対策本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。
(4)　児童生徒等の保護者等への引渡しについては、あらかじめ決められた引渡方法で確実に行う。
(5)　帰宅できない児童生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
(6)　児童生徒等の安全を確保したのち、対策本部の指示により防災活動に当たる。

第２　応急教育対策

１　応急教育の実施

町は、災害時において、学校教育の実施に万全を期するため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

２　被害状況の把握及び報告

町は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し、県教育委員会等に報告する。

３　児童生徒等及び教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応

(1)　町は、児童生徒等及び教職員の心身の健康状態について調査し、実態を把握する。
(2)　町は、調査の結果、必要のある時は、関係行政機関や専門機関及び専門家を統括している機関との連絡体制の確立等の措置を講ずる。
(3)　町は、必要に応じて県教育委員会と連携のもと、児童生徒等及び教職員の心の健康に関する相談窓口を開設するとともに、災害後も必要に応じて継続的に、児童生徒等及び教職員の心身の健康に関する実態把握をする。

４　教育施設の確保

町は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、被害箇所及び危険箇所の応急修理、代替場所の確保等に努める。

５　教職員の確保

町は、県教育委員会と連携のもと、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教職員を把握し、確保する。

(1)　臨時参集

教職員は、原則として各所属に参集する。

ただし、交通途絶で登校不能な場合は、最寄りの学校に参集する。

ア　参集教職員の確認

各学校においては、責任者（学校付近居住者）を定め、参集した教職員の学校名、職、氏名を確認し、人員を掌握する。

イ　参集教職員の報告

学校で掌握した参集教職員の人数等について取りまとめ、県教育庁相双教育事務所に報告する。

ウ　授業の実施

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教職員をもって授業が行える態勢を整える。

６　学用品の確保のための調査

(1)　町は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類及び数量を調査し、県教育委員会へ報告する。

(2)　町は、調査の結果、教科書等の学用品の確保が困難な場合、県教育委員会に対して、教科書等の学用品を給与するための協力要請等必要な措置を講ずる。

７　児童及び生徒のメンタルヘルス対策

町は、学校機能が再開した場合において、大規模災害によって不安定になりがちな児童及び生徒に対し、県教育委員会と連携し、カウンセラーやソーシャルワーカー等を学校に派遣し、心のケアを行う。

第３　社会教育施設の対策

町は、社会教育施設等の被害状況を調査するとともに、県教育委員会へ報告をする。

第４　文化財の応急対策

町は、文化財が被災した場合、被害状況を調査するとともに、県教育委員会へ報告をする。

また、報告の結果を受けた県教育委員会の指導のもと、以下の応急措置を速やかに実施し、本修理を待つ。

1　被害の大小にかかわらず、文化財の周囲に防御柵を設けるなどして、現状保存を図れるよう措置する。

2　被害が大きい場合は、損壊の拡大防止措置とともに、安全措置を優先的に講ずるよう措置す

る。

3　建造物等が被災した場合は、崩壊損壊・崩落する危険性が高いが、被害の程度によっては復旧が可能であることから、部材の保全に留意する。

4　美術工芸品が被災破損した場合は、状況を確認の上、現状保全に努めるとともに専門家の指導を仰ぎ処置する。また、美術工芸品の保管場所が損壊した場合には、所有者・管理者と速やかに連絡を取り合い、管理体制及び保管環境の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

第 23 節　要配慮者対策

災害発生時において、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想されるため、「本章 第 10 節 避難」のとおり、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において配慮するとともに、災害発生後、速やかな要配慮者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等に努める。

第１　要配慮者に係る対策

非常災害の発生に際しては、平常時から在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たな要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、災害発生後の時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせた的確なサービスの提供を行っていく必要がある。

このため、町は、次の点に留意し、民生委員・児童委員や福祉事業者等の協力を得ながら、要配慮者対策を実施する。

１　避難行動要支援者名簿により、避難行動要支援者の所在の把握に努める。なお、避難していない避難行動要支援者を発見した場合には、当該避難行動要支援者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとる。

(1)　避難所及び福祉避難所へ移動すること。
(2)　社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
(3)　居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅保健福祉ニーズの把握に努めること。

２　要配慮者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災１週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後２～３日目から、全ての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始する。また、避難の長期化等必要に応じて、健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事提供等の栄養管理に配慮した物資の調達に努める。

３　要配慮者のうち、避難所等への移動が困難であり、自宅待機をせざるを得ない場合においては、食料や物資等の供給についての支援体制を構築する。

第２　障がい者及び高齢者に係る対策

町は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、次の点に留意しながら障がい者及び高齢者に係る対策を実施する。

１　被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努めること。

２　掲示板、広報紙、パソコン、ＦＡＸ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこと。

３　避難所等において、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、医療用機器等の使用が必要とされる者の非常用電源、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行うこと。

４　関係業界、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行う等当該物資の確保を図ること。

５　避難所や在宅における障がい者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、介護職員等の派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずること。

６　障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずること。

７　障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずること。

第３　児童に係る対策

１　要保護児童の把握

町は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

(1)　避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、町に対して通報がなされるような措置を講ずること。

(2)　住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行うこと。

(3)　避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供すること。

(4)　孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童の意向を尊重しながら、児童養護施設や里親等の社会的養育資源の活用について調整する。

また、孤児、遺児については、県における母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の貸し付け、社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行うこと。

２　児童のメンタルヘルスケアの確保

町は、被災した児童の精神的な不安定さ等に対応するため、県及び関係機関と連携のもと、適切な関係機関（ＤＰＡＴや児童相談所等）の協力を得て、心のケアを行う。

３　児童の保護等のための情報伝達

町は、県と連携のもと、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について的確な情報提供を行う。

第４　外国人に係る対策

１　安否確認

町は、安否についての相談窓口を設置するとともに、必要に応じて語学ボランティア等の協力を得ながら、住民票等を活用した外国人の安否確認に努める。

２　情報提供

(1)　避難所及び在宅の外国人への情報提供

町は、避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、語学ボランティアの協力を得て、外国人に配慮した生活情報の提供や、チラシ、情報誌等の発行、配布を行うとともに、必要に応じ、県へ支援を要請する。

(2)　テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

町は、県と協力のもと、外国人への的確な情報伝達のため、テレビ、ラジオ、インターネット通信、ＳＮＳ等を活用して、外国語や「やさしい日本語」による情報提供に努める。

第 24 節　ボランティアとの連携

町内に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、防災関係機関だけでは、十分に対応することができないことが予想されるため、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図る。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とされる活動領域が変化していくことに留意する。

第１　ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等の活動内容は、主としては次のものが想定される。

1　災害・安否・生活情報の収集・伝達
2　炊き出し、その他の災害救助活動
3　医療、看護
4　高齢者介護、看護補助、外国人への通訳
5　清掃及び防疫
6　災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
7　災害応急対策事務の補助
8　建築物及び土砂災害警戒区域等の応急危険度判定
9　無線による情報収集及び伝達
10　被災ペットの救護活動

第２　ボランティア団体等の受入れ

１　ボランティアの受入れ

大災害が発生した場合、町は、県と連携のもと、ボランティアを必要とする応急対策の内容及び場所の把握に努め、日本赤十字社福島県支部奉仕団、各種ボランティア団体等からの協力申し入れ等があった場合には、迅速かつ的確に受け入れる。

なお、ボランティアの受入れ、活動調整等については、日本赤十字社福島県支部、福島県社会福祉協議会、大熊町社会福祉協議会、県内のボランティア団体、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）等へ協力を依頼するとともに、一般ボランティアのコーディネートを行うボランティアセンターを町及び県に設置し、対応に当たる。

なお、共助のボランティア活動と市町村等が実施する救助の調整事務について、災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができることに留意する。

２　情報提供

町は、ボランティア団体等を迅速かつ的確に受け入れるため、災害対策本部の中にボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等についての情報提供に努める。特に、発災直後においては、県及び近隣市町村並びに報道機関の協力を得て、最優先に求められるボランティア活動内容等についての情報提供を行う。

３　活動拠点等の提供

町は、ボランティアの生活環境について配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点となる場所を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第３　ボランティア活動保険の加入促進

町は、ボランティア活動保険への加入について、広報等を通じて呼びかける。

第 25 節　消防活動

火災発生の実態に即応し、消防機関を敏速かつ効果的に運用して、火災による被害を最小限度にとどめるとともに、消防団の警備体制の強化と必要な行動を定める。

第１　消防団の動員

消防団を動員するときは、本部長、消防団長又は環境対策課長が実施する。

１　配備基準

(1)　災害対策本部設置前の消防団の配備

配備区分	指揮者	配備体制	配備時期
警戒配備	消防団長又は環境対策課長	消防団本団、第一分団をもって充て、広報車、消防ポンプ車等により住民に警戒心の喚起を呼びかけて警戒体制を強化する。	①大雨、洪水、高波、高潮、強風、乾燥等の注意報が発表され、災害予防上危険があると認められる場合、又は、火災が発生した場合に大火に発展しやすい異常気象のとき。 ②火災警報、水防警報の発令時 ③その他特に町長及び消防団長又は総務課長が必要と認めたとき。

(2)　災害対策本部設置後の消防団の配備

配備区分	指揮者	配備体制
第一非常配備	本部長	消防団本団、第一分団をもって充て、その他の団員は待機させる。
第二非常配備	本部長	全消防団員をもって充てる。

２　消防団員の招集

町及び関係機関等の通報に基づき、消防団本団は次の連絡系統に従い、直ちに防災行政無線（同報系）、携帯電話、一般加入電話及び直接伝達等の迅速かつ確実な方法で動員する。

第２　消防活動等

１　災害情報、被害報告の伝達

災害が発生する危険が生じたとき及び火災が発生したときは、その状況を迅速かつ正確に把握するものとし、その伝達系統は、「本章 第３節 第２ 被害状況等の収集・報告」による。

２　情報広報

住民に対する広報は、いたずらに人を動揺させることを避け、災害の状況等を確実に広報する。この場合の方法は、防災行政無線及び広報車等により行う。

３　情報記録

情報記録は被害状況の確認の資料として、また、今後の災害対策の資料として重要なものであるため、災害情報、報告書及び記録写真広報資料等保存年限を定める。

４　消防活動

(1)　警戒

ア　火災警報発令

火災警報発令時に火災が発生した場合、気象の状況により急速に延焼拡大のおそれがあるため、警戒の万全を期することを目的とし、次の系統により関係機関への周知徹底、住民に対する警戒心の喚起、啓発と併せて機械器具の点検及び団員の待機を行う。

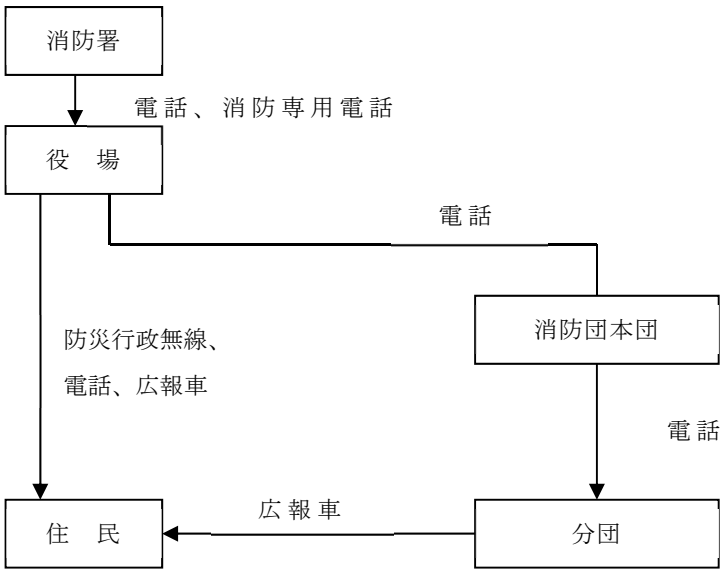

イ　災害時

消防団員は、地震、火災その他水害等にともない、二次的に発生するおそれのある火災に備えて、団長の指令により警戒に当たる。

ウ　その他

火災発生の多発期にある期間を定めて、あるいは特に警戒を必要と認めるときに特別警戒を実施する。

(2)　出動

出動は、あらかじめ設定した警防区域に従って行う。

５　消防本部との連携

消防団長は、火災及び各種災害に対する警戒、防御等、統制ある消防活動を行うため、消防本部と連携を保つ。

第 26 節　水防・土砂災害応急対策

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）の趣旨に基づき、河川やダム、ため池からの洪水や内水滞留、地震等による堤防の損傷等が発生した場合等における水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するため、必要な事項を定め、これらの調整及び円滑な実施を図る。

また、土砂災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、関係機関の緊密な連携のもとに、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

第１　水害応急対策（水防計画）

１　水防の責任

(1)　水防管理団体の水防責任

水防管理団体（町）は、水防法第３条の規定により、その区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2)　県の水防責任

県（土木部）は、水防法第３条の６の規定により、県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。

２　水防組織

(1)　水防組織の概要

ア　県と水防管理団体（町）は、水防事務の円滑な執行を図るため、それぞれ下記の表に示す水防組織を設置し、相互の組織間においては正確かつ迅速な連絡を行い、的確な水防活動の実施に資する。

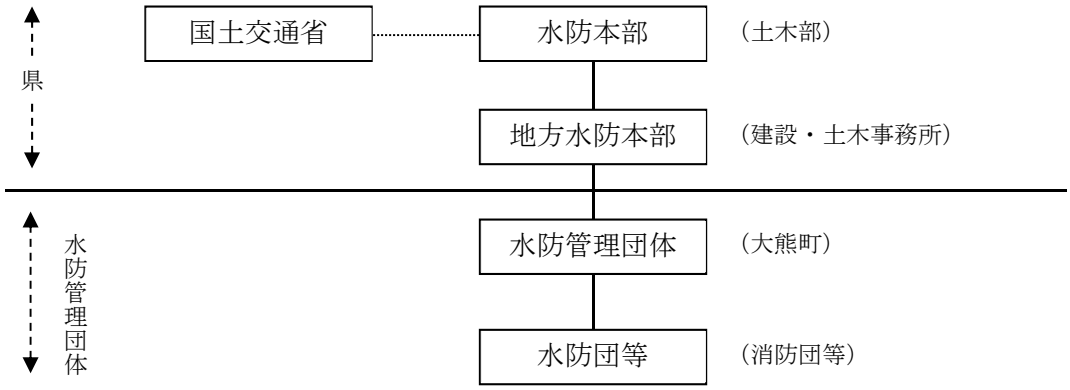

イ　各水防組織の役割

(ｱ)　水防本部

県内の水防事務を総括する。（気象、被害、水防活動等に関する情報の収集、連絡、広報等の業務）

(ｲ)　地方水防本部

地方の水防事務を総括する。（水防管理団体及び水防本部との連絡、被害・水防活動状況等の把握、水防作業の応援指導等、水防管理団体の行う水防作業の円滑な推進に資する業務）

(ｳ)　水防管理団体（町）

町の水防事務を総括する。（地方水防本部との密接な連絡のもとに、水防団（消防団）（以下、この節において「水防団」という。）への出動指令（水防法第 17 条）、他の水防管理者等の応援要請（同法第 23 条）、決壊の通報（同法第 25 条）、避難立退の指示（同法第 29 条）等の業務を実施）

ウ　水防組織間の連絡

(ｱ)　水防本部からの連絡は、原則として地方水防本部を通じ水防管理団体（町）に連絡する。

(ｲ)　水防管理団体（町）からの連絡は、原則として地方水防本部を通じ水防本部に連絡する。ただし、緊急連絡等やむを得ない場合はこの限りではない。

(ｳ)　水防管理団体（町）は、水防団等の活動状況を常に掌握し、的確な連絡体制をとる。

(2)　町の水防組織

町は、水防に関係のある気象通報等により、洪水のおそれがあると認められるときから、洪水等の危険が解除されるまで、又は災害対策本部が設置されるまでの間で、洪水に対する危険があると町長が認めたときは、水防活動を迅速かつ積極的に推進するため、水防対策本部を設置する。

水防対策本部の組織及びその事務分掌は、本計画に定める災害対策本部の組織及び事務分掌を準用する。

なお、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合される。

ア　設置基準

(ｱ)　大雨、洪水、高潮の警報が発表されたとき。

(ｲ)　町内において震度４以上の地震により河川、ダム、ため池等が被災し、水害が発生したとき又は水害の発生するおそれがあるとき。

イ　水防配備要領及び体制

水防対策本部が設置されたときは、常時勤務から水防配備体制の切り換えを迅速かつ確実に行う。

なお、長時間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、職員を適当に交代又は休養させ、次の水防配備要領及び体制による非常配備を行う。

種　　別	配　備　体　制	配備につく時期
水防第１次配備体制	少数の人員で、主に気象・水位情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては直ちに招集その他活動ができる体制	今後の気象情報と水位情報に注意し、警戒する必要があるが、具体的な水防活動を実施するに至るまでには時間的余裕があると認められるとき。
水防第２次配備体制	関係する課の所属職員の約半数を動員し、水防活動をする事態が発生したときには対応可能な体制	水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき。
水防第３次配備体制	関係する課の所属職員全員を動員する完全な水防体制	甚大な被害の発生のおそれがあり、水防第２次配備体制では処理しがたいと考えられるとき。

注１　水防非常配備編成課員は、常に気象の状況の変化に注意し、水防非常配備が発令されれば直ちに出動できるよう備えなければならない。
２　開庁時外の水防第１次配備体制発令後は、できる限り外出を避け自宅に待機するとともに、常に居場所を明確にしておく。
３　水防非常配備編成課員の勤務体制は、交替者と引継ぎを完了するまでとする。
４　状況によっては、上位の体制に直ちに移行する場合がある。

ウ　解散基準

気象に関する警報、洪水予報及び水防警報が解除され、かつ水防上の危険が解消されたと認められる場合は、水防対策本部を解散する。

３　水防施設

(1)　資機材の備蓄

町は、水防活動に必要な資機材を備蓄する。

水防管理団体（町）の水防倉庫備蓄基準

品名、規格		単位	数量	品名、規格		単位	数量
器材	スコップ	丁	20	資材	杭木(長 0.6m～1m)・(末口 5～9cm)又は鉄筋杭(径 16mm 以上)	本	300
	掛矢	丁	5		土のう袋	袋	500
	おの	丁	5		ビニールシート	袋	60
	鋸	丁	5		縄(110～140mm/巻)	巻	20
	鎌	丁	5		鉄線(#10)	Kg	20
	ペンチ	丁	5		大型土のう袋(r1.0m×h1.1m)	袋	50

(2)　調達可能水防資材

町は、備蓄資器材の使用又は損傷により不足を生じた場合の補充及び緊急時の補給に備え

るため、資機材業者等の手持ち数量を把握する。

(3)　水防資機材の輸送

町は、水防資機材の輸送のため、運搬車両を整備するとともに、建設業者等の支援を得て、緊急輸送を実施する。

(4)　公用負担と費用負担

ア　公用負担

水防のため必要があるとき、町及び水防団は、水防法第 28 条の規定により、次の権限を行使することができる。ただし、損失を受けたものに対しては、時価により損失を補償しなければならない。

○　必要な土地の一時使用
○　土石、竹林、その他の資材の使用
○　車両、その他の運搬具又は器具の使用
○　工作物その他の障害物の処分

(ｱ)　公用負担権限証明書

水防法第 28 条の規定により公用負担を命じる権限を行使する者は、公用負担権限証明書を携行し、必要ある場合は、これを提示する。

(ｲ)　公用負担命令票

水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として公用負担命令票を目的物の所有者又はこれらに順ずる者に手渡したのちこれを行う。

イ　費用負担

町域の水防に要した費用は、水防法第 41 条の規定により、町が負担する。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体との間で協議して定める。

４　水防活動

(1)　監視、警戒活動

ア　町は、水防警報等の通知を受けたときは、必要団員に河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示するとともに、異常を発見した場合には、直ちに相双建設事務所及び富岡土木事務所に報告する。

イ　洪水のおそれがある旨の通報があったときは、直ちに関係消防分団長に通知するとともに「水防信号」により周知する。

さらに必要な団員を招集し、警戒、水防活動等に当たらせる。

(2)　ダム、水門及び閘門の操作

ダム、水門及び閘門の管理者は、所定の規則、規程により操作し、水災を未然に防止するよう努める。

(3)　水防信号

水防法第20条の規定による水防信号は、福島県水防信号規則により次のとおり定められている。

(ｱ)　第１信号　警戒水位に達したことを知らせるもの
(ｲ)　第２信号　水防団の全員が出動すべきことを知らせるもの

(ｳ)　第３信号　町の区域内の居住する者が出動すべきことを知らせるもの
(ｴ)　第４信号　必要と認める区域内の住民等に避難のため立ち退くことを知らせるもの

区分／方法	警鐘信号			サイレン信号（余いん防止附）				
第１信号	○休止	○休止	○休止	約５秒 ○―	15 秒 休止	５秒 ○―	15 秒 休止	５秒 ○―
第２信号	○―○―○	○―○―○	○―○―○	約５秒 ○―	６秒 休止	５秒 ○―	６秒 休止	５秒 ○―
第３信号	○―○―○―○	○―○―○―○	○―○―○―○	約 10 秒 ○―	５秒 休止	10 秒 ○―	５秒 休止	10 秒 ○―
第４信号	乱打			約１分 ○―	５秒 休止	約１分 ○―		
備考	１　信号は適宜の時間継続すること。 ２　必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 ３　危険があったときは、口頭伝達により周知させること。							

(4)　水防団等の活動
ア　水防団等の出動
町は、次の事態が発生した場合には、水防法第 17 条の規定により、水防に関する業務を担う水防団等に出動命令を発し、速やかに非常配備につかせる。
(ｱ)　水防管理者が自らの判断により必要と認めたとき。
(ｲ)　所轄河川等が警戒すべき水位に達するなど、治水上の危険が生じたとき。
(ｳ)　その他地方水防本部からの指示があったとき。

水防団の出動段階

活動段階	活動内容	指令の発せられる時期
第一段階 待　機	・消防団の足止めを行うもの 消防団の本部を事務局に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努めるとともに、一般団員は、直ちに次の段階に入れるよう準備する。	おおむね水防に関する気象情報が発せられ、洪水が予想される場合
第２段階 準　備	・水防活動の準備を通知するもの 消防団の本部は、水防資器材の整備・点検、団員の配備計画に当たる。 また、ダム・水門等水防上重要な工作物のある箇所及び堤防の巡視等に一部の団員を出動させ	おおむね、河川の水位が指定水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予想される場合

	る。	
第３段階 出　動	・消防団の活動を通知するもの 消防団の団員全員が所定の場所に集合して警戒配備につき、必要に応じ水防活動を実施する。	おおむね河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがある場合
第４段階 解　除	・水防活動の終了を通知するもの 人員を確認し、水防活動の内容を町に報告の上、解散する。	おおむね水防警報等が解除され、かつ河川が警戒水位以下に減ずるなど、水防上の危険が解消された場合

※　地震により堤防の漏水、沈下等被害が発生した場合、又はそのおそれが大きな場合は、上記に準じ指令を発する。

(5)　被害軽減等の措置

破堤・越水等の甚大な被害が発生し、又はそのおそれがある場合、町は、水防団及び地方水防本部と協力して応急措置を講じ、被害の拡大を最小限にとどめるように努める。

(6)　応援要請等

ア　警察官への援助の要求

水防管理者は、水防法第 22 条の規定に基づき、双葉警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

イ　他の市町村への応援要請

水防管理者は、水防法第 23 条第 1 項の規定に基づき、他の水防管理団体に応援を求めることができる。

ウ　民間団体への応援要請

水防管理者は、水防法第 24 条の規定に基づき、民間団体に応援を求めることができる。

なお、水防活動時における民間団体の応援が円滑に行われるよう、あらかじめ応援体制について民間団体と協定等を定めておく。

(7)　決壊・避難のための立ち退き通報

ア　決壊等の通報

町は、堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合には、水防法第 25 条の規定に基づき、直ちにその旨を地方水防本部及び氾濫が見込まれる他の水防管理団体に連絡する。

イ　決壊後の措置

堤防等の施設が決壊した場合においても、町及び消防団は、水防法第 26 条の規定に基づき、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

ウ　避難のための立ち退き

町は、氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の住民等に対し、水防法第 29 条の規定による立ち退き又はその準備を指示することができる。

また、水防対策本部長が指示する場合は、その旨を双葉警察署長に通報する。

(8)　水防活動報告

各分団長は、水防活動終了後２日以内に水防対策本部長に水防活動報告を報告しなければならない。

町は、水防活動終了後、速やかに水防活動実施要領に基づき水防活動の内容を直ちに相双建設事務所及び富岡土木事務所に報告する。

第２　土砂災害応急対策

１　土砂災害警戒情報

(1)　土砂災害警戒情報とは

１㎞メッシュごとに、土砂災害の急迫した危険を予想するため土砂災害発生危険基準（以下「ＣＬ」という。）を設定し、当該区域に係る60分雨量及び土壌雨量指数の予測がＣＬを超え、土砂災害発生の危険性が高まったときには、避難指示等の判断に資するため、福島地方気象台と県が共同して、県内市町村に土砂災害警戒情報を発表する。また、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害危険度情報（土砂災害警戒情報を補足する情報）を提供している。

(2)　土砂災害警戒情報の基本的な考え方

ア　県と気象台が共同して作成・発表する情報である。

イ　市町村長が避難指示等を発令する際の判断基準や住民の自主避難の参考となるよう発表する情報である。

ウ　大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について作成・発表するものである。

エ　土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には気象台が提供する降雨予測を利用する。

オ　対象とする土砂災害は降雨から予測可能な「土石流」及び「集中的に発生する急傾斜地崩壊」である。

カ　局地的な降雨による土砂災害を防ぐため、精密な実況雨量を把握する必要があるため、気象台雨量観測所や解析雨量に加え、県が設置した雨量観測所の雨量情報を活用する。

(3)　土砂災害警戒情報の発表・解除の基準

ア　発表基準

大雨警報（土砂災害）の発表後、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準（ＣＬ）に達したとき、又は達するおそれがあるとき。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合、県と気象台は、福島県土砂災害警戒情報に関する実施要領に基づき、基準を取り扱う。

	震度５強の地域	震度６弱以上の地域
暫定割合（通常基準に乗じる割合）	８割	７割

イ　解除基準

ＣＬを下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるとき。

ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、県（河川港湾総室）と気象台が協議の上基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合及

び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除する。

(4)　利用に当たっての留意点

ア　土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模を詳細に特定するものではないことに留意する。

イ　土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

ウ　町長が行う避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を発令の判断材料としつつ、急傾斜地の崩壊や土石流の発生など土砂災害の特性、局所的な地形・地質条件等の要因、気象や土砂災害などの収集できる情報、避難指示等の対象区域などを踏まえ、総合的な判断をして避難指示等の発令を行う。

(5)　土砂災害警戒情報の伝達系統

土砂災害警戒情報の伝達系統は大雨警報と同様の経路で行う。

また、県は、土砂災害警戒情報を発表した市町村に対し、県総合情報通信ネットワークの一斉送信等で情報伝達を行う。

(6)　町の情報伝達

町は、県と福島地方気象台からの土砂災害警戒情報に基づき、必要事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体等へ伝達するとともに、避難指示等の判断基準に基づき、住民へ避難指示等を発令し、迅速かつ的確に伝達する。

２　土砂災害緊急情報

(1)　土砂災害緊急情報とは

土砂災害防止法第28条及び第29条に基づき、国及び県が、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施した場合、得られた結果を、避難のための立ち退きの指示の判断に資するため土砂災害緊急情報として市町村に通知する。

(2)　調査結果の通知

ア　国は、河道閉塞を原因とする土石流や湛水によって重大な土砂災害が発生するおそれがある場合に実施した緊急調査の結果を県及び町に通知する。また、土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときについても、この結果を県及び町に通知する。

イ　県は、地すべりによって重大な土砂災害が発生するおそれがある場合に実施した緊急調査の結果を町に通知する。また、土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変わったと認めるときについても、この結果を町に通知する。

(3)　町の情報伝達

町は、国及び県からの土砂災害緊急情報に基づき、住民への避難指示等発令の時期を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

住民は、町が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、町や近隣住民と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加するなど、防災に寄与するよう努める。

土砂災害緊急情報の伝達フロー

①　国が緊急調査を行う場合
河道閉塞を原因とする土石流及び湛水の場合、国が行う。

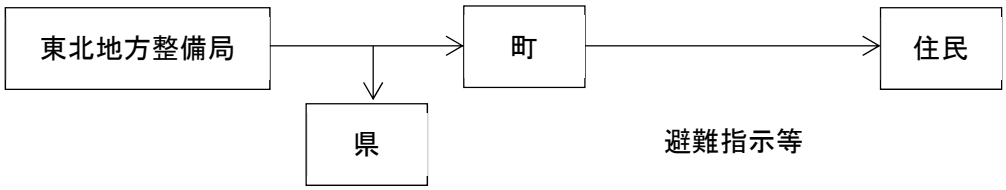

②　県が緊急調査を行う場合
地すべりの場合、県が行う。

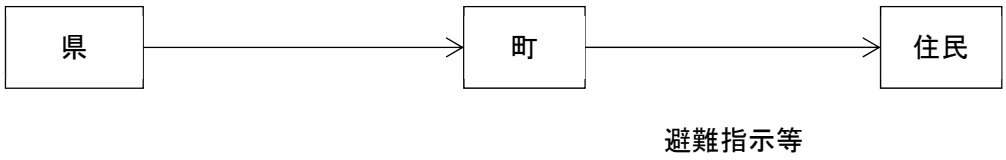

３　土砂災害・斜面災害応急対策

(1)　応急対策の実施

ア　町は、住民等から土砂災害等の通報を受けたとき及びパトロール等により土砂災害等を確認したときは、県及び関係機関へ連絡する。

また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、県及び関係機関と迅速かつ的確な情報の共有化を図り、住民に対する避難の指示及び避難誘導等を実施する。

イ　住民は、土砂災害やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等（以下「土砂災害等」という。）を確認したときは、遅滞なく町長、警察官等へ連絡する。

(2)　要配慮者に対する配慮

町は、土砂災害等により、主として要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、消防本部、双葉警察署、民生委員・児童委員、大熊町社会福祉協議会、自主防災組織等に、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

(3)　土砂災害等の調査

ア　町は、土砂災害等の被災状況を把握するため、国及び県と連携のもと、被災概要調査を実施し、被害拡大の可能性について確認する。

被害拡大の可能性が高い場合、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。

被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を

検討する。

なお、重大な土砂災害が想定される場合は、上記２のとおり、緊急調査が実施される。

イ　国及び県は、被災概要調査結果及び状況の推移について、町を含めた関係機関等に連絡する。また、緊急調査を行った場合は、土砂災害防止法第31条に基づき、結果を土砂災害緊急情報として町に通知する。

ウ　町は、土砂災害緊急情報、被害概要調査結果及び状況の推移について、関係住民等に伝達する。

(4)　応急対策工事の実施

町は、国及び県と連携のもと、被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。

応急対策工事の実施に当たっては、ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。

(5)　避難指示等の実施

町は、土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに、避難指示及び避難誘導等を実施する。

また、異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配置や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

第 27 節　雪害応急対策

雪害が発生した場合又は発生のおそれがある場合は、雪害の拡大防止と被災者の救助救護を実施するとともに、被害の発生を最小限にとどめるため、雪害の規模、程度、拡大のおそれ等を判断して速やかに災害応急活動体制を確立し、雪害対策を実施する。

第１　応急対策

１　道路交通確保対策

(1)　道路除排雪対策

町は、道路除排雪事業の総合的な実施及び円滑な処理の実施を促進するため、大熊町復興建設協同組合と道路除排雪事業の実施に関する事項を協議し、処理する。

(2)　除排雪時路上駐車排除等対策

町は、道路の除排雪作業を円滑に行うため、交通の妨害となっている路上駐車を排除し、除排雪作業を阻害するような駐車をさせないことにより、積雪地における道路交通を確保するよう、「除雪時路上駐車排除等対策要綱」に定める対策措置を行う。

(3)　交通情報の収集及び提供

町は、双葉警察署及び各道路管理者と連携し、交通情報の収集と提供を行う。

(4)　交通規制等

「本章 第14節 第２ 交通規制措置」に準じて必要な交通規制を行う。

(5)　道路除排雪の実施

町は、大熊町復興建設協同組合の協力を得ながら、道路除排雪を実施する。

(6)　車両の立ち往生への対応

平成26年２月の豪雪の際、県内各地で車両の立ち往生が発生したことから、町は、他の道路管理者と連携のもと、迅速な道路情報の提供に努めるとともに、運転者等のための避難所を必要に応じて設置するものとし、道路状況により立ち往生車両に運転者等が残された場合には食料の提供などを行う。

２　被害状況等の収集・報告

町は、「本章 第３節 第２ 被害状況等の収集・報告」に基づいて被害調査、報告を行う。

第２　地域ぐるみの除排雪

１　地域ぐるみの除排雪の効果的な推進

町は、次の事項について十分計画、調整の上、地域ぐるみの除排雪の効率的な推進に努める。この場合、自主防災組織と緊密な連携をとる。

(1)　一斉に除排雪を行う場合は、時間、排雪場所、その他の経路等について、降積雪状況、地域の実情等に即した実施計画を立案し、住民に対してその内容の周知徹底を図る。

(2)　除排雪場所や機械等の確保のために、地域における関係機関、建設業者等に対して、場所、機械等の提供について積極的な協力を求める。

２　行政と住民組織との作業連携、情報連絡等

町は、雪害時において、県、自主防災組織、ボランティア等との情報連絡を密にし、連携作業を行うことで、住民行動の円滑な展開及び住民ニーズに即した対策の推進を図る。

第１節　施設の復旧対策

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図る。この計画の策定に当たっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成する。

なお、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努める。

第１　災害復旧事業計画の作成

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

１　復旧事業計画の基本方針

復旧事業計画の基本方針については、次のとおりである。

(1)　災害の再発防止

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう、関係機関と十分連絡調整を図り、計画を作成する。

(2)　災害復旧事業期間の短縮

復旧事業については、速やかに効果の上がるよう、関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

２　災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類を示すと次のとおりである。

(1)　公共土木施設災害復旧事業計画
(2)　農林水産施設災害復旧事業計画
(3)　都市災害復旧事業計画
(4)　上・下水道等災害復旧事業計画
(5)　住宅災害復旧事業計画
(6)　社会福祉施設災害復旧事業計画
(7)　公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
(8)　学校教育施設災害復旧事業計画
(9)　社会教育施設災害復旧事業計画
(10)　復旧上必要な金融その他資金計画
(11)　その他の計画

第２　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

町は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その費用の全部又は一部を国又は県が負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため、査定計画を策定し、国の災害査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により明らかにされている。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業は、次のとおりである。

１　法律に基づき一部負担又は補助するもの

(1)　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
(2)　公立学校施設災害復旧費国庫負担法
(3)　公営住宅法
(4)　土地区画整理法
(5)　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
(6)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(7)　予防接種法
(8)　都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する。
(9)　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
(10)　県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

２　激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合、町は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置するとともに、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、次のとおりである。

(1)　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
ア　公共土木施設災害復旧事業
イ　公共土木施設災害関連事業
ウ　公立学校施設災害復旧事業
エ　公営住宅災害復旧事業
オ　生活保護施設災害復旧事業
カ　児童福祉施設災害復旧事業
キ　老人福祉施設災害復旧事業
ク　身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業

ケ　障がい者支援施設等災害復旧事業
コ　婦人保護施設災害復旧事業
サ　感染症指定医療機関の災害復旧事業
シ　感染症予防事業
ス　堆積土砂排除事業
(ｱ)　公共施設の区域内の排除事業
(ｲ)　公共的施設区域外の排除事業
セ　たん水排除事業

(2)　農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成
ア　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
イ　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
ウ　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
エ　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
オ　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
カ　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
キ　共同利用小型漁船の建造費の補助
ク　森林災害復旧事業に対する補助
ケ　治山施設災害復旧事業に対する補助

(3)　中小企業に関する特別の助成
ア　小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還等の特例
イ　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4)　その他の財政援助及び助成
ア　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
イ　私立学校施設災害復旧事業に対する補助
ウ　市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
エ　母子、及び父子並びに寡婦福祉資金貸付けの特例
オ　水防資機材費の補助の特例
カ　罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
キ　公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設、林地被害及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
ク　雇用保険法による求職者給付に関する特例

第３　激甚災害の指定

激甚災害の指定は、内閣総理大臣が、知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聴いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けられるよう努める。

第４　災害復旧事業の実施

町は、復旧事業を早期に実施し、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等と連携のもと、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずる。

また、復旧事業の事業費が決定され次第速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努める。

第２節　被災地の生活安定

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努める。

第１　義援金の配分

１　義援金の受入れ・配分

県、日本赤十字社福島県支部、県共同募金会等を通じて町に寄託された義援金及び町に直接寄託された義援金は、義援金配分委員会を組織して、協議の上被災者に配分する。

２　配分計画

被災地区、被災人員数及び世帯数、被災状況等を勘案して、世帯及び人員等を単位として計画するものとし、対象は住宅被害（全壊、流失世帯又はこれに準ずるもの）、人的被害等とする。

３　迅速、透明な配分

義援金の配分については、あらかじめ基本的な配分方法を定めるなど迅速な配分に努めるとともに、情報公開を徹底し十分に透明性を確保する。

第２　被災者の生活確保

１　公営住宅の一時使用

(1)　実施機関等

ア　公営住宅及び特定公共賃貸住宅（以下、「公営住宅等」という。）の一時使用に関する計画の立案と実施は、町長が行う。

イ　町は、平時においてあらかじめ災害時に一時使用が可能な公営住宅の把握に努める。

ウ　一時使用は、地方自治法第238条の４第７項による目的外使用許可により行う。

(2)　実施方法等

ア　一時使用対象者

災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

(ｱ)　住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。

(ｲ)　居住する住宅がない者であること。

(ｳ)　生活保護法の被保護者若しくは要保護者

(ｴ)　特定の資産を持たない、失業者、未亡人、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者及び小企業者

(ｵ)　これらに準ずる者であること。

イ　一時使用対象者の選定

(ｱ)　公営住宅の一時使用者の選定については、町長が行う。

(ｲ)　公募によらない入居とし、収入基準等の入居資格要件は問わない。

ウ　一時使用の条件

一時使用の条件は、原則として住宅を所管する町が次の事項に留意して定める。ただし、町内に町営及び県営の公営住宅等が提供される場合、町は、県と協議の上、統一の条件を定める。

(ｱ)　一時使用の期間

(ｲ)　家賃及び敷金の負担者

(ｳ)　電気、ガス、水道並びに共益費の負担者

(ｴ)　退去時の修繕義務

その他、公営住宅法、同法施行令並びに特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、同法施行令及び福島県住宅等条例並びに町営住宅条例を準用する。

エ　一時使用させる住宅の戸数

(ｱ)　一時使用させる戸数は、公営住宅等の通常の入居希望者に支障が出ない範囲で行う。

(ｲ)　町は、自らの公営住宅等では住宅が不足する場合に、周辺市町村又は県に公営住宅等の提供を依頼する。

(ｳ)　他市町村から公営住宅等の提供の依頼を受けた場合、町は、自らの公営住宅等に受入可能な住宅がある場合は、町長の承認を受け被災者に提供する。

オ　正式入居の措置

一時使用を行った者のうち、公営住宅法又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて、公営住宅法第 22 条、同政令第５条又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第 26 条第３項に基づく特定入居として正式入居とする。

２　職業のあっせん

町長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、次の措置について、相双公共職業安定所富岡出張所長に要請する。

(1)　被災者のための臨時職業相談窓口の設置

(2)　公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

(3)　職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等

(4)　災害救助法が適用され、町長から労務需要があった場合の労働者のあっせん

３　雇用保険の失業給付に関する特例措置

相双公共職業安定所富岡出張所長は、次の措置をとる。

(1)　証明書による失業の認定

災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行う。

(2)　激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金をうけることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

４　被災事業主に関する措置

福島労働局は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

５　租税の徴収猶予等の措置

国、県及び町は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

６　郵便関係措置等

日本郵便(株)は、災害が発生した場合、その被害状況並びに被災地の実情に応じて郵便事業に係る災害特別事務取扱い等を実施する。

(1)　郵便関係

ア　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ　被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(2)　災害寄附金の料金免除の取扱い

地方公共団体、共同募金会等からの申請により、被災者救援を目的とする寄附金を口座に送金する場合における通常払込みの料金の免除の取扱いを実施する。

７　生活必需品等の安定供給の確保

県は、生活必需品等の安定供給の確保を図るため、次の措置を講ずる。

(1)　大規模な災害発生後の生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努める。

(2)　特定物資の指定等

状況により特定物資の指定を行い、適正な価格で売り渡すよう指示する。

(3)　関係機関等への協力要請

生活必需品等の著しい不足、価格の異常な高騰を防ぐことを目的として、国、他の都道府県及び事業者団体等に対し必要に応じ次の協力要請を行う。

ア　情報提供

イ　調査

ウ　集中出荷

エ　その他の協力

第３　被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

１　制度の趣旨

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、「被災者生活再建支援法」（以下「支援法」という。）に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

２　支援法の対象となる自然災害

自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害（支援法第２条第１号）で、次のいずれかに該当するものとされている。

(1)　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害（同条第２項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害（支援法施行令第１条第１号）

(2)　10以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害（支援法施行令第１条第２号）

(3)　100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害（支援法施行令第１条第３号）

(4)　上記(1)又は(2)の被害が発生した市町村を含む都道府県で５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万未満に限る。）における自然災害（支援法施行令第１条第４号）

(5)　上記(3)又は(4)の都道府県に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万未満に限る。）で、上記(1)～(3)の区域のいずれかに隣接し、５以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（支援法施行令第１条第５号）

(6)　上記(3)又は(4)に規定する都道府県が２以上ある場合における市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により５（人口５万未満の市町村にあっては、２）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害（支援法施行令第１条第６号）

３　支援法の対象となる世帯

支援法の対象となる被災世帯は次のとおりである。

(1)　居住する住宅が全壊した世帯（以下「全壊世帯」という。）（支援法第２条第２号イ）

(2)　居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下「解体世帯」という。）（支援法第２条第２号ロ）

(3)　火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅が居住不能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下「長期避難世帯」という。）（支援法第２条第２号ハ）

(4)　居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難である世帯（以下「大規模半壊世帯」という。）（支援法第２条第２号ニ）

(5)　当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロからニまでに掲げる世帯を除く。）（支援法第２条第２号

ホ)

４　支援法の適用手続き

町長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、速やかに知事に対して報告する。

町長からの報告を受けた知事は、精査した結果、発生した災害が支援法対象の自然災害に該当するものと認めた場合、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示する。

５　支援金支給の基準

支給額は、次の２つの支援金の合計額となる。

(1)　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単数世帯
全壊世帯（支援法第２条第２号イ）	100 万円	75 万円
解体世帯（支援法第２条第２号ロ）	100 万円	75 万円
長期避難世帯（支援法第２条第２号ハ）	100 万円	75 万円
大規模半壊世帯（支援法第２条第２号ニ）	50 万円	37.5 万円
中規模半壊世帯（支援法第２条第２号ホ）	―	―

(2)　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単数世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯（支援法第３条第２項第１号）	200 万円	150 万円
居住する住宅を補修する世帯（支援法第３条第２項第２号）	100 万円	75 万円
居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く。）（支援法第３条第２項第３号）	50 万円	37.5 万円

※住宅の再建方法が２以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

※ 中規模半壊の加算支援金は表の金額の１／２

６　支給申請書等の提出

(1)　支給申請手続き等の説明

町は、被災世帯の世帯主に対し、支援制度の内容、支給申請手続き等について説明する。

(2)　書類の発行

町は、支給申請書に添付する必要のある下記の書類について、被災世帯の世帯主からの申請に基づき発行する。

ア　住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

イ　住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けたことが確認できる罹災証明書（住宅に半壊の被害を受け、やむを得ず解体した場合も同様）

ウ　長期避難世帯に該当する旨の証明書面

(3)　支給申請書等の送付

町は、被災世帯の世帯主から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、速やかに県に送付する。

県は、町から送付された申請書類等を確認し、速やかに被災者生活再建支援法人に送付する。

(4)　支援金の支給

被災者生活再建支援法人は、支援金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対して支援金を交付する。

(5)　支援金支給事務の基本的な流れ

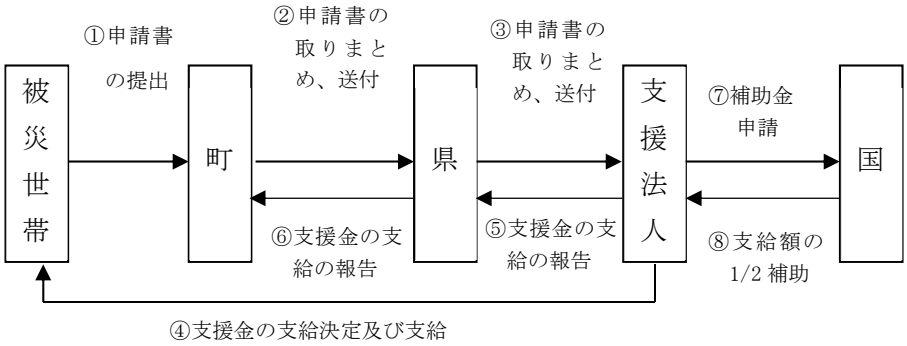

第４　災害弔慰金の支給

町長は、災害弔慰金の支給等に関する法律の第３条第１項に該当する場合、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年６月19日条例第26号）に基づき、死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

１　対象災害

(1)　１市町村において住居が５世帯以上滅失した災害
(2)　県内において住居が５世帯以上滅失した市町村が３以上ある場合の災害
(3)　県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害
(4)　災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合の災害

２　支給限度額

死亡時において、生計を維持していた者の場合500万円、その他の者の場合は、250万円を限度として支給する。

第５　被災者への融資

１　農林水産業関係

町は、県が天災により農作物、経営施設等に被害を受けた農林業者の再生産等に必要な資金が低利で融資されるよう実施する措置のあっせんを行い、農林漁業経営の維持・安定を図る。

また、県は、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と密接な連絡を取りつつ、農業協同組合及び漁業協同組合（以下「組合」という。）に対し、機を逸せずに必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に運用する。

(1)　災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便益を考慮した的確な措置を講ずる。

(2)　貯金の払戻し及び中途解約に関する措置

ア　貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の貯金払戻しの利便を図る。

イ　事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期貯金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出しに応ずる等の措置を講ずる。

(3)　手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても配慮する。

２　商工関係（中小企業への融資）

町は、県が実施する、天災により事業活動に支障を生じた中小企業等の経営安定に必要とする設備・運転資金を低利で融資する措置のあっせんを行い、商工業経営の維持・安定を図る。

また、県信用保証協会が実施する、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置を被災事業者に情報提供する。

３　住宅関係

町は、天災により住宅に被害を受けた住民に対し、独立行政法人住宅金融支援機構から低利で融資を受けるためのあっせんを行い、罹災者の住宅再建を支援する。

４　福祉関係

(1)　生活福祉資金制度の災害援護資金の貸付

ア　緊急小口資金

大熊町社会福祉協議会及び福島県社会福祉協議会は、被災した低所得者が緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合、小額の資金を融資する。

イ　災害援護資金

大熊町社会福祉協議会及び福島県社会福祉協議会は、被災した低所得者（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護金の貸付対象となる世帯を除く。）に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な融資をする。

(2)　災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しに必要な資金を融資する。

第６　罹災証明書の交付

町及び消防本部は、災害が発生した場合において、被災者から申請があったときは、次のとおり罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査して、災害による被害の程度を証明する書類（罹災証明書）を交付する。

１　町

町は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、担

当組織を明確にし、専門的な知識及び経験を有する職員を育成するとともに、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずる。

罹災証明書の交付に当たっては、被災者の利便を図るために窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等について広報に努める。

その際、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅 に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について説明する。

２　消防本部

火災による罹災証明書の交付が迅速かつ適正に事務処理できるよう組織体制を確立する。この場合において、被災者への交付手続き等についての広報に努める。

第７　被災者台帳の作成

町長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成する。

１　被災者台帳に記載する内容

(1)　氏名
(2)　生年月日
(3)　性別
(4)　住所又は居所
(5)　住家の被害その他町が定める種類の被害の状況
(6)　援護の実施の状況
(7)　要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
(8)　電話番号その他の連絡先
(9)　世帯の構成
(10) 罹災証明書の交付の状況
(11) 台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
(12) 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
(13) 被災者台帳の作成に当たって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）
(14) その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

２　台帳情報の利用及び提供

(1)　台帳情報の提供

町長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。なおこの場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まない。

ア　本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
イ　町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
ウ　他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、

被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2)　台帳情報の提供に関し必要な事項

台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、以下の事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

ア　申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ　申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ　提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ　提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的

オ　台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

第３編　震災対策編

第１節　防災組織の整備・充実

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災体制を整備し、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化するとともに、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進し、防災組織体制の万全を期す。

防災組織の整備・充実については、「一般災害対策編 第１章 第１節 防災組織の整備・充実」の定めるところによる。

第２節　防災情報通信網の整備

災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つため、防災情報通信網を整備するとともに、設備の安全対策を講ずる。

防災情報通信網の整備については、「一般災害対策編 第１章 第２節 防災情報通信網の整備」の定めるところによるが、震度情報の収集については、次のとおりとする。

１　県内の地震観測網

No.	観測機関	地震計の種類・観測方法	箇所数	備 考
1	福島県	計測震度計	84	気象庁の７箇所利用も含め、県内 91 箇所をネットワーク化
2	気象庁	計測震度計（地震計併用６）	18	
3	防災科学技術研究所	強震計	22	
4	東北大学	地震計（微小地震観測）	9	
5	日本大学	地震計	1	
6	ＪＲ東日本	地震計	15	
7	国土地理院	電子基準点 ＧＮＳＳ地殻変動観測施設等	35 4	
8	東京大学	ラドン、水温等を観測	5	

２　福島県震度情報ネットワークシステムの活用

県では、県内の84箇所に計測震度計を整備し、気象庁の計測震度計利用の７箇所（郡山市・南会津町・西会津町・猪苗代町・棚倉町・田村市船引町・浪江町）と県内の全市町村の震度情報を収集し、ネットワーク化を図っている。

このシステムで得られた震度情報は、県庁を経由し、総合情報通信ネットワークを通して県の各地方振興局、各市町村、各消防本部等に配信される。

また、平成13年度に福島地方気象台と接続したことにより、気象庁の地震情報に利用されていることから、震度データの正確な伝送の確保に努めている。

町は、被害状況の推定、各種の応急対策の検討をはじめ、初動体制の充実・強化に活用する。

震度情報ネットワークシステムの概要図

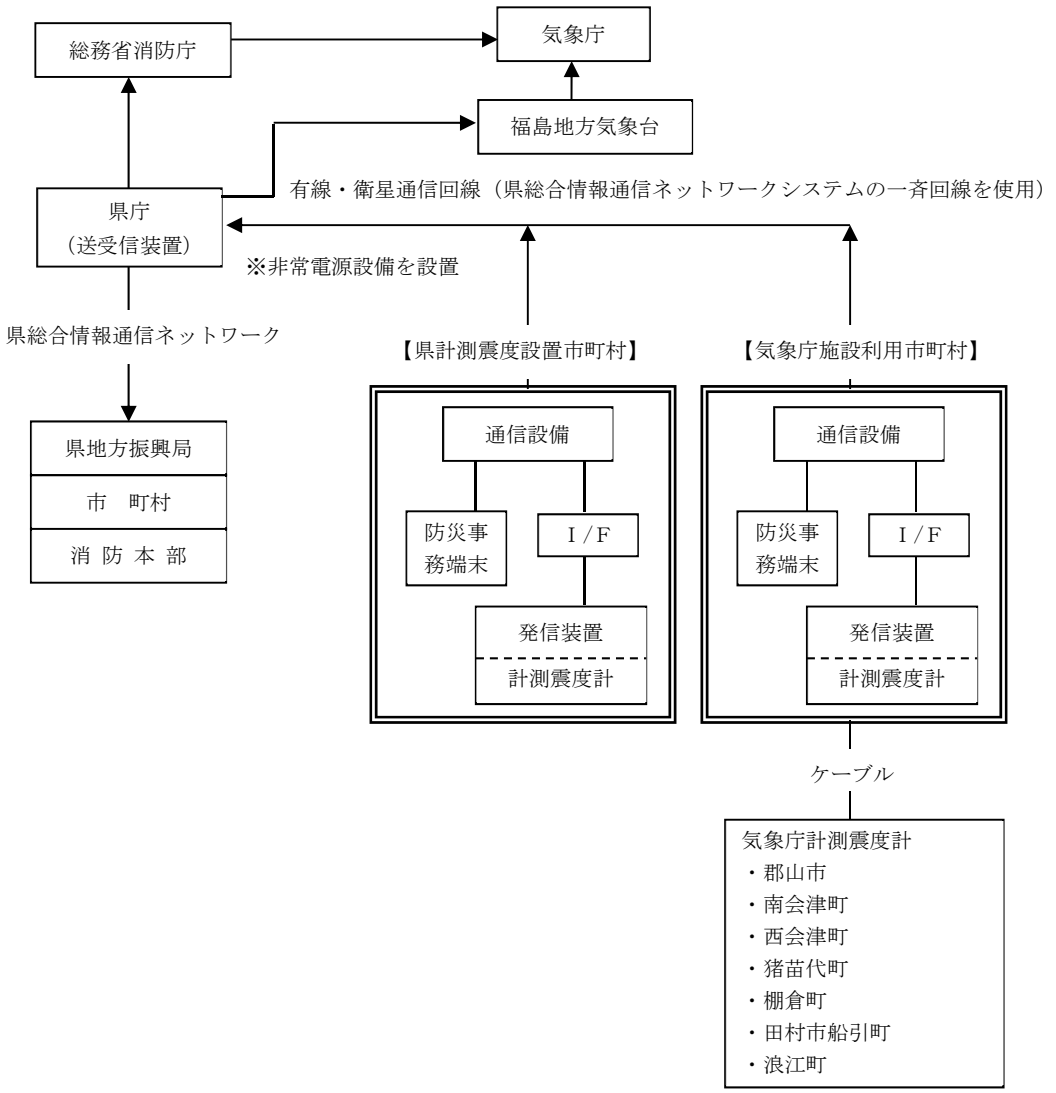

第３節　地震に強いまちづくり

地震が発生した場合、住民の生命、財産の被害が大きくなるおそれがあることから、被害を最小限に防止するため、建築物の耐震化・不燃化の促進などに取り組み、災害に強い安全なまちづくりを積極的に推進する。

第１　建築物防災対策

１　建築物の耐震性強化

本町は、東北地方太平洋沖地震の際、震度６強の揺れにみまわれたが、昭和55年に制度化された新耐震設計基準の適用以前の建築物についても、倒壊、破損等の被害をまぬがれた建築物は少なくない。

これらの建築物は、耐震改修等による耐震性の強化が有効であり、本格的な帰町施策の一環として、その促進を図る。

２　設備の耐震性確保

ライフライン系統の断絶等の不測の事態に備え、太陽光パネルや非常用発電装置の設置など、必要な非常用設備の整備を推進する。

また、ロッカー、書架等の転倒防止対策を行うとともに、転倒防止対策について、定期的に確認を行う。

３　被災建築物の応急危険度判定の体制づくり

地震により被災した建築物（一般住宅を含む）が、地震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動を民間の建築士等の協力を得て行うため、「福島県地震被災建築物応急危険度判定士認定制度」による判定活動が円滑に行われる体制づくりに努める。

第２　防災基盤の整備

１　都市基盤整備事業の推進

町は、国・県等と連携のもと、帰町後の安全で快適なまちの再生を図るため、大熊町第三次復興計画や大熊町特定復興再生拠点区域復興再生計画、大熊町復興整備計画に基づき、下野上地区復興拠点整備、大川原地区西工業団地など、復興事業を推進する。

２　道路の整備

道路は、人が歩き、車が走るためばかりではなく、コミュニティの形成等、住民生活のあらゆる面で利用されていると同時に、災害時には、避難路や救援路、更には防火帯の役目を果たすなど重要な役割を果している。

町は、災害時の避難路のネットワーク化とともに、緊急支援物資の輸送、救急、消防等に緊急活動に効果を発揮する幹線道路ネットワークの計画的な整備を推進する。

３　オープンスペースの確保

町は、災害時に、住民の避難場所、物資の輸送拠点、応援部隊の活動拠点、資材置場、仮設住宅の建設用地、がれきの仮置場等に活用できるオープンスペースについて、定期的に調査を実施し、その把握に努める。

第４節　上水道及び下水道災害予防対策

上水道、下水処理施設の耐震性を強化して、地震時の被害を最小限にとどめ、かつ速やかに被害施設の復旧を可能にするため、必要な施策を実施する。

第１　上水道施設予防対策

１　水道施設等の整備

町及び双葉地方水道企業団は、水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図る。

(1)　水道施設の耐震化を効果的・効率的に進めるため、既存施設の耐震診断等を行い、順次計画的に耐震化を進める。

(2)　基幹施設の分散や系統多重化により補完機能を強化するとともに、配水系統のブロック化により、地震被害の軽減等を図る。

(3)　施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の電気機械設備について耐震化を図る。

(4)　水道施設の耐震化事業には、事業収入の増加につながらない大きな投資を必要とすることから、町の一般会計による支援を受けるなど、必要経費の確保を図る。

２　応急復旧用資機材の確保

町及び双葉地方水道企業団は、応急復旧用資機材を備蓄しておくとともに、資機材の備蓄状況を把握しておく。

３　相互応援

町及び双葉地方水道企業団は、応急復旧作業を迅速に進めるための人員等の確保のため、隣接水道事業者や地震による同時被災を免れると思われる水道事業者等と応急復旧等の応援活動に関する応援協定を締結しておくなど、相互応援体制の整備を図る。

第２　下水道施設予防対策

１　下水道施設の整備

町は、地震に対する下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たり、立地条件に応じて次の対策を実施する。

(1)　ポンプ場及び処理場内の重要施設について耐震計算を行う。その他の施設については、ある程度の地震被害を想定して、施設の複数化、予備の確保等により機能の確保を図るとともに、補修の容易な構造とするなど、復旧対策に重点をおいた整備を図る。

(2)　ポンプ場及び処理場では、地震時においても最小限の排水機能が確保されるよう整備を図る。また、停電及び断水に対して速やかに対応できるよう考慮する。

(3)　地震の程度により排水機能に支障を来たす場合があるので、緊急用として重要な管渠及び処理場については、バイパス等の整備の検討を行う。

(4)　ポンプ場及び処理場内での各種薬品、重油、ガス等の燃料用設備の設置に当たっては、地震による漏洩、その他の二次災害が発生しないよう考慮する。

(5)　施設の維持管理においては、定期点検等による危険箇所の早期発見とその改善を行い、施設の機能保持を図る。

２　応急復旧用資機材の確保等

町は、復旧工事を速やかに施工するため、必要な資機材の備蓄に努めるとともに、資機材の優先調達を図る。また、地震発生時にすぐ対応できるように、下水道台帳とともに、維持管理記録を一体として整理し、更に優先的に調査する必要のある箇所を特定するための下水道防災マップの作成を行っておく。

４　要員の確保

町は、応急復旧に必要な要員の配備計画をあらかじめ定めておくとともに、必要な人員を確保するため、施設の施工業者、管理委託業者及び他の下水道事業者等と災害時の応援協定等の締結を推進する。

第５節　道路、橋りょう等災害予防対策

道路施設の危険箇所の点検調査とこれに基づく対策工事並びに橋りょうの点検調査に基づく補強等を実施し、地震に強い道路、橋りょうの確保に努める。

第１　町管理の道路及び橋りょう災害予防計画

１　道路の防災対策の推進

道路法面の崩落が予想される箇所、路体の崩壊が予想される箇所等を把握し、対策の必要な箇所について、工法決定のための調査を行い、その対策工事を実施する。

２　橋りょうの整備

(1)　既設橋りょうの対策

既設橋りょうは、「道路防災総点検について（平成８年８月９日付け建設省通知)」に基づき平成８・９年度に実施した道路防災総点検の結果等により、耐震対策が必要な橋りょうについて、「橋、高架の道路等の技術基準の改定について（平成24年２月16日付け国土交通省通知)」を適用し、耐震対策を実施することを基本とする。

ただし、優先的に耐震補強対策を実施する必要のある橋りょうについては、落橋等の甚大な被害を防止する耐震対策（耐震性能３）を実施する。

(2)　新設橋りょうの建設

新設橋りょうは、「橋、高架の道路等の技術基準の改定について（平成29年７月21日付け国土交通省通知)」を適用し、建設する。

なお、橋りょうの耐震設計の基本的な方針としては、次のとおりである。

ア　橋の耐震設計は、設計地震動のレベルと橋の重要度に応じて、必要とされる耐震性能を確保することを目的として行う。

イ　耐震設計に当たっては、地形・地質・地盤条件・立地条件等を考慮し、耐震性の高い構造型式を選定するとともに、橋を構成する各部材及び橋全体系が必要な耐震性を有するように配慮しなければならない。

第２　農道・林道及び橋りょう災害予防計画

１　農道・林道の保全整備

地震による農道・林道の被害は、切土部及び山腹斜面の土砂崩落、落石等の発生が予想される。また、局所的ではあるが、高盛土部分の路体の破壊が予想される。法面の崩落、落石等の危険箇所については、各管理者の調査によりその箇所を把握するとともに、県と協議の上、計画を樹立して法面保護施設の工事を実施し、危険箇所の解消を図る。

２　橋りょうの整備

農道橋りょうについては、道路橋示方書により設計施工されているが、経年により老朽化した橋りょうを農道管理者が点検する。耐震上不十分であれば、補強について県と協議の上、対策を実施する。

また、林道橋りょうについては林道技術基準に基づき、耐震構造として設計架橋されている

が、老朽橋については架替、補強の必要があるため、林道管理者の調査計画により順次実施する。

第６節　河川・海岸等災害予防対策

河川、海岸、ダム等は、地域住民の生命・財産を守り、産業の発展に欠かせない施設である。これらの施設の整備に当たっては、耐震性に十分配慮し、計画的に予防対策を実施する。

第１　河川の整備

東日本大震災で被災した河川と海岸の復旧に向け、平成30年度から、県により、大熊小良ヶ浜地区や熊川地区の海岸、熊川河口部、夫沢川河口部の河川の整備事業が進められており、他の復興事業とあわせ、引き続き、国・県による河川整備を促進していく。

第２　ダムの防災対策の推進

坂下ダムは、農業用水のほか、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の冷却水を供給する水源にもなっている。このため、関係機関と連携し、施設の維持、補修及び管理体制の充実、強化に努める。

第３　海岸保全施設災害予防対策

津波災害等から海岸地帯を防護できるよう、高波・高潮対策とあわせた防潮堤整備や海岸保全事業を促進していく。

第４　ため池施設災害対策

老朽ため池が、かんがい期の満水時に地震による被害を受けた場合は、下流域に大きな二次災害を発生させるおそれがある。

このため、災害を及ぼすおそれのある緊急性の高いため池施設について重点的に整備を進める。

また、避難指示解除の進展にあわせ、地震による破損等で決壊した場合に浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれや、下流に甚大な被害を与えるおそれやのあるため池を「防災重点農業用ため池」として指定し、堤体補修等のハード対策を実施するとともに、緊急連絡体制等の整備やハザードマップ作成などのソフト対策も実施し、住民への周知による被害の軽減を図る。

第７節　地盤災害等予防対策

地震及び降雨による被害の大きさは、地盤の特性及び地形等が大きな要素を占めている。したがって、地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形、地質及び地盤を十分に理解し、その土地の自然特性及び災害特性に適した土地利用を計画的に実施していく必要がある。

このため、地盤災害に対して適正な土地利用を推進するとともに、災害時の被害を軽減するための諸対策を実施していく。

第１　土砂災害予防対策（再掲）

本町は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が15箇所、指定されている。

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域では、警戒区域ごとに、市町村が警戒避難体制に関する事項を定めることとなっており、町では、各警戒区域において、定期的なパトロールを実施するとともに、地域住民への周知や情報伝達体制の確立に努める。

また、国・県に対し、各種治山事業、砂防事業や山林等の除染の実施を要望していく。

第２　造成地の災害予防対策

町は、県と連携のもと、造成地に発生する地震による災害の防止を図るため、宅地造成等規制法、都市計画法、建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成、開発許可及び建築確認等の審査及び当該工事の施工において、指導、監督を行う。

造成地における基準等

区　分	内　　容
災害危険区域等の扱い	災害危険区域（建築基準法）、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発行為を認めない。
人工がけ面の安全措置	宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ、擁壁の設置、その他の安全措置を講ずる。
軟弱地盤の改良	宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うこととする。
消防水利の設置	宅地造成地内には、必要に応じ、消防法の基準に適合する消防水利を設置する。
設計者の資格	一定規模以上の宅地造成については、その設計図書の作成は一定の資格を有する者によることとする。
小規模造成地の扱い	宅地造成・開発の許可対象とならない小規模な造成地については、建築確認の際その安全について指導する。

第３　二次災害予防対策

町は、県と連携し、余震あるいは降雨等による二次的な災害を防止するための土砂災害等の危険箇所を、専門技術者（斜面判定士、山地防災ヘルパー）等を活用し点検する体制の整備を図る。

また、危険性が高いと判断された箇所についての警戒体制、関係機関及び地域住民への周知体制、避難誘導体制等についてもあらかじめ検討しておく。

第８節　火災予防対策

地震発生時における被害の拡大を防ぐためには、火災を最小限にとどめることが重要であり、同時多発的な火災の発生を未然に防止し、出火防止、初期消火の徹底、体制の整備、火災の拡大要因の除去及び消防力の強化などの対策を実施する。

「一般災害対策編 第１章 第４節 火災予防対策」の定めるところによるが、地震に対する出火防止対策、及び消防水利の整備については、次のとおりとする。

第１　出火防止対策

１　防火防災意識の高揚啓発

地震発生時には、同時多発的な出火の可能性が高いため、町は、消防本部と連携し、春・秋季の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、地震発生時の出火防止に関する知識の普及・啓発活動を推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気ブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普及・啓発を図る。

２　住宅防火対策の推進

町は、消防本部と連携し、地震発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、対震安全装置付火気使用設備器具の普及に努めるとともに、住宅防火診断等を通じ、各家庭における火気使用設備・器具の適切な使用方法を指導する。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。

第２　消防水利の整備

町は、県の指導のもと、地震による消火栓等人工水利の障害に対応できる耐震性の貯水槽の整備や河川水等を活用した自然水利の確保など水利の多様化に努め、消防水利の基準の達成に努める。

第９節　積雪・寒冷対策

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害と比べて、積雪により被害が拡大することや緊急輸送路、避難路・避難場所の確保等に支障が生ずる場合が想定されるため、積雪・寒冷対策を推進し、地震災害の軽減に努める。

第１　道路交通の確保

地震発生時には、町や県と防災関係機関の行う緊急輸送等の円滑な実施を図るため、緊急輸送路の確保を図ることが重要である。

このため、町は、除・排雪体制の充実を図るとともに、除雪機械の充実に努める。

第２　避難所対策

避難施設における暖房等の需要増大が予想されるため、町はストーブ等電源を要しない暖房機具、燃料のほか、積雪寒冷期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボート等）の備蓄に努める。

また、停電時における暖房設備の電源確保のため、非常用電源等バックアップ設備の整備に努める。

第３　被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備・備蓄に努めるとともに、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者・避難者の生活確保のための長期対策を検討しておく。

第 10 節　緊急輸送体制の整備

災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、指定された緊急輸送路等の整備を図る。

緊急輸送体制の整備については、「一般災害対策編 第１章 第６節 緊急輸送体制の整備」の定めるところによる。

第 11 節　避難対策

大地震による災害は、火災などの二次災害と相まって、大規模かつ広域的なものとなるため、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

避難対策については、「一般災害対策編 第１章 第７節 避難対策」の定めるところによる。

第 12 節　医療（助産）救護・防疫体制の整備

地震発生時には、広域的あるいは局地的に、救助や医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分予測されるため、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療（助産）救護・防疫体制の整備充実を図る。

医療（助産）救護・防疫体制の整備については、「一般災害対策編 第１章 第８節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めるところによる。

第 13 節　物資等の確保、廃棄物処理体制・罹災証明発行体制の整備

住民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備を図る。

また、住民は、「最低３日間・推奨１週間分」の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日頃から備えておく。

さらに、廃棄物処理体制の整備に努める。

物資等の調達・確保及び防災倉庫等の整備については、「一般災害対策編 第１章 第９節 物資等の確保、廃棄物処理体制・罹災証明発行体制の整備」の定めるところによる。

第 14 節　防災教育

住民に対し地震防災上必要な防災知識の普及・啓発及び防災組織の育成指導に努めるとともに、気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報にも努める。

防災教育については、「一般災害対策編 第１章 第10節 防災教育」の定めるところによる。

第 15 節　防災訓練

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。

このため、町は、災害対策基本法第 48 条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

なお、各種の防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者の参加についても配慮する。

防災訓練については、「一般災害対策編 第１章 第11節 防災訓練」の定めるところによる。

第 16 節　自主防災体制の再生

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、町及び防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が「自らの命と地域は自分達で守る」という意識のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心として、自主防災組織において、日頃から積極的に活動を行うことが重要である。

さらに、企業に対しても災害時に果たす役割を十分認識させ、防災活動の推進に努めさせることが重要となる。

自主防災体制の再生については、「一般災害対策編 第１章 第12節 自主防災体制の再生」の定めるところによる。

第 17 節　要配慮者予防対策

災害の発生時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」が犠牲になる場合が多くなっている。
こうした状況を踏まえ、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から避難誘導等の防災体制の整備に努める。

要配慮者予防対策については、「一般災害対策編 第１章 第13節 要配慮者予防対策」の定めるところによる。

第 18 節　受援体制の強化

自衛隊など国・県の応援隊や、自治体間応援、各業界団体による応援、災害ボランティアなどの受援体制づくりを進める。

受援体制の強化については、「一般災害対策編 第１章 第14節 受援体制の強化」の定めるところによる。

第１節　応急活動体制

町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を迅速、強力かつ効率的に推進するため、法令及び町防災計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期する。

応急活動体制については、「一般災害対策編 第２章 第１節 応急活動体制」の定めるところによるが、地震発生時における災害対策本部の設置基準については、次のとおりとする。

１　設置基準

本部長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、次の基準により災害対策基本法第23条の２の規定に基づく災害対策本部を設置する。

また、災害対策本部の配備体制を決定したときは、直ちに各課長へ連絡するとともに、配備体制をとる。

(1)　大熊町又はその周辺において震度５強以上を観測したとき。
(2)　福島県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
(3)　気象庁の発表にかかわらず、町内に地震による大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときで、町長が必要と認めたとき。
(4)　本町住民が多く避難する市町村において、気象庁の発表にかかわらず、地震による大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときで、町長が必要と認めたとき。

２　解散基準

本部長は、災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したとき、又は災害発生の危険がなくなったときは、災害対策本部を解散する。

第２節　職員の動員配備

地震発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。

このため、職員の配備基準を明確にするとともに、職員の動員伝達方法、自主参集の基準等を明確にしておく。

職員の動員配備については、「一般災害対策編 第２章 第２節 職員の動員配備」の定めるところによるが、地震発生時における職員の動員配備については、次のとおりとする。

地震発生時における職員の動員配備基準

配備区分		指揮	配備体制	配備時期
災害対策本部設置前	事前配備	環境対策課長	情報連絡のため、環境対策課、復興事業課等の少数の人員をもって当たるもので、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	①大熊町又はその周辺で震度４の地震が観測されたとき。 ②その他必要により町長又は環境対策課長が当該配備を指令したとき。
	警戒配備		各課長及び関係各課の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動を円滑に行い、災害の発生とともに、直ちに災害応急対策活動が開始できる体制とする。 ○初動処理事項 ・地震情報の収集・伝達 ・関係機関との連絡調整 ・火災など二次災害の状況と見通しの状況把握 ・被害状況の収集・伝達 ・その他必要事項	①大熊町又はその周辺で震度５弱の地震が観測されたとき。 ②福島県に津波注意報が発表されたとき。 ③その他必要により町長又は環境対策課長が当該配備を指令したとき。
災害対策本部設置後	第一非常配備	本部長	発生災害に関係する各課の長は、所要人員を配置して情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とする。 また、事態の推移に伴い、第二非常配備体制に円滑に移行できる体制とし、災害対策に関係ある協力関係機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。〔災害対策本部体制〕	①大熊町又はその周辺で震度５強の地震が観測されたとき。 ②福島県に津波警報が発表されたとき。 ③その他必要により町長が当該配備を指令したとき。
	第二非常配備		災害対策本部の全員及び協力機関をもって災害応急対策活動を実施する体制とする。〔災害対策本部体制〕	①大熊町又はその周辺で震度６弱以上の地震が観測されたとき。 ②福島県に大津波警報が発表されたとき。 ③その他必要により町長が当該配備を指令したとき。

第３節　地震災害情報の収集・伝達

地震災害が発生したとき、各防災関係機関相互間の通知、要請、指示、通達等の通信を迅速かつ確実に伝達する。

また、県下に災害が発生した場合、災害状況の調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであるため、迅速かつ的確に行う。

地震災害情報の収集・伝達については、「一般災害対策編 第２章 第３節 災害情報の収集・伝達」の定めるところによるが、地震情報等の受理・伝達については、次のとおりとする。

１　気象庁の地震情報

(1)　地震情報等の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	○震度３以上	○地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を約 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	○震度３以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	○地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 ○「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度情報	○震度１以上 ○津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ○緊急地震速報（警報）発表時	○地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度１以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度３以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 ○震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
その他の情報	○顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	○顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	○震度５弱以上	○観測した各地の震度データを基に、250m四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	○震度１以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級１以上を観測した場合	○地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で１回発表）。
遠地地震に関する	国外で発生した地震について以	○地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規

地震情報の種類	発表基準	内容
情報	下のいずれかを満たした場合等 ○マグニチュード7.0以上 ○都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表*1 ○日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 *1 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から１時間半～２時間程度で発表。
北海道・三陸沖後発地震注意情報	北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアで Mw（モーメントマグニチュード)7.0以上の地震が発生した場合。なお、想定震源域の外側で Mw7.0 以上の地震が発生した場合は、地震の Mw に基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に限る。	○気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定(地震発生後15分～２時間程度）し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表される。

(2)　福島地方気象台の情報の伝達基準

ア　福島県内で震度１以上の揺れを観測したとき。

イ　福島県に津波警報等を発表したとき。

ウ　その他、地域住民に周知させることが適当と思われるとき（群発地震等）。

エ　特に発表が必要と認めたとき。

(3)　その他

福島地方気象台は、福島県に津波警報等が発表されたときや福島県内で震度４以上の揺れを観測したときなどに防災等に係る活動の利用に資するよう津波警報等の発表状況や地震の概要を地震解説資料として発表する。

(4)　地震情報等の受理・伝達

ア　関係機関は、地震情報等について、次の受理伝達系統により迅速かつ的確に受理・伝達する。

イ　県は、福島地方気象台から受理した地震情報等について、町、防災関係機関に伝達する。

ウ　町は、地震情報等を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難指示等の必要な措置を行う。

(5)　緊急地震速報

ア　気象庁は、震度５弱以上または長周期地震動階級３以上と予想した場合に、震度４以上が予想される地域または長周期地震動階級３以上を予測した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（ＮＨＫ）は、テレビ・ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度６弱以上または長周期地震動階級４の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解

析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合もある。

イ　福島地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

ウ　町は、県及び福島地方気象台と協力し、訓練に緊急地震速報を取り入れるなど、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるとともに、住民に直接緊急地震速報を伝達する体制の整備に努める。

２　地震情報で用いる震度の地域名称と震央地名

「震度速報」や「震源・震度に関する情報」において、地域震度を発表するため、全国を188に区分した地域のことであり、本町は「福島県浜通り」となる。また、この地域名称は、「震央地名」にも使用される。

震度の地域名称（福島県の陸域）

福島県及び隣県の陸域の震央地名

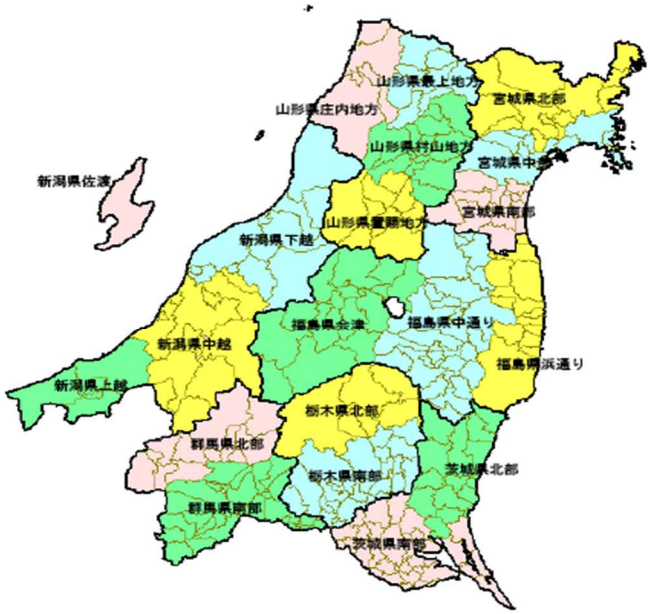

地震情報等伝達系統

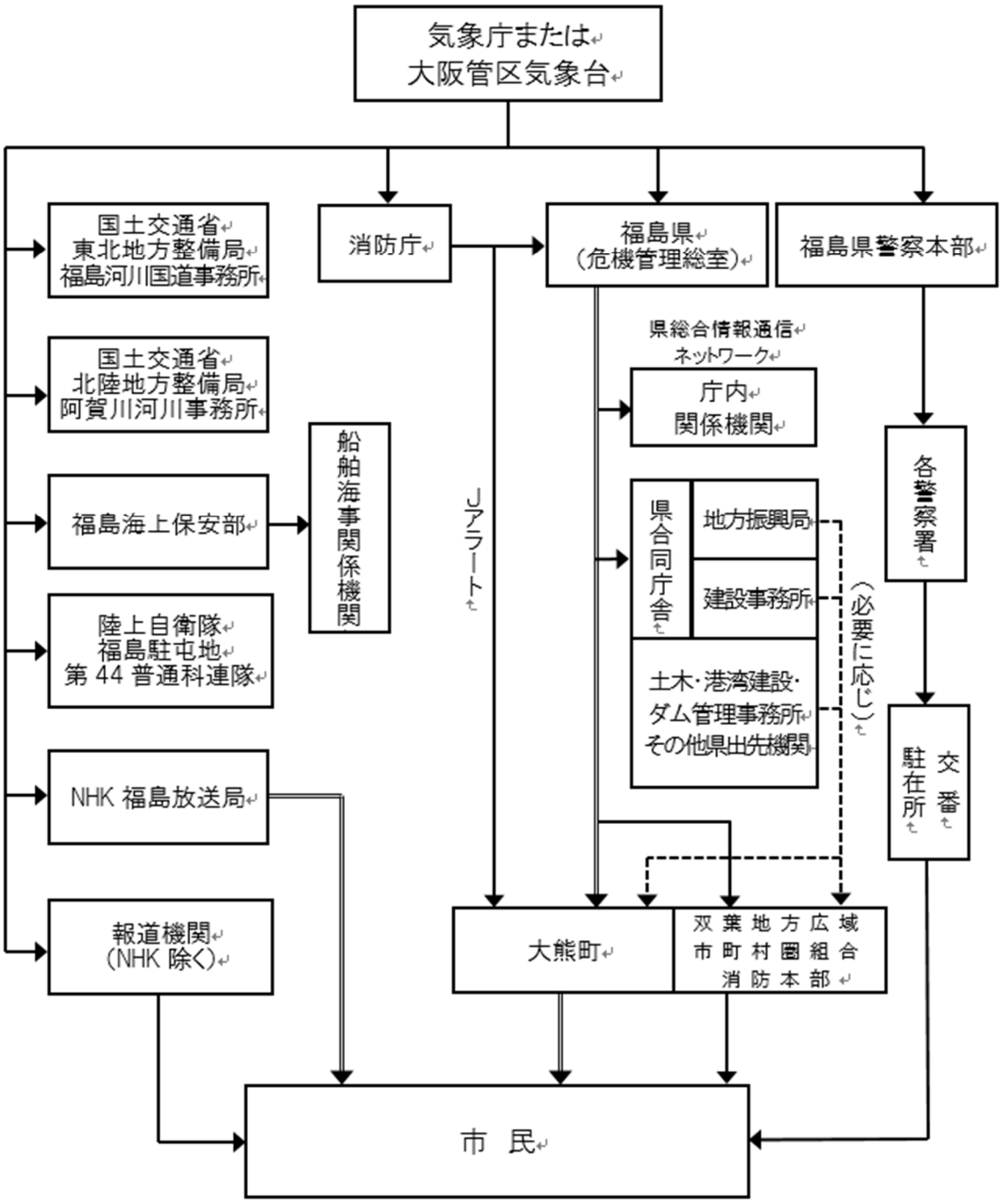

※二重線の経路は、気象業務法第 15 条の二によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

３　福島県震度情報ネットワークシステムの情報

県内の全市町村に設置（うち、７箇所は気象台設置の震度計利用）した震度計による情報を県庁で把握できるようになっており、観測した情報については、総合情報通信ネットワークシステムの自動ＦＡＸ送信装置により市町村、消防本部、地方振興局及び庁内関係総室に送信される。

第４節　通信の確保

災害時においては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保する。

通信の確保については、「一般災害対策編 第２章 第４節 通信の確保」の定めるところによる。

第５節　相互応援協力

災害発生時においては、防災関係機関相互の連携体制が重要となるため、防災関係機関との相互の応援協力により適切な応急救助等を実施する。

相互応援協力については、「一般災害対策編 第２章 第５節 相互応援協力」の定めるところによる。

第６節　災害広報

災害時において、住民等及び防災関係機関に正確かつわかりやすい情報を提供し、混乱を防止するとともに、適切な行動を支援するため、災害発生後速やかに広報部門を設置し、関係機関と連携して広報活動を展開する。

災害広報については、「一般災害対策編 第２章 第６節 災害広報」の定めるところによる。

第７節　消防活動

地震によってもたらされる二次被害のうち、最も大きい被害をもたらすものが火災によるものである。地震火災による被害を少なくするため、町は、消防本部及び消防団の全ての能力を活用して消防活動に取り組み、大規模火災時には協定等による広域応援要請を行う。

また、大規模な地震発生時には、消防力を上回る出火件数となることも想定され、この場合には自主防災組織等を中心とした地域住民による初期消火、出火防止等が重要となることから、自主防災組織等の活動体制の整備に努める。

第１　消防本部による消防活動

消防本部は、第一線の消防活動機関であり、地震火災に対し、総力をあげて消防活動に当たるとともに、消防団等を指揮して有効な対策を行い、以下のとおり活動する。

１　災害情報収集活動優先の原則

同時多発火災などの災害状況の迅速な把握と的確な対応のため、消防車等の管内巡回による災害情報の収集を行う。

２　避難場所及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

３　重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

４　消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して行う。

５　市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

６　重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

７　火災現場活動の原則

(1)　出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

(2)　火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

(3)　火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

第２　消防団による活動

消防団は、消防本部と連携をとりながら次のような活動を行う。

１　情報収集活動

管内の災害情報の収集を積極的に行う。

２　出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地周辺の住民に対し、出火防止の広報を行い、出火した場合には住民と協力して初期消火を図る。

３　消火活動

消防隊が到着するまでの間や消防隊が十分でない場合には、率先して消火活動を行う。

４　救助活動

消防本部による活動を補佐し又は自らが積極的に活動し、要救助者の救助救出と負傷者に対して簡易な応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

５　避難誘導

避難指示等がなされた場合には、住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全に避難誘導する。

第３　応援要請

町長又は消防長は、単独での消防活動が困難であると判断したときは隣接相互応援協定を締結している消防機関に応援を要請し、それでも対応できない場合は福島県広域消防相互応援協定による派遣要請を行う。

また、必要に応じて緊急消防援助隊の派遣やヘリコプターを使用する消防活動の応援を要請する。

応援要請の方法については、「一般災害対策編 第２章 第８節 救助・救急」の定めるところによる。

第８節　災害救助法の適用等

災害救助法による救助は、大規模な災害が発生した場合に国の責任において行われ、知事が、法定受託事務としてその救助の実施に当たるものである。
災害救助法の適用基準に該当する場合又は該当する見込みがある場合は、同法、同法施行令、福島県災害救助法施行規則等の定めるところにより、速やかに所定の手続きを行う。

災害救助法の適用等については、「一般災害対策編 第２章 第７節 災害救助法の適用等」の定めるところによる。

第９節　救助・救急

地震発生後には、倒壊家屋の下敷きになるなど救助・救急が必要となる被災者が出ることが予想される。生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、人員、資機材等を優先的に投入して、救助活動を実施する。
町は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら、救助・救急活動を行うが、早期救出が生死を分けることになることから、住民及び自主防災組織は、救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力するとともに、自発的に救助・救急活動を行う。

救助・救急については、「一般災害対策編 第２章 第８節 救助・救急」の定めるところによる。

第 10 節　自衛隊災害派遣

災害発生時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明らかにし、迅速かつ円滑な災害派遣活動を実施する。

自衛隊災害派遣については、「一般災害対策編 第２章 第９節 自衛隊災害派遣」の定めるところによる。

第 11 節　避難

災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関は、相互の連絡調整を密にし、適切な避難誘導を実施する。

また、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「要配慮者」が災害において犠牲になるケースが多くなっているため、こうした状況から、要配慮者への情報伝達、要配慮者の避難誘導、避難場所における生活等については特に配慮する。

避難については、「一般災害対策編 第２章 第10節 避難」の定めるところによる。

第 12 節　避難所の設置・運営

災害のために現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に受入れ、保護するため、災害の状況に応じ、あらかじめ指定した避難所を開設し、適切に運営する。

避難所の設置・運営については、「一般災害対策編 第２章 第11節 避難所の設置・運営」の定めるところによる。

第 13 節　医療（助産）救護

大規模な災害発生時には、広域あるいは局地的に、医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されるため、災害時における救急の初動態勢を確立し、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携のもとに一刻も速い医療（助産）救護活動を実施する。

医療（助産）救護については、「一般災害対策編 第２章 第12節 医療（助産）救護」の定めるところによる。

第 14 節　緊急輸送対策

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。
このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両船舶等が円滑に調達できるようにしておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行う。

緊急輸送対策については、「一般災害対策編 第２章 第13節 緊急輸送対策」の定めるところによる。

第 15 節　災害警備活動及び交通規制措置

大規模災害の発生時においては、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通混乱が予測されるため、関係機関との連携のもとに、住民の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり及び交通秩序の維持等の活動を行う。

災害警備活動及び交通規制措置については、「一般災害対策編 第２章 第14節 災害警備活動及び交通規制措置」の定めるところによる。

第 16 節　防疫及び保健衛生

災害による被災者の病原体への抵抗力及び被災地の衛生環境の低下を防止するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、更に災害によるストレス等に対する精神保健指導を行い、被災者の健康の維持を図る。

防疫及び保健衛生については、「一般災害対策編 第２章 第15節 防疫及び保健衛生」の定めるところによる。

第 17 節　廃棄物処理対策

災害により発生したごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれきの処分等を迅速かつ的確に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、更に被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

廃棄物処理対策については、「一般災害対策編 第２章 第16節 廃棄物処理対策」の定めるところによるが、震災によるがれき処理については、次のとおりとする。

１　がれき処理体制の確保

がれきの処理については、原則として町又はがれきの発生原因となる各施設管理者が処理することになるが、がれきが一時的かつ大量に発生することになるため、国、県、関係市町村及び関係者が協力して、がれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

２　がれき処理対策

(1)　仮置場の確保

大量にがれき等が発生した場合は、仮置場に搬入する必要があるため、町はあらかじめ想定した公有地等を中心に具体的な選定を行う。

なお、仮置場は、大熊西工業団地を想定する。

(2)　分別収集体制の確保

発生したがれき等を効率よく処理、処分するためには、排出時の分別の徹底が必要であるので、その確保策の検討を行う。

(3)　適正処理・リサイクル体制の確保

震災時においても廃棄物の適正処理を確保する必要があるにもかかわらず、大量に発生するがれき等の最終処分はかなり困難となることが想定される。

このため、緊急時の相互扶助や産業廃棄物処理業者の支援のあり方など、産業廃棄物の適正処理・リサイクル体制の確保策を検討しておく。

(4)　広域処分体制の確保

大量のがれき等を処分するためには、町外の最終処分場に処分を依頼することも想定されるため、県と連携のもと、広域処分対策を検討する。

(5)　粉じん等の公害防止策

がれき等の応急処分の過程においては、粉じん、有害物質の発生などが考えられ、生活環境への影響や保健衛生面から問題となる公害（大気汚染）が発生するおそれがあるため、町は、その実態を把握するとともに、公害防止対策を行うよう関係機関に対し、指導する。

第 18 節　救援対策

災害により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、住民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品、飲料水等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難あるいは在宅被災者への供給にも配慮する必要がある。

なお、これらの救援対策の実施に当たっては、第一次的には住民に最も身近な行政主体として、町が当たり、県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものに当たる。

救援対策については、「一般災害対策編 第２章 第17節 救援対策」の定めるところによる。

第 19 節　被災地の応急対策

被災地内の住民の生活やインフラを復旧させるため、宅地内や河川等の障害物を除去するとともに、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業や、社会経済の安定のため、金融機関による応急金融措置を実施する。

被災地の応急対策については、「一般災害対策編 第２章 第18節 被災地の応急対策」の定めるところによる。

第 20 節　応急仮設住宅の供与等

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対して応急仮設住宅を供与することなどにより、一時的な居住の安定を図る。

応急仮設住宅の供与等については、「一般災害対策編 第２章 第19節 応急仮設住宅の供与等」の定めるところによる。

第 21 節　行方不明者等の捜索、遺体の処理等

災害により死亡していると推定される者については、捜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

行方不明者等の捜索、遺体の処理等については、「一般災害対策編 第２章 第20節 行方不明者等の捜索、遺体の処理等」の定めるところによる。

第 22 節　生活関連施設の応急対策

上水道、下水道、電気、ＬＰガス、交通、通信、放送等の生活に密着した施設が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を確立する。

生活関連施設の応急対策については、「一般災害対策編 第２章 第21節 生活関連施設の応急対策」の定めるところによる。

第 23 節　道路、河川管理施設、公共建築物等の応急対策

地震発生時においては、道路・橋りょう施設を災害から防護するとともに、緊急輸送路を最優先に応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、避難及び救助・救援のための交通路を確保する。

また、地震により河川管理施設等の被害を受けた場合は、浸水被害等が拡大する可能性があるため、関係機関と連携のもと、対策を講ずる。

さらに、公共建築物等の管理者は、その機能を確保するため、自主的な災害応急対策活動を行い、被害の軽減を図る。

第１　道路の応急対策

１　町管理道路の応急対策計画

町は、地震により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通安全と施設保安上必要と認められるとき、又は地震災害における交通確保のため必要があると認められるときは、通行禁止及び制限並びにこれに関連した応急対策についての計画を定め、双葉警察署との連携を図りながら、直ちに活動に入る。

(1)　応急対策

ア　町管理道路や関連する道路の被害について、速やかに県に報告するほか、障害物の除去や被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。なお、応急復旧の実施に当たっては、状況に応じて、他の道路管理者、双葉警察署、消防本部及び自衛隊と協力して必要な措置をとる。

イ　上水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに連絡する。

(2)　復旧計画

地震による被害施設の早期復旧を図り、併せて地震災害の再発を防止するための施設の新設、又は改良を行う等、将来の地震に備えた事業を行う。

２　主要農道、主要林道応急対策計画

町は、管理する農道・林道が地震により被災した時、障害物を除去するとともに、緊急度に応じて復旧する。

(1)　応急対策

ア　防災関係機関等への連絡

所管する道路の被害状況等を調査し、その結果を県に速やかに報告する。

イ　交通の確保

所管する道路の障害物の除去及び応急復旧を行い、交通の確保に努める。

特に、農道のうち生活道路及び林道のうち集落との連絡林道については、優先して措置する。

(2)　交通規制

通行が危険な農道については、双葉警察署と協力して必要な交通規制を行い、通行者に対する避難誘導措置を講ずる。

また、通行が危険な林道については、関係機関に通報するとともに、通行禁止等の措置を講ずる。

第２　河川管理施設等の応急対策

１　河川管理施設応急対策

(1)　応急対策

町は、地震による被害を軽減するため、次の活動体制を確保し、水防活動を実施するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努める。

また、町が実施する応急復旧活動について、必要に応じ、県に技術的援助及び調査の要請を行う。

ア　水防上必要な監視、警戒、通信、連絡及び輸送の体制

イ　水門、樋門等に対する遅滞のない操作

ウ　水防に必要な器具、資材及び設備の整備

エ　他市町村との間における相互の協力及び応援体制

(2)　復旧計画

ア　町は、地震による被災箇所について、速やかに復旧計画を立てるとともに、これに基づく従前の効用を回復させる。

イ　町は、被災した箇所を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。この被害状況に基づいて災害復旧事業及び改良復旧事業を計画し、国の災害査定を受けた後、災害復旧事業においては従前の効用を回復し、改良復旧事業においては再度災害の防止と治水安全度の向上を図る。

２　ダム施設応急対策

(1)　基本方針

あらかじめ定めた規模以上の地震が発生した場合には、速やかに必要な箇所について臨時点検を行い、その結果ダムの安全管理上必要があると認めた場合は、応急措置を行い、ダムの安全を確保する。

(2)　応急対策

ダムの管理者は、臨時点検の結果、漏水量、変形等のダムの挙動に異常が生じ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に水位の低下等の応急措置を行う。

町は、ダムの下流域の住民、一時滞在者に周知徹底を図るとともに、必要に応じて避難指示等の措置をとる。

３　砂防施設等応急対策

町は、地震後の点検により被災状況を把握し、土砂災害防止施設の被災やがけ崩れや落石、雪崩等より二次災害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や県と協力し、応急対策に努める。

４　ため池施設応急対策

ため池管理者は、一定規模以上の地震が発生した場合は、ため池の緊急点検を行い、その結果を速やかに町に報告をする。

また、ため池に被害が発生した場合は、直ちに応急措置を行い、ため池の安全を確保し、二次災害を防止するほか、町長の指示のもとに直ちに緊急放流や応急工事等を行い、ため池の安全回復に努める。

第３　公共建築物等の応急対策

１　基本方針

各施設の管理者は、人命安全確保を第一とし、重要な社会公共施設の機能を確保するため、次のとおり、自主的な災害活動を行い、被害の軽減を図る。

なお、社会公共施設は、地震災害後における医療、給食、ボランティア活動等における災害応急対策の拠点としての業務が遂行できるよう、それぞれの施設において、自主的な災害対策活動が実施できることを目標とする。

２　応急対策

重要な社会公共施設の機能及び人命の安全確保を図るため、応急対策を行い、被害の軽減を図る。

また、地震時の出火及びパニック防止に重点をおき、それぞれの施設において自主的な災害活動が実施できるようにするとともに、地震災害後における災害復旧を早急に行う。

(1)　避難対策については、特に綿密な計画を樹立して万全を期する。
(2)　地震時における混乱の防止措置を講ずる。
(3)　緊急時には関係機関へ通報して応急の措置を講ずる。
(4)　避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。

主なダム・ため池

名称	所在地	貯水量	堤高	堤長
坂下ダム	大川原字坂下	2,840,000 ㎥	43.0m	231m
小塚池	野上字姥神	576,000 ㎥	19.0m	122m
万右エ門池	野上字楓沢	257,000 ㎥	20.0m	53m
鈴内池	夫沢字中央台	90,000 ㎥	12.0m	200m
妙見池	小入野字西大和久	84,000 ㎥	8.0m	200m
与吉２池	小入野字東大和久	80,000 ㎥	5.0m	70m

第 24 節　文教対策

災害時において、児童生徒等の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、その所管する業務について、応急対策計画を定め、災害時における応急対策を実施する。

文教対策については、「一般災害対策編 第２章 第22節 文教対策」の定めるところによる。

第 25 節　要配慮者対策

災害発生時において、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想されるため、「一般災害対策編 第２章 第 10 節 避難」のとおり、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において配慮するとともに、災害発生後、速やかな要配慮者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等に努める。

要配慮者対策については、「一般災害対策編 第２章 第23節 要配慮者対策」の定めるところによる。

第 26 節　ボランティアとの連携

町内に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、防災関係機関だけでは、十分に対応することができないことが予想されるため、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図る。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とされる活動領域が変化していくことに留意する。

ボランティアとの連携については、「一般災害対策編 第２章 第24節 ボランティアとの連携」の定めるところによる。

第１節　施設の復旧対策

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図る。この計画の策定に当たっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成する。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努める。

施設の復旧対策については、「一般災害対策編 第３章 第１節 施設の復旧対策」の定めるところによる。

第２節　被災地の生活安定

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努める。

被災地の生活安定については、「一般災害対策編 第３章 第２節 被災地の生活安定」の定めるところによる。

第１節　津波災害対策の概要

甚大な被害をもたらした東北地方太平洋沖地震に伴う大津波の経験を踏まえ、今後福島県沿岸で発生が想定される津波災害から生命、身体及び財産を保護するため、津波災害予防計画、津波災害応急対策及び津波災害復旧･復興に関する事項を定め、もって防災体制の確立を期する。

第１　津波災害対策に関する法律との関係

１　日本海溝･千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災推進に関する特別措置法

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「特別措置法」という。）第３条により、本町は、その推進地域に指定されている。

このため、同法第５条第２項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項及び地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項について、本章を定める。

２　津波防災地域づくりに関する法律

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）は、津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、市町村による推進計画の作成、推進計画区域における所要の措置、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定めるもので、平成23年12月に施行された。

県及び町は、この法律による津波防災地域づくりを推進するとともに、津波災害警戒区域が指定されたときは、町の地域防災計画に必要な事項を定める。

第２　津波被害の想定

県河川計画課では、令和４年８月に、過去に本県沿岸に津波被害をもたらした地震や、将来最大クラスの津波をもたらすと想定される地震を選定し、津波シミュレーションを行い、津波浸水想定区域図を作成している。

これは、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす、「最大クラスの津波」が沿岸に到達した場合の、浸水の区域（浸水域）及び水深（浸水深）を設定したものであり、津波防災地域づくりを実施するための基礎とする。

大熊町の津波浸水想定区域図

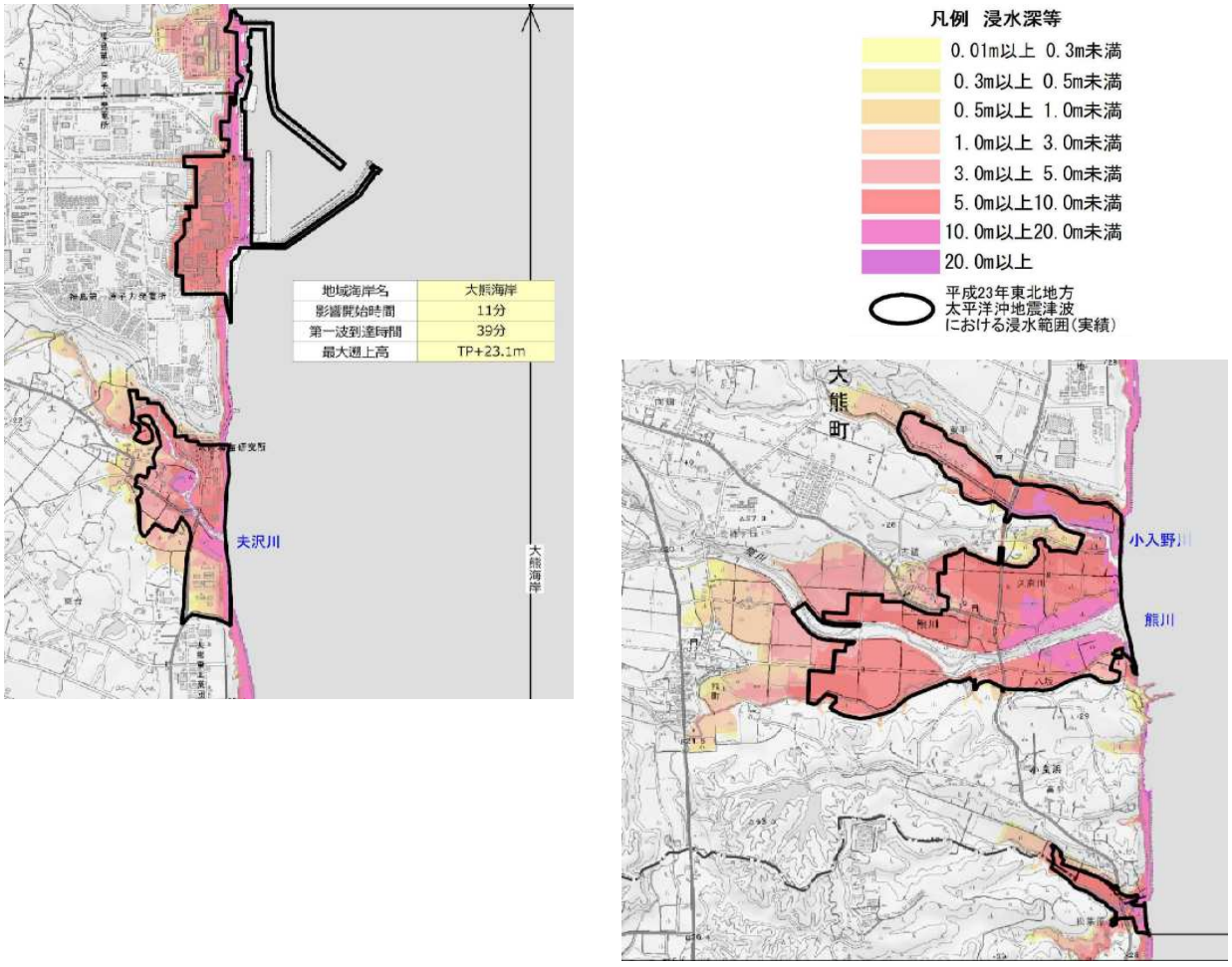

第３　想定する津波災害の規模と防災対策の目的

津波災害については、県では現在のところ、第２に記載した３つの津波を想定しているほか、過去には昭和35年５月のチリ地震津波のような「遠地津波」や平成23年３月の東北地方太平洋沖地震に伴う津波（東日本大震災）といった規模の大きな津波被害が発生している。

本章においては、その中でも、浸水面積等が最も大きな東日本大震災クラスを最大クラスの津波とし、発生頻度や被害の大きさに応じて、２つのタイプの津波に対する特性に応じた津波災害予防対策、津波災害応急対策を講じる。

１　発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（東日本大震災クラス）

何よりも住民等の生命を守ることを最優先とし、防災意識の向上や情報伝達体制の強化、避難路・避難場所の設定などによる住民の避難を中心に、海岸保全施設等の整備や浸水想定を踏まえた土地利用の制限なども柔軟に組み合わせた「多重防御」による総合的な対策を講じる。

２　最大クラスに比べ発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波

住民の人命及び財産の保護、地域経済の安定化や効率的な生産体制の確保などの観点から、住民の避難による安全確保を前提としながら、津波から地域をできるだけ防御するために海岸保全施設等の整備などを重点とした対策を講じる。

第２節　津波災害予防計画

町、県及び防災関係機関が行う津波災害予防対策については、本節内で定めるもののほか、「第２章　災害予防計画」の各節に定めるところにより実施する。

第１　津波防災知識の普及、防災訓練

１　住民に対する津波防災教育

町は、県と連携し、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本になることを踏まえ、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、津波防災知識の普及に努める。

２　津波防災訓練の実施

(1)　町、県及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、大規模な地震及び津波を想定した防災訓練（津波防災訓練）を相互に連携して実施する。

(2)　津波防災訓練は、年１回以上実施するよう努めるものとし、冬期等避難行動に支障をきたす場合を想定するなど、様々な条件を考慮した訓練を行うよう配慮する。

(3)　津波防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な避難のための災害応急対策を中心とする。

(4)　津波防災訓練は、町、防災関係機関及び居住者等の参加を得て行う実働型の防災訓練のほか、町、防災関係機関と連携した次のような個別訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行う。

ア　動員訓練及び本部運営訓練

イ　地震情報･津波警報等の情報収集、伝達訓練

ウ　災害警備及び交通規制訓練

第２　住民等への情報伝達手段の整備

津波は、地震発生後極めて短時間に沿岸に到達するおそれがあるので、津波警報等が発表された場合や避難指示等を発令する場合、あらゆる伝達手段を用いて一刻も早く沿岸部の住民や観光客等に伝達するための手段を整備する必要がある。

町は、津波警報等や避難指示等の情報を住民等に提供するため、沿岸地域の同報系防災行政無線の整備や、インターネット、コミュニティＦＭ等の活用など、その他の多様な通信連絡網の整備充実に努める。

第３　津波避難施設等の整備

１　津波監視体制の整備

町は、次により津波監視体制の整備を図る。

(1)　津波監視の方法

町は、津波監視を行う際は、監視カメラ等の遠隔監視設備による無人監視体制の整備に努めるものとし、やむを得ず有人監視を行う場合は、最大クラスの津波であっても安全を確保できる高台や堅牢な建物等において実施し、監視者の安全確保を図る。

(2)　津波監視担当者の選任

町は、有人監視を行う場合は、地震発生後等に速やかに津波監視を開始できる者を津波監視担当者として、あらかじめ選任する。

(3)　津波監視場所の情報伝達手段の確保

町は、有人監視を行う場合は、津波監視場所の情報伝達手段として、地震や停電等の災害時にも使用可能な無線通信施設等の整備を図る。

２　指定緊急避難場所の整備

(1)　指定緊急避難場所の指定

町は、津波浸水想定等により津波の危険が予想される地域について、地形、標高等の地域特性や収容人数等を十分に配慮した、津波を対象とする指定緊急避難場所をあらかじめ指定する。なお、津波を対象とする指定緊急避難場所を指定するまでの間は、東北地方太平洋沖地震での浸水範囲外への避難を促すものとする。

(2)　指定緊急避難場所の要件

指定緊急避難場所は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合に、居住者、滞在者等（居住者等）に開放されるものであり、階段その他通路に避難上の支障が生じないものであること。

また、津波が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内に設定するものであるが、公共施設や民間ビル等の建物の屋上等を指定する場合は、津波による水圧、波力震動、衝撃等によって損壊等を生じない構造のものであり、かつ建築基準法上の耐震基準に適合するものとする。

(3)　指定緊急避難場所の周知

町は、印刷物の配布やインターネット等により、指定緊急避難場所を居住者等に周知するとともに、標識看板等を設置する。

なお、住民だけでなく、現地の地理に不案内な観光客や海浜利用者等に対しても周知できるよう、海浜地への立看板の設置、パンフレットやチラシの配布、指定緊急避難場所及び津波避難ビルを示す標識を設置する等の広報を行う。

また、駅などにも、避難対象地域の掲示、指定緊急避難場所及び避難路の誘導表示などを行うことにより、外来者に対し周知を図る。

３　避難路の選定

町は、津波が発生した場合に避難が必要な地域から指定緊急避難場所までの避難路を選定し、各道路管理者とともに避難路の整備に努める。

(1)　避難路は、おおむね８ｍ以上の幅員があることとするが、地域の実情に応じて選定する。

(2)　避難路は相互に交差しないこと。
(3)　避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないこと。
(4)　避難路の選定については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を考慮する。
(5)　避難路には、指定緊急避難場所までの誘導標識の整備を行う。

４ 緊急輸送路等の整備

国（東北地方整備局）、県（道路総室）、町及び緊急輸送路等の管理者は、それぞれの計画に基づき、避難者や支援物資等の緊急輸送を確保するために必要な輸送路の整備を行う。

第４　住民等の避難計画

１　津波ハザードマップの作成及び災害危険区域等の指定

(1)　津波ハザードマップの作成

町は、東日本大震災の津波浸水区域及び県が提供する浸水想定区域図等を踏まえ、津波が発生した場合に避難が必要な地域（避難対象地域）や、指定緊急避難場所、避難路等を明示した津波ハザードマップを作成し、公表するとともに、立て看板や避難訓練等を通じて、周知徹底を図る。

(2)　津波災害危険区域の指定

町は、建築基準法第39条第１項の規定に基づき、条例で津波の危険が著しい区域を災害危険区域として指定することができる。この場合、災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、条例で定める。

(3)　津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定

県は、津波防災地域づくり法第53条の規定に基づき、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定することができる。

また、同法第72条の規定に基づき、津波災害警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定することができる。

２　津波避難計画の策定

(1)　町の措置

ア　津波避難計画の作成

町は、津波発生時における迅速かつ円滑な避難を実施するため、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

イ　津波避難計画に定める内容

津波避難計画には、以下の事項について定める。

(ｱ)　津波浸水想定区域図
(ｲ)　避難対象地域
(ｳ)　避難困難地域
(ｴ)　緊急避難場所等、避難路等
(ｵ)　初動体制
(ｶ)　避難誘導等に従事する者の安全確保
(ｷ)　津波情報の収集、伝達
(ｸ)　避難指示の発令
(ｹ)　津波対策の教育･啓発
(ｺ)　避難訓練
(ｻ)　その他の留意点

(2)　県の支援

県は、町に対し、より実効性のある避難計画を作成できるよう、総務省消防庁が作成した「市町村における津波避難計画策定指針」及び「地域ごとの津波避難計画策定マニュアル」をもとに、「福島県沿岸市町津波避難計画策定の手引き」を作成するなど、町の津波避難計画の策定を支援する。

(3)　避難行動要支援者の避難対策

避難行動要支援者の避難については、「一般災害対策編 第１章 第13節 要配慮者予防対策」に定めるところにより、避難行動要支援者名簿の情報をあらかじめ自主防災組織、消防団及び近隣者等の避難支援者に提供することにより、対象者の把握や避難の連絡方法、避難補助の方法等を確認しておく。

また、避難行動要支援者が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

第５　津波に強いまちづくり

１　海岸保全施設の整備

県は、津波や高潮、波浪、海岸浸食などによる災害から海岸を防護し、国土を保全するため、海岸堤防などの海岸保全施設の整備を図る。

２　防災緑地の整備

町は、最大クラスの津波に対しては、津波を減衰し浸水被害範囲を軽減して避難時間を確保

することや、津波による漂流物を捕捉し漂流物の衝突による被害を軽減するために防災緑地の整備を図る。

防災緑地は、津波シミュレーションや背後地の土地利用状況などを総合的に考慮して高さ、幅などを設定する。

また、整備した防災緑地の適切な維持管理を行う。

３　市街地の再整備

町及び県は、最大クラスの津波が到達した地域又は到達するおそれのある地域においては、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業などによる高台移転、宅地の嵩上げにより再度災害の防止を図る。

４　施設の安全性の確保

(1)　町、県、国、各施設管理者は、津波による被害のおそれのある地域において、構造物、施設等を整備する場合、耐震化の推進を図るなど津波に対する安全性に配慮する。

(2)　河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずる。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。

(3)　河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、必要に応じ次の事項について別に定める。

ア　防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画

イ　防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

ウ　水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

なお、積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすことなく、確実に作動するよう配慮する

５　その他町が定める事項

町は、必要に応じ次の事項について別に定める。

(1)　津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画

(2)　サイレン、広報車等の整備の方針及び計画

(3)　海岸線の防災行政無線通信施設(同報系)等の整備の方針及び計画

第３節　津波災害応急対策

町、県及び防災関係機関が行う津波災害応急対策については、本節内で定めるもののほか、「第３章 災害応急対策」の各節に定めるところにより実施する。

第１　津波警報等の伝達

１　津波警報等の発表

(1)　津波警報等の種類と内容

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約３分を目標に津波警報等を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は５段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード８を超えるような巨大地震に対しては、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合に取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで３ｍを超える場合。	10m超 (10m＜予想される津波の最大波の高さ)	巨　大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに 巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m （5m＜予想される津波の最大波の高さ≦ 10m)		
		5m （3m＜予想される津波の最大波の高さ≦5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合。	3m （1m＜予想される津波の最大波の高さ≦3m)	高　い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで 0.2m以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≦予想される津波の最大波の高さ≦1m)	表記しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、又、養殖いかだが流出し、小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

(2)　津波警報等標識

津波注意報、津波警報及び大津波警報を鐘音又はサイレンによって伝達する場合は、次の方法による。（気象庁告示第３号－予報警報標識規則）

標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波注意報標識	（３点と２点との斑打） ● － ● － ●　● － ●	（約10秒） （約２秒）
津波警報標識	（２点） ● － ●　● － ●　● － ●	（約５秒） （約６秒）
大津波警報（特別警報）標識	（連点） ● － ● － ● － ●	（約３秒） （約２秒）（短声連点）
津波注意報及び津波警報解除標識	（１点２個と２点の斑打） ●　●　● － ●	（約10秒）　（約１分） （約３秒）

津波注意報、津波警報及び大津波警報を旗によって伝達する場合は、次の方法による。
（気象庁告示第５号－予報警報標識規則 令和２年６月 24 日一部改正）

標識の種類	標識
津波注意報標識 津波警報標識 大津波警報標識	赤　白 白　赤

（注）旗は方形とし、その大きさは適宜とする。

(3)　津波予報区

津波予報区分は、次のとおりである。

（気象庁ホームページより転載）

(4)　津波に関する予報及び情報

ア　津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準とその内容

発表基準	内容
津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
０．２m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも０．２m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要が無い旨を発表
津波警報等解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

イ　津波情報

津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻の高さ、及び沖合の観測値から推測される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

２　津波警報等の伝達受理

津波は、地震発生後極めて短時間に沿岸に到達するおそれがあるので、津波警報等が発表された場合、防災関係機関は、津波警報等伝達系統図により、可能な限り迅速、的確に伝達する。

また、津波に関する情報の伝達は、津波警報等の伝達に準じて行う。

(1)　福島地方気象台

福島県を対象区域とする津波警報等又は「津波に関する情報」を受理したときは、津波警報等伝達系統図により速やかに、防災情報提供システムにより伝達する。

別図　津波警報等伝達系統図（大熊町関係部分）

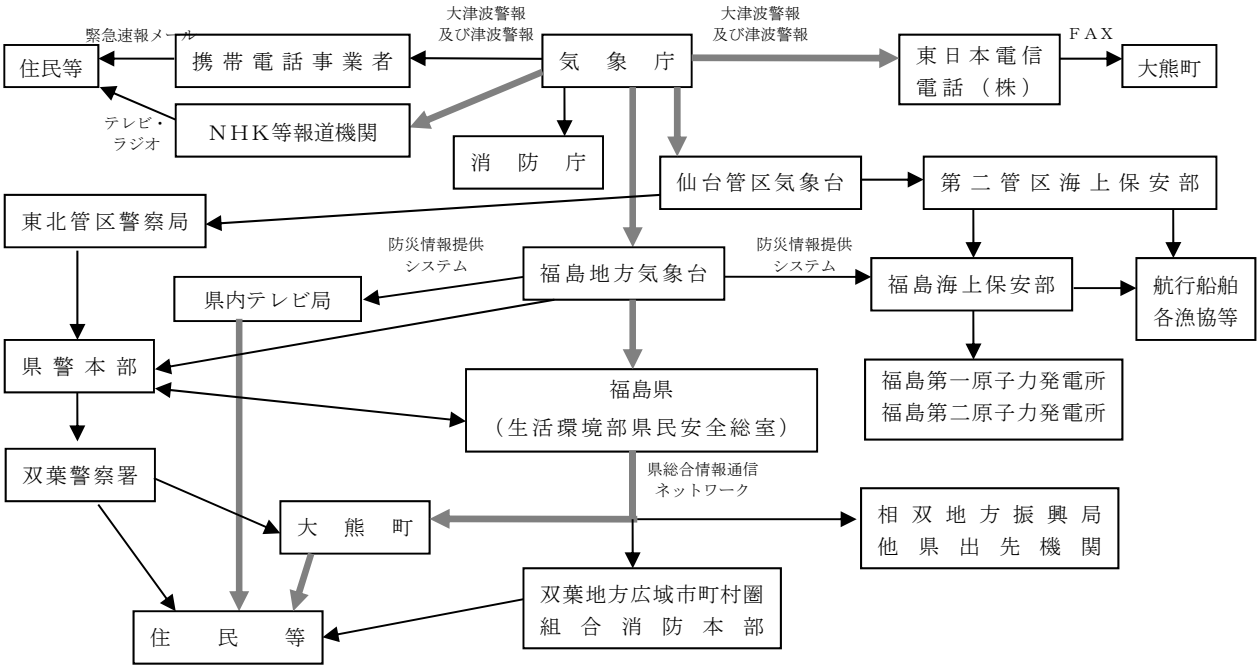

━の経路は、特別警報発表時に伝達、通知または周知の措置が義務づけられている。

(2)　県

ア　福島地方気象台から通報される情報は、危機管理総室が受理し、県総合情報通信ネットワークにより直ちに市町、消防機関、県出先機関に伝達する。

イ　津波警報等の情報を受けたときは、直ちに市町に通知する。

(3)　町

ア　町は勤務時間外においても、県総合情報通信ネットワーク等により伝達される情報が、担当部課長へ迅速・確実に伝達されるよう、連絡体制を定めておく。

イ　情報の伝達を受けたときは、関係部課に周知徹底できるよう予め情報の内部伝達組織を整備しておくとともに、防災行政無線等により、速やかに住民その他関係のある団体に周知徹底させる。なお、住民等に情報を伝達する場合は、地理的条件を踏まえつつ、住民等が具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。

また、定められた伝達ルート以外で津波警報等を覚知したときも直ちに住民に伝達できるようにあらかじめ体制を整えておくことが重要である。

ウ　津波警報等の情報を受けたときは、直ちに公衆や官公署に周知の措置をとる。

エ　津波警報等及び情報の受理後は、ラジオ、テレビの報道に特に注意をするとともに、的確な情報の把握に努める。

３　避難指示の発令

(1)　津波監視

町は、津波注意報が発表されたときは、消防機関と協力をして、直ちに津波監視を行う。津波監視を行う場合は、監視に従事する者の安全確保に十分な配慮を行う。

また、大津波警報及び津波警報が発表された場合は、津波監視よりも、海浜にある者や沿岸住民への津波警報等の広報、伝達並びに避難指示の発令を最優先に行う。

(2)　津波の自衛措置

近海で地震が発生した場合、津波警報等の発表以前であっても、津波が来襲するおそれがあるため、強い揺れ（概ね震度４程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、町は、消防機関、消防団、水防団、警察官及び自主防災組織等と協力し、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで高台等安全な場所に避難するよう指示する。

(3)　避難の指示等

町は、津波災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、地域住民等に対して避難指示等を行う。どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。

津波に関する避難指示を判断する情報としては大津波警報、津波警報、津波注意報がある。

ア　津波監視により異常を認めた場合は、避難対象地域にある者に対し、速やかに避難指示を発令する。

イ　津波注意報が発表された場合は、海浜にある者に対し、直ちに海浜から退避するよう避難指示を発令する。

ウ　大津波警報及び津波警報が発表された場合は、避難対象地域及び周辺の沿岸沿いにある

者に対し、直ちに避難指示を発令し、その周知徹底を図る。

特に、大津波警報が発表されたときは、避難対象地域を越えて津波被害が発生するおそれがあるため、避難対象地域周辺の地域に対しても避難指示を発令する。

また、海岸部に近い社会福祉施設や要支援者に避難指示を発令する場合は、自主防災組織等の付近住民や当該施設管理者と連携を図りながら避難誘導を行う。

エ　通信機材の支障や停電等により津波警報等が確認できない場合でも、地震の規模や状況から津波発生の恐れがあると判断した場合は、住民に対し、避難指示を発令し、その周知徹底を図る。

オ　津波の河川遡上のおそれがあるときは、水門の操作管理者等とともに水門の操作を行い、また、付近住民の避難指示を発令する。

(4)　避難指示の判断基準

避難指示の判断基準は、以下の通りである。今後、国のガイドラインの随時改定を受け、定量的かつわかりやすい指標を用いることを基本に、随時改訂していく。

大熊町津波災害に関する避難指示の判断基準

ア　大津波警報が発表された場合
【避難の対象区域】
夫沢地区、小入野地区、熊川地区、小良浜地区

イ　津波警報が発表された場合
【避難の対象区域】
夫沢地区、小入野地区、熊川地区、小良浜地区

ウ　津波注意報が発表された場合
【避難の対象区域】
熊川海岸、夫沢海岸
（漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする）

エ　「遠地地震に関する情報」が発表された場合
気象庁が「遠地地震に関する情報」の中で、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を発表した場合
【避難の対象区域】
夫沢地区、小入野地区、熊川地区、小良浜地区

(5)　県への報告

町が避難指示を実施した場合には、直ちに県に報告する。

(6)　県による避難指示

地震や津波により、町が被災しその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、県が避難の指示を行う。

４　住民等への伝達

(1)　町の措置

町は、津波警報等や避難指示の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、広報車、津波フラッグ、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス、携帯電話への緊急速報メール、テレビ、ラジオ及びコミュニティＦＭ等を活用し、あらゆる手段を用いて住民等へ伝達するよう努める。

津波警報等が発表された場合は、直ちに住民等に伝達する。

また、伝達に当たっては、消防機関、消防団、水防団、警察官及び自主防災組織等の協力を得て行う。

(2)　警察官の措置

警察官は、津波警報等が発表された場合又は津波のおそれがある場合において、町長が避難の指示をすることができないと認めるとき、町長から要求があったとき又は危険が切迫していると警察官自ら認めるときは、沿岸住民、海浜利用者等に対して避難の指示を行う。

警察官は、避難の指示をしたときは、直ちにその旨を町長に通知を行う。

(3)　海上保安官の措置

海上保安官は、津波警報等が発表された場合又は津波のおそれがある場合は、巡視船艇、航空機を巡回させ、磯釣り客、港湾工事関係者、海浜利用者等に対して避難の指示を行う。

海上保安官は、避難の指示をしたときは、直ちにその旨を町長に通知を行う。

(4)　県の措置

県は、大津波警報及び津波警報が発表された場合は、緊急速報メールやソーシャルネットワークサービスを利用して住民等に周知するとともに、放送事業者への情報提供により町が行う避難指示の伝達を援助する。

第２　住民等の避難誘導

町は、消防職員、消防団員、警察官、町職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、避難の広報や避難誘導、避難行動要支援者の避難支援等を行う。

町や防災関係機関は、避難誘導や防災対応にあたる者の二次災害を防止し、安全を確保するため、ライフジャケットの着用や無線等通信手段の携行に努めるとともに、避難誘導活動に係るガイドラインを作成する。

特に、避難広報は安全を確保できる高台で行うことや、水門閉鎖や避難誘導の業務は津波到達予想時刻前に終了し安全な場所に退避すること、避難誘導や防災対応にあたる者の待避とともに住民の避難が完了していることが必要であること等について、事前に住民等に周知する。

また、大津波が発生した場合には、河川の遡上による被害が発生することもあるので、河川沿いに避難することの危険性についても周知を図る。

第３　北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達

１　県及び関係機関相互間の伝達

気象庁において一定精度のＭｗ（モーメントマグニチュード）を推定し、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発信条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開催され、当該情報は報道機関のテレビ報道等により周知される。

その他、気象庁から防災情報提供システムのメール配信等により県（危機管理総室）及び市町村へ北海道・三陸沖後発地震注意情報を伝達する。

２　地域住民等に対する伝達

本町は、北海道・三陸沖後発地震注意情報の情報発信に伴い防災対応をとるべき地域に該当する。北海道・三陸沖後発地震注意情報が発出された際は、防災行政無線や緊急速報メール、ＦＡＸ、防災アプリ等で後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等を地域住民や企業等に伝達する。

第４編　事故対策編

この計画は、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、その拡大を防止し、被害の軽減を図るため、町が実施する予防対策及び防災関係機関が連携して実施する応急、復旧対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めるところによる。

第１節　航空災害予防対策

第１　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

１　防災情報通信網等の整備

町は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

２　応援協力体制の整備

(1)　航空運送事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び関係事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努める。

(2)　町、県及び防災関係機関は、航空災害が隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図る。

(3)　町、県、防災関係機関及び関係事業者は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟する。

３　捜索、救助・救急及び医療（助産）救護

町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、その被害の軽減を図るため、必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ県、消防本部及び医療機関との連絡体制の整備を図るなど相互の連携強化に努める。

４　消防力の強化

町は、消防本部と連携のもと、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。

また、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

５　防災訓練の実施

町は、大規模災害を想定し、消火、救助・救急等についての、より実践的な防災訓練を実施する。

第２　要配慮者対策

町は、航空災害等の大規模災害について、要配慮者に十分配慮した支援体制の整備に努める。

第２節　航空災害応急対策

第１　災害情報の収集・伝達

町及び防災関係機関は、航空災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「別図　航空災害情報伝達系統」に基づき、関係機関に対して災害情報の収集・伝達を行う。町から県（危機管理総室）への航空災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－２ 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告系統―６　航空災害」による。

第２　活動体制の確立

１　活動体制

防災関係機関は、それぞれの計画の定めるところにより、活動体制を確立する。

町は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集・伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施する。

２　相互応援協力

(1)　町は、航空災害の規模が大きく、本町限りでは十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求める。

(2)　消防本部は、航空災害の規模が本町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町との調整の上、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し、応援を要請する。

(3)　県は、大規模な航空災害が発生し、町から応援要請があり、必要があると認められるときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対してヘリコプターによる消火活動の応援要請等を行う。

３　自衛隊の災害派遣

県は、航空災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止するために町から要請があり、かつ必要と認める場合は、自衛隊に災害派遣を要請する。

また、国の空港事務所長等法令で定める者は、航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、自衛隊の派遣要請の必要があれば、直ちに要請する。

第３　捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

１　捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

(1)　県警察本部（双葉警察署）は、消防本部等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行う。

また、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が生じた場合には、福島海上保安部と連携し、航空機、船舶等により迅速な捜索活動及び救出救助活動を行う。

(2)　町は、消防本部、県警察本部（双葉警察署）、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

(3)　消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
(4)　福島海上保安部は、船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇、航空機等により、捜索救助を行う。

２　消火活動

(1)　消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
(2)　県は、町長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施する。
(3)　本町からの要請又は相互応援協定に基づき、他市町村に、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施を求める。

第４　交通規制措置

県警察本部（双葉警察署）は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な措置を講ずる。

第５　災害広報

町、県、防災関係機関及び航空運送事業者は、相互に協力して、航空災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し、適切に広報するなどの必要な措置を講ずる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

別図　航空災害情報伝達系統

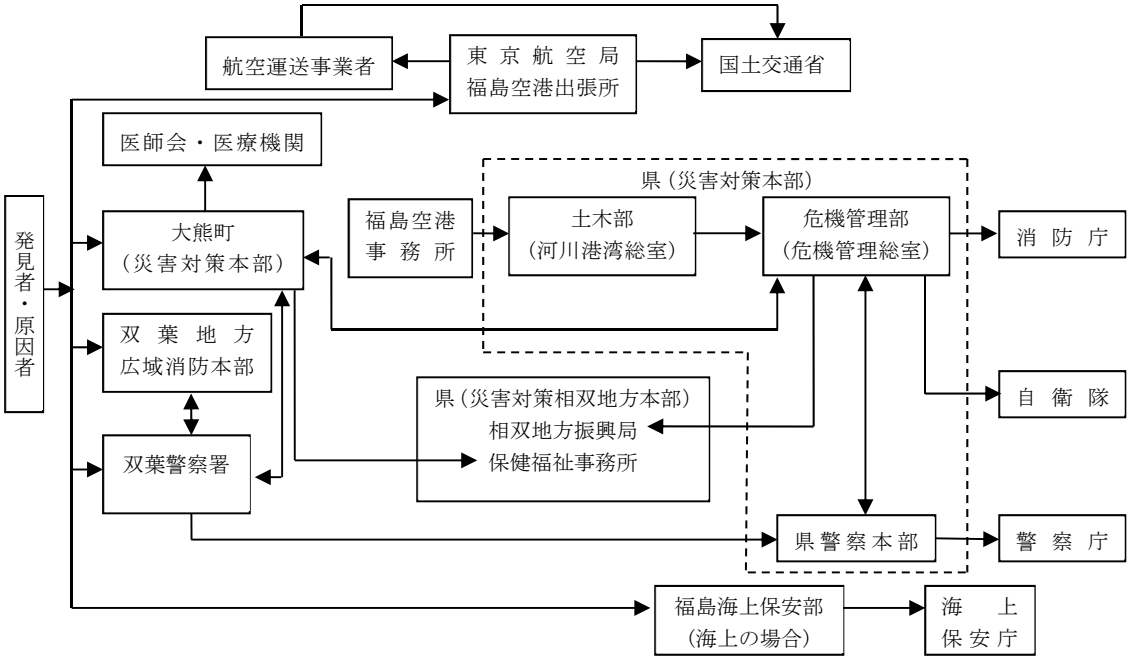

※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行う。

この計画は、海上における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶や陸上施設、海上施設からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災等の発生といった海上災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めるところによる。

第１節　海上災害予防対策

第１　海上交通の安全の確保

１　海上交通の安全のための情報の充実

福島海上保安部は、海図、水路書誌等水路図誌の整備を図るとともに、水路通報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図る。

東北運輸局は重大な事故の情報、過去の行政処分歴等を公表する。また、安全情報の拡充、旅客船事業者の安全性評価・認定制度等により、旅客船事業者に係る更なる安全情報の充実を図る。

２　船舶の安全な運航の確保

(1)　福島海上保安部のとるべき措置

船舶に対し、船舶安全法、港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等船舶の安全及び海上災害の予防に関する法令の遵守について指導監督する。

(2)　東北運輸局のとるべき措置

ア　事業許可時の安全性に関する審査や悪質な事業者に対しての厳格な行政処分の実施、旅客不定期航路事業許可の更新制の導入などにより、旅客船事業の安全性の向上を図る。

イ　船員教育体制の一層の整備充実などにより、船員の資質を確保し、航行の安全を図るとともに、事業用操縦免許については講習課程の拡充及び乗船履歴に応じた航行区域の限定を取り入れるなど、小型旅客船に乗り組む船員の資質の向上を図る。

ウ　海上人命安全条約（ＳＯＬＡＳ条約）等の国際基準に適合していない外国船舶の排除のため、寄港国による外国船舶の監督（ポートステートコントロール）の実施を積極的に推進するとともに、ＰＳＣの実施体制のさらなる強化、整備を進める。

エ　船舶の堪航性及び人命の安全を確保するため、技術の進展や事故の傾向等を踏まえ、船舶の構造、設備等の安全基準の整備、見直しを随時行うほか、船舶検査を実施し、基準不適合船舶の排除を行う。また、改良型救命いかだ等の積付け、遭難時に位置等を発信できる装置の積付けの義務化、船体の水密化の強化等により、小型旅客船等の安全性の向上を図るほか、小型船舶検査機構による検査業務の改善が図られるよう適切に指導・監督する。

第２　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

１　防災情報通信網等の整備

(1)　海上運送事業者をはじめとする民間事業者(以下、この章において「関係事業者」という。)は、海上災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧のための体制を整備する。

(2)　東北運輸局は、確実に連絡をとることが可能な無線設備の積付けの義務化を行うとともに、当該設備の早期導入を支援する。

(3)　県は、福島県総合情報通信ネットワークを利用した迅速かつ的確な情報の収集伝達及び衛星通信を利用した携帯電話の導入等により不感地帯に対応した通信機器の整備、充実に努める。また、災害の応急対策等を支援するため、地形・地盤特性、人口、建築物、防災施設等の防災関連情報を、コンピュータ上のデジタル地図と関連づけて管理する地理情報システム（ＧＩＳ）の整備に努める。

(4)　町は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

２　応援協力体制の整備

町は、隣接市町村、広域市町村圏との応援協定締結促進により応援協力体制の整備を図るとともに、応援協定に基づき迅速な対応ができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。

また、防災訓練等を通じ、その内容を習熟する。

３　救助・救急及び医療（助産）救護

町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、その被害の軽減を図るため、必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ県、消防機関及び医療機関との連絡体制の整備を図るなど相互の連携強化に努める。

４　消防力の強化

町は、沿岸部での消火活動、救助活動を効率的に行うため、必要に応じた資機材の整備に努めるとともに、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

５　福島県沿岸排出油等防除協議会

海上災害等の派生予防のため、防除協議会など各種協議会等の機関の運営に協力し、災害時に関係機関が連携して対応できるよう努める。

６　危険物等の大量流出時における防除活動

化学消火薬剤等消火機材、オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等の流出油防除用資機材の整備に努める。

７　防災訓練の実施

関係機関、関係事業者等と相互に連携し、流出油防除、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

第３　要配慮者予防対策

町は、海上災害等の大規模災害について、要配慮者に十分配慮した支援体制の整備に努める。

第２節　海上災害応急対策

第１　災害情報の収集・伝達

災害情報の収集伝達について、第２編 第２章 第３節「災害情報等の収集伝達」により実施する。町から県（危機管理総室）への海上災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－２ 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告系統－７ 海上災害」による。

第２　活動体制の確立

１　活動体制

(1)　町の活動体制

発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集・伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、状況に応じた県消防防災ヘリコプターの応援要請等を実施する。

(2)　関係事業者の活動体制

関係事業者は、発災後速やかに初期消火、延焼防止活動、流出防止等災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるとともに、福島海上保安部、警察本部、消防機関等に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について連絡し、緊密な連携の確保に努める。

(3)　福島海上保安部の活動体制

福島海上保安部は、災害の状況に応じて速やかに、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。

２　相互応援協力

(1)　町は、海上災害の規模が大きく、本町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求める。また、福島海上保安部、県等関係機関と連携を密にし、必要に応じ関係機関に支援を要請する。

(2)　消防本部は、海上災害の規模が本町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町との調整の上、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し、応援を要請する。

(3)　県は、大規模な海上災害が発生し、町から応援要請があり、必要があると認められるときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対してヘリコプターによる消火活動の応援要請等を行う。また、海上災害の防除活動により備蓄資機材が不足するときは、隣接県等に対し、協力要請を行う。

３　自衛隊の災害派遣

流出油が陸上に漂着又はそのおそれがある場合に、人命救助及び被害の拡大を防止するために必要がある場合は、知事に自衛隊の派遣要請をする。

第３　捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

１　捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

(1)　県警察本部（双葉警察署）は、消防本部等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行

う。

また、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が生じた場合には、福島海上保安部と連携し、航空機、船舶等により迅速な捜索活動及び救出救助活動を行う。

(2)　町は、消防本部、県警察本部（双葉警察署）、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

(3)　消防本部は、保有する資機材を活用し、町、県警察本部（双葉警察署）、福島海上保安部等と連携し、救助・救急活動を行う。

(4)　福島海上保安部は、船舶の遭難、人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇、航空機等により、捜索活動を行う。

(5)　日本赤十字社福島県支部は、関係機関と連絡をとり、負傷者の救護を行う。

２　消火活動

(1)　消防本部、関係事業者等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

(2)　福島海上保安部又は消防機関は、船舶の火災を知った場合、相互に直ちにその旨を通報する。

(3)　消防機関は、船舶火災が発生した場合、「海上保安庁の機関と消防機関の業務協定の締結に関する覚書（昭和43年３月29日）」に基づき、福島海上保安部と密接に連携して消火活動を行う。

(4)　県は、町長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施する。

(5)　本町からの要請又は相互応援協定に基づき、他市町村に、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施を求める。

(6)　福島海上保安部

ア　船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇等によりその消火を行う。また、必要に応じて消防機関等関係機関に対し、応援を要請する。

イ　危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止に努めるとともに、航泊船舶を移動させる等の措置を行う。

第４　危険物等の大量流出に対する応急対策

１　町のとるべき措置

(1)　防除活動への協力等

必要に応じ防除活動に協力するとともに、備蓄資機材を関係機関に提供する。

(2)　沿岸地先海面の監視

流出油等の漂流及び流出油火災が沿岸に及ぶおそれのある地先海面の巡回監視を行う。

(3)　福島県沿岸排出油等防除協議会への参画

協議会に総合調整本部が設置されたときは、職員を総合調整本部に派遣し、防除活動の調整に参画する。

(4)　漂着油等の応急措置

漂着油等により海岸が著しく汚染されるおそれがある場合は、必要に応じて漂着油の除去

作業等応急の措置を行う。

２　消防本部のとるべき措置

(1)　沿岸地先海面の警戒

流出油等の被害及び流出油火災が沿岸におよぶおそれのある地先海面の警戒に当たる。

(2)　防除協議会への参画

防除協議会に総合調整本部が設置されたときは、職員を総合調整本部に派遣し、防除活動の調整に参画する。

(3)　その他の応急措置

沿岸市長及び町長の指示又は要請に基づき応急措置を行う。

３　福島海上保安部のとるべき措置

海上に大量の排出油等が流出したときは、次の措置を講ずる。

なお、防除活動にあたっては、排出油等の拡散及び性状の変化の状況の的確な把握に努め、初動段階において、有効な防除勢力の先制集中を図り、迅速かつ効率的に排出油等の拡散防止、回収及び処理が行えるよう留意する。

(1)　巡視船艇及び航空機等により排出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、原因者に対し防除作業について必要な指導を行う。

(2)　緊急に防除措置を講ずる必要があると認められるときは、指定海上防災機関に防除措置を講ずべきことを指示し、又は巡視船艇等により応急の防除措置を行う。

(3)　前記(1)、(2)の措置を講じた上で、さらに排出油等が沿岸に漂着又はそのおそれがあるときは、自ら防除を行う等被害を最小限にくい止める措置を講ずるとともに、防災協議会に総合調整本部を設置し、排出油等の状況把握及び災害状況の調査、情報収集を行い、原因者、指定海上防災機関等を含め対策について協議調整を行う。

４　原因者等のとるべき措置

排出油等の拡散防止、除去等の防除措置を速やかに講ずるとともに、回収された油等廃棄物の処理を速やかに行うものとする。また、緊急に防除措置を講ずる場合においては、必要に応じ指定海上防災機関に委託するものとする。

５　海洋石油鉱山の鉱業権者のとるべき措置

速やかに事故拡大防止措置を行うとともに、原油、天然ガス等の流出、拡散防除活動を行うものとする。

また、関東東北産業保安監督部東北支部、福島海上保安部等関係機関と連携を密にし、必要に応じ、関係機関等に支援を要請するものとする。

６　関係団体等のとるべき措置

(1) 排出油等の防除

福島県漁業協同組合連合会等の防災協議会会員は職員を総合調整本部に派遣し、防除活動の調整に参画する。

(2) 防除活動への協力

オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等の排出油防除用資機材及び化学消火薬剤等の消火

機材を保有する関係事業者、関係団体は、原因者等から協力要請があった場合は、協力するよう努める。

(3) 指定海上防災機関

海上災害の発生及び拡大の防止のための措置を実施する指定海上防災機関は、福島海上保安部より指示を受けた場合又は原因者より委託を受けた場合、排出油の防除措置を速やかに実施する。

第５　災害広報

関係機関と相互に協力して、流出油等が漂着又は漂着するおそれのある沿岸住民に対し、流出油等海上災害の状況、安否情報、交通規制、火気使用の制限又は火気使用の禁止等危険防止措置等の正確かつきめ細かな情報を適切に広報する。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

第６　二次災害の防止（福島海上保安部）

１　海難船舶又は漂流物、沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者に対し、これらの除去等船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるよう指導を行う。

２　船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

別図　海上災害情報伝達系統

Ⅰ　災害の初期情報体系

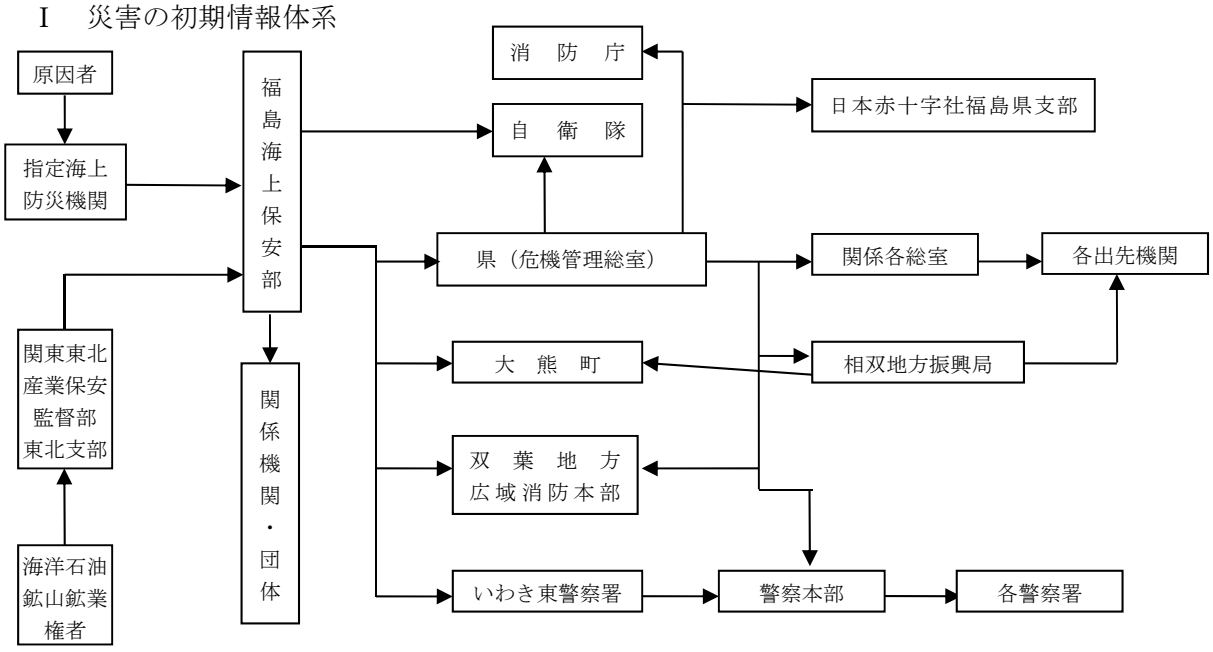

Ⅱ　災害対策本部設置後の体系

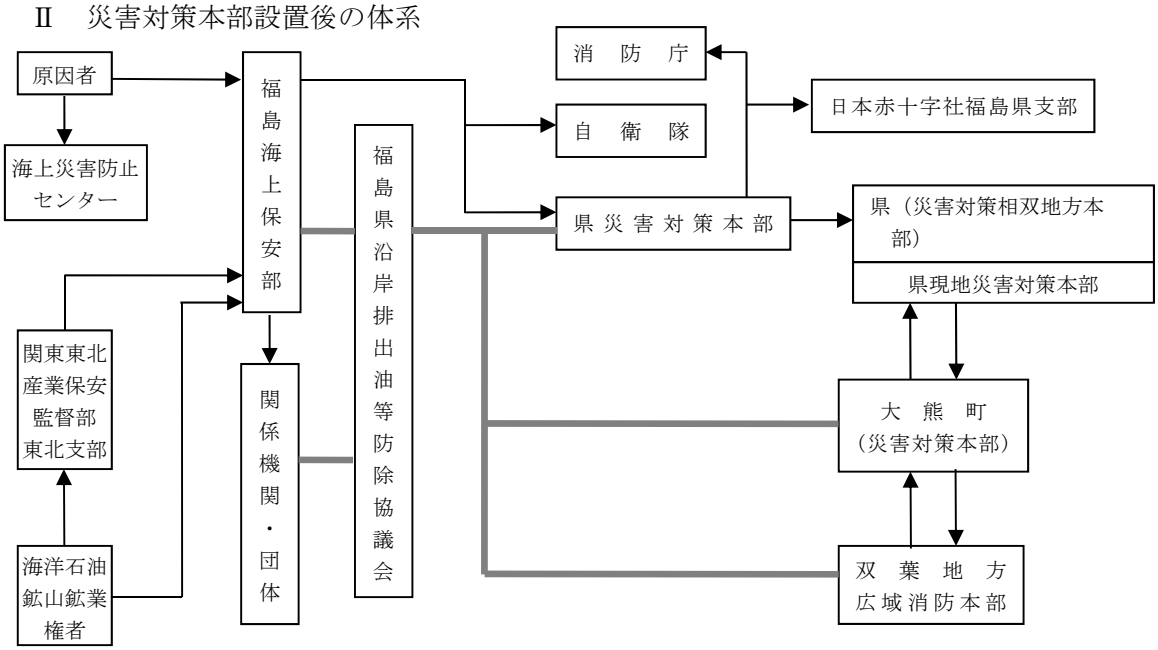

━は、福島県沿岸排出油等防除協議会の構成機関・団体の伝達系統

※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行う。

この計画は、自然災害や道路事故等で生じる道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、町が実施する予防対策及び防災関係機関が連携して実施する応急、復旧対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めるところによる。

第１節　道路災害予防対策

第１　道路交通の安全のための情報の充実

町は、他の道路管理者及び県警察本部（双葉警察署）と連携のもと、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備に努める。

第２　道路施設等の整備

町は次のとおり、管理する道路施設等の整備を図る。

(1)　道路のパトロール等により道路施設等の点検を行い、現況把握に努める。
(2)　道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
(3)　安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、落石防止、法面対策、迂回路やバイパスの整備等を計画的かつ総合的に実施する。

第３　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

１　防災情報通信網等の整備

(1)　町は、道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び災害復旧のための体制の整備に努める。

(2)　町は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

２　応援協力体制の整備

町は、道路災害における応急対策に万全を期すため、県及び防災関係機関と連携して、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結を促進することにより、応援協力体制の整備を図るとともに、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。

また、防災訓練等を通じ、その内容を習熟する。

３　救助・救急及び医療（助産）救護

町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、その被害の軽減を図るため、必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ県、消防本部及び医療機関との連絡体制の整備を図るなど相互の連

携強化に努める。

４　消防力の強化

町は、消防本部等と連携のもと、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるとともに、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

５　危険物等の流出時における防除活動

町は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

６　防災訓練の実施

町は、大規模災害を想定し、県、他の道路管理者、防災関係機関、地域住民等と相互に連携して、消火、救助・救急等についての、より実践的な防災訓練を実施する。

第４　防災知識の普及・啓発

町は、他の道路管理者と連携のもと、道路をまもる月間、道路防災週間等を通じ、道路利用者に対して、災害発生時にとるべき行動等知識の普及・啓発に努める。

第５　要配慮者予防対策

町は、道路災害等の大規模災害について、要配慮者に十分配慮した支援体制の整備に努める。

第２節　道路災害応急対策

第１　災害情報の収集・伝達

道路管理者は、道路災害が発生した場合、速やかに、「別図　道路災害情報伝達系統」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努める。町から県（危機管理総室）への道路災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－２ 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」による。

第２　活動体制の確立

１　活動体制

防災関係機関は、それぞれの計画の定めるところにより、活動体制を確立する。

町は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集・伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施する。

２　相互応援協力

(1)　道路管理者は、建設業者等との応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2)　町は、道路災害の規模が大きく、本町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求める。

(3)　消防本部は、道路災害の規模が本町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町との調整の上、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

(4)　県は、道路災害が発生し、町から応援要請があり、必要があると認めるときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対してヘリコプターによる消火活動の応援要請等を行う。

３　自衛隊の災害派遣

県は、道路災害が発生し、必要があると認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

第３　捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

１　捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

(1)　道路管理者は、消防本部、県警察本部（双葉警察署）等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力する。

(2)　町は、消防本部、県警察本部（双葉警察署）、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

(3)　消防本部は、保有する資機材を活用し、町、県警察本部（双葉警察署）、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行う。

(4)　県警察本部（双葉警察署）は、消防本部等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行う。

２　消火活動

(1)　道路管理者は、消防本部等の防災関係機関による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するとともに、消防及び救助に関する措置を実施する。

(2)　消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

(3)　県は、町長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施する。

(4)　被災地以外の市町村は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第４　交通規制措置

県警察本部（双葉警察署）は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な措置を講ずる。

第５　危険物の流出に対する応急対策

道路災害により危険物が流出し又はそのおそれがある場合、消防本部、県警察本部（双葉警察署）、道路管理者等は、相互に協力して、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

第６　道路施設・交通安全施設の応急復旧

(1)　道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

(2)　県警察本部（双葉警察署）は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るとともに、被災現場周辺等の施設についても緊急点検を行う。

第７　災害広報

町、県、道路管理者及び防災関係機関は、相互に協力して、道路災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、必要な措置を講ずる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

第３節　道路災害復旧対策

道路管理者は、町、県及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行う。また、可能な限り復旧予定時期を明示する。

なお、復旧対策については、事故の原因者が実施するが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編 第３章 災害復旧計画」の定めるところによる。

別図　道路災害情報伝達系統

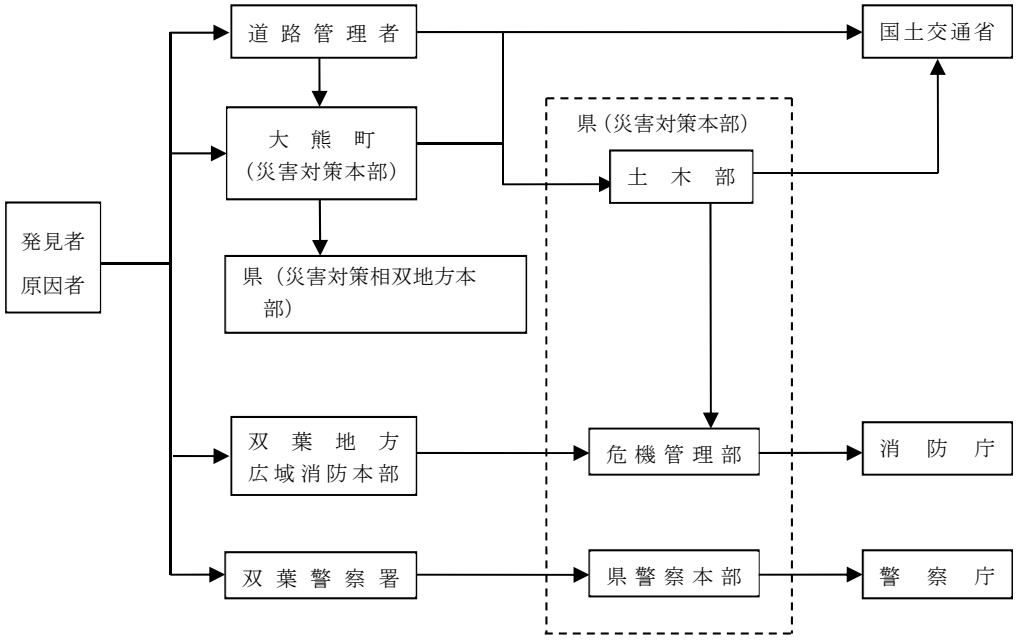

※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行う。

危険物及び高圧ガスの漏洩、流出、火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合といった危険物等災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、町及び危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者（以下、この章において「事業者」という。）が実施する予防対策及び防災関係機関が連携して実施する応急、復旧対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めるところによる。

第１節　危険物災害予防対策

第１　危険物等の定義

１　危険物

消防法第２条第７項に規定されている。

２　高圧ガス

高圧ガス保安法第２条に規定されている。

３　毒物・劇物

毒物及び劇物取締法第２条に規定されている。

４　火薬類

火薬類取締法第２条に規定されている。

第２　危険物等施設の安全性の確保

事業者は、法令で定める技術基準を遵守する。

また、町は、県及び消防本部と連携し、危険物等関係施設に対する立入検査の徹底を図ることにより、施設の安全性の確保に努める。

１　危険物

(1)　事業者のとるべき措置

事業者は、消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備、危険物取扱者制度の効果的運用等により自主保安体制の確立を図る。

(2)　町及び消防本部のとるべき措置

消防本部は、町、県の協力のもと、製造所、貯蔵所等に対する立入検査及び移送・運搬車両に対する路上立入検査を実施し、施設等の安全の確保に努める。

２　高圧ガス

事業者は、高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、防災訓練の実施、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図る。

３　毒物・劇物

事業者は、毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図る。

４　火薬類

事業者は、火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、火薬類取扱保安責任者及び従事者に対する手帳制度に基づく再教育講習及び保安教育講習、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図る。

第３　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

１　防災情報通信網等の整備

町は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

２　応援協力体制の整備

(1)　事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努める。

(2)　町は、危険物等災害における応急対策に万全を期すため、県及び防災関係機関と連携して、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結を促進することにより、応援協力体制の整備を図るとともに、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。

また、防災訓練等を通じ、その内容を習熟する。

３　救助・救急及び医療（助産）救護

(1)　町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、その被害の軽減を図るため、必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ県、消防本部及び医療機関との連絡体制の整備を図るなど相互の連携強化に努める。

(2)　事業者は、消防機関、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。

４　消防力の強化

(1)　事業者のとるべき措置

危険物等災害による被害の拡大を最小限にとどめるため、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄など資機材の整備促進に努めるとともに、消防活動等について、平常時から消防機関等との連携強化を図る。

(2)　町のとるべき措置

町は、消防本部と連携のもと、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよ

う整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるとともに、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

５　危険物等の大量流出時における防除活動

(1)　消防本部は、町、事業者等と連携し、危険物等が河川等へ大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備するとともに、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

(2)　町は、関係機関と連携し、水質事故（油や毒物流出等）等の影響を把握するため、環境モニタリング設備及び体制の整備を行うとともに、平常時からデータの収集等を行う。

６　避難対策

町は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるなど、必要な措置を講ずる。

７　防災訓練の実施

町は、大規模災害を想定し、県、防災関係機関、事業者、自衛消防組織、地域住民等と相互に連携して、消火、救助・救急等についてのより実践的な防災訓練を実施する。

第４　防災知識の普及・啓発

町は、県及び防災関係機関と連携し、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民等に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努める。

第５　要配慮者予防対策

町は、危険物等災害等の大規模災害について、要配慮者に十分配慮した支援体制の整備に努める。

第２節　危険物等災害応急対策

第１　災害情報の収集・伝達

１　事業者のとるべき措置

事業者は、危険物等災害が発生した場合、速やかに、「別図　危険物等災害情報伝達系統」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努める。

２　町及び防災関係機関のとるべき措置

町及び防災関係機関は、危険物等災害の情報を受理したときは、その状況把握に努めるとともに、「別図　危険物等災害情報伝達系統」等に基づき、関係機関に対して災害情報の収集・伝達を行う。

町から県（危機管理総室）への危険物等災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統―２ 火災、危険物に係る事故・救助事故」及び「同集 報告系統―４ 火薬類・高圧ガス事故」による。

第２　活動体制の確立

１　活動体制

防災関係機関は、それぞれの計画の定めるところにより、活動体制を確立する。

町は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集・伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施する。

また、事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集・伝達体制の確立等必要な体制をとり、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、流出防止活動等災害の拡大防止のために必要な措置を講ずる。

２　相互応援協力

(1)　町は、危険物等災害の規模が大きく、本町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求める。

(2)　消防本部は、危険物等災害の規模が本町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町との調整の上、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

(3)　県は、大規模な危険物等災害が発生し、町から応援要請があり、必要があると認めるときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対してヘリコプターによる消火活動の応援要請等を行う。

(4)　事業者は、事業者団体相互の応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

３　自衛隊の災害派遣

県は、大規模な危険物等災害が発生し、必要があると認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

第３　災害の拡大防止

１　事業者のとるべき措置

事業者は、危険物等災害時において消防本部、県警察本部（双葉警察署）等の防災関係機関と連携を密にするとともに、関係法等の定めるところにより、的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

２　町、県、消防本部等のとるべき措置

町、県、消防本部等は、関係法等の定めるところにより、危険物等災害時の危険物等の流出・拡散防止及び除去、環境モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

第４　捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

１　捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

(1)　町は、消防本部、県警察本部（双葉警察署）、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

(2)　消防本部は、保有する資機材を活用し、町、県警察本部（双葉警察署）、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行う。

(3)　県警察本部（双葉警察署）は、消防本部等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行う。

２　消火活動

(1)　消防本部、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

(2)　県は、町長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施する。

(3)　町からの要請又は相互応援協定に基づき、他市町村に、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施を求める。

第５　交通規制措置

県警察本部（双葉警察署）は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な措置を講ずる。

第６　危険物の流出に対する応急対策

１　事業者、消防本部、県警察本部（双葉警察署）等のとるべき措置

事業者、消防本部及び県警察本部（双葉警察署）等は、危険物等の流出が認められた場合には、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

２　町及び県のとるべき措置

町及び県は、危険物等が河川等に大量に流出した場合には、関係機関と協力し、直ちに環境

モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。

また、環境モニタリングの結果を受け、水質事故（油や毒物流出等）等による環境の悪化が認められる場合は、関係機関と協力して必要な措置を講じ、危険物の流出による二次災害の防止に努める。

第７　避難

１　避難誘導

町は、危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合、人命の安全を第一に、地域住民等に対し避難指示等の必要な措置を講ずる。

２　要配慮者対策

町、県等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講ずる。

第８　災害広報

町、県、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、危険物災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、必要な措置を講ずる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

第３節　危険物等災害復旧対策

復旧対策については、事故の原因者が実施するが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編 第３章 災害復旧計画」の定めるところによる。

別図　危険物等災害情報伝達系統

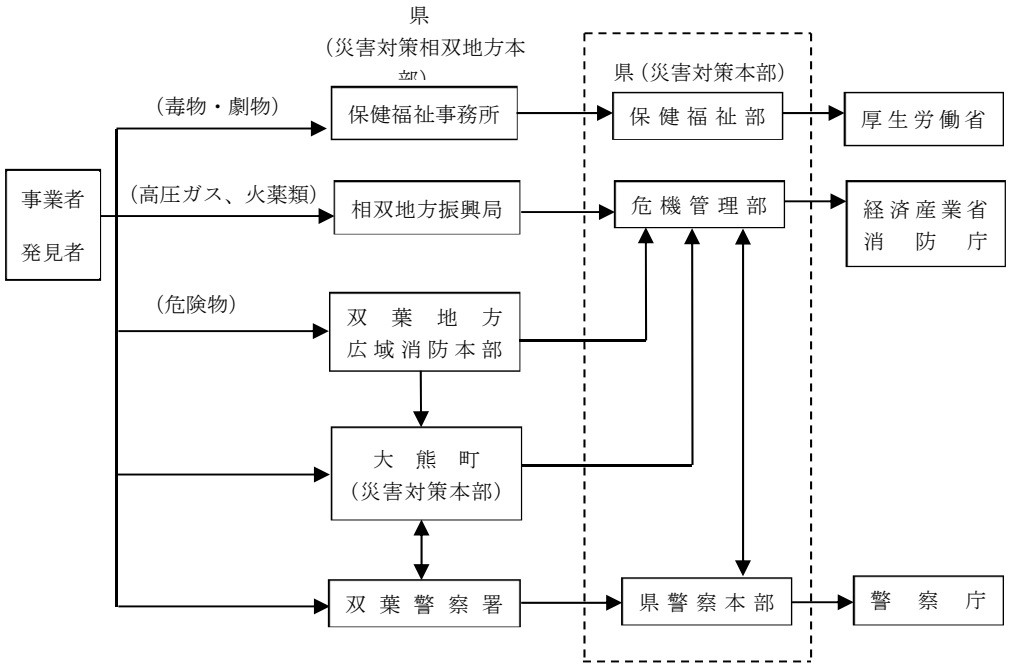

※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行う。

火災による広範囲にわたる林野の消失等といった林野火災に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、町が実施する予防対策及び防災関係機関が連携して実施する応急対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めるところによる。

第１節　林野火災予防対策

第１　林野火災の特性

林野火災は、その発火地点等、山林の特殊性による火災の早期発見の困難、現場到着の遅延から生ずる初期消火の困難及び水利の不便等もあり、一般火災に対する消火活動とは著しく異なっている。

また、その被害は、単に森林資源の焼失にとどまらず、人家の焼失、人畜の損傷、森林の水資源かん養機能や土砂流出防止機能等の喪失等をも招くことがあり、その影響は極めて大きいものがある。

第２　林野火災に強い地域づくり

１　町は、県（危機管理総室、森林林業総室）と協議してその地域の特性に配慮した林野火災特別地域対策事業計画を作成し、林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施する。また、町は、地勢、風土、気象条件等を考慮し必要と認める場合には、消防計画及び地域防災計画に林野火災対策計画を策定し、その推進を図る。

２　森林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理運動を推進するよう努める。

３　県（危機管理総室、森林林業総室）及び町は、警報発表等林野火災発生のおそれがあるときは、監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応、消防機関の警戒体制の強化等を行う。

第３　林野火災防止のための情報の充実

町は、林野火災防止のため、県総合情報通信ネットワーク、防災行政無線等を利用し、県及び福島地方気象台と連携の上、気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずる。

第４　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

１　防災情報通信網等の整備

町は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

２　応援協力体制の整備

町は、林野火災が隣接市町村に及ぶ場合を想定し、県及び防災関係機関と連携して、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結を促進することにより、応援協力体制の整備を図るとともに、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。

また、防災訓練等を通じ、その内容を習熟する。

３　救助・救急及び医療（助産）救護

町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、その被害の軽減を図るため、必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ県、消防本部及び医療機関との連絡体制の整備を図るなど相互の連携強化に努める。

４　消防力の強化

(1)　町は、防火線、防火林及び防火林道等林野火災の防火施設並びに林野火災用消防資機材を整備するとともに、標識板、警報旗等の防火施設の整備を推進する。

(2)　町は、消防本部と連携のもと、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるとともに、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

５　避難対策

町は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるなど、必要な措置を講ずる。

６　防災訓練の実施

町は、大規模災害を想定し、県、防災関係機関、地域住民等と相互に連携して、消火、救助・救急等についてのより実践的な防災訓練を実施する。

第５　防災知識の普及・啓発

町は、福島県山火事防止運動実施要領に基づき、山火事防止強調月間等を通じて、関係機関と協力して広報活動を行い、林野周辺住民及び入山者等の防災意識の啓発に努める。

第６　要配慮者予防対策

町は、林野火災等の大規模災害について、要配慮者に十分配慮した支援体制の整備に努める。

第２節　林野火災応急対策

第１　災害情報の収集・伝達

町及び防災関係機関は、林野火災の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「別図　林野火災情報伝達系統」等に基づき、関係機関に対して災害情報の収集・伝達を行う。

町から県（危機管理総室）への林野火災の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統―１ 林野火災」による。

第２　活動体制の確立

１　活動体制

防災関係機関は、それぞれの計画の定めるところにより、活動体制を確立する。

町は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集・伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施する。

２　相互応援協力

(1)　町は、林野火災の規模が大きく、本町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求める。

(2)　消防本部は、林野火災の規模が本町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町との調整の上、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

(3)　県は、大規模な林野火災が発生し、町等から応援要請があり、必要があると認めるときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対してヘリコプターによる消火活動の応援要請等を行う。また、林野火災は、多数の消火人員を動員する必要があることから、火災の拡大に伴い本町のみによっては消火できないと判断したときは、町の相互応援協定による応援状況を考慮しつつ、他市町村に対して応援を指示する。

３　自衛隊の災害派遣

県は、大規模な林野火災が発生し、必要があると認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請するとともに、県が保有する林野火災用消防資機材を派遣部隊に貸与する。

第３　捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

１　捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

(1)　町は、消防本部、県警察本部（双葉警察署）、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

(2)　消防本部は、保有する資機材を活用し、町、県警察本部（双葉警察署）、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行う。

(3)　県警察本部（双葉警察署）は、消防本部等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行う。

２　消火活動

(1)　町は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によっては常にその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動に当たっては、消防本部等と連携の上、次の事項を検討して最善の方策を講ずる。

ア　出動部隊の出動区域
イ　出動順路と防ぎょ担当区域（地況精通者の確保）
ウ　携行する消防機材及びその他の器具
エ　指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
オ　応援部隊の集結場所及び誘導方法
カ　応急防火線の設定
キ　食料、飲料水、消防機材及び救急資材の確保と補給
ク　交代要員の確保
ケ　救急救護対策
コ　住民等の避難
サ　空中消火の要請
シ　空中消火資機材の手配及び消火体制（空中消火資機材の手配については、「福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領」を参照）

(2)　消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

(3)　県は、町長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施する。
　また、「福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領」に基づき、保有する林野火災用消防資機材の中で、町等へ貸付ける。

(4)　本町からの要請又は相互応援協定に基づき、他市町村に、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施を求める。

(5)　関東森林管理局は、国有林及び国有林付近の森林火災を覚知した場合、関係職員を現地に派遣し、火災の拡大防止に努める。

第４　交通規制措置

県警察本部（双葉警察署）は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な措置を講ずる。

第５　避難

１　避難誘導

町は、林野火災の延焼により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、地域住民等に対し避難指示等の必要な措置を講ずる。

２　要配慮者対策

町、県等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講ずる。

３　森林内の滞在者

町、消防本部等は、林野火災発生の通報を受けた場合、直ちに広報車等により広報を行うとともに、登山者、森林内での作業者等の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。

第６　災害広報

町、県、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、林野火災の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制、二次災害の危険性に関する情報等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、必要な措置を講ずる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

第７　二次災害の防止

１　町、県及び国は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努める。

２　町及び県は、必要に応じ国と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知を図り、応急対策を行う。なお、応急対策は、できるだけ速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。

３　町は、土砂災害等の危険箇所の点検結果に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとる。

第３節　林野火災復旧対策

復旧対策については、事故の原因者が実施するが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編 第３章 災害復旧計画」の定めるところによる。

また、町は、必要に応じ国及び県と連携し、造林補助事業、治山事業等により、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりに努める。

別図　林野火災情報伝達系統

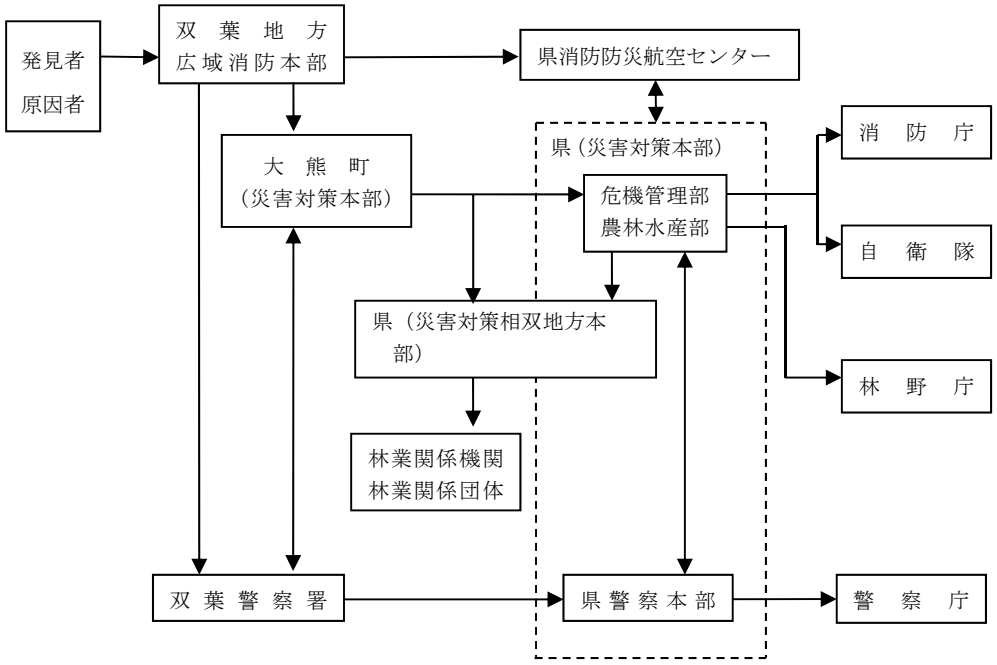

※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行う。

第５編　原子力災害対策編

[redacted]

この計画は、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者である東京電力ホールディングス株式会社（以下「原子力事業者」という。）が廃止措置計画等に沿って廃炉作業を進めている原子炉施設及び「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき原子力事業者等が運搬に使用する容器から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村及び防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって住民の安全を図ることを目的とする。

１　計画の位置づけ

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、大熊町防災会議が作成する「大熊町地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めたものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編、福島県地域防災計画原子力災害対策編に基づいて作成したものである。この計画に定めるもの以外の必要な対策については、一般災害対策編及び震災対策編に準拠する。

２　国の役割

国は、原子力災害に際して、現地における原子力災害対策の拠点として緊急事態応急対策等拠点施設に指定した福島県原子力災害対策センター（以下「原子力災害対策センター（オフサイトセンター)」という。）において、現地事故対策連絡会議の開催等、原子力防災専門官を中心にした初期活動を行うとともに、原子力緊急事態に該当する場合には、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出して原子力災害対策本部を設置し、迅速な応急対策を決定し、県及び市町村に指示する体制を整備するとともに、現地においては、「原子力災害対策センター（オフサイトセンター)」に設けられる原子力災害合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。）に要員及び専門家を派遣して、県及び市町村が行う応急対策を支援するなど、原災法、防災基本計画に基づき必要な措置を講じることとされている。

３　原子力事業者の責務

原子力事業者は、原子力発電所の安全管理に最大限の努力を払い、原子炉施設等から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることにより、住民に影響が及ぶことのないよう原災法に定める対策を確実に実施し、安全を確保する。

また、原子力発電事業に係る業務に従事する者に対しては、原子力防災に関する資質の向上を図るための教育、訓練を積極的に行うとともに、県、市町村と共同して平常時から防災等関係情報をわかりやすくかつ定期的に提供する等、各種防災訓練の実施等を通じて有機的な連携体制の確立を図ることで、原子力防災体制の整備に万全を期する。

４　原子力災害対策の特殊性及び複合災害への備え

原子力災害は、自然災害と比べ、放射線による被ばくの影響をすぐに五感に感じることがで

きず、被ばくの程度が自ら判断できないこと及び自らの判断で対処するためには放射線等に対する概略的な知識を必要とすることなどの特殊性を有している。

また、原子力災害と大規模自然災害が相前後して発生する複合災害においては、建物、道路及び通信設備の被災、停電等により、要員の参集、情報収集、通報連絡などの応急対策活動が極めて困難な状況に置かれることとなる。

このため、本計画においては、これらを踏まえ、住民に対する放射線等に関する知識の普及及び防災訓練等の参加を通じた役割の周知、防災関係機関に対する教育訓練及び放射線防護資機材の整備、通信設備の多重化、非常用電源設備の整備等、必要な体制をあらかじめ確立するとともに、複合災害時においても、原子力災害対策を講ずる上で必要となる緊急時の環境放射線モニタリング（以下、「緊急時モニタリング」という。）等の応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう所要の措置を定める。

５　福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策の前提

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）は、原子力災害が発生し、応急の措置を講じられた施設であり、施設の状況に応じた適切な方法による安全管理を講じさせるため特定原子力施設として指定された。

このことを踏まえ、原子力災害対策指針では、当該原子力施設の現状は、他の実用発電用原子炉施設とは異なることから、当該特定原子力施設に係る原子力災害対策は、他の実用発電用原子炉施設について適用される原子力災害対策の基本的枠組みを基礎としつつ、当面、別に定めることが適切とされ、緊急時活動レベル（ＥＡＬ：Emergency Action Level）についても別に定められた。

このことから、県においても福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策については、他の実用発電用原子炉施設とは別に実施される。

６　原子力災害対策重点区域の範囲

福島県において、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング体制の整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法の周知、避難経路及び場所の明示等原子力災害対策重点区域（以下「重点区域」という。）の範囲を定めるに当たっては、平成２３年３月に発生した福島第一原子力発電所及び東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所（以下「福島第二原子力発電所」という。）の事故に伴う原子力災害において、国の指示に基づく避難（計画的避難を含む。）及び屋内退避の防護措置が講じられた範囲を考慮して、区域が定められる。

(1)　重点区域の範囲

重点区域の範囲は、下表のとおりである。

なお、福島第一原子力発電所におけるＰＡＺについては、指針に基づき設定されない。

また、福島第二原子力発電所に係るＰＡＺについては、原子力施設から概ね半径５㎞を目安として設定されることとなっている。

本町は、半径５㎞圏よりわずかに外れているため、ＵＰＺの対応を基本としつつ、福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所が至近であることに鑑み、町として、ＰＡＺの対応を念頭に置いた行動をとる。

重点区域の設定範囲（国の基準）

区域区分		福島第一原子力発電所	福島第二原子力発電所
原子力災害対策重点区域	予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ）	―	原子力施設からおおむね半径５㎞を目安に設定
	緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）	いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村（各市町村全域）	

（ＰＡＺ：Precautionary Action Zone、ＵＰＺ：Urgent Protective Action Planning Zone）

(2)　重点区域以外の区域への対応

県は、重点区域以外の市町村に対しても、情報の提供、空間放射線量率の測定、健康診断の実施等の対応を行うものとし、これらの市町村においては、住民等への情報提供、他市町村からの避難者の受入など原子力災害発生時に必要となる事項を定めた地域防災計画を作成する。

７　原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置

ＰＡＺにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく区分に応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し実施する。

なお、事故の規模及び進展に応じて、国はＰＡＺの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

また、ＵＰＺにおいては、確率的影響のリスクを低減するため、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する。

(1)　福島第一原子力発電所に係る緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置

発電所周辺では、未だ避難指示が継続しており、住民等の一時立入が行われている一方で、避難指示が解除された区域では住民等が帰還し生活を再開している。こうした現状を踏まえ、放射性物質が放出される前の初期対応段階における、緊急時活動レベル（以下、「ＥＡＬ」という。）に応じた予防的な防護措置は避難指示区域と避難指示区域でない区域に区分したうえで以下のとおり実施する。

ア　避難指示区域に係る防護措置

警戒事態（自然災害によるものを除く。）が発生した場合、避難指示区域への一時立入を中止するとともに、避難指示区域に一時立入している住民等の退去を準備するものとし、施設敷地緊急事態に至った場合、避難指示区域に一時立入している住民等の退去を開始する。

イ　避難指示区域でない区域に係る防護措置

施設敷地緊急事態が発生した場合、住民等の屋内退避を準備するものとし、さらに、全

面緊急事態に至った場合には、住民等の屋内退避を開始する。

なお、緊急事態区分に応じて、放射性物質が放出される前に予防的な防護措置を講じることを基本とするが、さらに事態が悪化したことにより原子力施設から放射性物質が放出された場合には、緊急時モニタリングによる測定結果を防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（ＯＩＬ：OperationalIntervention Level、以下、「ＯＩＬ」という。）と照らし合わせ、国の原子力災害対策本部が更なる防護措置の必要性を判断する。

ＯＩＬ（運用上の介入レベル）の種類

	種類	基準の概要	初期設定値 注1			防護措置の概要
緊急防護措置	ＯＩＬ１	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率 注2）			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）
	ＯＩＬ４	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm 注3 （皮膚から数 cm での検出器の計数率） β線：13,000cpm 注4【１ヶ月後の値】 （皮膚から数 cm での検出器の計数率）			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	ＯＩＬ２	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物注５の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率 注2）			１日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、１週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 注9	飲食物に係るスクリーニング基準	ＯＩＬ６による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h 注6 （地上１ｍ で計測した場合の空間放射線量率 注2）			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	ＯＩＬ６	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 注7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	１週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg 注8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

注１　「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるＯＩＬの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確

になった時点で必要な場合にはＯＩＬの初期設定値は改定される。

注２ 本値は地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上１ｍでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。ＯＩＬ１については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ１の基準値を超えた場合、ＯＩＬ２については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えたときから起算して概ね１日が経過した時点の空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

注３ 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が 20ｃ㎡の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/ｃ㎡相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

注４ 注３と同様、表面汚染密度は約 40Bq/ｃ㎡相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

注５ 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

注６ 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

注７ その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、ＩＡＥＡのＧＳＧ－２におけるＯＩＬ６を参考として数値を設定する。

注８ 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

注９ ＩＡＥＡでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるＯＩＬ３等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

注 10 避難退域時検査：国からの指示に基づき、避難や一時移転を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査。

(2)　福島第二原子力発電所に係る緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置

福島第二原子力発電所施設に係るＥＡＬは、指針上、原子炉の現状から他の実用発電用原子炉施設と同様の取り扱いとされたが、具体的な避難及び一時移転の防護措置は、重点区域の以下の区分に応じて実施する。

ア　ＰＡＺに係る防護措置

警戒事態（自然災害によるものを除く。）が発生した場合、施設敷地緊急事態要避難者（要配慮者（災害対策基本法第８条第２項第15号に定める要配慮者をいう。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者、又は妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者、若しくは安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者をいう。）の避難等防護措置の準備を開始するものとし、施設敷地緊急事態に至った場合、基本的にすべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備する。また、原則として施設敷地緊急事態要避難者は避難を実施する。さらに、全面緊急事態に至った時点で、すべての住民等の避難を即時に実施する。

なお、避難よりも屋内退避が優先される場合には、遮蔽効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

イ　ＵＰＺに係る防護措置

原子力施設の状況に応じて、段階的に避難を実施するとともに、避難にあたっては緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目処にＯＩＬ１（空間線量率500μSv/h）を超える区域を特定して避難を実施し、その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、１日以内を目処にＯＩＬ２（空間線量率20μSv/h）を超える区域を特定し一週間程度内に一時移転を実施する。なお、一時移転の実施にあたっては、段階的避難やＯＩＬに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を原則実施する。

ウ　避難指示区域における防護措置

福島第二原子力発電所に係るＥＡＬは指針上、他の実用発電用原子炉施設と同様の取り扱いとされたが、福島第二原子力発電所の重点区域内に避難指示区域が設定されている現状にあることから、避難指示区域における防護措置については、福島第一原子力発電所と同様に実施する。

緊急事態区分の説明

区分	対象事象	概要
警戒事態	警戒事態（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる故障等）が発生した段階	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある状態
施設敷地緊急事態	特定事象（原災法第 10 条１項前段の規定により通報を行うべき事象）が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた状態
全面緊急事態	原子力緊急事態（原災法第２条第２号に規定する原子力緊急事態）が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた状態

８　防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般災害対策編に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本とするが、主な機関の事務及び業務の大綱は次のとおりとする。

(1)　大熊町

１　住民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。
２　通信連絡網の整備に関すること。
３　原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。
４　原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。
５　事故状況の把握及び連絡に関すること。
６　県の緊急時モニタリング活動の協力に関すること。
７　住民の退避、避難及び立入制限に関すること。
８　原子力災害医療活動に対する協力に関すること。
９　飲食物の摂取制限等に関すること。
10　輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。
11　各種制限措置等の解除に関すること。
12　損害賠償請求等に必要な資料の整備に関すること。

(2)　双葉地方市町村圏組合消防本部

1　広報車等による住民に対する広報に関すること。
2　住民避難等の誘導に関すること。
3　救急、救助活動の実施に関すること。
4　防護対策地区の防火活動に関すること。

(3)　福島県（教育庁、警察本部を除く）

1　県民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。
2　緊急時通信連絡網の整備に関すること。
3　原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。
4　原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。
5　事故状況の把握及び連絡に関すること。
6　緊急時モニタリングに関すること。
7　緊急時モニタリング体制の整備・維持に関すること。
8　市町村が行う住民の退避、避難等に対する助言及び支援に関すること。
9　原子力災害医療活動に関すること。
10　飲食物の摂取制限等に関すること。
11　輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。
12　汚染物質の除去等に関すること。
13　各種制限措置等の解除決定の調整に関すること。
14　市町村の原子力防災対策に対する指導及び助言に関すること。
15　防災関係機関との連絡調整に関すること。

(4)　福島県教育庁

1　県内の小･中学校、義務教育学校及び県立学校に対する放射線等に係る知識の普及に関すること。
2　児童、生徒の安全の確保に関すること。
3　退避、避難等に係る学校施設の提供に関すること。
4　小・中学校、義務教育学校及び県立学校への災害情報の伝達、広報に関すること。

(5)　東京電力ホールディングス株式会社

1　原災法に基づく届出、通報連絡、業務計画の作成等に関すること。
2　原子力施設の防災管理に関すること。
3　従業員等に対する教育、訓練に関すること。
4　関係機関に対する情報の提供に関すること。
5　放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。
6　緊急時モニタリング活動に対する協力に関すること。
7　原子力災害医療活動に関すること。
8　県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に関すること。

(6)　陸上自衛隊東北方面総監部・海上自衛隊・航空自衛隊

1　災害応急救護に関すること。
2　空からの緊急時モニタリングに対する協力に関すること。
3　海上における緊急時モニタリングに対する協力に関すること。
4　原子力災害医療活動に対する協力に関すること。

(7)　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

1　原子力災害医療活動に関すること。
2　専門機関との連携強化に関すること。
3　専門家の派遣に関すること。
4　緊急時モニタリング体制の整備に関すること。
5　避難の際の住民等に対する避難退域時検査支援に関すること。
6　住民相談窓口の設置等に関すること。
7　災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること。

(8)　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

1　関係機関との連携強化に関すること。
2　専門家の派遣に関すること。
3　緊急時モニタリング体制の整備に関すること。
4　避難の際の住民等に対する避難退域時検査支援に関すること。
5　住民相談窓口の設置等に関すること。
6　災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定める。

１　原子力事業者との防災業務計画に関する協議等

(1)　防災業務計画に関する協議

町は、原子力事業者が原災法第７条第２項に基づき作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画案について、本計画との整合を保つ観点から、事業者が計画案を修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始する。

(2)　事業者の届出の受理等

町は、原子力事業者が県に届け出た、原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、県から写しが送付されてきた場合には受領する。

２　報告の徴収及び立入検査

(1)　報告の徴収

町は、必要に応じ原災法第31条、第32条の規定に基づき、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な事業所等への立入検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が、適切に行われているかどうかについて確認する。

(2)　身分証明書の携帯

立入検査を実施する職員は、原災法第32条第２項に基づき、町長から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行う。

３　国との連携

(1)　地域原子力防災協議会との連携

町は、国が設置し、要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実働組織の支援、原子力事業者の協力内容についての検討及び具体化を図る地域原子力防災協議会と連携し、防災対策・避難対策を推進する。

(2)　原子力防災専門官との連携

町は、地域防災計画の作成、原子力発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、「原子力災害対策センター（オフサイトセンター）」の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などの緊急時対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施する。

(3)　上席放射線防災専門官との連携

町は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練の実施、緊急時モニタリングセンターの準備、緊急時モニタリングの実施、他関係機関との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、県と連携し、必要に応じて国の上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施する。

４　情報の収集・連絡体制等の整備

(1)　情報の収集・連絡体制の整備

町は、原子力災害の予防と拡大防止に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制を整備し、充実を図る。

ア　町と関係機関相互の連携体制の確保

町は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

・事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
・防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先
・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

イ　機動的な情報収集体制

町は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

ウ　情報の収集・連絡にあたる要員の指定

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図る。

エ　移動通信系の活用体制

町は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

オ　関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

町は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

(2)　原子力災害対策上必要な資料の整備

町は、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような資料を入手し、常に最新のものに更新するための仕組みを構築しておく。

ア　原子力発電所に関する資料

(ｱ)原子力事業者防災業務計画
(ｲ)原子力事業所の施設の配置図

イ　社会環境に関する情報
(ｱ)種々の縮尺の周辺の地図
(ｲ)周辺地域の人口及び世帯数
（距離・方位別。要配慮者、観光客等の季節的な人口移動に関する資料を含む。）
(ｳ)周辺一般道路、高速道路、鉄道、ヘリポート、空港、港湾等交通手段に関する資料
（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、着陸可能機種等の情報を含む。）
(ｴ)コンクリート屋内退避施設、避難所に関する資料及び避難計画
（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）
(ｵ)周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、病院、福祉施設等）に関する資料
（位置に関する情報を含む。）
(ｶ)原子力災害医療施設（原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関）に関する資料
（位置、対応能力、搬送ルート及び手段等についての情報を含む。）
(ｷ)「原子力災害対策センター（オフサイトセンター)」における飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法

ウ　防護措置の判断に関する資料
(ｱ)周辺地域の気象・海象資料
（過去３年間における風向・風速、大気安定度の季節及び日変化の情報等）
(ｲ)モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定の候補地点図及び環境試料採取の候補地点図
(ｳ)平常時環境放射線モニタリング資料(事故前10年間及び過去３～10年間の統計値等)
(ｴ)周辺地域の水源地、飲料水供給施設等に関する資料
(ｵ)農林水産物の生産及び出荷状況

エ　防護活動資機材等に関する資料
(ｱ)資機材の整備・配備状況
(ｲ)広報車両・避難用車両の緊急時における運用体制
(ｳ)安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の整備・配備状況

オ　緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料
(ｱ)原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）
(ｲ)原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）
(ｳ)状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表

カ　避難に関する資料
(ｱ)地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）
(ｲ)避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）

５　情報の分析整理

(1)　人材の育成・確保及び専門家の活用体制

町は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

(2)　原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

町は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその促進に努める。

６　通信手段の確保

町は、国、県、関係市町村及び原子力事業者と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網に必要な諸設備等を整備し、その操作方法等について習熟に努める。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請、電気事業者に対する電源車の派遣要請などの緊急措置について事前調整する。

なお、通信手段の整備に当たっては、複合災害の発生を考慮し、自然災害に対する頑健性、多重化の確保に努める。

(1)　専用回線網の整備

町は、県総合情報通信ネットワーク（防災行政無線）の原子力防災への活用を図り、県と国、「原子力災害対策センター（オフサイトセンター)」との間の専用回線網の整備・維持に努める。

(2)　機動性のある緊急通信手段の確保

町は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、地域衛星通信ネットワークの可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努める。

また、ＮＴＴ等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

(3)　通信輻輳の防止

町は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておく。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、国（総務省）と事前の調整を実施する。

(4)　非常用電源等の確保

町は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

(5)　保守点検の実施

町は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

７　緊急事態応急体制の整備

町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に

係る事項について検討するとともに、必要な体制を整備し、手順書・マニュアル等に定めておく。

(1)　災害対策本部体制等の整備

災害対策本部の体制は、一般災害対策編による。

(2)　国が行う「原子力災害対策センター（オフサイトセンター)」の立ち上げ準備への協力体制

町は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と協力して、「原子力災害対策センター（オフサイトセンター)」における立ち上げ準備を迅速に行えるよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備する。

(3)　原子力災害合同対策協議会、現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会機能班への職員派遣体制

町は、原子力災害合同対策協議会、現地事故対策連絡会議（施設敷地緊急事態）及び原子力災害合同対策協議会機能班（全面緊急事態）への職員の派遣体制について定めておく。なお、その際、併せて派遣職員の職務権限の範囲及び移動交通手段等についても定めておく。

(4)　長期化に備えた動員体制の整備

町は、国、県、国、関係市町村及び関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておく。

(5)　防災関係機関相互の連携体制

町は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、関係市町村、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者及びその他の関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

(6)　広域的な応援協力体制の拡充・強化

町は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難先や避難退域時検査場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整える。

(7)　モニタリング体制等の整備

緊急時モニタリングのために、原子力規制委員会の統括により、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、原子力規制委員会、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等の要員により編成され、これらの要員が連携して緊急時モニタリング等を実施する。また、上記以外の関係省庁（海上保安庁等）はその支援を行う。

町は、緊急時モニタリングセンターの実施する緊急時モニタリングにおいて、県をはじめとする関係機関との協力・連携体制の整備、事故時の連絡体制の整備、必要に応じて緊急時モニタリング計画の作成等を行う。

(8)　専門家の派遣要請手法の確立・周知

町は、原子力事業者より警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に

対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをマニュアル等であらかじめ定め、関係職員への周知に努める。

(9)　放射性物質による環境汚染への対処のための整備

町は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行う必要がある。

人員については、国、県、原子力事業者等からの求めに応じ協議するものとし、除染実施場所や保管場所等については、当面は、帰還困難区域内の公共施設の駐車場等を検討する。

(10)　複合災害に備えた体制の整備

町は、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図り、複合災害（原子力災害のほか、同時又は連続して別の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えの充実に努める。

災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう、マニュアル等に定めておく。

８　住民等への的確な情報伝達体制の整備

(1)　広報実施マニュアル等の整備

町は、警戒事象通報後から住民等に提供すべき情報の項目を災害対応のフェーズや場所等に応じて具体的に分かりやすく整理し、広報実施マニュアル等を作成する。なお、住民等に対して必要な情報が確実に伝達されるよう、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。また、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備するなど、居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備に努める。

(2)　情報伝達設備等の整備

町は、地震や津波等との複合災害においても的確な情報を常に伝達できるよう、各公共施設への連絡体制の整備を図るとともに、防災行政無線戸別受信機等の設置を促進する。

(3)　住民相談窓口の整備

町は、住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておく。

(4)　要配慮者等への広報体制の整備

町は、国、県及び事業者と連携し、原子力災害の特殊性を踏まえ、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者(児)及び外国人等及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、周辺住民及び自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制及び設備等の整備に努める。

９　避難収容活動体制の整備

(1)　避難計画の作成

町は、原災法第15条に基づく全面緊急事態において、住民避難（コンクリート建物への屋内退避を含む。）、屋内退避等の指示又は独自の判断に基づき、安全かつ迅速な避難誘導が行

えるよう、避難計画を策定する。

(2)　避難所等の整備

町は、避難や避難退域時検査等の場所をその管理者の同意を得て、原子力災害時のための避難所等をあらかじめ指定する。

指定にあたっては、風向等の気象条件により避難場所が使用できなくなる可能性を考慮し、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備する。

避難や避難退域時検査等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

(3)　一時集合場所、広域避難路上の避難中継所の検討

町は、広域避難の際に必要となる一時集合場所、広域避難路、避難中継所等を避難先市町村等と調整し、検討しておく。

(4)　避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

町は、県等と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。また、県と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保する。

(5)　コンクリート屋内退避体制の整備

町は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努める。

(6)　広域一時滞在に係る応援協定の締結

町は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定める。

(7)　避難場所における設備等の整備

町は、県と連携し、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

(8)　物資の備蓄に係る整備

町は、県と連携し、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベット、パーティション、炊き出し用具、毛布、紙おむつ、生理用品等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

(9)　避難行動要支援者等の避難誘導・移送体制等の整備

町は、県の協力のもと、災害時要援護者等及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者者等に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。

また、避難行動要支援者等及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備する。

さらに、原子力災害時に避難行動要支援者を迅速に避難誘導・移送し、避難状況を的確に確認することができるよう、原子力災害を含む避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の策定・随時更新に努める。なお、原子力災害と一般災害、それぞれの計画の作成が求められるが、一般災害の個別避難計画の特記事項として原子力災害の留意事項を記載等するなどして共有化することも考慮されるものとする。

(10)　警戒区域を設定する場合の計画の策定

町は、国と連携して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保する。

10　救助・救急、医療、消火等の活動体制の整備

(1)　救助・救急活動用資機材の整備

町は、国、県の協力の下、関係市町村等と協力し、救助・救急活動に必要な資機材、救助工作車、救急自動車、バス、広報車等の整備に努める。

(2)　消火活動用資機材等の整備

町は、原子力施設及びその周辺施設における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を進める。

(3)　緊急輸送路の確保体制等の整備

町は、町の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努める。

(4)　安定ヨウ素剤の服用体制の整備

町は、原子力災害対策指針を踏まえ、緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の服用が行えるよう、準備しておく。

(5)　緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材等の整備

町は、国及び県と協力し、緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。また、緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

11　業務継続計画の策定

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

12　原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

(1)　住民に対する知識の普及と啓発

町は、国、県、関係市町村及び事業者と協力して、災害時における住民の混乱と動揺を避けるため、平常時から次に掲げる事項について広報活動を実施し、原子力防災に関する知識の普及と啓発に努める。

特に、安定ヨウ素剤の服用に当たっては、指針を踏まえ、誤った服用による副作用の発生頻度を低減させるため、住民等を対象に服用対象者等についての情報を平常時から提供しておく。

ア　放射線及び放射性物質の特性に関すること。
イ　原子力発電所の概要に関すること。
ウ　原子力災害とその特性に関すること。
エ　放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること。
オ　原子力災害時に国、県、町等が講じる対策の内容に関すること。
カ　原子力災害時における情報、指示等の伝達方法に関すること。
キ　要配慮者の支援に関すること
ク　避難に関すること（コンクリート屋内退避施設、指定避難所、避難経路、避難退域時検査及び簡易除染、甲状腺被ばく線量モニタリング、避難手段等）
ケ　原子力災害時にとるべき行動及び留意事項に関すること。
コ　避難所での運営管理、行動等に関すること。
サ　安定ヨウ素剤の服用に関すること。
シ　その他必要と認める事項

(2)　防災教育の充実

町は、県、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

13　緊急事態応急対策に従事する者に対する教育

町は、原子力災害応急対策の円滑な実施を図るため、緊急事態応急対策に従事する者に対して、国等が実施する研修を積極的に活用するとともに、国等と連携して次に掲げる教育を実施する。

また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図る。

(1)　原子力防災体制及び組織に関すること。
(2)　原子力施設の概要に関すること。
(3)　原子力災害とその特性に関すること。
(4)　放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
(5)　モニタリングの実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象情報の活用に関すること。
(6)　原子力防災対策上の諸設備に関すること。
(7)　緊急時に県や国等が講じる対策の内容。
(8)　緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。

(9)　原子力災害医療活動（応急手当を含む。）に関すること。
(10)　その他緊急時対応に関すること。

14　原子力防災に関する訓練

(1)　訓練の実施

町は、国、県、事業者等の協力の下、相互の連携及び防災対策の確立と関係職員の防災技術の向上を図るため、次に掲げる訓練を定期的に実施する。

ア　緊急時通信連絡訓練
イ　災害対策本部等の設置運営訓練
ウ　「原子力災害対策センター（オフサイトセンター)」への参集、運営訓練
エ　緊急時モニタリング訓練
オ　原子力災害医療活動訓練
カ　広報訓練
キ　住民避難訓練
ク　通行規制、立入制限訓練
ケ　ア～クの要素を組み合わせた訓練
コ　原災法第13条に基づく総合的な防災訓練

(2)　実践的な訓練の工夫と事後評価

町は、訓練を実施するにあたり、国、県、原子力事業者等関係機関との連携のうえ作成した想定を踏まえつつ訓練を実施するなど、現場における判断力の向上、迅速、的確な活動に資する実践的なものとなるよう工夫する。

また、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練参加者に事前に訓練目的を周知する。

さらに訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施して改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組む。

本章は、原災法第 10 条に基づき原子力事業者から特定事象の通報があった場合の対応及び同法第 15 条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

１　事故状況の把握及び連絡

町は、以下のそれぞれの事態に国等から通報・連絡を受けた場合は、関係する指定地方公共機関に連絡する。

(1)　情報収集事態が発生した場合

原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室及び県は情報収集事態（立地町において震度５弱又は５強の地震、原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある核物質防護情報等の通報）が発生した場合、次により連絡を行う。

※参照　通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合）

ア　国が行う連絡

原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び関係市町村に対して情報提供を行う。

原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、県及び関係市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。

イ　県が行う連絡

県は、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制を確立する。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡する。

(2)　警戒事態が発生した場合

原子力発電所（以下「発電所」という。）において、原災法第10条に基づく特定事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障又はそれに準じる事故・故障等が発生した場合には警戒事態として、防災関係機関相互において、次により通報連絡を行う。

※参照　通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合）

ア　原子力事業者からの通報連絡

原子力事業者の原子力防災管理者は、警戒事態が発生した場合、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、関係市町村、関係機関等への連絡するものとされている。

イ　国が行う連絡

原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害（発電所所在町における震度６弱以上を観測する地震が発生した場合又は福島県に大津波警報が発表された場合）を認知した

とき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び県並びに関係市町村に対し情報提供を行うものとされている。

また、国は警戒事態が発生した場合に、原子力規制庁緊急時対策センター（ＥＲＣ（Emergency Response Center）に設置する原子力規制委員会・内閣府事故合同警戒本部において、県及び関係市町村に対し連絡体制の確立等必要な体制をとるよう要請するものとし、それぞれの場合において、以下の要請を行うものとされている。その際、併せて気象情報を提供するものとされている。

(ｱ)　警戒事態に該当する自然災害が発生した場合

a　関係地方公共団体

連絡体制の確立等必要な体制をとること。

(ｲ)　警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生した場合

a　県

緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備協力、モニタリングポストの監視強化その他の緊急時モニタリングの準備。

b　ＰＡＺを含む関係市町村

施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）。

施設敷地緊急事態要避難者の安定ヨウ素剤配布準備。

c　避難指示区域を含む市町村

一時立入の中止及び一時立入している住民等の退去準備。

d　ＵＰＺ外の市町村

施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力。

ウ　県が行う連絡

県は、原子力規制委員会若しくは原子力事業者から通報・連絡を受けた場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとし、関係市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡する。

(3)　施設敷地緊急事態が発生した場合

発電所において、原災法第10条に基づく特定事象が発生した場合には、防災関係機関相互において、次により通報連絡を行う。

※参照　通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合）

ア　原子力事業者からの通報連絡

原子力事業所の原子力防災管理者は、原災法第10条に定める特定事象発見又は発見の通報を受けた場合、直ちに、原災法に定める様式により国、県、関係市町村、警察本部等、海上保安部及び関係市町村を管轄する消防本部等に対し、次に掲げる内容を記した文書を、同時にファクシミリで送付するものとし、電話等によりその着信を確認する。

なお、通信網が被災するなど、電話等による連絡が困難な場合には、原子力事業者は衛星電話等を携帯した連絡員を県及び関係市町村に派遣する。

また、通報を受けた事象に対する発電所への問い合わせについては、原則として、県、

関係市町村に限るものとし、問い合わせは簡潔、明瞭に行うよう努める。

(ｱ)特定事象発生の時刻

(ｲ)特定事象発生の場所

(ｳ)特定事象の種類

(ｴ)想定される原因

(ｵ)検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状況

(ｶ)その他特定事象の把握に参考となる情報

さらに、第２報以降についても、事業者は、上記に準じ定期的に又は事故の推移によっては随時、関係機関に正確な情報を速やかに通報するよう努める。

イ　国が行う連絡

原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、今後の進展見通し等の事故情報等について官邸、内閣府、関係地方公共団体、関係道府県の警察本部及び住民等に連絡するものとされている。

また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、それぞれに対して以下の要請を行うこととされている。

(ｱ)　ＰＡＺを含む関係市町村

施設敷地緊急事態要避難者の避難実施。

施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）。

(ｲ)　避難指示区域を含む関係市町村

一時立入している住民等の退去開始。

(ｳ)　ＵＰＺを含む関係市町村

住民等の屋内退避の準備。

(ｴ)　ＵＰＺ外の市町村

避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ。

施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力。

(ｵ)　その他

県及び関係市町村は、施設敷地緊急事態における防護措置を実施するに当たり、国における要請内容の判断のため、次の事項について、事前の状況把握等を行い、国と共有するとともに、要請後においても、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、県及び関係市町村は国とそれぞれが実施する対策について相互に協力する。

・施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針

・避難ルート、避難先の概要　　・移動手段の確保見込み　　・その他必要な事項

ウ　原子力防災専門官等が行う連絡

(ｱ)　原子力運転検査官は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官に連絡することとされ、また、原子力防災専門官は、収集した情報等を整理し、県、関係市町村に連絡することとされている。

(ｲ)　原子力防災専門官は、現地における情報の収集を行うとともに、国、県、関係市町村、事業者、関係機関等で構成される現地事故対策連絡会議において連絡・調整等を行うこ

ととされている。

エ　県が行う連絡

県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、次のとおり連絡を行う。

(ｱ)　県は、発電所からの特定事象発生等の通報、国からの連絡、その他必要と思われる事項について、関係市町村及び防災関係機関等に直ちに連絡する。

(ｲ)　県は、発電所からの通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポスト等により特定事象発生の通報を行うべき数値（５マイクロシーベルト／時）の検出を発見した場合は、直ちに原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡する。

また、避難指示区域については、バックグラウンドの毎時放射線量を考慮し、毎時放射線量（３ヶ月平均）＋５マイクロシーベルト／時検出時とする。

なお、県から連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携して、発電所の原子力防災専門官に施設の状況確認を行うよう指示し、その結果について県、関係市町村に連絡することとされている。

※参照　通報連絡系統図（県モニタリングポストにより５マイクロシーベルト／時を検出した場合）

(ｳ)　県は、国、関係市町村、防災関係機関との間において、発電所から通報を受けた事項、各々が行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。

オ　関係市町村・警察本部・関係市町村を管轄する消防本部が行う連絡

関係市町村、警察本部、関係市町村を管轄する消防本部は、発電所からの特定事象発生等の通報又は国及び県からの連絡等を受けた場合、直ちに関係する所属機関等に対し連絡を行う。

(4)　全面緊急事態が発生した場合

発電所において、発生した特定事象が原災法第15条の規定に該当した場合には、防災関係機関相互において、次により通報連絡を行う。

※参照　通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合）

ア　原子力事業者からの通報連絡

発電所の原子力防災管理者は、発生した特定事象が原災法第15条の規定に該当した場合、直ちに、国、県、関係市町村、警察本部等、海上保安部及び関係市町村を管轄する消防本部等に対し、通報文書を、同時にファクシミリで送付し、電話でその着信を確認する。

さらに、事業者は、その後の事故の状況についても、上記に準じ定期的に又は事故の推移によっては随時、関係機関に正確な情報を速やかに報告する。

なお、通信網が被災するなど、電話等による連絡が困難な場合に、事業者は衛星電話等を携帯した連絡員を県及び関係市町村に派遣する。

また、通報を受けた事象に対する発電所への問い合わせについては、原則として、県、関係市町村に限るものとし、問い合わせは簡潔、明瞭に行うよう努める。

イ　国が行う連絡

原子力規制委員会は、発生した特定事象について、原災法第15条の原子力緊急事態に該

当すると判断した場合、その旨を直ちに内閣総理大臣上申するものとされている。

内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出するともに、緊急事態応急対策を実施すべき市町村長及び知事に対し、内閣総理大臣が示す避難又は屋内退避及び安定ヨウ素剤の服用又はその準備に関する指示等を含む緊急事態応急対策に関する事項を文書をもって連絡することとされている。

なお、国は、事態の変化により、緊急事態応急対策を実施すべき市町村及び緊急事態応急対策の内容を変更したときは、緊急事態応急対策を実施すべき市町村長及び知事に対し、その指示等を文書をもって連絡することとされている。

また、原子力災害対策本部は、それぞれに対して以下の指示等を行うこととされている。

(ｱ)　ＰＡＺを含む関係市町村

住民等の避難実施。

(ｲ)　ＵＰＺを含む関係市町村

住民等の屋内退避の開始。

ＯＩＬに基づく住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）。

(ｳ)　ＵＰＺ外の市町村

住民の受入。

ＯＩＬに基づく避難の準備への協力（避難先、輸送手段の確保等）。

必要に応じて、屋内退避。

(ｴ)　その他

県〔災害対策本部〕及び関係市町村は、全面緊急事態における防護措置を実施するに当たり、国における指示内容の判断のため、次の事項について、事前の状況把握等を行い、国と共有するとともに、指示後においても、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、県〔災害対策本部〕及び関係市町村は国とそれぞれ実施する対策について相互に協力するものとする。

・ＰＡＺ内の避難者の数及び避難の方針

・ＵＰＺ内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針

・避難ルート、避難先の概要　　・移動手段の確保見込み　　・その他必要な事項

ウ　県が行う連絡

県は、発電所から特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告、国からの緊急事態応急対策に関する事項の指示及び緊急時モニタリング情報や、その他必要と思われる事項等について、関係市町村及び関係機関に直ちに連絡する。

エ　関係市町村・警察本部・関係市町村を管轄する消防本部の連絡

関係市町村・警察本部・関係市町村を管轄する消防本部は、発電所から特定事象が原災法第15　条に該当した場合の報告、国からの緊急事態応急対策に関する事項の指示等及び県からの連絡を受けた場合、直ちに関係する所属機関等に対し連絡を行う。

２　一般回線が使用できない場合の対処

町は、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備している衛星通信回線ならびに県総合情報通信ネットワーク等を活用し、情報収集及び連絡を行う。

別図１　通報連絡系統（情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合）

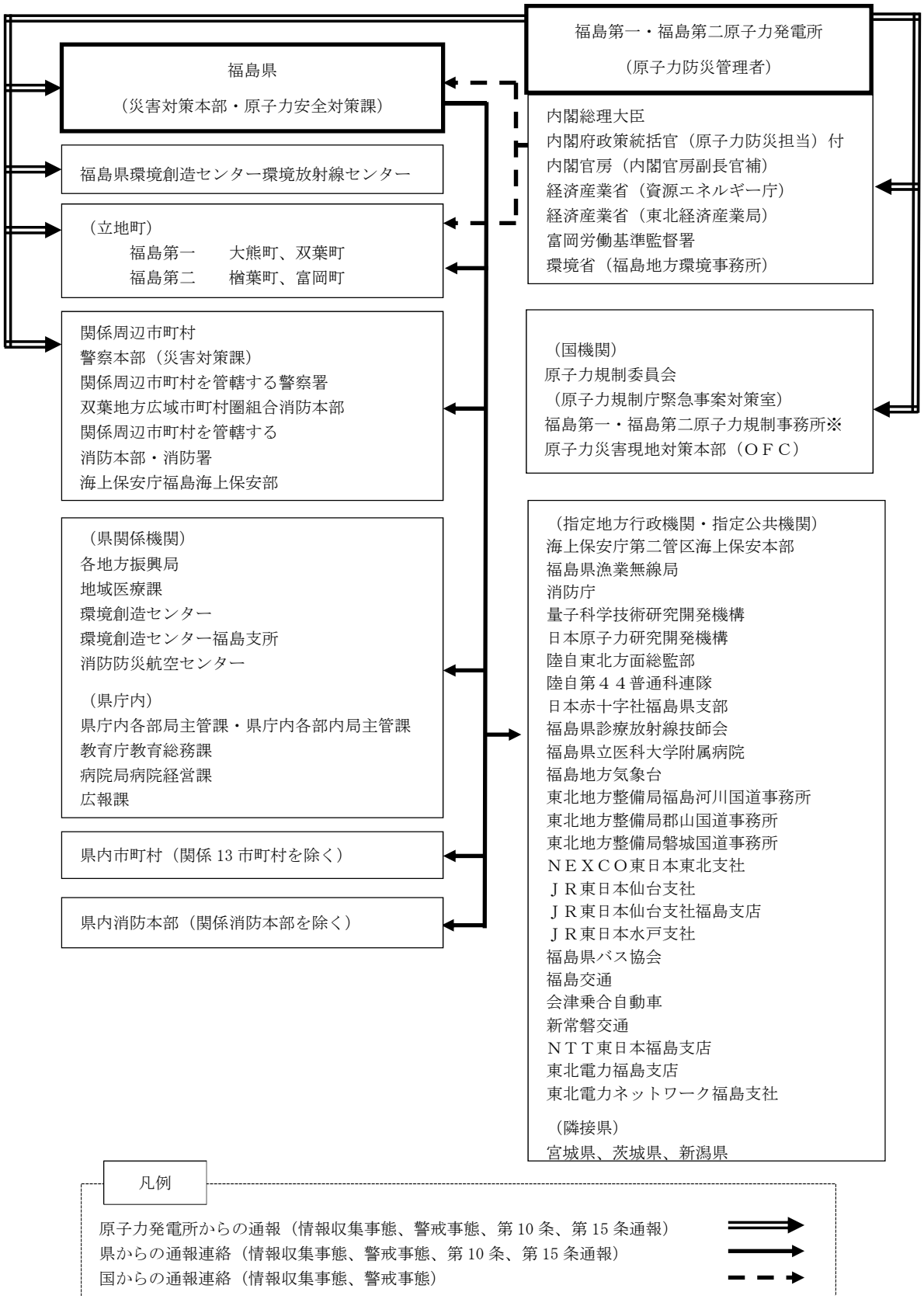

※福島第一原子力発電所からの通報は福島第一原子力規制事務所へ、福島第二原子力発電所からの通報は福島第二原子力規制事務所へ届く。

別図２　通報連絡系統図（県モニタリングポストにより５μSv/h を観測した場合）

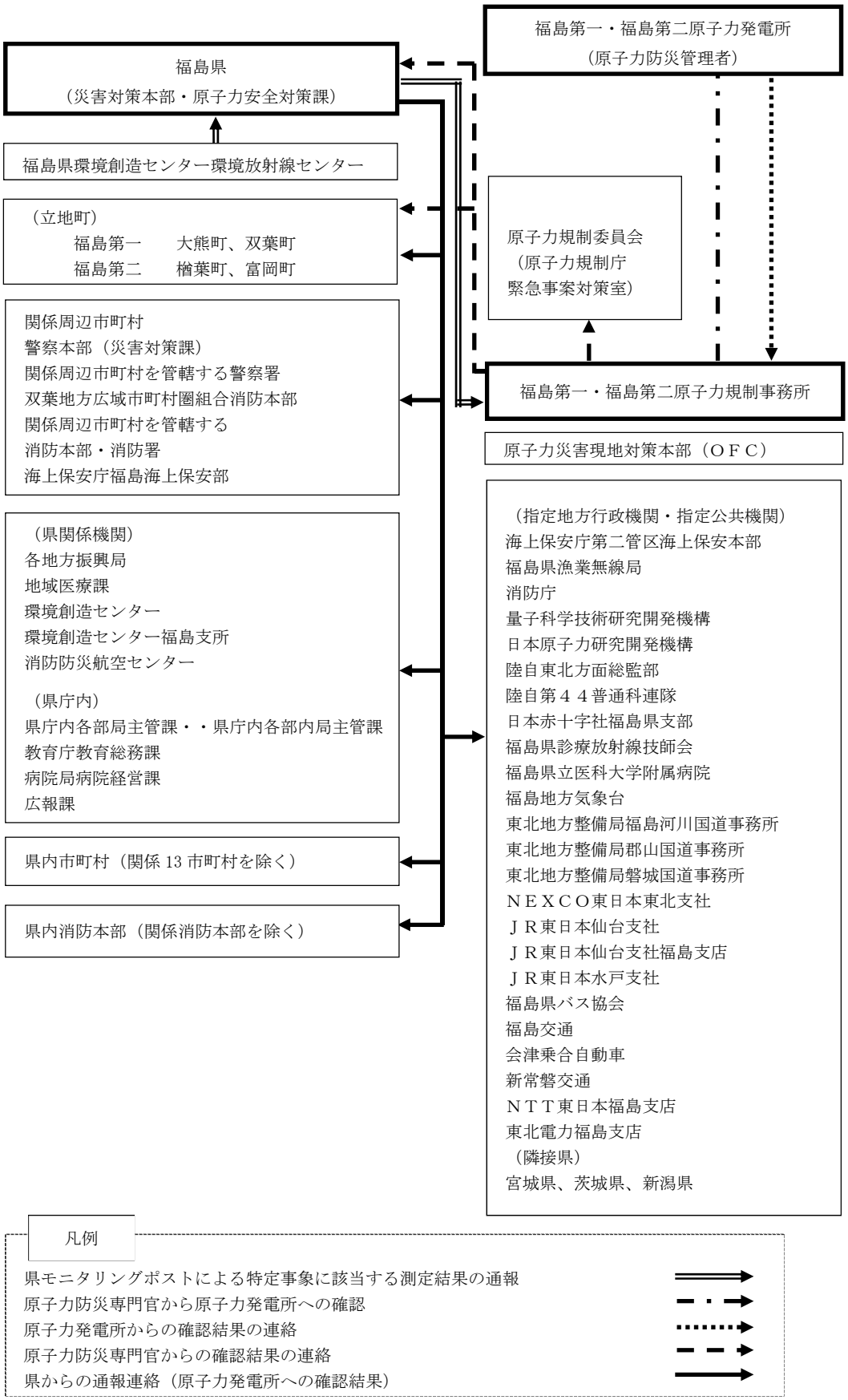

３　活動体制の確立

(1)　町災害対策本部の設置基準

町長は、発電所に事故が発生し、次のいずれかに該当する場合には、被害の防止及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、災害対策本部を設置し、非常配備の体制をとる。なお、災害対策本部を設置した場合には、国（原子力規制委員会、消防庁）に連絡する。

ア　発電所の原子力防災管理者から警戒事態（自然災害による場合を除く）の通報を受け、町長が必要と認めた場合

イ　発電所の原子力防災管理者から原災法第10条の特定事象発生の通報を受けた場合

ウ　県が設置しているモニタリングポスト等により、特定事象発生の通報を行うべき数値（５マイクロシーベルト／時）を検出し、原子力防災専門官により発電所によるものと確認された場合

（なお、避難指示区域については、バックグラウンドの毎時放射線量を考慮し、毎時放射線量（３ヶ月平均）＋５マイクロシーベルト／時検出時とする。）

エ　原災法第15条第２項の規定に基づき内閣総理大臣が福島県に係る原子力緊急事態宣言を発出した場合

オ　その他町長が必要と認めたとき

(2)　町災害対策本部における活動

本部長（町長）は、県及び関係市町村と相互に連携しながら、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出する以前において、住民避難等の応急対策を円滑に行うための準備等を行う。

また、内閣総理大臣により緊急事態宣言が発出された場合には、国の指示等に基づき迅速な住民避難等の応急対策を実施する。

なお、原子力防災専門官等からの特定事象に関する情報、町、県の対応状況等について、関係機関に対する連絡や報道要請による広報を定期的に実施することにより、住民の安全確保に努める。

※災害対策本部の所掌事務

ア　災害対策の総括に関すること。

イ　組織、派遣要員に関すること。

ウ　災害情報の収集に関すること。

エ　応急対策の決定、実施に関すること（緊急時モニタリング、原子力災害医療、警備等現地での対応を除く。）。

オ　応急対策の実施状況に関する情報の収集に関すること。

カ　町有施設に対する連絡に関すること。

キ　屋内退避、避難に関すること。

ク　立入制限に関すること。

ケ　飲食物の摂取制限に関すること。

コ　水道の給水制限に関すること。

サ　農作物の採取制限、農耕制限に関すること。

シ　農畜水産物の出荷制限に関すること。

ス　漁業通信に関すること。

セ　道路施設の確保に関すること。
ソ　教育施設との連絡に関すること。
タ　他市町村、防災関係機関との連絡調整に関すること。
チ　その他本部長が指示する事項に関すること。

４　原子力災害対策センター（オフサイトセンター）における活動

町は、特定事象の発生等により施設敷地緊急事態に該当し、国が「原子力災害対策センター（オフサイトセンター)」に現地事故対策連絡会議を開催する場合、及び原子力緊急事態宣言の発出等により合同対策協議会が組織される場合に、職員を「原子力災害対策センター（オフサイトセンター)」に派遣し、国、県、市町村、事業者及び防災関係機関と共同して、情報の収集・伝達、及び緊急時モニタリング、緊急時医療活動等の応急対策活動を行う。

(1)　「原子力災害対策センター（オフサイトセンター)」の設営準備への協力

町は、特定事象発生の通報を受けた場合、国が行う「原子力災害対策センター（オフサイトセンター)」の設営準備への協力を行う。

(2)　現地事故対策連絡会議への職員派遣

ア　現地事故対策連絡会議の開催

国は、現地に派遣された指定行政機関等の職員相互の連絡・調整を行うため、必要に応じ、指定行政機関、県、市町村、指定公共機関及び原子力事業者等の職員を「原子力災害対策センター（オフサイトセンター)」に集合させ、現地事故対策連絡会議を開催し、関係機関と情報の共有化を図ることとされている。

現地事故対策連絡会議の運営については、国が定める「原子力緊急事態等現地対応マニュアル（福島県)」によるものとされている。

イ　町は、特定事象の発生等により、国が現地事故対策連絡会議を「原子力災害対策センター（オフサイトセンター)」にて開催する場合、職員を派遣する。

ウ　町は、現地事故対策連絡会議に派遣された職員に対し、町が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど、当該職員を通じて国、県、関係市町村等との連絡・調整、情報の共有を行う。

(3)　原子力災害合同対策協議会への出席

ア　原子力災害合同対策協議会の設置

国現地対策本部長は、県現地本部長、市町村災害対策本部長及び発電所の原子力防災管理者から権限を委任された者、専門家等とともに合同対策協議会を構成し、関係者の情報共有を目的とする「全体会議」を開催することとされている。

合同対策協議会の役割及び運営等については、国が定める「原子力緊急事態等現地対応マニュアル（福島県)」により実施される。

イ　町は、原子力緊急事態宣言の発出等により、「原子力災害対策センター（オフサイトセンター)」において合同対策協議会が設置されることとなった場合は、職員を出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法について協議する。

ウ　町は、合同対策協議会に派遣された職員に対し、町が行う応急対策の状況、緊急事態応

急対策の準備状況等について随時連絡するなど、当該職員を通じて国、県、関係市町村、事業者等との連絡・調整、情報の共有を行う。

(4)　「原子力災害対策センター（オフサイトセンター)」における機能班での活動

ア　機能班の設置

国現地対策本部は、「原子力災害対策センター（オフサイトセンター)」において、県現地本部、緊急事態応急対策実施区域を管轄する市町村災害対策本部、原子力事業者、指定公共機関及び指定地方公共機関等とともに、情報把握等のため、機能別に分けた班にそれぞれ職員を配置し、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、合同対策協議会（全体会議）への報告及び決定事項の関係機関への連絡、実施等を行うこととされている。

なお、各機能班の運営及び主な業務については、国が定める「原子力緊急事態等現地対応マニュアル（福島県)」による。

イ　町は、「原子力災害対策センター（オフサイトセンター)」において、現地事故対策会議及び合同対策協議会の組織とともに設置される各機能班に現地本部要員を派遣し、発電所の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させる。

５　住民等に対する指示の伝達と広報

(1)　住民等への情報伝達活動

ア　原子力災害の特殊性を勘案した的確な情報提供、広報の推進

町は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行う。

イ　一元的な情報提供の定期実施の推進

住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備する。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

ウ　詳細な情報提供の推進

役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象予測等)、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、町が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。なお、その際、民心の安定並びに避難行動要支援者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行う。

エ　原子力災害合同対策協議会等と連携した情報提供の推進

原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。その際、その内容について原子力災害対策本部、国現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、周辺市町村及び原子力事業者と相互に連絡をとりあう。

オ　多様な情報提供手段の活用

情報伝達に当たって、同報系防災無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

カ　住民への居場所の周知の促進

避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難所以外に避難をした場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知する。

(2)　住民等からの問い合わせに対する対応

町は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備する。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。

６　緊急時モニタリングへの協力

(1)　初期対応段階の緊急時モニタリングの実施

県は、発電所の原子力防災管理者から警戒事象発生の通報を受けた場合、緊急時モニタリングの準備（主に空間放射線量率の測定）を直ちに開始する。

(2)　緊急時モニタリングセンターの設置協力

町は、発電所の原子力防災管理者から原災法第10条の特定事象発生の通報を受けた場合、国による緊急時モニタリングセンターの立ち上げに協力する。

(3)　緊急時モニタリングセンターの活動

緊急時モニタリングセンター（原子力規制委員会）は、特定事象の通報を受けて直ちに緊急時モニタリングを開始し、結果をとりまとめ、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部に連絡するものとされている。また、緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリング実施計画が定められた後には、これに基づき初期モニタリングを実施するものとされている。

(4)　関係機関の協力

発電所の原子力防災管理者、福島地方気象台長及び関係市町村長は、緊急時モニタリングの実施に当たり、必要な情報を提供する。

(5)測定結果等の共有

町は、住民避難の必要性等を判断するため、国現地対策本部放射線班から、緊急時モニタリング評価結果の説明を受け、情報を共有する。

７　避難及び屋内退避

(1)　速やかな住民避難のための準備

町は、県と連携しながら、原災法第15条の緊急事態において、国が自治体に行う住民避難等の指示に対し、速やかに実施できる体制をとるため、警戒事態（原子力施設において重要

な故障等が発生する等、自然災害以外の要因により該当すると判断された場合）の通報受信後、直ちに住民の避難又は屋内退避のための準備として、緊急時モニタリング結果等の情報を勘案し、避難等の範囲、避難道路、避難先及び受け入れの調整の検討を開始するとともに、避難退域時検査場所等の開設準備、指定避難所等の開設準備、住民輸送のための車両の確保、広報車等の準備等を行う。

(2)　避難及び屋内退避等の防護措置の実施

町は、県と連携しながら、指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、以下の緊急事態区分に応じて避難及び屋内退避等の防護措置を実施する。

なお、避難にあたっては、県及び町が定める広域避難計画に基づき実施する。

ア　警戒事態

町は、県と連携しながら、警戒事態（自然災害を除く。）発生時には、国・県の要請又は独自の判断により、次の防護措置を行う。

(ｱ)　ＰＡＺを含む関係市町村

施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）。

施設敷地緊急事態要避難者の安定ヨウ素剤の配布準備。

(ｲ)　避難指示区域を含む関係市町村

一時立入の中止及び一時立入している住民等の退去準備。

(ｳ)　ＵＰＺ外の市町村

施設敷地緊急事態要避難者の避難準備への協力。

イ　施設敷地緊急事態

町は、県と連携しながら、施設敷地緊急事態発生時には、国・県の要請又は独自の判断により、次の防護措置を行う。

(ｱ)　ＰＡＺを含む関係市町村

施設敷地緊急事態要避難者の避難実施。

施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）。

(ｲ)　避難指示区域を含む関係市町村

一時立入している住民等の退去開始。

(ｳ)　ＵＰＺを含む関係市町村

住民等の屋内退避の準備。

(ｴ)　ＵＰＺ外の市町村

避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ。

施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力。

ウ　全面緊急事態

町は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、避難及び安定ヨウ素剤の服用等の指示があった場合又は県・町の独自の判断により、次の防護措置を行う。

(ｱ)　ＰＡＺを含む関係市町村

住民等の避難実施。

(ｲ)　ＵＰＺを含む関係市町村

住民等の屋内退避の開始。

ＯＩＬに基づく住民等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）。

(ｳ)　ＵＰＺ外の市町村

避難住民の受入。

ＯＩＬに基づく避難の準備への協力（避難先、輸送手段の確保等）。

必要に応じて、屋内退避。

また、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、指針に基づいたＯＩＬの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。

エ　放射性物質が放出された場合

放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、ＯＩＬに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。その際、併せて気象情報を提供するものとされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された県の知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べる。

関係地方公共団体が避難・一時移転を実施するに当たり、次の事項について、原子力災害合同対策協議会等において、指示内容の判断のため関係地方公共団体等より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力する。

・ＵＰＺ内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針
・避難ルート、避難先の概要
・移動手段の確保見込み
・その他必要な事項

(3)　避難及び屋内退避の留意事項

ア　避難

(ｱ)　関係市町村は、避難を決定したときは、対象地区の住民に対し、避難所、携帯品等の留意事項を含め、避難を指示する。

(ｲ)　避難にあたっては、災害の状況に応じ、住民の自家用車をはじめ、バス、鉄道等の公共交通機関、防災関係機関が保有する車両、船舶、ヘリコプター等のあらゆる手段を活用する。

(ｳ)　自力で避難可能な住民については、原則、自家用車により避難する。なお、自家用車による避難が困難な住民は、あらかじめ町が選定した集合場所等からバス等により避難する。

(ｴ)　新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合に

は、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

イ　屋内退避

屋内退避は、原則として住民等が自宅等にとどまるものであり、町は、屋内退避を決定したときは、屋内退避地区内の住民等に屋外に出ないよう指示する。また、屋外にいる住民等に対しては、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示する。

また、地震による家屋の倒壊や、相次ぐ余震の発生により家屋による屋内退避が困難な場合には、町が設定する近隣の避難所等にて、まずは屋内退避を実施する。そのうえで、近隣の避難所等に収容できない場合は、地震による影響がない避難所を関係市町村内外を含め選定し、避難させるなど状況に応じ柔軟に対応する。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症流行下においては、県及び関係市町村は、自宅等で屋内退避を行う住民に対し、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないよう指示する。

ウ　その他

県及び町は、国が原子力災害の観点から避難又は屋内退避指示等を出している中で自然災害を原因とする緊急の対応等が必要となった場合には、人命最優先の観点から独自の判断を行う。その際には、国と緊密な連携を行う。

(4)　広域避難に係る調整

町は、関係市町村の避難先としてあらかじめ定めた避難所が使用できない場合等、広域避難計画に定める避難所以外へ避難する必要が生じた場合には、速やかな避難ができるよう必要な調整を県に依頼する。

(5)　避難所の設置

ア　避難所の開設

広域避難の必要が生じた場合は、県広域避難計画に基づき、県が、受入先の市町村に対し、施設の供与及びその他の災害救助の実施について協力を要請することとなっている。

町は、県、受入先市町村の協力を得ながら、広域避難先に避難所を開設し、原則として職員を維持、管理のための責任者として配置し、受入先の市町村職員、施設管理者や避難住民等と連携して運営を行う。

イ　避難者等の情報把握

町は、県、受入先市町村と連携しながら、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。

また、民生・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等と連携しながら、要配慮者の居場所や安否確認に努める。

ウ　避難所の生活環境把握等

町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びご

み処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の３つ密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努める。

エ　避難所における健康状況の把握等

町は、厚生労働省や県、受入先市町村と連携し、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受け入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。また、県、受入先市町村と連携し、保健師・管理栄養士等による巡回健康相談等を実施する。なお、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずる。

オ　避難所の運営における配慮

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

また、避難の長期化に際しては、必要に応じて関係機関・関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食の提供を実施する。

８　飲食物の摂取制限、出荷制限

(1)　避難指示区域の住民に対する飲食物の摂取制限

町は、屋内退避等の防護対策を講じた場合には、県の指示に基づき、避難指示区域内の住民に対し、当面屋内に貯蔵してある飲食物以外の飲食物の摂取を制限するよう、広報を行うとともに、飲食物の供給活動を実施する。

(2)　防護対策指標以上の濃度の試料が採取された地区の飲食物等の摂取制限

町は、国の指示又は緊急時モニタリングにより指針に定める指標濃度を超える試料が検出された場合にあっては、県の指示に基づき、当該試料が採取された地区の住民に対し、避難指示区域の住民に対する飲食物の摂取制限と同一の措置を講ずる。

また、飲料水の水源についても、国・県の指示又は指針に定める指標濃度を超える試料が採取された場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置等を決定し、当該水道利用者全てに対し必要な措置を講ずる。

(3)　農林水産物の採取及び出荷制限

町は、国・県の指示又は緊急時モニタリング等により指針に定める指標濃度を超える試料が検出された場合にあっては、住民、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場責任者等に対して、当該試料が採取された地区の農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷の禁止等必要な措

置を講じるよう、広報する。

９　原子力災害医療活動

(1)　原子力災害医療活動への協力

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、避難退域時検査、簡易除染等原子力災害医療について協力する。

(2)　安定ヨウ素剤の服用

ア　服用のための準備

町は、県と連携しながら、指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象者が安定ヨウ素剤を服用できるよう準備を行う。

イ　服用の指示

町は、県と連携しながら、住民等の放射線防護のため、国の原子力災害対策本部等より安定ヨウ素剤の服用の時機について指示があった場合や、知事又は町長の判断により、住民等に対し安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。

安定ヨウ素剤の服用の方法は、指針による。

なお、安定ヨウ素剤の服用に当たっては、指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の服用の効果、服用対象者、禁忌等について、服用対象者へパンフレット等により説明する。

原子力災害時における放射性ヨウ素の放出に対する甲状腺への放射線影響を低減させるための防護対策としては、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤服用等があり、放射性物質の放出状況を踏まえ、より実効性を高めるため、これらの防護対策を別々に考えるのではなく、総合的に考える。

(3)　メンタルヘルス対策

原子力災害時には、放射線による被ばくや汚染等に対する不安や、被ばく等が身体的な健康に及ぼす不安などの心理的変化が生じるとともに、避難や屋内退避等による生活環境の変化が精神的負担となることが考えられることから、町は、国、県、関係市町村、地域医師会等と協力して、メンタルヘルス対策を適切に実施する。

メンタルヘルス対策の実施に当たっては、原子力災害対策指針を踏まえ、原子力災害の経過に応じた対策、適切な情報提供を行うとともに、メンタルヘルスの専門家だけでなく住民等に接する緊急事態応急対策に従事する者全員が、その役割を担うことを認識し取り組む。

10　救助・救急・消火活動

(1)　資機材の確保

町は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずる。

(2)　応援要請

町は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内他市町村、原子力事業者等に対し、応援を要請する。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(3)　緊急消防援助隊等への応援要請

町は、災害の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに広域消防応援、緊急消防援助隊等の応援を県に要請する。

なお、要請時には以下の事項に留意する。

ア　救助・救急及び火災の状況、応援要請の理由、応援の必要期間

イ　応援要請を行う消防機関の種別と人員

ウ　市町村への進入経路及び集結（待機）場所

11　緊急輸送活動

(1)　緊急輸送の順位

町は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、県等防災関係機関と調整の上、次の順位を原則に緊急輸送を行う。

第１順位　人命救助、救急活動に必要な輸送、合同対策協議会のメンバー

第２順位　避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送

第３順位　災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送

第４順位　住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第５順位　その他災害応急対策のために必要な輸送

(2)　緊急輸送の範囲

ア　救助・救急活動、医療・救護活動、消火活動に必要な人員及び資機材

イ　負傷者、避難者等

ウ　コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員及び資機材

エ　合同対策協議会のメンバー（国の現地対策本部長及び県の現地本部長、市町村の災害対策本部長等）、災害応急対策要員（現地本部要員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材

オ　食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

カ　その他緊急に輸送を必要とするもの

(3)　緊急輸送体制の確立

関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。

12　原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）は、原子力災害対策本部の下に、原子力被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。また、原子力被災者生活支援チームは、原子力事業所の区域を管轄する都道府県の庁舎等へ原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び必要な要員を派遣し、住民等の状況把握及び生活支援等に関する被災地方公共団体等との連絡・調整を行うこととされている。

町は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等を対象とする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切

な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

本章は、原災法第 15 条第４項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

１　緊急事態解除宣言後の対応

(1)　放射性物質による環境汚染への対処

町は、国及び県からの指示に基づき、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

(2)　環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

町は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括のもと、県が原子力事業者その他関係機関と協力して継続的に行う環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表に協力する。

２　被災地の生活安定

(1)　災害地域住民に係る記録等の作成

避難及び屋内退避の措置をとった場合、町は、住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

(2)　被災者等の生活再建等の支援

町は、「一般災害対策編 第３章 第２節 被災地の生活安定」の定めるところにより、被災者等の生活再建等の支援を行う。

(3)　風評被害等の影響の軽減

町は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく地場産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

(4)　心身の健康相談体制の整備

町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し、実施する。